

エキュメニカル運動におけるバプテスマ理解と相互承認に関する一考察：WCC信仰職制委員会およびローマ・カトリック教会との関連で

著者	小林 和代
学位名	博士（神学）
学位授与機関	関西学院大学
学位授与番号	34504甲第679号
URL	http://hdl.handle.net/10236/00028252

2018年度 博士論文

研究演習担当 中道 基夫 教授

エキュメニカル運動におけるバプテスマ理解と相互承認に関する一考察

—WCC 信仰職制委員会およびローマ・カトリック教会との関連で—

関西学院大学大学院神学研究科

博士課程後期課程

小林 和代

提出日 2018年11月30日

【 凡例 】

*聖書

聖書引用箇所は共同訳聖書実行委員会『聖書 新共同訳』（日本聖書協会, 2008 年版）を使用する。

*ローマ・カトリック教皇名、在位年の表記

カトリック中央協議会公式ウェブサイト『歴代教皇』を参照している。

<https://www.cbcj.catholic.jp/catholic/pope/successivepopes/> （2018 年 11 月現在）

*ローマ・カトリック教会－他教会間対話報告書

参考資料 (1) に一覧として添付している。

*教会用語の訳語は以下の通りに使用する。

[baptism]

『聖書 新共同訳』では洗礼にバプテスマが併記されているという点を配慮して、「バプテスマ」を使用する。ただし、慣用的に使用される場合には「洗礼」を使用する。

[bishop]

カトリック教会では「司教」、聖公会、正教会では「主教」が使用されている。必要に応じて使い分ける。

[eucharist]

元来「感謝の祭儀」を意味するものであるが、カトリック教会では「聖体」「エウカリスチア」「感謝の祭儀」「ミサ」（『カトリック教会のカテキズム』では、エウカリスチアを原則使用し、文脈によりエウカリスチアの後ろに（聖体）（ミサ）等を付けて補っている）、プロテスタント教会では「聖餐」が使用され、『リマ文書』においても「聖餐」が使用されている。eucharist の本来の深い意味を考え、「ユーカリスト」を使用する。しかし慣用的に使われる場合には「聖餐」を、カトリック教会に関する記述の際には、カトリックの訳語である「聖体」、もしくは「聖体拝領」を使用する。

[liturgy]

カトリック教会では「典礼」、プロテスタント諸教会では「礼拝」、正教会では「奉神礼」といった訳語が用いられるが、内容に合わせて、「礼拝」、「礼拝式文」、カトリック教会の場合には「典礼」、「典礼式文」を用いる。

[ministry]

主として「職務」と訳しているが、文脈によっては「職制」「奉仕職」などと使い分けている。ministerは「教役者」と表記する。

[ordination]

教会の公的な任職の手続きにより聖職位に任じられる式である。

カトリック教会では「叙階」、正教会では「神品」、聖公会において「叙任」、多くのプロテスタント教会では「按手礼」が使用されている。基本的に「叙任」を用いるが、カトリック教会に関する記述の際には「叙階」を使用する。

[sacrament]

秘跡、機密、聖礼典、など多様に訳されているが、本論文では「サクラメント」を使用する。

【目次】

凡例	
序論	1
【問題設定】	1
【研究史】	2
【キリスト教入信式の形成・バプテスマをめぐる論争】	6
【研究方法】	10
【論文の構成】	11
第1章 信仰職制におけるバプテスマ理解の進展およびローマ・カトリック教会の展開	15
第1節 信仰職制におけるバプテスマ理解の進展	15
(1) 第1回信仰職制世界会議(1927年)～第2回信仰職制世界会議(1937年)	17
(2) 第3回信仰職制世界会議(1952年)～第4回信仰職制世界会議(1963年)	22
第2節 ローマ・カトリック教会のバプテスマ解釈の変遷	27
トリエント公会議(1545-63年)～第二バチカン公会議(1962-65年)の展開	
(1) 教義としての規定から信徒使徒職というバプテスマ解釈	28
(2) バプテスマ・教会への所属・人々の救いの関係に対する解釈の変化	32
要約的考察	37
第2章 『アクラ文書』「バプテスマ」(1974年)～『リマ文書』「バプテスマ」(1982年)	40
第1節 『アクラ文書』「バプテスマ」(1974年)	40
(1) 『アクラ文書』「バプテスマ」に至る過程	40
(2) 『アクラ文書』におけるバプテスマ理解	41
(3) 諸教会からの応答	44
第2節 『リマ文書』「バプテスマ」(1982年)	50
(1) 『リマ文書』におけるバプテスマ理解	50
(2) 応答と受容	56
要約的考察	60
第3章 『リマ文書』以降～『一つのバプテスマ：相互承認を目指して』(2011年)	62
—バプテスマ理解をめぐる議論—	
第1節 第5回信仰職制世界会議(1993年)～ファヴェルジュ協議会(1997年)	62
(1) 第5回信仰職制世界会議—新しい視座からのコイノニア(交わり)	62
(2) ファヴェルジュ協議会(1997年)	67

第2節	ファヴェルジュ協議会以降～クアラルンプール信仰職制全体委員会(2004年)	74
	(1) プラハ協議会(2000年)～第2ファヴェルジュ協議会(2001年)	75
	(2) クアラルンプール信仰職制全体委員会(2004年)	76
	カトリック神学者の貢献	
第3節	WCC-ローマ・カトリック教会合同作業委員会	79
	『共通のバプテスマの教会論的・エキュメニカルな意味合い—JWG 研究』(2004年)	
	(<i>Ecclesiological and Ecumenical Implications of a Common Baptism: A JWG Study</i>)	
	(1) 内容的分析	79
	(2) 評価	84
第4節	信仰職制委員会『一つのバプテスマ:相互承認を目指して』(2011年)	85
	(<i>One Baptism: Towards Mutual Recognition-A Study Text</i>)	
	(1) キリストにつながる新しい命のシンボルであり形式としてのバプテスマ	87
	(2) バプテスマと教会	88
	(3) バプテスマと信仰	89
	要約的考察	92
第4章	教会間対話におけるバプテスマ理解および相互承認	95
第1節	ローマ・カトリック教会—国際レベルでの対話	95
	(1) 正教会—ローマ・カトリック教会	96
	『信仰・諸 sacrament・教会の一致』(1987年)	
	(<i>Faith, Sacraments and the Unity of the Church</i>)	
	(2) 主として宗教改革を起源とする教会	98
	① 改革派教会世界連盟—ローマ・カトリック教会	99
	『教会の共通理解を目指して』(1990年)	
	(<i>Towards a Common Understanding of the Church</i>)	
	② 聖公会—ローマ・カトリック教会	100
	『一致と宣教における共なる成長』(2006年)	
	(<i>Growing Together in Unity and Mission</i>)	
	③ 世界メソジスト連盟—ローマ・カトリック教会	102
	『教会に関する声明を目指して』(1986年)～	
	(<i>Towards a Statement on the Church</i>)	
	『救い主キリストとの出会い:教会と諸 sacrament』(2011年)	
	(<i>Encountering Christ the Saviour: Church and Sacraments</i>)	

④ ルーテル世界連盟－ローマ・カトリック教会.....	105
『一致に向き合う』(1984年) (<i>Facing Unity</i>) ～	
『義認の教理に関する共同宣言』(1999年)・『争いから交わりへ』(2013年)	
(<i>Joint Declaration on the Doctrine of Justification</i>)・	
(<i>From Conflict to Communion</i>)	
(3) 信仰告白者のバプテスマのみを執行する教会.....	108
バプテスト世界連盟－ローマ・カトリック教会	
『教会生活における神のことば』(2010年)	
(<i>The Word of God in the Life of the Church</i>)	
第2節 ロイエンベルク教会共同体におけるバプテスマ理解.....	111
(1) 『ロイエンベルク協約』(1973年)～『バプテスマの教義と執行』(1994年).....	112
(<i>Leuvenberg Agreement</i>) ～ (<i>On the Doctrine and Practice of Baptism</i>)	
(2) ヨーロッパプロテスタント教会共同体－ヨーロッパバプテスト連盟.....	115
『キリスト教的生活の開始と教会の本質』(2004年)	
(<i>The Beginning of the Christian Life and the Nature of the Church</i>)	
要約的考察.....	117
第5章 相互承認をめぐる課題およびエキュメニカルな意味.....	119
第1節 バプテスマの相互承認をめぐる問題.....	119
(1) バプテスマ相互承認のレベル.....	119
(2) バプテスマの実践をめぐる諸問題.....	121
第2節 相互承認のエキュメニカルな意味.....	127
(1) 多様性の認識.....	127
(2) 相互承認と教会一致の関係.....	129
要約的考察.....	131
結 論.....	133
参考文献.....	141
資料 (1) ローマ・カトリック教会－他教会間対話報告書一覧.....	158
(2) 第二バチカン公会議 公文書一覧.....	162
(3) WCC、プロテスタント諸教会、ローマ・カトリック教会 対照年表.....	163

< 序 論 >

【問題設定】

『リマ文書』（『洗礼・聖餐・職務』）¹は、1982年に、南米ペルーのリマで開催された世界教会協議会（以後 WCC と略記する）信仰職制全体委員会において、プロテスタント諸教会だけでなく、ローマ・カトリック教会、聖公会、正教会を含む世界の主な教会によってバプテスマ・ユーカリスト・職務に関して合意されたエキュメニカルな文書である。『リマ文書』の成立によってバプテスマの教義に関して教会間でほぼ合意された。およそ 30 年後の 2011 年に信仰職制委員会は共同研究『一つのバプテスマ：相互承認を目指して』²を公表し、教会間でのバプテスマの相互承認³を促進しようと試みている。1927 年に開催された第 1 回信仰職制世界会議では、諸教会はバプテスマとユーカリストが教会の中で特別な地位を占めることを理解したのみであった。これを鑑みると、1982 年に合意された『リマ文書』、2011 年には相互承認を目指した研究文書が発表されたことは、信仰職制世界会議・信仰職制委員会が主導した 80 年以上にわたる諸教会間の討議の成果と言えるだろう。この間、バプテスマをめぐる議論において、何が争点になり、争点を解決すべくいかなる研究が行われ、バプテスマがどのように解釈し直されたのか。それらはバプテスマをめぐる相互承認の際にいかなる理論的基盤をもたらしたのか。バプテスマの相互承認を阻んでいるものは何か。さらにはバプテスマの相互承認をめぐる教会間対話は、分裂した教会の一致への取り組みに貢献することになるのか。

以上のような問題意識を持って、次の二つの課題を設定する。第一の課題は、信仰職制世界会議・信仰職制委員会における討議において、ローマ・カトリック教会も含む諸教会がバプテスマ理解をいかに深め、教会間のバプテスマ理解の相違を埋めていったか。その間のバプテスマをめぐる議論の焦点は何であったのか。現在バプテスマをめぐる問題点として何が残されているのか。第二の課題は、バプテスマの相互承認をめぐる教会間対話ではバプテスマに関して何が話し合われ、何が合意されたのか。ローマ・カトリック教会は各教会間対話の中で、バプテスマをいかに解釈していったのか。バプテスマの相互承認における課題は何か、である。

¹ *Baptism, Eucharist and Ministry*, Geneva: World Council of Churches, 1982. (『バプテスマ・聖餐・職務』（『リマ文書』）、日本キリスト教協議会信仰と職制委員会・日本カトリック教会エキュメニズム委員会編訳『洗礼・聖餐・職務—教会の見える一致をめざして』、日本キリスト教団出版局、1985、13-114 頁。）本論文では『リマ文書』並びに後述する『アクラ文書』に関して、同翻訳本がエキュメニカルな訳である理由から、英語版を参考にしつつ翻訳本を使用する。

² *One Baptism: Towards Mutual Recognition-A Study Text*, Geneva: World Council of Churches, 2011. 以後 *One Baptism*、日本語では『一つのバプテスマ』と略記する。

³ 本論文において「バプテスマを承認する」とは、「バプテスマに関して、ある教会が他教会の教義や実践の中にキリスト教の真理があると認める」という意味で用いる。

上記の課題設定から、本論文では、まず信仰職制世界会議・信仰職制委員会におけるバプテスマをめぐる合意、諸課題、およびトリエント公会議（1545－63年）以降のローマ・カトリック教会におけるバプテスマ理解の展開について整理、検討する。次にこれらのバプテスマ理解が教会間対話においていかに再解釈され、バプテスマに関する同意に至ったのかを論じる。以上の考察から、エキュメニカルなバプテスマの課題とバプテスマの相互承認を目指す際の問題点を挙げ、バプテスマの相互承認がエキュメニカル運動⁴において持つ意味を明確にする。

【研究史】

上述したように本論文において、エキュメニカル運動、特に信仰職制世界会議・信仰職制委員会において行われたバプテスマをめぐる議論の変遷に焦点を当て、教会間におけるバプテスマ理解を分析し、考察することによって教会間のバプテスマの相互承認の課題を、特にローマ・カトリック教会が関係する教会間対話を踏まえて論じる。先行研究としては個人単独の研究よりは、それぞれの個別の研究が行われていて、以下、それらの研究を批判的に参照しつつ検討を試みたい。

ローマ・カトリック教会において教義は変更されえず、誤謬がないと考えられている⁵ので、バプテスマをめぐるのは古代の資料やこれらの資料の分析、伝統的な解釈への疑念から研究されることが多い。ローマ・カトリック教会の入信儀式に関して優れた研究として、A. カバナーの『バプテスマの形：キリスト教入信の儀式』⁶が挙げられる。カバナーは『典制憲章』⁷によって刷新されたローマ・カトリック教会の典礼、特に入信儀式についての歴史と改革を神学的・司牧的な観点から考察した。同書で注目できる点として、カバナーは、バプテスマが様々な文化においてその文化を明確に示す形を取り込みつつ、それらの文化を形作ってきたと、バプテスマを文化的様式に同化する複合的な行為であると捉え⁸、バプテスマがキリスト教伝統によって、儀式の形に整備されていく姿を探求したことにある。カバナーはローマ・カトリック教会の刷新された儀式に関する研究を主眼としているため、同書はローマ・カトリック教会における入信儀式の歴史的な変遷と公会議の趣旨を十分に理解

⁴ 本論文で意味する「エキュメニカル運動」とは、「教会の種々の必要と時宜にこたえて、キリスト者の一致を促進するために生み出され組織される活動と企画」（『エキュメニズムに関する教令』4条）であり、ローマ・カトリック教会およびキリスト諸教会がキリスト教一致のために行っている様々な努力や運動を指す。

⁵ 教義に関しては、岩島忠彦『『教義』についての一考察』『カトリック研究』（上智大学神学会）45号、1984、65-90頁を参照。

⁶ Aidan Kavanagh, *The Shape of Baptism: The Rite of Christian Initiation*, Minnesota: The Liturgical Press, 1991 (originally published in 1978).

⁷ 第2バチカン公会議文書公式訳改訂特別委員会監訳『第二バチカン公会議公文書 改訂公式訳』、カトリック中央協議会、2013。第二バチカン公会議公文書の一覧は資料（2）を参照。

⁸ Cf. Aidan Kavanagh, *The Shape of Baptism*, p. xiv.

した研究である。

次にキリスト教入信の sacrament の研究として、K. B. オズボーンの『秘跡神学総論』⁹と『キリスト教入信の秘跡—洗礼・堅信・エウカリスティア』¹⁰がある。フランシスコ会司祭であるオズボーンは、後者においてバプテスマ、堅信、ユーカリストに関して聖書、歴史、教義からローマ・カトリック教会の教えをわかりやすく解説している。同書の特徴は、例えば、ユーカリストと恵みとの本質的關係に関しては教会の教えであるが、いかに恵みを与えるのかという問いは神学的な問題である¹¹と、両者を明確に区別して論を進めたことである。

エキュメニカルな観点からバプテスマを扱った研究には米国カトリック神学者の S. ウッドが著した『一つのバプテスマ—バプテスマ教義のエキュメニカルな局面』¹²がある。同書で、ウッドはローマ・カトリック教会のバプテスマ教義とプロテスタント教会（特にルーテル教会、改革派教会、再洗礼派）、および正教会のキリスト教入信の儀式を比較、検討しながら、sacrament、入信儀式、信仰、義認、教会入会の相違を論じている。ウッドの研究目的はバプテスマの考察を通して、秘跡神学、礼拝学、歴史神学、組織神学を統合して礼拝学と組織神学のきずなを構築することにあるので本論文の目的とは異なっているが、同書はバプテスマをめぐる捉え方の相違を知る上で有益である。しかもウッドがルーテル教会との 2 教会間対話に関わっている関係で、ルーテル教会のエキュメニカルな姿勢などを知るには参考になる。

E. シュリンクは『洗礼論概説』¹³において、新約聖書にキリスト教のバプテスマの基礎を置き、バプテスマによる神の救いの行為として、教会への受け入れ、ことば、洗い、神の救いのわざの關係を考察した。幼児のバプテスマ¹⁴は教義的には認められていても、実践上の問題として教会間で議論になっている。キリスト教世界に組み込まれた幼児のバプテスマの慣行が問題であって、この慣行がもたらした様々な問題を挙げて、幼児バプテスマを批判することは不合理であるとする一方で、この問題の対話には教会理解からアプローチすべきである¹⁵と論じるシュリンクの考えには賛同できる。同書は本論文には主要な先行研究である。

日本におけるバプテスマの起源と意義に関する先駆的研究は、小林信雄の『洗礼—その起

⁹ K. B. オズボーン著・太田実訳・石脇慶總監修『秘跡神学総論』、新世社、2006。原典発表は1988年。

¹⁰ Kenan B. Osborne, *The Christian Sacraments of Initiation-Baptism, Confirmation, Eucharist*, New York: Paulist Press, 1987. (ケナン・B・オズボーン著・太田実訳・石脇慶總監修『キリスト教入信の秘跡—洗礼・堅信・エウカリスティア』、新世社、2010.)

¹¹ Cf. *ibid.*, pp. 150-151.

¹² Susan K. Wood, *One Baptism-Ecumenical Dimensions of the Doctrine of Baptism*, Minnesota: Liturgical Press, 2009.

¹³ E. シュリンク著・宍戸達訳『洗礼論概説』、新教出版社、1988。原典発表は1969年。

¹⁴ 本論文では「幼児のバプテスマ」とは、「まだ信仰の自己決定のできない年齢の幼少者にその親またはこれと等しい立場にある保護者の一存で願い出られ授けられる洗礼の秘跡」(宮川俊行「幼児洗礼と罪の赦し」『紀要』(純心女子短期大学)第31集, 1994, 11頁注(1))と定義する。対象となる幼児は、①受洗した両親を持つ幼児、②自分自身が受洗したいと願っている未受洗者の両親を持つ幼児、③時にはキリスト者によって養子として育てられている幼児である (E. シュリンク・宍戸達訳, 前掲書, 232頁を参照)。

¹⁵ E. シュリンク・宍戸達訳, 前掲書, 232-289頁を参照。

源と意義』¹⁶である。特にバプテスマの相互承認を阻んでいる重要な実践的問題の一つである幼児バプテスマの執行の是非に関して、バプテスマと信仰告白の関係について次のように論じる¹⁷。幼児バプテスマの際に本人が信仰の意思を表示しないので、その人が成人になったのち教会にとどまり信仰告白をするかは保証されていないが、成人の自覚的告白も将来、その人が教会にとどまるかの保証ではない。従って「両者の間に質的相違は存しない」¹⁸とする。これに加えて、幼児バプテスマの際に必要な責任ある信仰告白は、(1) バプテスマの前にこの幼児の保護者が教会において信仰を表明し、(2) 本人が成長してのちにユカリストにおいて表明すると主張する¹⁹。ユカリストをキリスト者が神の救済の恩寵に応える決意をし、責任をもってその意思表明をする機会と捉え、「聖餐こそキリスト者の生涯において本来的な信仰告白の場所」²⁰であるという彼の理論は、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマ²¹をめぐる問題の解決の糸口になるだろう。

本論文において、ローマ・カトリック教会と他教会間対話におけるバプテスマをめぐる議論を取り上げるが、ローマ・カトリック教会のエキュメニカルな対話を網羅した唯一とも言える文書として W. カスパーによる『実りを収穫する—エキュメニカルな対話におけるキリスト教信仰の基本的局面』²²がある。同書には、ルーテル世界連盟、改革派教会世界連盟、聖公会、世界メソジスト連盟の各教会とローマ・カトリック教会間でおよそ 40 年にわたって行われた 2 教会間対話における、信仰、義化、教会、バプテスマとユカリストのサクラメントの 4 項目に関して同意点と相違点が述べられている。同書は、教皇庁キリスト教一致推進評議会のプロジェクトとしてまとめられて 2008 年度同評議会年次総会で認可され、それをカスパーが解説して発表したものである²³。従ってローマ・カトリック教会の意向に沿った記述にとどまり、研究書とは言い難い。

プロテスタント神学者の研究としては、ルーテル派神学者である A. ビルメールの『エキュメニカル対話におけるバプテスマと一致』²⁴がある。同論文は、バプテスマをめぐる 2 教

¹⁶ 小林信雄『洗礼—その起源と意義』, 新教出版社, 1956.

¹⁷ 同上, 130-138 頁を参照.

¹⁸ 同上, 133 頁.

¹⁹ 同上, 138 頁を参照.

²⁰ 同上, 147 頁.

²¹ 英語では“believers’ baptism”であるが、本論文では『リマ文書』の訳語である「信仰告白者のバプテスマ」と表記する。バプテスマは、幼児は信じることができないと考えているので、幼児バプテスマを執行せず、信仰告白者のバプテスマのみを執行し、これを“believers’ baptism”と表現する (Cf. *Minutes of the Meeting of the Standing Commission, August 1987, Madrid, Spain*, Geneva: World Council of Churches, 1987, p. 33)。幼児のバプテスマを執行している教会は、「成人のバプテスマ」(“baptism of adults”)を使用する。バプテスマを授けられた幼児は、キリストに組み入れられ、信仰者の共同体の一員となると考えているからである (Cf. Roman Catholic Church, in Max Thurian ed., *Churches Respond to BEM: Official Responses to the “Baptism, Eucharist and Ministry” Text, Volume VI*, Geneva: World Council of Churches, 1988, p. 14. 以後 *Roman Catholic Church Response* と略記する)。

²² Cardinal Walter Kasper, *Harvesting the Fruits—Basic Aspects of Christian Faith in Ecumenical Dialogue*, New York: The Continuum International Publishing Group, 2009.

²³ Cf. *Information Service*, Vatican City: Pontifical Council for Promoting Christian Unity, N. 132 (2009/III-IV), p. 71.

²⁴ André Birmelé, *Baptism and Unity in Ecumenical Dialogues*, in Michael Root and Risto Saarinen

会間対話、特にバプテスト教会との対話、および正教会との対話の論点を重点的に取り扱っている。バプテスト教会に連なる諸教会との論点はバプテスマの執行形態と受洗者の年齢であり²⁵、正教会が主張しているのは入信の sacrament の一致（バプテスマ、塗油、ユーカーリスト）である²⁶とするビルメールの分析は、現在でも当てはまる。しかしエキュメニカルな環境は進展し、教会が主張する意味合いも微妙に変化しつつあり、その点で同論文には時間的な限界がある。しかも同論文は協議会で発表されたもので量的に少ないこともあり、議論が十分尽くされているとは言い難い。

本論文の先行研究として、神田健次が著した『現代の聖餐論—エキュメニカル運動の軌跡から』²⁷が挙げられる。神田はエキュメニカル運動と信仰職制運動²⁸の研究、『リマ文書』に関する研究として、日本で唯一ともいえる一連の研究を発表してきた。『現代の聖餐論』は聖餐論を中心に据えているので、本論文が主題とするバプテスマをめぐる議論と sacrament に関して重なる箇所は少なくなく、信仰職制運動史を体系的に整理した同書は、信仰職制委員会でのバプテスマをめぐる議論とその変遷過程を知る際には不可欠な研究である。同じく神田の『現代のバプテスマ論の一考察—BEM を中心として』²⁹は、『リマ文書』を信仰職制運動の歴史の中で捉え、第1回信仰職制世界会議（1927年）からリマ信仰職制全体委員会（1982年）までの信仰職制運動を3期に分け、各時期におけるバプテスマ理解と課題を述べた上で、「バプテスマ」の内容を分析し、同テキストの意義と問題点を明らかにした。同論文はエキュメニカルなバプテスマ論を研究する際の先行研究である。

信仰職制運動におけるバプテスマの討議とその歴史的叙述に関しては、D. ヘラーの『キリストにつながるバプテスマを受けて—バプテスマに関するエキュメニカル対話のためのガイド』³⁰が挙げられる。ヘラーはバプテスマをめぐる教会間対話からバプテスマに関する神学的な問題を分析し、最終的に諸教会がバプテスマの相互承認を目指す方法として謙遜、柔和、寛容、愛の実践（エフェ 4:1-6）を挙げ、このうち特に謙遜と愛の実践を提案した。これらの実践によって教会はバプテスマがキリストにつながるものであることを十分理解するようになるという³¹。同書は、エキュメニズムを学ぶ学生たちを対象にしたバプテスマに関する講義内容をもとにして執筆されている³²ので、研究書というよりも概説書に近い。

eds., *Baptism and the Unity of the Church*, Cambridge, U.K.: William B. Eerdmans Publishing Company / Geneva: WCC Publications, 1998, pp. 104-129.

²⁵ Cf. *ibid.*, p. 120.

²⁶ Cf. *ibid.*, p. 124.

²⁷ 神田健次『現代の聖餐論—エキュメニカル運動の軌跡から—』, 日本基督教団出版局, 1997.

²⁸ 本論文で意味する信仰職制（運動）とは、1910年に開催されたエディンバラ宣教会議からWCCが創立された1948年まで、信仰と職制に関する運動を指すが、その時期を含めて全体の運動を記述する場合にも信仰職制（運動）を用いる。

²⁹ 神田健次「現代のバプテスマ論の一考察—BEMを中心として」『神學研究』（関西学院大学神学研究会）第41号, 1994, 73-103頁. BEMは『リマ文書』を指す。

³⁰ Dagmar Heller, *Baptized into Christ: A Guide to the Ecumenical Discussion on Baptism*, Geneva: World Council of Churches, 2012.

³¹ Cf. *ibid.*, pp. 239-241.

³² Cf. *ibid.*, p. vii.

しかし信仰職制委員としてのヘラーの豊富な知識を駆使して書かれているので、信仰職制委員会の動向を知る上で、本論文の先行研究の一つとして挙げられる。

エキュメニカルな対話の視点から聖公会の職制論（エписコパシー、主教制）を論じた西原廉太の『聖公会の職制論—エキュメニカル対話の視点から』³³には、職制論をめぐる聖公会とローマ・カトリック教会との 2 教会間対話の課題と可能性が論じられている。聖公会—ローマ・カトリック教会との対話に関する論述は職制論をめぐるものに限られているというものの、西原が用いたエキュメニカル解釈学という方法論³⁴は、本論文で取り扱う諸教会によるバプテスマ理解とバプテスマをめぐるローマ・カトリック教会と他教会間対話を考察する際にも使用するものであり、示唆に富む先行研究である。

以上見てきたように、信仰職制運動の始まりから『一つのバプテスマ』が発表されるまでのおよそ 80 年間におけるバプテスマをめぐる議論の展開並びにバプテスマの相互承認に関して、信仰職制委員会とローマ・カトリック教会との関連において一貫して行われた研究はほとんどない。またバプテスマをめぐるローマ・カトリック教会との教会間対話に関して、概説はあるものの、バプテスマ理解の詳細など、具体的に論じられてはいない。

【キリスト教入信式の形成・バプテスマをめぐる論争】

本論文は、エキュメニカル運動、特に信仰職制におけるバプテスマ理解を通して、ローマ・カトリック教会と他教会間対話におけるバプテスマの相互承認を扱う。新約聖書は、バプテスマについてのキリスト論的、教会論的、倫理的、聖霊論的、終末論的、人間学的、救済論的などの神学的基礎を与えていて、バプテスマをめぐる議論の出発点となっている。しかし教会史の中で、新約聖書の記述からでは答えることができない相違や対立が生じ、ある場合には教会分裂を起こして、今までとは異なった教義や教会法が確立している。従ってバプテスマの相互承認を語るには、バプテスマの慣行の問題だけではなく、過去に争われたバプテスマ理解の相違をめぐる論点を理解した上で論じることになる。ゆえに本論文の前提として、一つは、初代教会におけるキリスト教入信式の形成とバプテスマ神学の形成の歴史的過程、二つ目として、初代教会および宗教改革後に起こったバプテスマをめぐる論争から、バプテスマの理解と対立がいかなるものであったかを明らかにする。

キリスト教入信式の形成

1 世紀末から 2 世紀初頭のキリスト教共同体において、改宗者がどのようにキリスト教に

³³ 西原廉太『聖公会の職制論—エキュメニカル対話の視点から』，聖公会出版，2013.

³⁴ 同上，17-19 頁を参照.

入信していたかを示す非常に貴重な資料は、『十二使徒の教訓』^{ディダケー} 35である。バプテスマは父と子と聖霊の名で水による形式で執行され、通常の執行方法は流れる水での浸礼であった。必要な場合は頭に水を振りかけることも承認されていた。儀式の前には、バプテスマに関係するすべての人に断食が命じられ³⁶、儀式の後、受洗者は禁欲的な生活と祈りのうちに³⁷、ユーカリストを通して³⁸キリスト教的な生活を始める。この時期にカテキズムがすでにあり、バプテスマの儀式が父と子と聖霊の名で、水によって、浸礼の形式で執行されていたことが読み取れる。

初期の教会におけるバプテスマの儀式的祭儀は、ユスティノス（100 頃－165 頃）の『第一弁明』³⁹に表されている。ユスティノスは父と子と聖霊の名によるバプテスマの際の祈りについて以下のように述べている。「私共のこうした教えと言葉を真理として受け入れ、信じて、それにもとづいた生活を送る覚悟であると約束する者には、すでに犯してしまった罪の赦しを、断食しつつ神に祈り求めるように教えております。そして私共も彼らとともに祈り、断食するのです。次の段階では、この人々は水場に案内され、私共が身に新生を受けたのと同じ仕方で新生を受けます。すなわち万有の父また支配者なる神と、私共の救い主イエス・キリストと、聖霊の名によって（その名を唱えるのと）同時に水において、洗いを受けるのです」⁴⁰。この後ユーカリストが続く。『十二使徒の教訓』^{ディダケー}からの展開としてユスティノスのテキストでは、共同体がバプテスマを受ける人々とともに祈り、断食し、バプテスマの儀式が共同体的であることが認識され、バプテスマの儀式の構成が水の洗いからユーカリストまで含まれるという理解があったことが分かる。

幼児のバプテスマが、2 世紀後半から 3 世紀の初めにすでに伝統という認識のもとで執行されていたことは、オリゲネス（185 頃－254 頃）の「教会も使徒たちからの伝承を受け継いで、幼子たちにも洗礼を授けているのです」⁴¹という描写から明らかである。

2 世紀末から 3 世紀初頭のキリスト教入信を詳細に伝える重要な資料は、215 年頃に成立したと考えられている、ヒッポリュトス（170 頃－235）の『使徒伝承』⁴²である。『使徒伝承』には洗礼志願期⁴³、バプテスマ直前の準備⁴⁴、バプテスマの執行⁴⁵が含まれていて、この時期にはバプテスマ執行の段階が整っていたことが示されている。バプテスマ直前でも司

³⁵ 佐竹明訳『十二使徒の教訓』^{ディダケー}、荒井献編『使徒教父文書』、講談社、1998、27-40 頁。成立年代は確定されていないが、ほぼ 1 世紀末か 2 世紀初頭とする説が有力である（同書、456-457 頁を参照）。

³⁶ 同上、7 章（33 頁）を参照。

³⁷ 同上、8 章（33-34 頁）を参照。

³⁸ 同上、9-10 章（34-35 頁）を参照。

³⁹ ユスティノス著・柴田有・三小田敏雄訳『第一弁明、第二弁明、ユダヤ人トリュフォンとの対話(序論)』、教文館、1992。

⁴⁰ 同上、78 頁。

⁴¹ オリゲネス著・小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』、創文社、1990、347 頁。

⁴² 土屋吉正訳『聖ヒッポリュトスの使徒伝承: B. ボットの批判版による初訳』、1983、燦葉出版社。

⁴³ 同上、38-41 頁、17-19 項を参照。

⁴⁴ 同上、42-45 頁、20 項を参照。

⁴⁵ 同上、44-59 頁、21 項を参照。

教の役割があるが、バプテスマの際の司教の優位な役割が確定されている。バプテスマの時刻になると司教は、「油の上に感謝をささげ、それを器に入れる」⁴⁶。また司教は「別の油を取って、悪霊の追放を行う。この油は悪霊追放の油と呼ばれる」⁴⁷。司祭の役割はこの悪霊追放の油の塗油と祈り、その後別の司祭によって水による三度の浸礼がある。水から上がると、受洗者は感謝の油を塗られる。その後教会内で司教は祈りと感謝の油を塗油する。しかしヒッポリュトスの描写からはこの塗油を堅信と解釈することはできないと考えられる。このあとテキストは全会衆が参加するユーカリストの描写に続く⁴⁸。パンとワインだけでなく水（心の洗いのしるしとして）と、約束の地に入ることが象徴されているミルクと蜂蜜⁴⁹がふるまわれるのである。『使徒伝承』の描写から今日のバプテスマ理解にとって特に重要であるのは、バプテスマは水による浸礼だけでなく、教会への登録、教理教育、バプテスマの直前の準備、バプテスマ後の塗油を含む一連の儀式全体であるという点で、バプテスマの執行には入念な教理教育を必要とし、受洗後教会共同体はユーカリストを通して互いに関わるというものである。

ヒッポリュトスの『使徒伝承』とともに、3世紀前半におけるバプテスマの規定に関する重要な資料は、テルトゥリアヌス（155頃-220以後）の『洗礼について』⁵⁰である。この文書が重要であるのは、第1に、キリスト教入信式をバプテスマの sacramentum として扱っていることにある⁵¹。第2は、現在でもバプテスマ理解の論点であるバプテスマの執行者の規定⁵²、および受洗者⁵³である。バプテスマの執行者は、司教、司祭と助祭であるが、司祭と助祭は司教の承認が必要であることが強調され、司教、司祭、助祭が不在の場合は信徒もバプテスマを執行できることが規定されている。テルトゥリアヌスは幼児バプテスマに関しては、バプテスマが「緊急を要するものではないのなら、はたして保証人たち（sponsors 洗礼親、代父母）までも危険に投げ出される必要があるのであろうか。というのも、彼ら〔当事者たち〕が死亡することによって、彼らの〔洗礼の折の〕約束が捨て去られることも可能であるし、〔彼らが立ち合ったその子供たちに〕悪い素質が生じるその結果、欺かれることも可能であるからである」⁵⁴と疑問を呈している。

以上の資料から、2世紀の終わりから3世紀初めにかけてキリスト教入信の構成は、1)

⁴⁶ 同上, 47 頁.

⁴⁷ 同上.

⁴⁸ 同上, 54-59 頁を参照.

⁴⁹ 同上, 56-57 頁を参照.

⁵⁰ テルトゥリアヌス著・佐藤吉昭訳「洗礼について」, 上智大学中世思想研究所編訳・監修『中世思想原典集成4 初期ラテン教父』, 平凡社, 1999, 40-76 頁.

⁵¹ バプテスマの sacramentum が執行されるのは「すべての水は、それに先立つ原初の特権のゆえに、神への呼びかけにより、聖化する秘義的力(sacramentum)を継続してもっている」からで、それゆえバプテスマの sacramentum が執行される過程は、霊が天から降りてきて水を清めながら水の上にとどまり、聖別された水が自ら聖化する力をも吸収する(テルトゥリアヌス『洗礼について』, 45 頁, 4 章(4)を参照)。

⁵² テルトゥリアヌス『洗礼について』, 62-63 頁, 17 章を参照.

⁵³ 同上, 64-66 頁, 18 章を参照.

⁵⁴ 同上, 65 頁.

バプテスマの準備のための指導、2) 悪魔の拒否の後の塗油、3) 父と子と聖霊の名による三度の水の洗い、4) 塗油 (『洗礼について』7章) か感謝の塗油 (『使徒伝承』21項)、5) 聖霊を呼び求める祈りとともに按手⁵⁵、これに加えてヒッポリュトスはしるしとして額に塗油、6) ユーカリストである。

堅信に分離していく重要な要因がみられる文書は、416年のインノチェンツィオー一世 (在位 401-417) による書簡(Letter *Si instituta ecclesiastica* to Bishop Decentius of Gubbio) で、ここでは第2のバプテスマ後の塗油が聖霊の授与に結び付けられている (DS⁵⁶ 215)。

バプテスマをめぐる論争

古代教会⁵⁷におけるバプテスマをめぐる論争でカトリック教会の教義に決定的な影響を与えたのは、アウグスティヌス (354-430) のドナティストとの論争である。論点は、教会外で受けたバプテスマの有効性と教会の外で受洗した人は罪の許しを得られるかに関するもので、アウグスティヌスが『洗礼論』⁵⁸で展開した方法は、 sacrament そのものと、罪の許しという sacrament の成果を分けて解釈するものであった。教会外で授与されたバプテスマに関して、「洗礼の sacrament は、洗礼を受ける人が保持する」(『洗礼論』1. 1. 2) がゆえに有効であり、教会の外でバプテスマを受けた人に罪の許しを得られる理由は、「同一の洗礼が、教会の外にあっては不和のゆえに死を生ぜしめていたのが、教会の中にあつて平和のゆえに救いを生ぜしめる」(『洗礼論』3. 13. 18) からである。すなわちアウグスティヌスの意味することは、バプテスマの効果はそれを授ける人や受ける人の人間性に左右されることはなく、教会以外でもバプテスマは授与されうるし、バプテスマを受けることができるのである。アウグスティヌスの見解は、*ex opere operato* (一事効的に) として 12 世紀以降の秘跡神学の用語に定着し、トリエント公会議において *ex opere operato* に基づいて sacrament の客観的な効力を強調する理論的な基になったのである。

宗教改革以後、宗教改革諸教会もローマ・カトリック教会も安住していたキリスト教世界、その世界で執行されていた幼児バプテスマは宗教改革急進派⁵⁹によって批判される。「洗礼

⁵⁵ 「按手」とは、「聖霊の賜物を祈り求める際の、人の頭の上に手を置く典礼行為」のことをいう (新村 出編『広辞苑 第七版』, 岩波書店, 2018, LogoVista 事典)。

⁵⁶ H. Denzinger, *Enchiridion symbolorum definitionum et declarationum de rebus fidei et morum-Compendium of Creeds, Definitions, and Declarations on Matters of Faith and Morals-Latin-English*, edited by Peter Hünermann, Forty-Third Edition, San Francisco: Ignatius Press, 2012. (H・デンツィンガー編・A・シェーンメッツァー増補改訂・A・ジンマーマン監修・浜寛五郎訳『カトリック教会文書資料集: 信経および信仰と道徳に関する定義集』, エンデルレ書店/ヘンデル代理店, 1974.) DS と略記し、本論文ではラテン語-英語版を使用する。

⁵⁷ キリスト教が国教化される 4 世紀終わりごろまでを指す。上智学院新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典』, オンラインを参照。

⁵⁸ 坂口昂吉・金子晴勇訳『アウグスティヌス著作集 8 ドナティスト論駁集』, 教文館, 1984. 引用箇所は、25 頁および 124 頁。

⁵⁹ 本論文では、ルター、カルヴァン、ツウィングリなどのいわゆる正統派を批判したプロテスタンティズ

は、悔い改めと生活の改変、および真理への信仰を教えられ、自分の罪がキリストによって取り除かれていることを知っているすべての者、そしてイエス・キリストの復活の中を歩み、彼と共に甦るために、彼と共に死んで葬られることを願うすべての者、そしてわれわれと同じような考えを抱き、〔洗礼を〕熱望し、自らも〔これを〕求める、すべての者に、施さるべきである」⁶⁰と。ここにはバプテスマが人間に対する神の救いのわざではなく、神の呼びかけに対する人間の従順として捉えられている。従って彼らは幼児のときに受けたバプテスマを正式のものと認めず、再洗礼を主張した。このような洗礼観を持っている教会として英国国教会から分離した会衆派を源流とするバプテスト教会がある⁶¹。現在でもそれらの教会と幼児のバプテスマを執行する教会の間には、幼児バプテスマの正当性をめぐって論争が続いている。

【研究方法】

本論文において、エキュメニカル運動におけるバプテスマ理解および相互承認、ローマ・カトリック教会のエキュメニカルな姿勢などに関して、信仰職制世界会議・信仰職制委員会の報告書・研究書、教会間対話報告書・声明文、ローマ・カトリック教会の公文書などを資料として使用する。本論文での方法は、それらの資料を比較、検討しながら、解釈し、再構築するという作業、すなわち解釈学である。しかし教会間でのバプテスマ理解、バプテスマをめぐる相互承認の問題を取り扱うエキュメニカルな視点から、エキュメニカル解釈学と言われる方法を用いる。

聖書の解釈は、キリスト教一致を求める際に解決せねばならない問題としてエキュメニカル運動の中心に置かれてきた。信仰職制委員会で解釈学(hermeneutics)の語が初めて使用されたのは、1963年に開催された第4回信仰職制世界会議の報告書『聖書・伝統・諸伝統』⁶²である。様々な教会において、聖書のテキスト、シンボル、また執行が、自分たちの関心や、強調したい事柄に関連して解釈され、受け入れられ、伝統として伝えられて、このような聖書と伝統をめぐる解釈の相違によってたびたび教会の分裂をもたらした。エキュメニカル解釈学はこれらの反省の上に立ち、教会の目に見える一致を目指して、教会間での対話

ムの立場に立つ人々を「宗教改革急進派」と呼ぶ(倉塚平「ラディカル・リフォーメーション研究史」, 倉塚平・田中真造・出村彰・萩原溢恵・森田安一編訳『宗教改革急進派—ラディカル・リフォーメーションの思想と行動』, ヨルダン社, 1972, 5-61頁を参照)。

⁶⁰ M. ザトラ著・出村彰訳「神の子らの兄弟の一致(シュライトハイム信仰告白)」, 倉塚平・田中真造・出村彰・萩原溢恵・森田安一編訳『宗教改革急進派—ラディカル・リフォーメーションの思想と行動』, ヨルダン社, 1972, 177頁。

⁶¹ H. W. ロビンソン著・高野進訳『バプテストの本質』, ヨルダン社, 1985, 8頁を参照。

⁶² Cf. *Scripture, Traditions and Traditions*, in P. C. Rodger and L. Vischer eds., *The Fourth World Conference on Faith and Order: The Report from Montreal 1963*, London: SCM Press Ltd, 1964, pp. 50-61. 特に pp. 53-54 (§§ 50-55)を参照。

と合意を促進させるために提唱された。第5回信仰職制世界会議（1993年）では、従来の聖書と伝統を中心とする解釈学ではエキュメニカル運動の行き詰まりを見せたため、キリスト教文化を理解する「エキュメニカル解釈学」(ecumenical hermeneutics)⁶³という新しい方針が示された。2004年に開催された信仰職制全体委員会では、エキュメニカル解釈学は、将来の対話を排除するような画一、単一の解釈ではなく、他教会の伝統と方法論、コンテキストの相違を含めた異文化をいかに理解し合えるかという解釈学（異文化間解釈学）として議論された⁶⁴。神学的解釈学の中でエキュメニカル解釈学は、上述したテキスト、シンボル、執行が様々な教会においていかに解釈されて、伝達され、受け入れられていったかに焦点を当て、諸教会が対話する際に相互の信仰の伝統を理解させる役割を担う⁶⁵。本論文は、以上のような異文化間解釈学を含むエキュメニカル解釈学の手法を用いて、信仰職制委員会におけるバプテスマ解釈、教会間対話のバプテスマ理解・バプテスマの相互承認に関して考察しようとするものである。

【論文の構成】

序 論

第1章 信仰職制におけるバプテスマ理解の進展およびローマ・カトリック教会の展開

第2章 『アクラ文書』「バプテスマ」(1974年)～『リマ文書』「バプテスマ」(1982年)

第3章 『リマ文書』以降～『一つのバプテスマ：相互承認を目指して』(2011年)

—バプテスマ理解をめぐる議論—

第4章 教会間対話におけるバプテスマ理解および相互承認

第5章 相互承認をめぐる課題およびエキュメニカルな意味

結 論

まず序論では、問題設定を通して本論文を扱う目的とローマ・カトリックおよびプロテス

⁶³ Thomas F. Best and Günther Gassmann eds., *On the Way to Fuller Koinonia-Official Report of the Fifth World Conference on Faith and Order*, Geneva: WCC Publications, 1994, p. 252. 同世界会議において、K. ライザーは、諸教会の異文化が同時に存在することを認め合うことができるエキュメニカルな異文化間解釈学を提案した (Cf. Konrad Raiser, *The Future of the World Council of Churches and the Role of Faith and Order Within the Ecumenical Movement*, in *ibid.*, p. 171)。

⁶⁴ Cf. Pablo R. Andiñach, *Interpreting Our Faith-The Ecumenical Journey and the Consequence*, in Thomas F. Best ed., *Faith and Order at the Crossroads. Kuala Lumpur 2004. The Plenary Commission Meeting*, Geneva: WCC Publications, 2005, p. 277.

2004年に開催された信仰職制全体委員会では、異文化間解釈学という用語は使用されていないが、本論文では、神田健次「二一世紀最初のエキュメニカルな神学的フォーラム—WCC信仰職制全体委員会に参加して」『福音と世界』, 2004年11月号, 48-53頁に従って異文化間解釈学の用語を用いる。

⁶⁵ Cf. *A Treasure in Earthen Vessels-An Instrument for an Ecumenical Reflection on Hermeneutics*, Geneva: World Council of Churches, 1998, p. 9 (§ 5). 同文書に関しては、西原廉太『聖公会の職制論—エキュメニカル対話の視点から—』, 17-19頁を参照。

タント神学者によるバプテスマ、キリスト教入信、エキュメニカル運動、さらに教会間対話の先行研究を概観し、成果と課題を確認する。さらにキリスト教入信式の形成・バプテスマをめぐる論争の概要を示し、最後に本論文の手法を述べる。

第1章では、第1節で、第1回信仰職制世界会議から第4回信仰職制世界会議までに行われたバプテスマをめぐる議論がいかに進展していったかを検証する。エキュメニカル運動におけるバプテスマの理解と相互承認に関して信仰職制委員会とローマ・カトリック教会との関連で考察する関係で、第2節で、ローマ・カトリック教会のバプテスマ解釈に関してトリエント公会議から第二バチカン公会議（1962-65年）における展開を論じる。本節で論じる理由は、第4回信仰職制世界会議の開催が、第二バチカン公会議の開幕を通してエキュメニカル運動に参入した時期に重なっていることによる。ローマ・カトリック教会の教義はトリエント公会議で規定され、現在でも有効である。にもかかわらず、なぜローマ・カトリック教会が、第二バチカン公会議でそれまでの考え方を転換することができたかを述べる。

第2章では、『アクラ文書』⁶⁶「バプテスマ」および『リマ文書』「バプテスマ」において、信仰職制委員会において討議されてきたバプテスマをめぐる議論がどの程度まとまったかを検討する。第1節で、『アクラ文書』の内容分析とその意義を考察した後、『アクラ文書』への応答を通して諸教会によって了解されたバプテスマの意味を論述する。特にカトリック神学者による『アクラ文書』への応答内容から、当時のカトリック神学者による『アクラ文書』の評価を論じる。第2節では、『リマ文書』を『アクラ文書』と比較しつつ、教会間でのバプテスマに関する共通理解と相違点を論じる。ここでも特にローマ・カトリック教会の公式応答の分析を通して、ローマ・カトリック教会のエキュメニカルな姿勢を明確にした。

第3章では、『リマ文書』以降『一つのバプテスマ』までに行われたバプテスマの相互承認を目指す議論の進展を論じる。第1節では、第5回信仰職制世界会議におけるコイノニアの概念を詳述し、コイノニアとバプテスマの関係を考察する。続いて同世界会議後初めてバプテスマをめぐる議論が行われたファヴェルジュ協議会（1997年）におけるバプテスマ理解を論述していく。第2節（1）では、ファヴェルジュ協議会以降、信仰職制全体委員会（2004年）までに開催された、プラハ協議会（2000年）、続いて第2ファヴェルジュ協議会（2001年）におけるバプテスマをめぐる諸教会間の共通理解を検討し、諸課題を明確にする。（2）では、2004年に開催された信仰職制全体委員会においてカトリック司祭が発表した論文からバプテスマの相互承認の意味を考察する。次の第3節では、バプテスマの相

⁶⁶ *One Baptism, One Eucharist and a Mutually Recognized Ministry: Three Agreed Statements*, Geneva: World Council of Churches, 1975. (『バプテスマ・聖餐・教会の職務の一致—一つなるバプテスマ・一つなる聖餐・たがいに承認された教会の職務—三つの合意文書（アクラ文書）』, 日本キリスト教協議会信仰と職制委員会・日本カトリック教会エキュメニズム委員会編訳『洗礼・聖餐・職務—教会の見える一致をめざして』, 日本キリスト教団出版局, 1985, 115-201頁.)

互承認をめぐる課題が初めて教会論的な意味合いから議論され、2004年に採択されたWCC—ローマ・カトリック教会合同作業委員会(Joint Working Group)による『共通のバプテスマの教会論的・エキュメニカルな意味合い—JWG 研究』⁶⁷を論述する。バプテスマの教会論的意味は何を指すのか、そこから導き出されるエキュメニカルな意味合いとはいかなるものかを論じたい。第4節では、これまでのバプテスマをめぐる討議内容の成果を踏まえて『一つのバプテスマ』において、バプテスマをめぐる争点がいかなる観点から集約が図られようとしたかを論述する。争点を3項に分類し、各項においてバプテスマをめぐる議論の論点と信仰職制委員会が提示した解決策を考察していくことにする。

第4章では、信仰職制委員会で議論され、諸教会に共通理解されたバプテスマが、相互承認を目指す教会間対話においていかに受け止められ、教会間対話の内容を豊かにしているかを述べたい。前述したように本論文は、信仰職制委員会とローマ・カトリック教会との関連で論を進めているので、本章第1節においても、ローマ・カトリック教会と正教会、主として宗教改革を起源とするプロテスタント教会として、改革派教会世界連盟、聖公会、世界メソジスト連盟、ルーテル世界連盟、の4教会、ローマ・カトリック教会とは幼児のバプテスマ、 sacramentに関して異なった立場に立つバプテスト世界連盟の6教会間との国際レベルでの対話に焦点を絞り、これらの教会間対話に見られるバプテスマ理解に関して考察する。第2節では、国、地域におけるバプテスマをめぐる教会間対話としてロイエンベルク教会共同体を取り上げ、同共同体におけるバプテスマ理解を論述する。同共同体(2003年以降、ヨーロッパプロテスタント教会共同体)はヨーロッパにおけるプロテスタント教会を代表する共同体であり、幼児バプテスマをめぐる対極の立場にあるヨーロッパバプテスト連盟との間でバプテスマの相互承認に同意していることから、本節でロイエンベルク教会共同体を取り上げる。(1)で、『ロイエンベルク協約』⁶⁸(1973年)から、1994年に発表された報告書『バプテスマの教義と執行』⁶⁹へのバプテスマの共通理解の展開を考察する。(2)では、ヨーロッパプロテスタント教会共同体—ヨーロッパバプテスト連盟間におけるバプテスマの教義と執行をめぐる対話『キリスト教的生活の開始と教会の本質』⁷⁰(2004年)において、バプテスト教会がバプテスマに関していかなる点に同意して、バプテスマの相互

⁶⁷ Ecclesiological and Ecumenical Implications of a Common Baptism: A JWG Study, in *Joint Working Group between the Roman Catholic Church and the World Council of Churches Eighth Report*, Geneva: WCC Publications, 2005, pp. 45-72. 以後 *JWG Study*、日本語では『JWG 研究』と略記する。

⁶⁸ *Agreement between Reformation Churches in Europe (Leuenberg Agreement). Trilingual edition with an introduction (bilingual)*, Frankfurt am Main: Verlag Otto Lembeck, 1993, pp. 36-45. 以後 *Leuenberg Agreement*、日本語では『協約』と略記する。本協約の解説と日本語訳は、徳善義和「『ロイエンベルク和協』について」『神学雑誌』(日本ルーテル神学大学)第8号, 1973, 53-60頁を参照。

⁶⁹ On the Doctrine and Practice of Baptism, in *Sacraments, Ministry, Ordination*, Frankfurt am Main: Verlag Otto Lembeck, 1995, pp. 31-45.

⁷⁰ The Beginning of the Christian Life and the Nature of the Church—Results of the Dialogue between the CPCE and the EBF, in Wilhelm Hüffmeier and Tony Peck eds., *Dialogue between the Community of Protestant Churches in Europe (CPCE) and the European Baptist Federation (EBF)*, Frankfurt am Main: Verlag Otto Lembeck, 2005, pp. 9-29.

承認に至ったかを考察したい。

第 5 章では、以上の考察を基にして、バプテスマの相互承認の問題点とエキュメニカル運動における意味を明らかにする。第 1 節では、バプテスマの相互承認における確認事項から両教会間の交わりのレベルを検証し、バプテスマの実践をめぐる諸問題を論じる。第 2 節で、エキュメニカルな意味を多様性の認識、教会一致の関係から論じたい。

最後の結論では、本論文が追求してきたバプテスマの相互承認に関して、ローマ・カトリック教会と信仰職制委員会との関連においてバプテスマをめぐる議論の内容を要約し、教会生活を送るキリスト者に与える意味と課題を展望する。

第1章 信仰職制におけるバプテスマ理解の進展 およびローマ・カトリック教会の展開

現代エキュメニカル運動の嚆矢は1910年に開催されたエディンバラ宣教会議である。K. ラトゥーレットは宣教会議に関して、時が経つにつれてさらにその重要性が分かる出来事の一つと称賛の声をあげている⁷¹。事実この宣教会議の開催が契機となり、1925年には第1回生活と実践世界キリスト教会議、1927年に第1回信仰職制世界会議が開催されたのである。信仰職制世界会議では信仰と職制に関連する事項が扱われているが、本論文ではバプテスマをめぐる諸問題に焦点を当てて論述する。

『リマ文書』成立までの信仰職制運動はおおよそ次の3期に分けられる⁷²。

第1期 第1回信仰職制世界会議（1927年）～第3回信仰職制世界会議（1952年）
（比較教会論の時期）

第2期 第3回～第4回信仰職制世界会議（1963年）（キリスト中心の教会論の時期）

第3期 第4回～リマ信仰職制全体委員会（1982年）（「見える一致」を求める時期）

本論文においても以上のように区分される3つの時期を考慮に入れながら、WCC創立、ローマ・カトリック教会の第二バチカン公会議開催を挟んで、『リマ文書』成立に至る信仰職制世界会議を年代順に検討する。ローマ・カトリック教会は、第4回信仰職制世界会議開催の前年に公会議を開幕し、公会議閉幕後の1968年に信仰職制委員会に加盟して⁷³、エキュメニカル運動に積極的に活動を始めた。信仰職制委員会を取り巻くこのような状況の変化も論じつつ、委員会の中で諸教会が討議を通して『アクラ文書』および『リマ文書』を成立させるために、いかにバプテスマ理解を深化していったかを考察する。

第1節 信仰職制におけるバプテスマ理解の進展

20世紀初頭のローマ・カトリック教会はプロテスタント教会の活動に対して閉鎖的な態度を取り続けていたが、教会内にはイタリアのクレモナの司教ボノメリ(Geremia Bonomelli)のようにエディンバラ宣教会議に関心を持った人もいた。同司教が宣教会議の委員会の副議長であるサイラス・マクビー(Silas McBee)に託した書簡は同委員会で読み上

⁷¹ Cf. Kenneth Scott Latourette, *Ecumenical Bearings of the Missionary Movement and the International Missionary Council*, in Ruth Rouse and Stephen Charles Neill eds., *A History of the Ecumenical Movement Volume 1 1517-1948*, Geneva: World Council of Churches, 2004, p. 355. 初版は1954年。

⁷² この区分方法は神田健次『現代のバプテスマ論の一考察—BEMを中心として』, 74-75頁による。

⁷³ 加盟により、信仰職制委員会においてローマ・カトリック教会代表として発言権、議決権などが得られる。

げられた⁷⁴。同司教は、その書簡の中で、キリスト教会の代表が一堂に会することは、宗教的な感性が人間の全生涯に崇高な影響を与えている⁷⁵と強調し、様々な教会が自分たちの欲望を抑えて、分裂している障壁を廃して、一つの聖なる教会の実現のために働こうとする気高い精神は、教会の分裂から一致に向かう要素となっている⁷⁶と鋭い観察力で当時の状況を見通している。

信仰職制世界会議を開催しようとする動きは米国聖公会で始まった⁷⁷。1910年、エディンバラ世界宣教会議終了直後に開催された米国聖公会の総会で、信仰と職制に関する研究と討議を行う必要性が主張され、世界会議の開催が決議された⁷⁸。その世界会議の開催目的は一致への次の段階を目指すためであり、法的な力を使って、また何かを決定して採用しようとするものでなく、相違点の中に一致を見いだすことにある⁷⁹。その後米国聖公会の主導によって委員会が結成され、全キリスト者の代表、すなわちローマ・カトリック教会、正教会、プロテスタント教会が信仰職制世界会議に参加するよう呼びかけられた⁸⁰。特筆すべきは正教会がこの呼びかけに応じて参加していることである。1919年には、同委員会の代表が教皇庁を訪れ、当時の教皇ベネディクト十五世（在位 1914-22）に謁見してはいるが、世界会議の出席は得られなかった⁸¹。しかしローマ教皇がプロテスタント教会の代表団と会ったことは、キリスト教会の中で世界会議開催の関心が強かったことを表している。

聖公会主導のもとに信仰職制世界会議開催に向けての活動が成果を収め、1920年に信仰職制世界会議準備委員会が開催され、聖公会主教 C. H. ブレントの主導のもとに会議は進められた⁸²。ブレントが果たした重要な役割の一つは信仰職制世界会議のヴィジョンを示し

⁷⁴ Cf. *World Missionary Conference, 1910. Report of Commission VIII-Co-Operation and the Promotion of Unity*, Edinburgh: Oliphant, Anderson & Ferrier and New York: Fleming H. Revell Company, 1910, pp. 220-223. ボノメリとマックビーの関係、ボノメリのメッセージが読まれたいきさつに関しては、Joan Delaney, *From Cremona to Edinburgh-Bishop Bonomelli and the World Missionary Conference of 1910*, *The Ecumenical Review*, Vol. 52(3), 2000, pp. 418-431 を参照。

⁷⁵ Cf. *World Missionary Conference, 1910. Report of Commission VIII-Co-Operation and the Promotion of Unity*, pp. 220-221.

⁷⁶ Cf. *ibid.*, p. 222.

⁷⁷ Cf. *Joint Commission Appointed to Arrange for a World Conference on Faith and Order. An Official Statement by the Joint Commission of the Protestant Episcopal Church in the United States of America*, pp. 13-16. 出版年は記載されていない。しかしこの箇所が、後述する *World Conference on Faith and Order. Report of the Preliminary Meeting at Geneva, Switzerland, August 12-20, 1920-A Pilgrimage Toward Unity*, 1920, pp. 1-2 に、1910年に開催された米国聖公会総会における信仰職制世界会議開催の決議文として引用されているので、同書が1910年に開催された米国聖公会総会の報告書であることは確実である。

⁷⁸ Cf. *ibid.*, pp. 15-16.

⁷⁹ Cf. *ibid.*, pp. 14-15.

⁸⁰ Cf. *Joint Commission Appointed to Arrange for a World Conference on Faith and Order-Report of the Committee on Plan and Scope adopted April 20, 1911*, pp. 10-11.

会議の入会資格は教会にあつて、個人にはない。この方式はWCCの会憲に踏襲されている。

Cf. *Constitution and Rules of the World Council of Churches (as amended by the 10th Assembly of the WCC in Busan, Republic of Korea, 2013)*, in Erlinda N. Senturias and Theodore A. Gill, Jr. eds., *Encountering the God of Life-Report of the 10th Assembly of the World Council of Churches*, Geneva: World Council of Churches Publications, 2014, p. 425.

⁸¹ Cf. *The World Conference for the Consideration of Questions Touching Faith and Order-Report of the Deputation to Europe and the East, 1919*, pp. 10-12.

⁸² およそ40か国からローマ・カトリック教会を除く70の歴史的教会が参加し、参加数は総勢137人にも

たことである。そのヴィジョンとは、教会の外からだけではなく、信仰者がともに集う目に見えない一致、すなわち教会内部の一致を目に見える形で明らかにすることである⁸³。彼は、会議(conference)は共感を呼ぶ意見交換の場であり、論争(controversy)にはアプローチの方法にすでに敵意があり、言わば校正者が訂正する原稿のようなものであるが、会議は個人的なふれあいを求める和やかな場であると、会議と論争との相違を明示した⁸⁴。相手の考え方を尊重するという考え方は、エキュメニカルな集いでの重要な姿勢として以降の会議の議事進行の方向性を示した注目すべきものである。またブレントは信徒養成の必要性を訴えた⁸⁵。このことは、ローマ・カトリック教会が第二バチカン公会議で信徒使徒職を打ち出す40年以上も前であり、彼の先見性をうかがい知ることができる。

ローマ教皇庁は、第1回信仰職制世界会議開催の案内に対して出席しないし、会議を支持しない旨の回答をして(1927年)⁸⁶、エキュメニカル運動に非協力的な態度を示した。当時のローマ・カトリック教会の姿勢は、ピオ十一世(在位1922-39)が1928年に発表した回勅『モルタリウム・アニモス』(*Mortalium Animos*)⁸⁷に端的に表されている。同回勅では、ローマ・カトリック教会に所属する人が他のキリスト教会の集会に参加することを許しなかった。その理由としてその人たちは、位階制、実体変化説、諸聖人の交わり、無原罪の聖母、教皇の無謬性を認めないし、ローマ教皇の権威と首位性を受け入れない、キリスト者の一致のためには、分離した人たちがローマ・カトリック教会に帰属することが唯一の方法であることが挙げられている。同回勅は全体的にはローマ・カトリック教会を擁護しようとする文面であるが、当時のプロテスタント諸教会のエキュメニカル運動への高まりを見ると、回勅の効果があったとは考えにくい。

(1) 第1回信仰職制世界会議(1927年)～第2回信仰職制世界会議(1937年)

① 第1回信仰職制世界会議(1927年)

1927年、以上のような準備を経て第1回信仰職制世界会議⁸⁸がスイスのローザンヌで開

及び、歴史的に意義のある会議となった。Cf. *World Conference on Faith and Order. Report of the Preliminary Meeting at Geneva, Switzerland, August 12-20, 1920*, pp. 2-15.

⁸³ Cf. *ibid.*, p. 17.

⁸⁴ Cf. *ibid.*, pp. 19-20.

⁸⁵ Cf. *ibid.*, p. 85.

⁸⁶ Cf. Question Concerning Conferences (as is alleged) to Promote the Unity of all Christian People (1927), in G. K. A. Bell ed., *Documents on Christian Unity-A Selection from the First and Second Series 1920-30*, London: Oxford University Press, 1955, pp. 187-188.

⁸⁷ Cf. Encyclical Letter (*Mortalium Animos*) on Fostering True Religious Union (1928), in *ibid.*, pp. 188-200.

⁸⁸ H. N. Bate ed., *Faith and Order. Proceedings of the World Conference, Lausanne, August 3-21, 1927*, London: Student Christian Movement, 1927.

催され、7つの分科会において次のテーマで討議された。「I 一致への呼びかけ」、「II 世界への教会の使信:福音」、「III 教会の本質」、「IV 教会の共通の信仰告白」、「V 教会の職務」、「VI サクラメント」、「VII キリスト教会の一致と現存する教会との関係」であるが、VIIの議題は討議不足として第1回世界会議で委任された継続委員会に回され、最終報告書は発表されなかった。同継続委員会は、第VII分科会報告書を改定し、第I~VI分科会報告書とともに総会に出席した各教会に送付し、その際に、報告書を研究して自分たちの意見を提出するように求めた⁸⁹。本論文ではバプテスマを扱っている第VI分科会「サクラメント」を中心に考察する。

分科会の討議で留意すべき点は、バプテスト教会の代表者により、サクラメントとオーディナンスの理解に関して教派の相違が明らかになり⁹⁰、その後80年にわたって繰り広げられる論争の始まりとなった。バプテスト教会代表は、「恩恵の事効的なしるし」と捉えるローマ・カトリックのサクラメント理解ではなく、人は信仰のみによって救われ、オーディナンスの中で、またオーディナンス自体によって伝達されたり、影響を受けたりすることはないというバプテストの理論を展開した。とはいうものの、神はオーディナンスを受け取る魂の中に存在し、これが神との強い神秘的な結びつきを深める機会であるがゆえに、オーディナンスを単にシンボルであると軽視してはいないことを強調している⁹¹。換言すれば、バプテストにとって、オーディナンスとは、信仰者がキリストに身をゆだねて、キリストと共に死に、神の力によって死から命の源であるキリストと共に新しい命を生きるために復活する聖化というしるしであり、ゆえにバプテスマは信仰者自身の行為である⁹²。彼の発言により、幼児バプテスマに関して、バプテスト教会と両親や教会共同体が幼児のために信仰告白するという伝統を持つ教会の理解とは大きな相違があることが明確にされた。

最終的に会議で合意されたのは、サクラメントを考察する際には詳細に立ち入らないで、理解や解釈において相違している教会間でサクラメントに関して共通に取り組む決意である⁹³。第1回世界会議においてサクラメントの概念は次のように確認された⁹⁴。1. サクラメントは教会の共通の生活と交わりに特別に関係があり、サクラメントにおいて恩寵が信仰を通して人の魂に注ぐ聖霊によって伝達される。2. サクラメントは神の制定であり、教会は神の賜物としてそれらを遵守するべきである。3. 恩寵はサクラメントにおいて外に見えるしるしでありまた内側に向かうものでもある。4. サクラメントは恩寵の手段であり、その恩寵を通して神はわたしたちのうちに目には見えない形で働いている。5. 神の恩寵の賜物に関して神はサクラメントに制限されない。

⁸⁹ Cf. Leonard Hodgson ed., *The Second World Conference on Faith and Order Held at Edinburgh, August 3-18, 1937*, New York: the Macmillan Company, 1938, pp. 3-5.

⁹⁰ Cf. H. N. Bate ed., *Faith and Order. Proceedings of the World Conference*, pp. 313-317.

⁹¹ Cf. *ibid.*, p. 314.

⁹² Cf. *ibid.*

⁹³ Cf. *ibid.*, p. 472.

⁹⁴ Cf. *ibid.*

sacramentに関する相違点は sacramentの数と sacramentに関する解釈である⁹⁵。

1. sacramentを7つとみなす正教会などは、 sacramentは神の賜物であり、それらを正しく執行するために、適切な形態・物質・職務が存在しなければならないと考える。2. ある教会はバプテスマとユーカーリストのみを sacramentとしてみなしている。3. 別の教会は秘跡的な原則に高い価値を置く一方で、 sacramentの外に見えるしるしを採用せず、すべての霊的な恩恵は聖霊を通して神との直接的な交わりを通して与えられると理解している。従って第1回信仰職制世界会議では sacramentと一般的に認められるものとして、バプテスマとユーカーリストの2つが強調されるにとどまっている。バプテスマに関して、教会間に存在しているバプテスマ理解、解釈、執行方法に相違があることを認めつつ⁹⁶、バプテスマは罪の許しのために父と子と聖霊の名によって水で執行されることのみが確認されている。

第1回世界会議以降、第2回信仰職制世界会議（1937年）に至る期間、第1回世界会議で指名された継続委員会が同世界会議報告書の作成と第2回世界会議への準備作業を担ったが、世界経済の危機によって財政不足に陥り1932年から1933年の間には開催できなかった⁹⁷。継続委員会が第1回世界会議の報告書を各教会に送付し、同世界会議に関する教会からの応答を整理した文書『諸見解』⁹⁸を発表したのは、1934年になってからである。

『諸見解』には11教派⁹⁹の42編が記載され、欧米以外の国からは南アフリカウェスレーメソジスト教会、オーストラリアキリスト教会、南アフリカ長老教会、ニュージーランド長老教会、北インド合同教会、南インド合同教会、正教会アレクサンドリア総主教区の7教会のみで、このことから当時の教会は欧米中心であったことが分かる。同文書には、教会の関心が主として『一つのバプテスマ』（2011年）まで継続する、 sacramentの数やシンボル、 sacramentの用語（ sacramentよりもオーディナンスの語の使用法に関して）、幼児のバプテスマ、これに加えて幼児の陪餐に関する事項が挙げられ、諸教会は信仰職制運動の初めからこれらに対して問題意識を持っていたことが明白になっている。

② 第2回信仰職制世界会議（1937年）

第2回世界会議における分科会のテーマは、「I わたしたちの主、イエス・キリストの恩

⁹⁵ Cf. *ibid.*, pp. 472-473.

⁹⁶ Cf. *ibid.*, p. 473.

⁹⁷ Cf. Leonard Hodgson ed., *The Second World Conference on Faith and Order*, pp. 6-8.

⁹⁸ Leonard Hodgson, H. N. Bate, and Ralph W. Brown eds., *Convictions: A Selection from the Responses of the Churches to the Report of the World Conference on Faith and Order, Held at Lausanne in 1927*, New York: The Macmillan Co., 1934.

⁹⁹ フレンズ、メソジスト、会衆派およびバプテスト教会、ディサイプル（キリスト教会）、改革派および長老派教会、合同教会、ルーテル教会、聖公会、古カトリック教会、チェコスロヴァキア教会、正教会である（Cf. *ibid.*, pp. 255-256）。

寵」、「II キリストの教会と神のことば」、「III 聖徒の交わり」¹⁰⁰、「IV キリストの教会：教職と sacrament」、「V 生活と礼拝における教会の一致」である。バプテスマは「IV キリストの教会：教職と sacrament」の中で述べられ、本項ではこの第 IV 分科会の討議事項を中心に検討する。

まず sacrament 理解に関して考察する。sacrament の権威はイエス・キリスト自身にあり、新約聖書の証言に従い sacrament はキリスト自身によって制定されたという信仰に基づく¹⁰¹。sacrament の本質について、sacrament を授けるのはイエス・キリストであって、教会の教役者が執行しているが、その行為は教役者の個人的な権利の行使ではなく教会の職務としての執行である¹⁰²と、教役者の道具的な役割が強調されている。さらに sacrament の本質は、「キリストの目に見えない恩恵の目に見えるしるし」(outward and visible signs of His invisible grace)、「恩恵の保証であり、封印」(pledges and seals of grace)¹⁰³であるという合意に達している。これはアウグスティヌスの「目には見えない犠牲の聖なる徴」¹⁰⁴が念頭にあると考えられる。

sacrament をめぐる教会間の論争は、第 2 回世界会議では第 1 回世界会議よりも詳細に考察されている。論点は sacrament の数と sacrament の有効性の意味の 2 点である。sacrament の数の相違は教会によって与えられている定義による。ローマ・カトリック教会や正教会などが主張する sacrament 7 つのうち、プロテスタント諸教会にとっても他のいくつか、またすべては、何らかの形で対応している荘厳な宗教行為であり、第二スイス信条に入っている「神の有益な制度」(*instituta Dei utilia*)¹⁰⁵とみなされていることから、sacrament の共通理解にはほとんど問題はない。第 2 回世界会議における議論で重要な点は、sacrament を持っていないフレンズと救世軍に関して、sacrament 理解の相違は、教会合同の際に乗り越えることのできない分裂線ではないことが教会間に暗に示されたことである¹⁰⁶。

そのほか、第 2 回世界会議では、第 1 回世界会議では言及されなかった次の 2 点、sacrament と教役者の関係と、sacrament と救いの観点から、神の恩寵は sacrament に制限されない¹⁰⁷と叙述されている点である。後者は第 1 回世界会議でも同様に述べられてはいたが、第 2 回世界会議では、正教会などから、神への侮辱や自分が過失で犯す怠慢によっ

¹⁰⁰ この報告書は未完成のまま、議事録に記載されている (Cf. Leonard Hodgson ed., *The Second World Conference on Faith and Order*, pp. 236-238)。

¹⁰¹ Cf. *ibid.*, p. 239.

¹⁰² Cf. *ibid.*, p. 240.

¹⁰³ *Ibid.*

¹⁰⁴ 『神の国』10.5 (茂原昭男・野町啓訳『アウグスティヌス著作集 12 神の国(2)』, 教文館, 1982, 304 頁)。アウグスティヌスは、何かあるものを指し示しているしるしを、キリスト自身と使徒の教えを通してバプテスマとユーカーリストの二つとした (加藤武訳『アウグスティヌス著作集 6 キリスト教の教え』, 教文館, 1988, 161-162 頁(3. 9. 13) を参照)。

¹⁰⁵ Leonard Hodgson ed., *The Second World Conference on Faith and Order*, p. 241.

¹⁰⁶ Cf. *ibid.*

¹⁰⁷ Cf. *ibid.*, p. 240.

て sacrament が受け取れない場合は除くべきという見解が出されているように、sacrament には多様な考え方があることが配慮されている¹⁰⁸。

第 2 回世界会議におけるバプテスマをめぐる議論に関して、第 2 回世界会議の準備過程で、継続委員会が指名した神学委員会が討議資料『職務と諸 sacrament』¹⁰⁹を作成し、バプテスマをめぐる教会間の相違を明らかにしている。フレンズを例外としてすべてのキリスト教会は、どの教会において執行されても父と子と聖霊の名で正しく執行されたバプテスマを受け入れる、という前提から、次の 3 点が「とるに足らないことではない」(not unimportant)¹¹⁰相違として挙げられている。1. 教会入会の条件としてのバプテスマの必要性、2. 神の子どもとなるのは、バプテスマにおいて再生の賜物を受けた時か、それともバプテスマの前であれ、後であれ、回心した時か、3. バプテスマには個人による信仰告白が必須かである¹¹¹。神学委員会は、1 点目に対して、バプテスマは教会への正常な入会であり、キリスト者であるにはバプテスマが必要である、2 点目に対して、バプテスマを受けた時である、3 点目は、バプテスマにおいて子どもはキリスト教会の一員にされ、神の愛のあふれる保護を受け、成長して信仰を深めた時、彼を取り巻く神の恩寵が彼を導く、という見解を出した¹¹²。同委員会が明示した相違点の克服を目指す鍵は、「父と子と聖霊の名によって執行されるバプテスマはキリスト教会の必要な一致のきずなである」¹¹³。

以上のように世界会議に先立ってバプテスマをめぐる問題点が神学委員会で討議されているため、第 2 回世界会議におけるバプテスマをめぐる討議事項は 2 パラグラフ¹¹⁴と短い上に、実質的には最初のパラグラフが合意事項である。第 2 回世界会議では、第 1 回世界会議からの発展として、バプテスマとユークリスタは教会の始まりから共通の生活において中心的な地位を占めてきたこと、これら二つはイエスの宣教のわざに根差していることが付け加えられ¹¹⁵、聖書が sacrament の基礎であることが明確に示されている。バプテスマに関する合意点は、1. 神の教会を救おうとする愛の賜物である、2. 父と子と聖霊の名によって水で執行される、3. キリストの弟子であることとしるしであり、その保証の封印であるが¹¹⁶、バプテスマ教会から信仰告白者のバプテスマのみに適用することであれば受け入れるという¹¹⁷、幼児のバプテスマに反対する意見が出され、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる問題が明確になり、以後争点の一つとして続く。以上のように、第

¹⁰⁸ Cf. *ibid.*, p. 240 n3).

¹⁰⁹ *Report of Commission III "The Ministry and Sacraments"*, World Conference on Faith and Order No. 81, 1937.

¹¹⁰ *Ibid.*, p. 38.

¹¹¹ Cf. *ibid.*, pp. 38-40.

¹¹² Cf. *ibid.*

¹¹³ *Ibid.*, p. 40. "Baptism in the name of the Trinity is the necessary bond of unity of the Christian Church".

¹¹⁴ Cf. Leonard Hodgson ed., *The Second World Conference on Faith and Order*, pp. 243-244.

¹¹⁵ Cf. *ibid.*, p. 239.

¹¹⁶ Cf. *ibid.*, p. 243.

¹¹⁷ Cf. *ibid.*, p. 243 n1).

2 回世界会議では相違点よりもバプテスマ理解に力点が置かれ、従ってバプテスマは第 1 回世界会議よりもより幅広い意味で捉えられている。

時間の関係上、再洗礼、未受洗者の陪餐の問題、バプテスマと堅信の関係については話し合われていない¹¹⁸。

上述した以外に第 2 回世界会議の討議において注目すべき事柄の一つは、討議の中で教会間に不一致が見られる箇所も記録に残されることが決定され¹¹⁹、このことによって現在、当時の委員会における議論の経緯が明瞭に把握できる。二つ目の事柄は、エキュメニカルな場において礼拝が共通に執行できるように諸教会の礼拝方式の研究が提案された¹²⁰。さらに、キリスト教会の分裂は教会の本質の相違によるという認識から、教会論の研究が求められ¹²¹、世界会議以後、教会、礼拝の方式、相互聖餐に関して研究が始められた¹²²。

(2) 第 3 回信仰職制世界会議 (1952 年) ～第 4 回信仰職制世界会議 (1963 年)

第 2 回信仰職制世界会議から第 3 回世界会議の間で信仰職制運動に関係する大きな出来事は 1948 年 WCC の創立である。生活と実践運動、および信仰職制運動の 2 つの運動が WCC に合流し、信仰職制は以後 WCC の信仰職制委員会として活動する。

ローマ・カトリック教会は 1948 年に、エキュメニカルな一連の動きに対して、『警告』(*Cum compertum*)¹²³を發表し、ローマ・カトリック教会に所属する人(司祭、修道者、信徒)が当局の許可なしにローマ・カトリック教会以外の集会に出席することも、これらの会議の招集と準備も禁止した。しかし教皇庁の態度は、指針『エキュメニカル運動』(*Ecclesia Catholica*)¹²⁴を發表した 1949 年ごろから軟化する。同指針はローマ・カトリック教会に所属しないキリスト者のエキュメニカル運動が聖霊の恩寵であることを初めて認め、教会一致に関して司教に責任を持たせた。教会間の会議は全国的なものであれ、国際的なものであれ、教皇庁の許可が必要であるが、教区内ではその地域の司教が指導、推進、統括する権利を認めた。この指針は、あくまでも分離したキリスト者をローマ・カトリック教会に帰属させようとするものであったが、他のキリスト教会との対話への道を開くとともに、従来、教皇庁だけが持っていた権利を司教にも与えた。その意味で前年出された『警告』を和らげた

¹¹⁸ Cf. *ibid.*, pp. 243-244.

¹¹⁹ Cf. *ibid.*, pp. 173-174.

¹²⁰ Cf. *ibid.*, pp. 264-265.

¹²¹ Cf. The Archbishop of York, William Temple, in Leonard Hodgson ed., *The Second World Conference on Faith and Order*, p. 19. 聖公会のテンプル大主教は、開会礼拝の説教で、ユーリストが共にできないのは教会の本質によるものであるが、分裂は最も大きなスキャンダルであると遺憾の意を表した。

¹²² Cf. Pehr Edwall, Eric Hayman, and William D. Maxwell eds., *Ways of Worship: The Report of a Theological Commission of Faith and Order*, New York: Harper & Brothers, 1951, p. 5.

¹²³ *Cum compertum* (1948), in G. K. A. Bell ed., *Documents on Christian Unity Fourth Series 1948-57*, London: Oxford University Press, 1958, pp. 16-17.

¹²⁴ *Ecclesia Catholica* (1949) in *ibid.*, pp. 22-27.

ものとなっており、エキュメニカル運動に対応したローマ・カトリック教会の最初の文書と言えるだろう。しかしながら、彼らを力強く出迎えるという積極的態度は教皇ヨハネ二十三世（在位 1958—63）まで待たねばならない。

以上のような状況であったため、WCC 総会にはローマ・カトリック教会の報道機関を代表する幾人かの記者が出席しただけであった¹²⁵。しかしエキュメニカル運動に関心を持つ神学者（ボアイエ神父など）は WCC 関係者と密接に連絡を取り合い、総会の情報を得るなど¹²⁶、ローマ・カトリック教会内で改革の機運は高まっていた。

WCC 創立とともに新たな執行体制の下で活動を始めた信仰職制委員会は、1952 年に開催される第 3 回信仰職制世界会議¹²⁷の準備として、エディンバラ継続委員会から引き継いだ神学委員会が準備した報告書を世界会議討議資料として参加者に配布した¹²⁸。

第 3 回世界会議にはローマ・カトリック教会は参加しなかったが、4 人のオブザーバーが出席している¹²⁹。

① 第 3 回信仰職制世界会議（1952 年）

第 3 回信仰職制世界会議の枠組みは、「I 諸教会への言葉」、「II キリストと彼の教会」、「III 継続と一致」、「IV 礼拝の方式」、「V 相互聖餐」、「VI わたしたちはどこに立っているのか」、である。このような枠組みであるように、第 3 回世界会議では、教会の本質と伝統の概念を比較するだけであれば真の一致に前進できないという理由で¹³⁰、第 1 回と第 2 回の世界会議の討議方法である比較教会論が変更されて、キリストを中心にした教会論の時期に入る。

同世界会議においてバプテスマは「IV 礼拝の方式」で討議された。しかし世界会議討議資料の『礼拝の方式』において、その大半が礼拝の方法とユーカーイトとの関係において語られ、バプテスマに関しては、幼児バプテスマ、浸礼以外によるバプテスマ執行の 2 つの問題のみが挙げられている¹³¹。第 IV 分科会において礼拝の方法に関する教会間の相違は、神学的な要因だけでなく、社会的、歴史的、政治的、文化的などの非神学的な要因にも原因があると指摘されたことが¹³²これまで 2 回の世界会議では見られなかった新しい考え方である。非神学的要素からの考察は、この後、バプテスマをめぐる議論を集約に向かわせる要因の一

¹²⁵ Cf. *The Roman Catholic Church and the First Assembly of the World Council of Churches, The Ecumenical Review*, Vol. 1(2), 1949, pp. 197-201.

¹²⁶ Cf. Some Roman Catholic Voices about the First Assembly, *The Ecumenical Review*, Vol. 1(2), 1949, p. 203.

¹²⁷ Oliver S. Tomkins ed., *The Third World Conference on Faith and Order Held at Lund, August 15th to 28th 1952*, London: SCM Press Ltd, 1953.

¹²⁸ Cf. *ibid.*, p. 79.

¹²⁹ Cf. *ibid.*, p. 358. 出席の経緯、出席者の名前や職名は明らかにされていない。

¹³⁰ Cf. *ibid.*, p. 15.

¹³¹ Cf. Pehr Edwall, Eric Hayman, and William D. Maxwell eds., *Ways of Worship*, p. 35.

¹³² Cf. Oliver S. Tomkins ed., *The Third World Conference on Faith and Order Held at Lund*, pp. 44-47.

つになる重要な見解となった。第 IV 分科会では、上述した討議資料で挙げられた問題点は議論されることはなく、バプテスマに関しては、教会内のすべての人にバプテスマの意味に関する研究が要請されたのみである¹³³。しかし「V 相互聖餐」では、バプテスマとユーカリトの関係に注目し、教会に入るバプテスマを受けた人にユーカリストを拒否するのは、「キリストの体の中に裂け目」(schism within the Body of Christ)¹³⁴を作ることでであると厳しく反省を求められ、バプテスマの神学と執行とユーカリストの神学と執行の関係に関する研究が提案された。エキュメニカルな対話の出発点は受洗者にユーカリストと教会への受け入れが前提であるという新たな視点が見られる。

以上に加えて第 3 回世界会議の特色は、礼拝の相違点に関して特に社会的、心理的要因に焦点が当てられ、祈りと礼拝における教会間の相違は様々に表現された結果であると¹³⁵、礼拝方法に見られる相違の要因を掘り下げた点にある。それに加えて礼拝方法の相違は、社会的、心理的要因のみではなく、政治的、社会的な要因によるものもあり、この政治的、社会的な要因が教会の再一致を遅延させているのみならず、同一の教会内での階級、経済的レベル、政治的立場や人種差別が福音化を阻み、個々の教会の霊的生活に悪影響を及ぼしていることが強調された¹³⁶。礼拝方法の相違が、教会の分裂にまで影響を及ぼしていることが明らかになったのである。この問題意識は後に生じる教会内、教会間での差別、教会間の南北格差などの問題を先取りしたものとして評価できるだろう。

同世界会議では礼拝を執行する教役者の本質については解決されていない。

第 3 回世界会議から第 4 回世界会議までの間に、バプテスマをめぐる主要な会議としてオーバーリン北米信仰職制会議¹³⁷ (1957 年) が挙げられ、研究書には 1960 年に発行された『一人の主、一つのバプテスマ』¹³⁸がある。以下、これらの会議、研究書におけるバプテスマ理解がいかに関心したかを検討したい。

1957 年に開催されたオーバーリン北米信仰職制会議では、バプテスマに関して分科会「キリストにつながるバプテスマ」で議論された¹³⁹。合意事項は大きく 5 点にまとめられる。1 点目は、バプテスマが聖書と主の命令に基づくものであり、何世紀にもわたって一定の形式

¹³³ Cf. *ibid.*, p. 48.

¹³⁴ *Ibid.*, p. 56.

¹³⁵ Cf. *ibid.*, p. 44.

¹³⁶ Cf. *ibid.*, p. 45.

¹³⁷ Paul S. Minear ed., *The Nature of the Unity We Seek: Official Report of The North American Conference on Faith and Order, September 3-10, 1957, Oberlin, Ohio*, St. Louis: the Bethany Press, 1958.

¹³⁸ *One Lord, One Baptism-Report on The Divine Trinity and the Unity of the Church and Report on The Meaning of Baptism by the Theological Commission on Christ and the Church*, London: SCM Press Ltd, 1960. 本論文では、*The Meaning of Baptism* (pp. 45-71) を取り上げる。以後 *One Lord, One Baptism*、日本語では『一人の主、一つのバプテスマ』と表記する。

¹³⁹ Cf. Paul S. Minear ed., *The Nature of the Unity We Seek*, pp. 194-199. 同会議は WCC およびカナダと米国教会協議会の呼びかけによる公式会議である (Cf. *ibid.*, p. 32)。同会議にローマ・カトリック教会からもオブザーバーとして 2 名のカトリック司祭が参加したが、報告書には彼らが会議において発言したかどうか、また出席したいきさつについても記載されていない (Cf. *ibid.*, p. 300)。

で執行されてきたがゆえに、一致の重要な基準となり、相互理解の機会を提供するものである。ここでもバプテスマが一致のきずなであることが力説されている。2点目は、幼児のバプテスマを視野に入れて、どの時点においてバプテスマが執行されようとも、バプテスマの目的が十分に理解されるならば行われるべきである。3点目は、新約聖書がバプテスマの執行形式の決定基準である。4点目として、教会の一致を目に見える形で表現できない理由は、キリスト者がバプテスマを通してキリストにおける真の一致の関係に入ることに気付いていないからである。5点目は、バプテスマの執行および教理教育に対する無関心さは、キリスト教会の分裂した状況、世俗主義、適切な教理教育の不足、宗教的なシンボルを理解しにくい現代人の心理などによる。これはバプテスマをめぐる問題を現代的なコンテクストの視点から考察した注目すべき議論である。

オーバーリンの討議において重要な点は、初めて幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる論点の確認と争点の具体的な検討が行われて、解決への方向付けをしたことである。1点目は、バプテスマは個人の自由な信仰と決定によるか、それともバプテスマには教会共同体による信仰告白が認められるかである。オーバーリンでは、信仰告白者のバプテスマに関して、受洗者は、自分の信仰によって神の恩寵に応答できるが、神の先立つ恩寵がなければ応答は不可能であること、幼児のバプテスマにおける公の信仰告白には、代父母がその子の代わりにした約束や誓いを、責任を持って刷新するという意味があることに注意を促した¹⁴⁰。2点目は、バプテスマの執行に関して、バプテスマは霊的変化の象徴であり神の恩寵であると理解するか、それともバプテスマは神の霊的変化がもたらされる効果的な手段と理解するかにあることを確認し、バプテスマの執行をめぐる解釈の基礎には、 sacramentとオーディナンスに関する理解の相違があることを示した¹⁴¹。3点目として、バプテスマをめぐる理解の相違は、教会の権威と職務、入会に関する必要事項、 sacramentまたはオーディナンスにおける理解、教会員を取り巻く歴史的状況などが要因であると、教会論の観点からバプテスマをめぐる論争を検討した¹⁴²。

『一人の主、一つのバプテスマ』における研究の方法論はもはや比較教会論ではなく、第3回世界会議と同様にキリスト論である¹⁴³。これまでの信仰職制におけるバプテスマをめぐる議論との相違で第1に挙げたいのは、同書がバプテスマのヨハネのバプテスマを背景に、バプテスマが終末論から研究されたことである。イエスのバプテスマは、罪びとと連帯し、贖罪のわざとしての入信、御父への従順と人々への愛の行為、御父からの啓示、聖霊をもたらすバプテスマと解釈されている¹⁴⁴。第2として、信仰告白者のバプテスマと幼児のバプテスマをめぐる議論に関して、信仰告白者のバプテスマには、個人の明確な決定におい

¹⁴⁰ Cf. *ibid.*, p. 197.

¹⁴¹ Cf. *ibid.*, pp. 197-198.

¹⁴² Cf. *ibid.*, p. 198.

¹⁴³ Cf. *One Lord, One Baptism*, p. 48.

¹⁴⁴ Cf. *ibid.*, p. 53.

て表現された信仰であることが強調され、幼児のバプテスマには、共同体の信仰に強調が置かれている点が再度確認されたが、バプテスマが神の贖いの行為であり、教会と各教会員の信仰における応答、受洗者の信仰の個人的決定であるとして、信仰は教会におけるバプテスマの執行とは切り離せないことが確認され、信仰とバプテスマの関係の重要性が強調されている¹⁴⁵。第3は、バプテスマとユークリストの関係に関して、両 sacrament において、教会は復活の命を保証され、現在キリストにつながっているが、キリストの再臨においてキリストに完全に結ばれると、終末論的観点から論じられている¹⁴⁶。第4として、バプテスマに奉仕への召し出しの意味があることを見いだしたことである。バプテスマによって新しい主を得、キリストに仕えることになる。主に仕えることはまた主の教会に奉仕することであり、それは世への奉仕でもある¹⁴⁷。

上記の研究を踏まえ、第4回信仰職制世界会議が開催される。

② 第4回信仰職制世界会議（1963年）

第4回信仰職制世界会議は、東方正教会が加盟し、ローマ・カトリック教会の代表も参加して“a new stage”（新しい段階）¹⁴⁸を迎えた。ローマ・カトリック教会では、第二バチカン公会議の開幕とエキュメニカル運動への参入という大きな変化があり、カトリック神学者も第4回信仰職制世界会議の主な報告書を起草するなど¹⁴⁹、公に活動を始めている。第4回世界会議における分科会のテーマは、「I 神の目的にかなった教会」、「II 聖書・伝統・諸伝統」、「III キリストの贖罪の業と彼の教会の職務」、「IV 礼拝とキリストの教会の一体性」、「V 『各場所におけるすべて』: 共に成長する過程」である。バプテスマに関して第IV分科会において議論されているが、第V分科会でも礼拝と sacrament の関係で取り扱われている。第4回世界会議でも第3回世界会議と同じようにバプテスマは礼拝の面から討議されたが、第3回世界会議と異なる点は、教会生活の中心かつ決定的な行為として聖書のことばであるレイトゥルギアとしての礼拝の枠組みで議論されている点である¹⁵⁰。バプテスマはイエスの受難と復活という出来事の中に関連付けられ、イエスの受洗、受難、死、復活を通して教会に下った聖霊はバプテスマの中に、バプテスマを通してイエスに結び付けると述べられて、バプテスマの中心的な意味はキリストにつながることでありと理解された¹⁵¹。このようにバプテスマは瞬間的な経験ではなく、生涯にわたる成長と関連すること

¹⁴⁵ Cf. *ibid.*, p. 64.

¹⁴⁶ Cf. *ibid.*, p. 66.

¹⁴⁷ Cf. *ibid.*, pp. 67-69. この項の展開として、WCC 第3回総会（1961年）において、バプテスマによるキリストへのあかしが強調されている（Cf. W. A. Visser 't Hooft ed., *The New Delhi Report. The Third Assembly of the World Council of Churches 1961*, New York: Association Press, 1962, p. 127, § 34）。

¹⁴⁸ P. C. Rodger and L. Vischer eds., *The Fourth World Conference on Faith and Order*, p. 19.

¹⁴⁹ Cf. *ibid.*, p. 20.

¹⁵⁰ Cf. *ibid.*, p. 69 (Mo § 106). (Mo. §) はモントリオール報告書の通し番号を示す。

¹⁵¹ Cf. *ibid.*, p. 72 (Mo § 111).

が明示され、受洗者にバプテスマから堅信（またはそれに相当する儀式）、ユーカリストへと導かれる一連の流れが示されたのである。

第4回世界会議においてバプテスマに関して共通に理解された事項を挙げる。第1に、バプテスマの儀式に必要な要素として6項目が合意されている¹⁵²。(a) 救済における神の主導権とわたしたちが神の恩寵に完全に依存しているという認識。(b) キリストにおける罪の許し。(c) 聖霊を求める祈り。(d) 悪霊の拒否。(e) キリストに対する信仰告白。(f) バプテスマを受けた人は神の子どもとなり、キリストの体である教会につながり、福音の証人となったことの確認。第2として、バプテスマは単に個人に関わるのではなく、教会の共同の礼拝に密接に関係しているがゆえに、洗礼式は教会のメンバーが出席できるよう教会の礼拝の中で執行されるべきである¹⁵³。この言及は、幼児のバプテスマも信仰告白者のバプテスマも「無制限に」(indiscriminate)¹⁵⁴執行されているという批判に対するものである。第3として、キリスト教共同体内にある差別に関して、第3回世界会議では一致を阻む原因として問題視されているが、第4回世界会議ではバプテスマの神学的意味から差別の克服を求めている¹⁵⁵。第4は、『一人の主、一つのバプテスマ』では終末論的観点からバプテスマの一回性が論じられたが、第4回世界会議では礼拝の観点からバプテスマは繰り返せないとされる¹⁵⁶。なぜならバプテスマによってキリスト者は「王の系統を引く祭司」(Iペト2:9)である神の民の絶え間ない礼拝生活に導かれるからである¹⁵⁷。神の民の言及は信仰職制委員会に参入したローマ・カトリック教会の影響が見られる。

第2節 ローマ・カトリック教会のバプテスマ解釈の変遷

トリエント公会議（1545－63年）～第二バチカン公会議（1962－65年）の展開

教皇ヨハネ二十三世は、1959年1月に回勅『第二バチカン公会議開催』の中で、ローマ・カトリック教会に所属しないキリスト者に向けて一致を呼びかけた¹⁵⁸。教皇の呼びかけには、分離した教会がローマ・カトリック教会に帰属するという従来の考え方から、共に一致に向かって歩もうとする意識の転換が見られ、ローマ・カトリック教会における新しい時代の到来が告げられている。第二バチカン公会議は1962年から1965年までの間、毎年秋に

¹⁵² Cf. *ibid.*, p. 72 (Mo § 112).

¹⁵³ Cf. *ibid.*, p. 73 (Mo § 113).

¹⁵⁴ *Ibid.*, p. 29.

¹⁵⁵ Cf. *ibid.*, p. 73 (Mo § 115).

¹⁵⁶ 神田は、このバプテスマの反復されえない性質に関して、ユーカリストとバプテスマとの対比において論じている（『現代の聖餐論—エキュメニカル運動の軌跡から—』, 131頁を参照）。

¹⁵⁷ Cf. P. C. Rodger and L. Vischer eds., *The Fourth World Conference on Faith and Order*, p. 73 (Mo § 116).

¹⁵⁸ Cf. John XXIII, *Ad Petri Cathedram* (1959), § 79. Available 2018年10月現在.

http://w2.vatican.va/content/john-xxiii/en/encyclicals/documents/hf_j-xxiii_enc_29061959_ad-petri.html

ほぼ 10 週間にわたって開催された。公会議にはローマ・カトリック教会の司教だけでなく、信徒の出席も認められ、さらに正教会、聖公会、プロテスタント諸教会、WCC の代表がオブザーバーとして招待された¹⁵⁹。討議事項も教会生活から現代世界の問題まで取り上げられ、ローマ・カトリック教会は信仰面だけでなく、現代の諸問題解決にも関わる教会になった。1963 年にヨハネ二十三世が死去すると、パウロ六世（在位 1963-78）が前任者の精神を継いで公会議を継続し、公会議中に 4 つの憲章、9 つの教令、3 つの宣言の合計 16 の文書が承認され発表された。これらの公会議公文書は、過去の公会議の決定事項を変更しないで、急激に変化しつつある時代に即応するように新しく解釈し直し、様々な問題に立ち向かおうとしたものと言える。

(1) 教義としての規定から信徒使徒職というバプテスマ解釈

本項では、トリエント公会議においてバプテスマはいかに理解され、規定されたかを、 sacrament 理解とともに検討し、これらの教義が第二バチカン公会議でいかに解釈し直され、公会議後バプテスマ理解がいかなる展開をしたかを考えたい。

① トリエント公会議における教義としてのバプテスマ規定

トリエント公会議（1545-63 年）は、1517 年に始まった宗教改革の大変動の中で、宗教改革に対抗して、宗教改革者の論戦に応答する形で開催され、合計 25 会期にわたって開かれた。同公会議は、聖書と使徒伝承、原罪、義化、 sacrament、ミサ聖祭を教義として決定し、聖人崇敬、司教の居住地の規定から、修道者（修道士・修道女）、聖務日課、祝祭日や断食、典礼などの教会改革、カテキズムなど教会生活に直接及ぶものを決定して発布し、ローマ・カトリック教会の教義を形成した公会議となった。トリエント公会議で決定された事項はカトリック教義として現在も有効である。従ってローマ・カトリック教会において教義は遵守されるべきという制約を受けているが、歴史的に見れば時代に即応して解釈を少しずつ変化させてきている。本項では、トリエント公会議で定められた『 sacrament に関する教令』¹⁶⁰（DS 1600-1630）を概観し、第二バチカン公会議前夜に至るまでのバプテスマ解釈の変遷を整理しつつ、第二バチカン公会議における解釈と比較する。この作業を通し

¹⁵⁹ 公会議に対する WCC の反応と教皇庁による WCC への働きについては、信仰職制委員会議長となったルカス・フィッシャーの以下の論文を参照。Cf. Lukas Vischer, *The Ecumenical Movement and the Roman Catholic Church*, in Harold E. Fey ed., *A History of the Ecumenical Movement Volume 2 1948-1968*, Oregon: Wipf and Stock Publishers, 2009, pp. 311-352.

¹⁶⁰ トリエント公会議の諸秘跡に関しては、K. B. オズボーン著・太田実訳・石脇慶總監修『秘跡神学総論』, 156-184 頁を参照。

てローマ・カトリック教会が他教会を受け入れ、エキュメニカル運動に参入することができた要因の一部を明らかにできる。

『 sacramentに関する教令』のもとになった文書は、フィレンツェ公会議（1439-45年）において1439年に発表された文書、『アルメニア人合同の大勅書』とも呼ばれる *Exultate Deo* (DS 1310-1328) である。『 sacramentに関する教令』は、『 sacrament一般に関する規定』(DS 1601-1613)、『バプテスマの sacramentに関する規定』(DS 1614-1627)、『堅信の sacramentに関する規定』(DS 1628-1630) の3種の規定(Canon)で構成されている。トリエント教令の特徴は、Canonに「～者は排斥される」(anathema sit)の語句が使用され、各条が短く、詳細な方法で語られてはいない。このことによってローマ・カトリック教会は教義の解釈を変更することができたのである。

『 sacrament一般に関する規定』における主要な項目は、第1に、諸 sacramentはキリストによって制定され、全部で7つ、それらはバプテスマ、堅信、ユーカリスト、許し、病者の塗油、叙階、結婚である (DS 1601)。第2は、この7つの sacramentは同等ではない (DS 1603)。 sacramentがキリストによって制定されたという規定は、 sacramentは人間の行為ではなく神の働きであることが示されている。この点は宗教改革時における争点ではない。宗教改革からおよそ400年後に開催された第1回信仰職制世界会議(1927年)においてもプロテスタント諸教会間で意見が一致していることから明らかである。 sacramentをめぐる争点は、ローマ・カトリック教会が主張する7つの sacramentのすべてが神の働きとして認められるかという点(sacramentの数)と sacramentが恵みを与える方法である。公会議は恵みを受ける方法については言及を避けている (DS 1606)。第3は、 sacramentは救いのために必要である (DS 1604)。第4は、 sacramentは恵みをもたらすが、恵みは神の恩寵によるもので個人の信仰によるものではない (DS 1606)。第5は、 sacramentによる神の恵みは授ける人の聖性に依存するものではないとして、エクス・オペレ・オペラートによる sacramentの有効性が認められた (DS 1607-1608)。事効的な sacramentの効果は sacramentを授ける人の聖性に依存しないし、また sacramentを受ける人の信仰にも関係なく、キリストの行為であると解釈されている。現在のエキュメニカルな対話においてもエクス・オペレ・オペラートは論点の一つである。第6は、バプテスマ、堅信、叙階の sacramentには消えない刻印が押されるがゆえに、それらは繰り返せない (DS 1609)。しかしこの霊印が何であるかは規定されていない。第7は、ルター万人祭司説¹⁶¹に対して、すべてのキリスト者が司祭の役割ができるわけではないとして万人祭司説が否定された (DS 1610、DS 1767、DS 1771)。『 sacrament一般に関する規定』では sacramentが何かは定義されていない。しかし『ユーカリストの sacramentに関する教令』(DS 1635-1661)において、ユーカリストは「聖なるしるしであり、目に見

¹⁶¹ ルター万人祭司に関しては、ルター著・成瀬治訳『キリスト教界の改善について—ドイツ国民のキリスト教貴族に与う』(『世界の名著』18)、中央公論社、1982、86-92頁を参照。

えない恩恵の目に見える表現」¹⁶² (DS 1639) であると示されて、 sacramentの意味が明らかにされている。

『バプテスマの sacramentに関する規定』における主要な項目は、次の 10 点である。
1. 自然水がバプテスマの必要な要素である (DS 1615)。2. ローマ教会がバプテスマの sacramentの有効性を宣言できる (DS 1616)。3. ローマ教会の意に沿えば、ローマ教会に所属しない人が父と子と聖霊の名によって授けたバプテスマは有効である (DS 1617)。4. バプテスマは救済に必要である (DS 1618)。5. バプテスマを受けた人でも罪を犯せば恩寵を失う (DS 1620)。6. バプテスマを受けた人は教会のすべての掟を自発的に遵守する義務を負う (DS 1621)。7. 受洗後に犯した罪はバプテスマの想起と信仰だけによって許される、または小罪になることはない (DS 1623)。8. 再洗礼は禁止される (DS 1624)。9. 幼児バプテスマを否定することは許されない (DS 1626)。10. 幼児バプテスマの再洗礼は禁止される (DS 1626)。

『堅信の sacramentに関する規定』では、堅信は sacramentである (DS 1628)。堅信の通常の執行者は司教である (DS 1630)。

ローマ・カトリック教会と他教会間において問題になっている事項の多くは、トリエント公会議で規定された教義による。

② 第二バチカン公会議における信徒使徒職とバプテスマ解釈

第二バチカン公会議で述べられた、 sacrament、バプテスマ・堅信・ユーカリストも上述の『 sacramentに関する教令』、『ユーカリストの sacramentに関する教令』の枠組みの中にある。しかし公会議は、他教会との論争箇所には触れず、ローマ・カトリック教会に所属する人はバプテスマによって信仰を人々の前に宣言し、堅信を通してキリストの真の証人として、ことばと行いをもって信仰を広めかつ擁護する義務を遂行するように教える¹⁶³。第二バチカン公会議の新しさはバプテスマによるキリスト者の一致の言及にある。

『教会憲章』は、バプテスマを受けてキリストにおいて結ばれた人すべては神の民¹⁶⁴として平等であり、キリストの一部として全体で教会を構成していると捉え直した。その結果、位階制を中心とした教会から、教役者と信徒の区別もなく、キリスト者が自分たちの持っているカリスマを用いて多様な奉仕(使徒職)をすることで、教会は一致に招かれているという交わりの教会論を展開した。

公会議で定義された信徒とは、叙階を受けた人や修道者以外のすべてのキリスト者であ

¹⁶² “symbolum esse rei sacrae et invisibilis gratiae formam visibilem”.

¹⁶³ 『教会憲章』11条を参照。

¹⁶⁴ 神の民に関しては、『教会憲章』9-17条を参照。

神の民の祭司、祭司職に関する論述は、特に J. S. アリエタ「司祭的の民、信徒の共通司祭職—『教会憲章』一〇—十一項をめぐって—」『カトリック研究』(上智大学神学会) 21号, 1972, 46-90頁を参照。

り、「洗礼によってキリストのからだに合体され、神の民に組み込まれ、自分たちのあり方に従って、キリストの祭司職、預言職、王職に参加する者となり、教会と世界の中で、自分たちの分に応じて、キリストを信ずる民全体の使命を果たす」¹⁶⁵と表されている。信徒の特徴は、第1に、信徒の根源は現世的な事柄に携わるという意味でその世俗性にある。これが叙階を受けた人や修道者の召命との相違点である¹⁶⁶。第2は、キリスト者には「キリスト・イエスにおいて一つ」(ガラ3:28)であるがゆえに、「人種、国籍、社会的地位、性による不平等」¹⁶⁷はない。第3は、教会の中には多様な人々がいて、すべての人が同じ道を進んでいるわけではないが、バプテスマを受けた人それぞれには役割がある¹⁶⁸。

以上のように理解された信徒が教会の成員として持っている使徒職(信徒使徒職)を『教会憲章』は、「教会の救いの使命そのものへの参与であり、すべての人は洗礼と堅信を通して主ご自身からこの使徒職に任命される」¹⁶⁹と表明する。『信徒使徒職に関する教令』も信徒の世俗性を強調するが、信徒使徒職は「この世のただ中で生活して世俗の仕事に携わることが信徒の身分に固有のことであるため、彼ら自身、キリスト教的精神に燃えつつ、パン種としてこの世において使徒職を果たすように神から召されている」¹⁷⁰と使徒職が神の召し出しであることを強調し、自らのなすべき努めに応じて教会の成長に寄与しない信徒は、「教会にも自分自身にも無益なもの」¹⁷¹とまで言い切っている。この言明には司祭不足のため信徒に司祭の職務を手伝わせるという発想はない。同教令は信徒使徒職がキリストとの一致によるものであり、その遂行にあたって聖霊の働きによることを強調する¹⁷²。聖霊によってキリスト者は、「おのれの内深くに、おのずと、『教会の使命』である使徒職を頂き持ち、各人の置かれた場(家庭・職場・病床等々)でその使徒職を生き、且つ全うさせる上に必要^レな一切の恩寵と助けをも、すでに頂いている」¹⁷³のである。ゆえに信徒は、教会の中でも世においても、霊的な秩序においても、現世の事物の秩序においても、自らの使徒職に徹し、それを日々深めていく責務を持つ¹⁷⁴。このような観点から捉えられる信徒はもはや教会の位階制の中での単なる助力者ではない。信徒は感謝の祭儀(ミサ)においても、部外者や無言の傍観者としてではなく「意識的に、敬虔に、行動的に聖なる行為に参加し、(中略)神に感謝し、ただ司祭の手を通してだけでなく、司祭とともに汚れのないいけにえをささげて自分自身をささげる」¹⁷⁵という祭司職に従事している。

¹⁶⁵ 『教会憲章』31条。

¹⁶⁶ 同上を参照。

¹⁶⁷ 同上, 32条。

¹⁶⁸ 同上を参照。

¹⁶⁹ 同上, 33条。

¹⁷⁰ 『信徒使徒職に関する教令』2条。

¹⁷¹ 同上。

¹⁷² 同上, 3条を参照。

¹⁷³ 犬養道子『生ける石・信徒神学』(犬養道子自選集6), 岩波書店, 1998, 301頁。単行本は1984年に出版された。傍点は原著者。

¹⁷⁴ 同上, 318頁を参照。

¹⁷⁵ 『典礼憲章』48条。

このようなローマ・カトリック教会の信徒解釈によって、宗教改革の際の争点の一つであった民の祭司職に関して、他教会特にルーテル世界連盟との教会間対話では問題として挙げられていない¹⁷⁶。

最後に第二バチカン公会議以降の信徒理解の展開について述べておきたい。公会議の信徒理解は、信徒はその権利を行使するにあたってあくまで教役者たちに従うべきというものであった¹⁷⁷。しかし公会議以降、信徒の教会の参加が広がっていき、1988年にヨハネ・パウロ二世（在位 1978-2005）が使徒的勧告『信徒の召命と使命』¹⁷⁸を発表したことも影響して、信徒が教会職務の役割を幅広い分野で担うようになった。現在、米国では教会奉仕をする一般信徒と区別して、専門的、かつ継続的に教会に奉仕する信徒の職務が、信徒教会奉仕職(lay ecclesial ministry)として定義付けられ、すでに信徒教会奉仕者(lay ecclesial minister)として働いている信徒もいる¹⁷⁹。

(2) バプテスマ・教会への所属・人々の救いの関係に対する解釈の変化

ローマ・カトリック教会においてバプテスマは入信儀式としてだけではなく、救い¹⁸⁰との関係からも理解されてきた。「教会の外に救いはない」(Extra Ecclesiam Nulla Salus)という、バプテスマ・教会への所属・人々の救いの関係に対する解釈は、時代の影響とともに少しずつ変化していった。この原則に関する教会の解釈の変化を歴史的経緯から検討する。この検討を通してローマ・カトリック教会が信仰職制委員会への加盟を含むエキュメニカル運動に参入していった道筋を明確にしたい。

¹⁷⁶ ルーテル世界連盟－ローマ・カトリック教会間対話において、バプテスマおよび信徒使徒職に関して合意していることを確認し、これを土台にしてバプテスマの共通理解を目指して対話が行われている

(Cf. *L-RC Ministry*, 1981, 13 項, 19 項)。L-RC *Ministry*, 1981 は、ルーテル世界連盟－ローマ・カトリック教会間対話報告書の省略形である。資料(1) ローマ・カトリック教会－他教会間対話報告書一覧を参照。ローマ・カトリック教会による 2 教会間対話については、本論文第 4 章で考察する。

¹⁷⁷ 『教会憲章』37 条を参照。

¹⁷⁸ ヨハネ・パウロ二世・小田武彦・門脇輝夫訳『使徒的勧告 信徒の召命と使命』、カトリック中央協議会、2006。

¹⁷⁹ Cf. *Co-Workers in the Vineyard of the Lord—a Resource for Guiding the Development of Lay Ecclesial Ministry*, Washington D.C.: United States Conference of Catholic Bishops, 2005.

信徒教会奉仕職に関しては、『信徒教会奉仕職の召命と公認』より『神学ダイジェスト』(上智大学神学会) 117 号, 2014 (特集 教会における信徒), 39-78 頁所載の論文を参照。

¹⁸⁰ 本章では、救いを「聖徒の交わり、罪の許し、体の復活、永遠の命に入る」という意味で用いる (Cf. Brett Salkeld, *A Catholic Perspective on Salvation, One in Christ*, Vol. 46(1), 2012, p. 73)。

教会と救いに関する研究については、以下の論文を参照。岩島忠彦『キリストの教会を問う—現代カトリック教会論—』、サンパウロ、2004、259-268 頁；J. S. アリエタ「教会への所属と教会における救い—第二ヴァティカン公会議をめぐる—」『カトリック研究』(上智大学神学会) 55 号, 1989, 97-126 頁；鳥巢義文「万人の救いと教会—『教会の外に救いはない』という命題の成立及び解釈史—」『南山神学』(南山大学文学部神学科) 第 16 号, 1993, 1-39 頁；Francis A. Sullivan, *Salvation Outside the Church? Tracing the History of the Catholic Response*, Oregon: Wipf and Stock Publishers, 2002；増田祐志「洗礼と教会」、上智大学キリスト教文化研究所編『洗礼と水のシンボリズム—神の国のイニシエーション』、リトン、2008, 131-162 頁。

人々の救いと教会との関係についての古代教父による記述はオリゲネス（185頃－254頃）の「教会の外では誰も救われない」（『ヨシユアに関する説教 3:5』）¹⁸¹に見られ、キプリアヌス（?－258）もこの原則を記している¹⁸²。キプリアヌスが「教会の外に救いはない」と主張した背景には、彼の生きた時代がキリスト教に対する迫害の時期で、この原則は教会の一致を守るために必要であった。彼の排他性の影響は、アウグスティヌスの『カエサリア教会の信徒への説教』（6項）において、「カトリック教会以外に救いを見いだすことはできない」¹⁸³に見られる。排他的思考はその後の教皇文書や公会議において繰り返される。

バプテスマと救いの関係に関するカトリック教会の公式記録には、382年のローマ司教会議の『ダマススの教書』（*Tomus Damasi*, DS 152-180）にすでに見られる。同教書にはキリスト者の救いは、父、子、聖霊である神を信じてバプテスマを受け、唯一で真の神を疑いなく信じることにある（DS 177）と書かれ、4世紀の終わりごろにはすでにバプテスマは救いに必要であるという考え方が定着していたと言えよう。キリスト教に対する迫害が終焉し、313年に『ミラノ勅令』によるキリスト教の公認、381年には第1コンスタンチノーブル公会議における『ニケア・コンスタンチノーブル信条』の承認、392年にはキリスト教が国教となっていく時期に「教会の外に救いはない」という原則は、ローマ帝国内でキリスト教を安定させ、広めていくには非常に適していた。

インノチェンツィオ三世（在位 1198－1216）が1208年に送った『タラゴナの司教にあてた書簡』（*Eius exemplo*）には、カトリック教会に帰属したヴァルド派に対する『ヴァルド派に要求される信仰宣言』（DS 790-797）を含んでいる。ここでは唯一の、聖なる、普遍的、使徒伝来のローマ教会の外においては唯一人として救われない（DS 792）と宣言され、救いの仲介者である教会への所属が強く求められている。第4ラテラノ公会議（1215年）の第1章『カトリック信仰について』（DS 800-802）においても、唯一の普遍教会が存在し、その教会の外では誰も救われない（DS 802）と記されている。ボニファツィオ八世（在位 1295－1303）が1302年に発表した『大勅書』（*Unam sanctam*, DS 870-875）にも、教会に所属することが救いの条件とされている（DS 870）。同大勅書が重要であるのは、教皇への服従がすべての人間の救いのために絶対的に必要と付加されている点である（DS 875）。クレメンス六世（在位 1342－52）による『アルメニア教会の首長メキタルにあてた書簡』（1351年）（*Super quibusdam*, DS 1050-1085）においても、教会の信仰と教皇に対する服従が救わ

¹⁸¹ Origenes, Homilia III: 5, in J. -P. Migne, *Patrologiae Cursus Completus. Series Graeca*, Vol. 12, pp. 841-842. Reprint of 1912.

“Extra hanc domum, id est extra Ecclesiam nemo salvatur”.

¹⁸² Cyprianus, Epistulae 73: 21, in G. F. Diercks ed., *Sancti Cypriani Episcopi epistularium 3C*, Series Latina, Turnhout: Belgium, Brepols Publishers, 1996, p. 555.

“quia salus extra ecclesiam non est”.

¹⁸³ Augustinus, Sermo ad Caesariensis ecclesiae plebem, in *Corpus Scriptorum Ecclesiasticorum Latinorum*, Vol. 53, New York, 1910, p. 175.

“sed nusquam nisi in ecclesia catholica salutem poterit inuenire”.

Available 2018年11月現在. <https://archive.org/details/corpscriptecclat53/page/n1>

れる条件だとしている (DS 1051)。およそ 100 年後に開催されたフィレンツェ公会議の『コプト教会およびエチオピア教会との合同大勅書』(1442 年) (*Cantate Domino*, DS 1330-1353)でも、カトリック教会と一致しなければ、どんな善行をしようとも救われないと明記され (DS 1351)、「バプテスマを通して教会に所属し、教会所属は救いをもたらす」という構図は継続して堅持されている。このような教皇の諸発言に見られる排他性は、当時ヨーロッパ世界が持っていた世界観の狭さにあると言えよう。しかし 1492 年に「新大陸」が再発見されたことにより、福音を知らない人たちに罪があると考えることができなくなり¹⁸⁴、「教会の外に救いはない」という原則の意味が考え直されるようになった。

ピオ九世 (在位 1846-78) は、1854 年 12 月 9 日の演説 *Singulari quadam* において、「無知が不可抗力であるべき」(*ignorance should be invincible*)¹⁸⁵という語によって、「教会の外に救いはない」という原則に新しい解釈を与え、救いはローマ・カトリック教会に所属しない人にも及ぶという考えを示した。背景には当時の宗教無差別主義に対抗して、「教会の外に救いはない」という原則と「不可抗的無知」の区別を明確にする必要があったが、ローマ・カトリック教会に所属しない人々の救いにも配慮しようとする教会の姿勢が見られる。

この包括的な姿勢は第一バチカン公会議 (1869-1870 年) では後退し、救いをもたらすのはローマ・カトリック教会のみであると狭く捉えられたが、ピオ十二世 (在位 1939-58) は 1943 年に発表した回勅『キリストの神秘体』(*Mystici Corporis Christi*)において次のように述べる。

まだ教会の目に見えた一致に属していない人びとが、すみやかに恩恵の奥深い働きに従い、永遠の救いの不確かな状態からのがれるように、愛にみちあふれた心をもって勧めするのであります。自覚しないながらも希望と願いとをもって救い主の神秘体のほうに向かっているとしても、彼らはカトリック教会においてのみ得られる多くのとうとい賜物と助力とをさずかることができないのであります¹⁸⁶。

同教皇は「教会の外に救いはない」という原則に、無意識のうちにも望みながらキリストに向かっている人々の存在が前提とされるという新しい意味を加えた。同教皇の在位時の 1949 年の『ボストン大司教にあてた聖務聖省 (現在の教理省) の書簡』(DS 3866-3873) では、やむを得ない事情がある (*invincible*) 場合における救いの可能性の意味 (DS 3870) を加えた。これは「教会の外に救いはない」という文言を厳格に解釈したイエズス会司祭レオ

¹⁸⁴ Cf. Francis A. Sullivan, *Salvation Outside the Church?*, pp. 69-81.

¹⁸⁵ *Singulari quadam*, DS 2865-2867 の解説を参照。

¹⁸⁶ ピオ十二世・東大教養学部カトリック研究会訳・沢田和夫注解『ミステチ・コルポリス キリストの神秘体』, 中央出版社, 1965, 139 頁(101 項)。

ナード・フィーニーの主張¹⁸⁷に対する回答である。教会の解釈は、第 1 は、この文言は教会自身が解釈している意味で解釈されるべきである (DS 3866)。第 2 は、少なくとも願望と切望があればよい (DS 3870)。第 3 として、教会に一致したいというこの願望は必ずしも明白に示す必要はない (DS 3870)。第 4 は、「不可抗的無知」(invincible ignorance)から罪を犯している場合、「暗黙の願望」(implicit desire)でよい (DS 3870)。この回答には願望は完全な愛によるものでなければならないし、超自然的な信仰を必要としているという条件がある (DS 3872) が、全体として、「教会の外に救いはない」という原則に排他性が退けられ、包括的な救いの中で解釈されていると言えるだろう。第二バチカン公会議前夜には「教会の外に救いはない」という原則は包括的な救いを示唆する解釈に変化してきたが、第二バチカン公会議ではこの原則はいかなる展開を見せたか。

公会議はまず、救いのための教会の必要性を述べ、バプテスマによってキリストに合体することを確認する¹⁸⁸。ローマ・カトリック教会は、信仰宣言、 sacrament、教会制度などすべてを所有しているがゆえに、キリストと完全に合体している。従って教会に対する忠実性がなければ救われぬ、と明言する。他教会に所属するキリスト者は、「聖書を信仰と生活の規範として尊び、誠実で熱心な宗教心を表明し、全能の父なる神と救い主である神の子キリストを愛をもって信じ、洗礼によるしるしを受けてキリストに結ばれ、さらに自分の教会あるいは教会共同体の中で他の秘跡をも認め、受けている。(中略) 聖霊における真実な一種の結合さえある」¹⁸⁹。ゆえにローマ・カトリック教会は「彼らと結ばれている」¹⁹⁰。キリスト教会に所属しない人に関して、「福音をまだ受け入れていない人々も、いろいろなしかたで神の民に秩序づけられている」¹⁹¹と表明した。すなわち旧約の選民であるユダヤ人(「選びによって太祖たちのゆえにもっとも愛された民」)、創造主を認め、神を礼拝するイスラーム教徒、神を探し求める人々(「本人の側に落ち度がないままに、キリストの福音ならびにその教会を知らないとはいえ、誠実な心をもって神を探し求め、また良心の命令を通して認められる神のみ心を、恵みの働きのもとに行動によって実践しようと努めている人々」)、神を知らない善意の人々(「本人の側に落ち度がないままに、まだ神をはっきりとは認めていないとはいえ、神の恵みに支えられて正しい生活をしようと努力している人々」)を含めて、すべての人々に神の救いの可能性を認め、神の恵みに支えられ、努力しながら救いに到達できるという包括的な視点を示した¹⁹²。「本人の側に落ち度がない」という文言は、キリスト教会に所属しない人に対する公会議の態度を示すものとして注目できる。

ローマ・カトリック教会の他教会に対する態度の変化は次の 3 点にまとめられる。第 1

¹⁸⁷ Cf. Francis A. Sullivan, *Salvation Outside the Church?*, pp. 1-2.

¹⁸⁸ 『教会憲章』14 条を参照。

¹⁸⁹ 同上, 15 条。

¹⁹⁰ 同上。

¹⁹¹ 同上, 16 条。

¹⁹² 同上を参照。

は、ローマ・カトリック教会以外の教会の存在を認め、「信仰によって洗礼において義とされた者は、キリストに合体され、それゆえに正当にキリスト信者の名を受けているのであり、（中略）主における兄弟」¹⁹³と呼ぶ。第 2 として、宗教改革による分裂は双方に過失があったことを認め、「そのような諸共同体の中に生まれ、キリストの信仰に育てられた人々に、現在、分離の罪を責めることはできない」¹⁹⁴と断言する。第 3 に、何らかの仕方で神の民に所属している人は、キリストの体に完全に合体しようと呼びかけている¹⁹⁵。

エキュメニズムを実践する方法の第 1 は、「聖書運動、典礼運動、神のことばの宣教と信仰教育、信徒の使徒職、修道生活の新しい形態、結婚の霊性、社会問題に関する教会の教説と活動」¹⁹⁶という、言わば教会生活の刷新である。第 2 は、内的な回心で、具体的には謙虚な祈りによって、神と他のキリスト者に許しを求める¹⁹⁷。第 3 は、祈り、特にローマ・カトリック教会に所属する人が他教会のキリスト者とともに祈る共同の祈り¹⁹⁸である。公会議以前には共同の祈りは好意的に見られてはいなかったのである。第 4 は、他教会に所属するキリスト者を理解し、彼らに対する正しい知識を習得する¹⁹⁹。第 5 は、全キリスト者が協力して社会に奉仕をし、現代の社会悪とともに立ち向かう²⁰⁰。社会問題に関して教皇が発表したものはあるが、ローマ・カトリック教会を挙げて行ってはいなかった²⁰¹。

公会議は最後に再び次のように呼びかけて、すべての人を招き入れた。

このような話し合いの望みは、真理に対する愛のみに導かれ、また適切な慎重さを必要とするが、われわれとしては何人をも除外しない。また、人間精神の優れた諸価値を尊重しながらそれらの創造主を認めない人や、教会に反対し種々の方法で教会を迫害する人をも除外しない。父なる神はすべての人の起源かつ目的であり、われわれはすべて兄弟となるように召されている²⁰²。

¹⁹³ 『エキュメニズムに関する教令』3 条。

¹⁹⁴ 同上。

¹⁹⁵ 同上を参照。

¹⁹⁶ 同上、6 条。

¹⁹⁷ 同上、7 条を参照。

¹⁹⁸ 同上、8 条を参照。

¹⁹⁹ 同上、9 条を参照。

²⁰⁰ 同上、12 条を参照。

²⁰¹ 例えば、教皇レオ十三世（在位 1878–1903）は、以下のような回勅を発表している。

諸国家のキリスト教的構造に関して *Immortale Dei* (1885 年)。 Available 2018 年 10 月現在。
http://w2.vatican.va/content/leo-xiii/en/encyclicals/documents/hf_l-xiii_enc_01111885_immortale-dei.html

労働問題について *Rerum Novarum* (1891 年)。 Available 2018 年 10 月現在。

http://w2.vatican.va/content/leo-xiii/en/encyclicals/documents/hf_l-xiii_enc_15051891_rerum-novarum.html

キリスト教的民主主義について *Graves de Communi Re* (1901 年)。 Available 2018 年 10 月現在。
http://w2.vatican.va/content/leo-xiii/en/encyclicals/documents/hf_l-xiii_enc_18011901_graves-de-communi-re.html

²⁰² 『現代世界憲章』92 条。同憲章は第二バチカン公会議において最後に発表された文書である。

第二バチカン公会議以降、ローマ・カトリック教会のエキュメニカル運動の窓口は、教皇庁キリスト教一致推進評議会²⁰³である。同評議会は、1960年に教皇庁キリスト教一致推進事務局として開設され、1966年に教皇庁の常設の正式部局としてキリスト者間の一致を目的とすることを明確にし、1988年に現在の評議会として改編された。第二バチカン公会議閉幕の年にWCCと合同作業委員会を立ち上げ、WCCとの関係を樹立している。1968年にはWCCの研究部門である信仰職制委員会に加盟し、本格的にエキュメニカル運動に参入した。

第二バチカン公会議は「(ローマ・カトリック)教会の外に救いはない」という排他的な姿勢を乗り越え、すべての人が救われる可能性を明確にして、神の普遍的な救い²⁰⁴を示した。このような姿勢を取ることができた背景には、第1に、「諸真理の秩序」²⁰⁵という教えから神がすべての人間の救いを望んでおられるという真理が重要であったこと²⁰⁶、第2は、「新大陸」再発見などによる文化的要因、第3に、信仰職制運動やWCCの創立というエキュメニカル運動の刺激があったことが挙げられる。しかしそれにもまして、教義は教会の歴史的状况の文脈の中で理解すべきものとして捉えられ²⁰⁷、教義を変えることをしないで解釈を変えていくという方策を取ったからと言える。

【 要約的考察 】

本章では、信仰職制運動の歴史において、その幕開けを告げる第1回信仰職制世界会議から第4回までのバプテスマをめぐる議論と、第4回信仰職制世界会議の前年から開催されたローマ・カトリック教会の第二バチカン公会議におけるエキュメニカルな視点の転換という二つの流れを考察した。

まず第1回と第2回信仰職制世界会議の意義は、諸教会が一堂に会し、討議を通して教会の本質と伝統の概念を比較、検討して他教会との相違がいかなるものかを認識したことである。第1回世界会議において sacrament と オーディナンスに関する理解の相違、第2

²⁰³ Available 2018年10月現在。

http://www.vatican.va/roman_curia/pontifical_councils/chrstuni/documents/rc_pc_chrstuni_pro_20051996_chrstuni_pro_en.html

²⁰⁴ I テモテ 2:4 を参照。

²⁰⁵ 「カトリック教理の諸真理とキリスト教信仰の基礎とのつながりは種々異なったものであるため、諸教理の比較に際しては、それらの諸真理の間に秩序すなわち『順位』が存在する」(『エキュメニズムに関する教令』11条)。

²⁰⁶ Cf. Francis A. Sullivan, *Salvation Outside the Church?*, p. 202.

²⁰⁷ R. シュルテ著・百瀬文晃訳「秘跡」(1)『神学ダイジェスト』(上智大学神学会)62号,1987,111頁を参照。

回世界会議では sacrament 理解に関して数と解釈の相違と有効性、幼児のバプテスマが問題になった。両世界会議を通して、バプテスマは、罪の許しのために父と子と聖霊の名による水による執行と聖霊によって一つの体に結ばれること以外に、第 2 回世界会議では、バプテスマが神の救済の意志の表現、キリストの弟子としてのしるし、保証の封印であることが付加されている。

次に第 3 回信仰職制世界会議では、新たに浸礼以外のバプテスマの執行方法が問題となり、相互聖餐の問題からバプテスマとユーカリストの関係が取り上げられた。同世界会議の特色は、特に教会間相違には神学的な要因のみならず、非神学的な要因（社会的、心理的要因、特に政治的、社会的な要因）があると確認され、非神学的な要因が教会の再一致を遅延させ、社会の福音化を阻んでいることが明らかになった。特に社会的、政治的要因は、教会内に階級、経済的レベル、人種差別の意識を助長させていることが指摘されている。第 4 回信仰職制世界会議には、東方正教会が加盟し、第二バチカン公会議中であつたローマ・カトリック教会の代表も参加して、信仰職制委員会は新たな段階を迎えた。第 4 回世界会議における進展は、バプテスマがユーカリストへと導かれる一連の流れが提示されたこと、バプテスマの儀式に必要な要素が挙げられたことである。幼児バプテスマをめぐることは、バプテスマは単に個人的な関心事だけでなく、教会共同体の礼拝にも密接につながっていることが確認されて、受洗者の信仰は教会共同体が育成することが明確になり、バプテスマと信仰の論争を解決する新たな視点がもたらされた。

この間のローマ・カトリック教会は、ローマ・カトリック教会に所属する人がエキュメニカル運動に参加することを禁止するなど、非協力的な態度を取り続けたが、1910 年に開催された世界宣教会議には、ローマ・カトリック司教が私的にメッセージを送って陰ながら同会議を応援している。ローマ・カトリック教会の規制は徐々に緩和されていくが、1948 年に WCC が創立されたとき、カトリック神学者が招待を受けたにもかかわらず参加を許可していない。しかし第 3 回信仰職制世界会議にはローマ・カトリック教会から非公式であるが、4 人が参加している。彼らが同世界会議に出席したいきさつは不明であるが、彼らの参加はローマ・カトリック教会内の改革が避けられない状況になりつつあることを示している。

ローマ・カトリック教会は、1962 年から 1965 年に開催された第二バチカン公会議を通して、それまでの方針を転換して、エキュメニカル運動に参入した。公会議閉幕後数年のうちに他教会との 2 教会間対話を開始しており、国と地域のカトリック教会でも他教会との間で相互にバプテスマを承認し始めたのである。

第二バチカン公会議は、従来の教義を一つとして変更または廃止してはいないし、新しい教義を一つたりとも発布せず、時代に合わせて教義の解釈方法を変えて教会内の刷新をはかった。従ってローマ・カトリック教会のバプテスマ教義は、トリエント公会議の規定に縛られてはいるものの、第二バチカン公会議の精神に沿って教会の現代化と現代世界への適

応という観点から理解されなければならない。

バプテスマ理解に関してトリエント公会議との相違は、第二バチカン公会議はバプテスマによって授けられた恵みと尊厳の側面に新しい光を当て、教会を父と子と聖霊の愛の交わり（共同体）であるとして、信徒の祭司職を認めるとともに、叙階に基づく位階的祭司職を確認して両者を区別し、両者がキリストの祭司職に根源があることを示した。信徒は、ローマ・カトリック教会内で神の国の完成を目指してすべてのキリスト者と共に歩む役割を与えられた。この信徒使徒職の理解により、他教会との論争の一つに終止符が打たれたのである。

「教会の外に救いはない」の原則は3世紀中頃にすでに教父によって主張されている。4世紀の終わりにはバプテスマは救いに必要であるとカトリック教会の公式記録に残され、当時すでにこの考え方が定着していたと言える。「教会の外に救いはない」の原則も13世紀初頭にはカトリック教会の公式文書の中に見られ、以後、この原則に少しずつ状況に適した解釈がされて、第二バチカン公会議まで継続される。ボストンのフィーニーの主張に対する教皇庁の回答は、バプテスマへの願望は必ずしも明示する必要はないと言明するなど、第二バチカン公会議に見られるバプテスマの精神を先取りしている。第二バチカン公会議は、「本人の側に落ち度がない場合には」と条件を付けて、救いはローマ・カトリック教会に所属しない人にも及ぶと包括的な視点を示した。

第2章 『アクラ文書』「バプテスマ」(1974年)～ 『リマ文書』「バプテスマ」(1982年)

本章では、『アクラ文書』「バプテスマ」から『リマ文書』「バプテスマ」の成立、『リマ文書』に対する諸教会による応答を集成した文書『洗礼・聖餐・職務 1982-1990:経過と応答報告』²⁰⁸の発表までを取り上げる。『アクラ文書』にはそれまでの信仰職制運動におけるバプテスマをめぐる合意がどこまで達成されたかがまとめられている。第1節では、『アクラ文書』「バプテスマ」に至る過程と同書のバプテスマ理解を中心に、『アクラ文書』「バプテスマ」の問題点を検討する。特にカトリック神学者が『アクラ文書』をいかに評価したか、彼らの応答から論じたい。第2節では、『リマ文書』「バプテスマ」におけるバプテスマ理解を『アクラ文書』「バプテスマ」と比較しつつ論じる。『リマ文書』への応答としてローマ・カトリック教会による『リマ文書』の評価、および諸教会から寄せられた応答に関する信仰職制委員会における討議内容を検討する。

第1節 『アクラ文書』「バプテスマ」(1974年)

(1) 『アクラ文書』「バプテスマ」に至る過程

第4回信仰職制世界会議(1963年)以降1960年代終わりまで、バプテスマをめぐる議論は進展していない。1967年に開催された信仰職制全体委員会においてもバプテスマは議題に上っていないが、同委員会で今後の活動の一つとしてバプテスマとユーカリストの関係に関する研究が提案されたこと²⁰⁹が新たな展開である。しかし同委員会後、バプテスマをめぐる議論が展開し、WCC第4回総会(1968年)でバプテスマの相互承認を目指して活動することが初めて明らかにされた²¹⁰。同年、信仰職制作業委員会で、『バプテスマ・堅信・ユーカリスト』²¹¹(1968年版)が諸教会に提示され²¹²、『アクラ文書』「バプテスマ」の準

²⁰⁸ *Baptism, Eucharist & Ministry 1982-1990-Report on the Process and Responses*, Geneva: WCC Publications, 1990.

²⁰⁹ Cf. *New Directions in Faith and Order, Bristol 1967. Reports-Minutes-Documents*, Geneva: World Council of Churches, 1968, p. 107.

²¹⁰ Cf. Norman Goodall ed., *The Uppsala Report 1968. Official Report of the Fourth Assembly of the World Council of Churches, Uppsala July 4-20, 1968*, Geneva: World Council of Churches, 1968, p. 82 (*Worship*, § 30).

²¹¹ *Baptism, Confirmation and the Eucharist, Study Encounter*, Vol. IV, No.4, 1968, pp. 194-198. これまでのバプテスマをめぐる問題点が整理されている。『バプテスマ・堅信・ユーカリスト』(1968年版)と表記する。

²¹² Cf. *Minutes of the Meeting of the Commission and Working Committee, 1968, Uppsala and Sigtuna*, Geneva: World Council of Churches, 1968, p. 25.

備が始まる。

1971年に開催された信仰職制全体委員会は、信仰職制運動の歴史において「決定的な転換期」(a decisive turning point)²¹³とみなされているが、その理由はカトリック神学者が単にフルメンバーとしてすべての会議に出席しただけでなく、教会が直面している問題に彼らと共同で取り組むことができるようになったからである²¹⁴。同全体委員会には、『バプテスマに関するエキュメニカルな合意』²¹⁵と上述の『バプテスマ・堅信・ユーカーリスト』(1968年版)の2種類の文書が提出されたが、後者は詳細に検討されて『バプテスマ・堅信・ユーカーリスト』²¹⁶(1971年)となった。この1971年版ではバプテスマの相互承認の条件として少なくともバプテスマは志願者、または幼児のバプテスマの場合はその子のために教会において、キリストを主として告白し、水で父と子と聖霊によって執行されることが提示されている²¹⁷。2項目だけであるが、信仰職制委員会が異なった見解を持つ諸教会に初めて条件を提示できたことに意義がある。『バプテスマに関するエキュメニカルな合意』は、過去4回のWCC総会と4回の信仰職制世界会議の合計8回の会議の報告書から、バプテスマに関して8項目の事項にまとめられた文書である。同文書が改訂されて、1974年、アクラ信仰職制全体委員会において、『一つなるバプテスマ・一つなる聖餐・たがいに承認された教会の職務一三つの合意文書(アクラ文書)』が合意された²¹⁸。

(2) 『アクラ文書』におけるバプテスマ理解

『アクラ文書』「バプテスマ」の構成は、1章「バプテスマの制定」、2章「バプテスマの意味」、3章「バプテスマの含む意味」、4章「バプテスマの執行—教職者、形式、典礼式」、5章「一つなる信仰の中にあるバプテスマによる入会に対する違った態度」、6章「提案」、である。本項では『アクラ文書』をAと表記する。

『アクラ文書』の特色は、論点である幼児バプテスマをめぐる問題と堅信が文書の中心に据えられていることである。特に幼児バプテスマの問題に関しては最後の24項において、幼児バプテスマを執行する教会に対しては幼児への教理教育の責任を果たすこと、信仰告白者のバプテスマのみを執行する教会に対して、幼児バプテスマの執行が長く続けられてきた意味と幼児の教会に占める場について考察するようにと、両教会が相違点の克服に努

²¹³ *Faith and Order Louvain 1971-Study Reports and Documents*, Geneva: World Council of Churches, 1971, p. 5.

²¹⁴ Cf. *ibid.*, pp. 5-6.

²¹⁵ Ecumenical Agreement on Baptism, in *ibid.*, pp. 49-53.

²¹⁶ Baptism, Confirmation and Eucharist, in *ibid.*, pp. 35-49. 『バプテスマ・堅信・ユーカーリスト』(1971年版)と表記する。

²¹⁷ Cf. *ibid.*, p. 46.

²¹⁸ Cf. *Accra 1974. Meeting of the Commission on Faith and Order, July/August 1974, Ghana*, Geneva: World Council of Churches, 1974, pp. 31-34, p. 38.

力することが求められた。以下「バプテスマ」の内容を検討していきたい。

「バプテスマの制定」(A1章1項)で示された共通理解は、バプテスマとユーカリストが sacrament としてキリストによって制定されていることである。両者は「イエスの地上の生涯のあいだに彼が言ったこと、行なったこと」を起源とし、「早い時期から教会の共同の生活の中で中心的な位置をしめてきた」という点で共通している。Sacrament は、新約聖書に基づき、キリストによって制定されたものであり、キリストの賜物であるという第2回信仰職制世界会議での討議事項²¹⁹が確認されている。留意すべき点は、『アクラ文書』ではバプテスト教会が主張するオーディナンスに関しては触れられてはいないことである。

「バプテスマの意味」(A2章2-4項)では、『一人の主、一つのバプテスマ』で明らかにされた、バプテスマと救済史に関する研究成果を基礎にしてバプテスマの意味が示されている。バプテスマの意味は3項目あり、1点目は、キリストの死と復活への参与が中心にある。共通理解の鍵はイエス自身のバプテスマで、その意味することはヨルダン川から復活までのイエスの全生涯、さらにヨルダン川でイエスに下った聖霊と聖霊降臨の聖霊まで含まれている(A2項)²²⁰。2点目は、罪の許しのために父と子と聖霊の名において、水で執行されるバプテスマにおいて、聖霊によってバプテスマを受け、一つの体に入る(A3項)。ここで重要なことは、南アフリカにおけるアパルトヘイト、米国での人種差別、貧しい人々への差別などを背景にして、あらゆる人間疎外を克服することを求めている点である。3点目は、信仰が恩寵を受けるために必要であり、キリストの肢になるためには人格的な参与が不可欠である。さらにバプテスマは瞬間的な出来事だけでなく生涯にわたって、信仰と従順のうちに生きることである(A4項)。

「バプテスマの含む意味」(A3章5-7項)とは、1点目は、バプテスマが一致のきずなであり、「諸教会がその分裂を克服し、完全な、目に見える一致を達成する」(A5項)ことである。2点目は、バプテスマとユーカリストは関係があるということ、主の晩餐においてこそ、「神の救いのわざの想起(記念)を宣言し、それを祝う」(A6項)ことである。この箇所は第3回、第4回信仰職制世界会議、WCC第2回、第3回総会における討議が生かされている。3点目は、キリストへの参与としてのバプテスマとバプテスマによって救われた人のあかしと奉仕である(A7項)。

「バプテスマの執行—教職者、形式、典礼式」(A4章8-11項)に関して、1点目は、バプテスマの執行者は、通常任職された教職者であるが、バプテスマをすでに受けた信徒が授ける場合もある(A8項)。バプテスマの執行は執行者自身の個人的な権利の行使ではなく、教会の職務として執行される。2点目で、バプテスマの執行形式は父と子と聖霊の名による、水で執行される(A9項)。これは第1回信仰職制世界会議から引き継いでいる。3点目は、

²¹⁹ Cf. Leonard Hodgson ed., *The Second World Conference on Faith and Order*, p. 239.

²²⁰ これに対する反対意見もある。Cf. Gunter Wagner, *Baptism from Accra to Lima*, in Max Thurian ed., *Ecumenical Perspectives on Baptism, Eucharist and Ministry*, Geneva: World Council of Churches, 1983, pp. 15-16.

典礼式に取り入れられるべき要素²²¹が確認されている (A 10 項)。4 点目は、バプテスマの意義としてバプテスマはキリストの死と復活への参与、新しい命、キリストの肢となること、罪の許し (A 11 項) である。

「一つなる信仰の中にあるバプテスマによる入会に対する違った態度」 (A 5 章 12-19 項) は、幼児 (小児) のバプテスマと信仰告白者のバプテスマ (A 12-A 14 項)、霊の賜物と堅信式または塗油式 (A 15-A 19 項) の二部構成となっており、いずれも長い記述である。幼児のバプテスマは第 2 回信仰職制世界会議以降、研究されてきたが、ここでは『一人の主、一つのバプテスマ』の研究成果が生かされた。

幼児 (小児) のバプテスマと信仰告白者のバプテスマ (A 12-A 14 項) に関して 1 点目は、「個人の明白な決断と参与という形で表される」 (A 12 項)。バプテスマは個人に信仰があることが本質的な条件であるが、その個人的な決断も教会の信仰とあかしを通して宣言される。2 点目では、「信仰をとりまく環境を重視」 (A 13 項) して執行される幼児のバプテスマは、原則として教会員全体が家庭や教会の礼拝と教育を準備し、子どもの成長に関わることを誓約することである。3 点目では、バプテスマを受けた幼児にもバプテスマの約束の履行が求められる。「福音の要求と約束は、バプテスマにおいて幼児にも与えられており、それに対する服従の応答の義務」 (A 14 項) を負わされているからである。

霊の賜物と堅信式または塗油式 (A 15-A 19 項) では、上述した『バプテスマ・堅信・ユーカリスト』 (1971 年版) の研究に基づいて、キリスト教入信の過程の一つとして理解されている。堅信式または塗油式の意味の 1 点目は、五旬祭の日の霊の賜物を礼典上の賜物として受け入れ、バプテスマと塗油 (堅信) を一つの儀式として結び付けるか、入会を水によるバプテスマのみで成立すると考えるかの相違がある (A 16 項)。問題は塗油を執行する教会が、水によるバプテスマのみを受けている人を教会の正式の会員と認めないときに起こる。2 点目は、堅信をサクラメントと解釈しない教会が堅信の儀式をバプテスマとユーカリストの間に執行した場合の根拠と、幼児のバプテスマを執行する教会が堅信を執行するまでユーカリストにあずかることを許可しない場合の幼児のバプテスマの意味は何かである (A 18 項)。3 点目として、堅信はバプテスマの想起である (A 19 項)。

最後に「提案」 (A 6 章 20-24 項) として、バプテスマをめぐる問題に対する解決のための提案が示されている。そのうち、特に浸礼、再洗礼、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマの解決のための提案として次の点が挙げられている。浸礼に関して、浸礼を廃止した教会に対して、浸礼によるバプテスマは受洗者がキリストの死、葬り、復活に参加していることを表現していることを理解し、この形式の復活が式典を象徴することになる (A 21 項)。再洗礼に関して、「バプテスマは一つ」であり、バプテスマは繰り返すことができないことを確信しているにも拘わらず、再洗礼と解釈される行為について再考を促している (A

²²¹ Cf. P. C. Rodger and L. Vischer eds., *The Fourth World Conference on Faith and Order*, p. 72 (§ 112).

22 項)。次に、信仰告白者のバプテスマのみを執行する教会と幼児バプテスマを執行する教会の両方に対する、いわばメッセージとして、双方の教会が相違点の克服に努めること、信仰告白者のバプテスマのみを執行する教会には幼児のバプテスマの意義と価値を考慮する、幼児のバプテスマを執行する教会には幼児のバプテスマが無制限に執行されることのないように、バプテスマを受けた子どもたちの教理教育が十分に行われることが述べられている (A24 項)。他の提案として、バプテスマの相互承認の条件として、バプテスマは、洗礼志願者が、また幼児のバプテスマの場合は幼児のために教会がイエス・キリストを主として告白し、水で父と子と聖霊によって執行されることである (A23 項)。バプテスマの執行は、公の礼拝の中で、また大祝日に執行する (A20 項)²²²。バプテスマは個人的な関わりだけでなく、教会全体に関係し、自分が受けたバプテスマを想起するとともに、新受洗者を教会に迎え入れるという意味の確認もあるからである。

『アクラ文書』「バプテスマ」の意義は、様々な伝統と教義を持つ諸教会がバプテスマに関して大きく 5 項目に分類し、一つの文書として発表したことである。特に、信仰職制運動の初めから論争の焦点であった幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる議論において、個人の信仰か、それとも教会共同体の信仰によるのか、という二者択一的な議論をせず、個人の信仰も教会共同体の信仰も教会という場で養成されることを指摘し、バプテスマを受けた子どもたちの教理教育を十分に行うことを条件にこの問題の収束を図ったことは評価できる。

(3) 諸教会からの応答

1975 年、WCC 第 5 回総会は各教会が真の交わりを深めるために、加盟教会に対して『アクラ文書』の 3 つのテキストを検討し、応答するよう要請した²²³。WCC の要請に対して、信仰職制委員会に寄せられた 140 通に近い諸教会からの応答は同委員会によって分析されて、1977 年にクレ・ベラル会議資料²²⁴として提出されている。同資料とは別に、信仰職制委員会から『バプテスマ・ユーカーリスト・職務に関するエキュメニカルなコンセンサスを目指して—諸教会への応答』²²⁵が発表され、それには諸教会の応答に関して信仰職制委員会

²²² 第 4 回信仰職制世界会議で合意されている。Cf. *ibid.*, p. 73 (§ 113).

²²³ Cf. David M. Paton ed., *Breaking Barriers Nairobi 1975-The Official Report of the Fifth Assembly of the World Council of Churches, Nairobi, 23 November-10 December, 1975*, published in collaboration with the World Council of Churches by SPCK, London, WM. B. Eerdmans, Grand Rapids, 1976, pp. 68-69.

²²⁴ 本資料は、ジュネーブにある WCC 本部アーカイブ: 整理番号 23_5_112 *Preparatory Document for Crêt-Bérard, Churches on the Way to Consensus-A Survey of the Replies to the Agreed Statements "One Baptism, One Eucharist and a Mutually Recognized Ministry"*, FO/77:3 April 1977 (Revised June 1977) である。信仰職制委員会内部資料であるため、公に発表されていない。

²²⁵ Cf. *Towards an Ecumenical Consensus on Baptism, the Eucharist and the Ministry-A Response to the Churches*, Geneva: World Council of Churches, 1977. 信仰職制委員会に寄せられた各応答は公表さ

の見解が短くまとめられている。

① 信仰職制委員会による見解

『アクラ文書』「バプテスマ」に対する諸教会からの応答には内容的に相互に関係する 3 項目のバプテスマの意味に関する合意がある²²⁶。1 点目に、バプテスマの中心はキリストに組み入れられることであり、キリストの死と復活に参加することである。2 点目は、バプテスマにおいて、聖霊降臨の霊は与えるとともに与えられているがゆえに、わたしたちはキリストにも互いにも結ばれている。3 点目として、バプテスマは教会における一員であることの基本的、かつ構成要素であり、信仰、個人的参与、生涯にわたる成長と切り離すことができない。

『アクラ文書』に関して以下の事項が問題として挙げられている²²⁷。1. バプテスマの終末論的な局面が強調されていない。2. バプテスマと堅信は、入信過程の要素としてバプテスマの儀式全体を形成することにほとんどの応答が肯定的であるが、バプテスマの執行と堅信をめぐる論点は、両者の関連性、および堅信は礼拝の秘跡的な儀式かそれとも入信過程における通過点かである。従って神学的な観点からの研究が必要である。3. バプテスマに関する聖書の権威の問題は、イエスの受洗とキリストによるバプテスマの制定の間にある明確な相違、そしてバプテスマとキリストの死と復活の間の関連である。4. 幼児のバプテスマが無制限に執行されている。5. バプテスマが執行される社会的、文化的コンテクストに関して、バプテスマの神学的理解や執行は教会が存在している場所の文化と関連がある。

諸教会の応答で注意を引く事項は、『アクラ文書』の成立によって、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマは一つの教会において共存することが可能であると考へた人もいたが、信仰職制委員会は、バプテスマの二つの形式をめぐる問題は複雑であり、楽天的に考へるべきではないという見解を示した²²⁸。さらに社会的な観点からラテン・アメリカの状況を取り上げ、バプテスマを受けた人が同じくバプテスマを受けた人から弾圧を受けている例を挙げて、「教会の批判者が言うように、不正の構造が存続するのを許しているのか。バプテスマはたびたび暴力で強いられ、植民地化の道具や入植者への服従のシンボルとなっていることはどういう意味か」²²⁹と、バプテスマを受けた人たちの倫理性を問いただしている。

バプテスマの倫理性に関して、合同研究が発表されるのはおよそ 20 年後の『高価な服従』

れていない。

²²⁶ Cf. *ibid.*, p. 6.

²²⁷ Cf. *ibid.*, pp. 7-8.

²²⁸ Cf. *ibid.*, p. 7.

²²⁹ *Ibid.*, p. 8. “does it, as critics of the church say, allow unjust structures to persist? What does it mean that baptism has often been imposed with force, thus becoming in some instances an instrument of colonization and a symbol of subjection to the colonized?”

(1996年)²³⁰、および1997年に開催されたファヴェルジュ協議会においてであるので、上記の応答は鋭い洞察力に富み、バプテスマをこれまでとは異なった視点から考察した貴重な提言である。

②カトリック神学者による批評

キリスト教一致推進事務局(当時)は、ローマ・カトリック教会として公式に信仰職制委員会に応答するという形式を取らず、世界各地の神学校、大学神学部、個人の自由に任せた。信仰職制委員会に送付された応答は合計31通であった(カトリックが関係しているエキュメニカルグループによる4通を含む)²³¹。筆者はWCC本部アーカイブ²³²でこのうち5通の応答を見つけることができず、全26通のうち、バプテスマに関する応答、英語(6通)、フランス語(11通)、ドイツ語(1通)の合計18通²³³を分析した。応答したカトリック神学者と大学神学部の一覧を表1に挙げる。

表1 カトリック神学者と大学神学部による『アクラ文書』「バプテスマ」への応答一覧

No.	使用言語	応答者・応答機関
1	仏	Père Jean Corbon, Beyrouth
2	仏	Laval University, Canada
3	独	Catholic Theological Department of the University of Augsburg
4	英	Pontifical Institute of Theology and Philosophy, Alwaye, India
5	仏	Theological Faculty of Lyon, Bruno Chenu
6	仏	P. Edgar Haulotte, Paris
7	仏	Centre Sevres, Paris
8	仏	Père Congar
9	仏	A. Jaubert
10	英	Faculty of Theology, Institute of Religious Studies, Delhi

²³⁰ Costly Obedience (1996), in Thomas F. Best and Martin Robra eds., *Ecclesiology and Ethics-Ecumenical Ethical Engagement, Moral Formation and the Nature of the Church*, Geneva: WCC Publications, 1997, pp. 50-90.

²³¹ WCC本部アーカイブ: 整理番号 23_5_112, pp. 18-19を参照.

²³² 各応答は、WCC本部アーカイブ: 整理番号 23_5_117 *Responses to 1974 Accra Paper "Baptism, Eucharist and Mutually Recognized Ministry" A-Z* に収められている。

²³³ 残りの8通の応答は、イタリア語(3通)およびスペイン語(4通)によって記述され、もう1通にはユーカリストのみが述べられている。

No.	使用言語	応答者・応答機関
11	英	Sophia University, Tokyo Paul Pfister Peter Nemeshegyi
12	英	Catholic Theological Academy, Utrecht
13	英	Theological Faculty, Tilburg
14	仏	Theological Faculty S.I. “Bobolanum”, Warsaw
15	仏	Pontifical Theological Faculty of Wratislavia, Wroclaw
16	仏	Catholic Theological Academy, Warsaw
17	仏	Pontifical Athenaeum “Antonianum”, Rome
18	英	Faculty of Theology, Fu Jen University, Taipei

以上の応答から、カトリック神学者が『アクラ文書』「バプテスマ」に関して指摘した点を6点に整理して検討する。

1. バプテスマにおける原罪の効果が言及されていない (No.3) という指摘があった。
2. 西洋では、幼児バプテスマが子どもの人権の観点から問題視されるだけでなく、世俗化と不信仰という新しい状況からも問題とされているという分析から、「幼児のバプテスマにおいては、儀式が信仰に代わるのではなく、むしろ信仰を要求する」²³⁴という変更を求めるものもあった (No. 5)。
3. 『アクラ文書』の成立によって、「教会間にはもはや障壁がないがゆえに、教会はバプテスマの相互承認に対処すべきである」²³⁵ (No.12) と言うが、教会を隔てる壁がなくなったという考え方は、分立している諸教会の状況を見れば楽天的である。
4. バプテスマ・ユーカーリスト・職務の関係について、バプテスマの相互承認と相互聖餐は可能になっていると評価するが、職務の承認は、「前述の承認とは区別されなければならない。なぜならそれはまったく異なった『基盤』にあるからである」²³⁶ (No.12) と、区別して考えている。
5. バプテスマとユーカーリストへの参加に関して、異なった教会の受洗者だけでなく、それぞれの教会が自己の教会に所属する人に（バプテスマを受けているが教会との関係を失った人々にも）参加するよう呼びかけるべきという提案があった (No.13)。
6. ギリシャ・ラテン文化の伝統を持たない教会が、バプテスマの執行の際に自分たちの

²³⁴ “Dans le baptême des enfants, l’acte liturgique exprime l’espérance de Dieu et de l’Eglise en la foi de cet enfant et il appelle cette foi”.

²³⁵ “for recognition of baptism, for there is no longer a barrier”.

²³⁶ “The recognition of the ministry be separated from the foregoing recognitions, because it belongs to a quite different ‘stratum’”.

文化から生まれた入信の儀式の要素を可能であれば使うという提案がされていない (No.13) と、インカルチュレーションに関して言及されている。

『アクラ文書』成立当時に、カトリック神学者が指摘した、バプテスマとユーカリスト・職務の関係、幼児バプテスマに対する子どもの人権と幼児バプテスマを執行している教会を取り巻く社会的状況、インカルチュレーションなどは、以後何十年にもわたって議論されることになる問題であり、貴重な応答であると筆者は考えて本項で論じた。上記のカトリック神学者の見解は、前掲書『バプテスマ・ユーカリスト・職務に関するエキュメニカルなコンセンサスを目指して—諸教会への応答』(6-8頁)では言及されていない。

カトリック神学者の応答の中で上智大学の司祭ネメシェギの応答 (No. 11) は、神学的に深く追求したものであり、信仰職制委員会の討議資料においても評価が高い²³⁷。その上日本からの応答ということもあって、同司祭の議論を取り上げる。

ネメシェギは、キリストによって制定された原理と教会によってなされた決定を明確に区別した。バプテスマの執行者については、ローマ・カトリック教会は必要な場合は誰でもバプテスマを授けることを認めているが、この慣行はキリストの直接の命令から来ているのではなく教会の決定であり、それゆえ他教会を必ずしも束縛するものではない。彼は、サクラメントの教義と教会の実践、および正当性の問題の多くは教会に与えられている管理する権利(husbandry)として理解し、誰がバプテスマを正当に授けるかという問題に関しては教会が持っている自由裁量の一つであると主張した。ただし、教会はすべての人を救いたいという神の意志に従ってのみ、その権利を行使できるという。

キリスト教入信の3つのサクラメントの関連性について、罪の許しを表すものとしてのバプテスマ、聖霊の賜物の表現としての堅信、キリストとの一致の表現としてのユーカリストの3つは切り離せない。その理由は、バプテスマが他の2つのサクラメントに本質的に関連して、その2つに特有な効果をもたらしているからである。聖霊の賜物を表現するために、堅信を特別なサクラメントとして決定したのは教会である。著名な中世の学者たちの教えは、堅信のサクラメントが教会の初期からのものであるとしており、トリエント公会議は彼らの理論を無視できなかった。それゆえ、7つのサクラメントがキリストによって制定されたとするトリエント公会議の決定には、中世の状況を考慮しなければならない。このような理解から堅信の執行に関しても柔軟に対処できると論じた。

ネメシェギを評価できるのは、彼が中世以降のカトリックの伝統的なバプテスマ理解を踏まえて、ローマ・カトリック教会の教えに従いつつ、エキュメニカルな視点から「バプテスマ」を論じたことである。

²³⁷ WCC 本部アーカイブ: 整理番号 23_5_112, p. 24 を参照。

神田もネメシェギのユーカリストに関する応答を高く評価し、詳細に論じている(神田健次『現代の聖餐論—エキュメニカル運動の軌跡から—』, 192-194頁を参照)。

『アクラ文書』において中心となっている事項は、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマ、および堅信である。このうち幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる問題に関して 1979 年に米国のルイスヴィルで協議会が開催され、ローマ・カトリック教会とバプテスト派の協議も行われた²³⁸。ルイスヴィル協議会においてなされた 5 項目の同意事項²³⁹は、『リマ文書』「バプテスマ」に取り入れられた重要なものであるので、以下に記すことにする。

1. 信仰告白者のバプテスマは新約聖書においてバプテスマの最も明確に証明される執行である。幼児のバプテスマはキリスト教の伝統とキリスト者のあかしの中で発展してきた。
2. 受洗者の個人的信仰と教会生活における継続した参加がバプテスマにおいて完全な成果をもたらすために不可欠である。信仰告白者のバプテスマにおいては、所属する信仰共同体が個人的信仰の育成に役割を果たす。幼児のバプテスマでは、幼児を取り巻く信仰共同体の援助が子どもの個人的信仰を育成する。
3. 信仰告白者のバプテスマにおいても幼児のバプテスマにおいても、キリスト者の育成と洗礼志願者の信仰の成長を目指して、責任ある態度が求められている。
4. 現在実践しているバプテスマの執行形式はいかなるもので、その執行方式が取り入れられた理由を徹底的に見直す。
5. バプテスマは無制限に執行されてはならない。

ルイスヴィル協議会の特色は、幼児バプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる問題から派生して、子どもの神学、知的障がい者、高齢者のバプテスマの研究が提案されたことである。幼児バプテスマを子どもの神学の観点から行う研究に関して、キリストの体につながる子どもを育成するのは両教会の責任であることを確認した²⁴⁰。幼児バプテスマの執行がバプテスマの神学の観点から論じられている中で、子どもの神学の観点から行うという提案は、新たな視点からの研究として注目できる。この背景には、ルイスヴィル協議会が開催された 1979 年は、国際連合が「児童権利宣言」を採択して 20 周年にあたって、「国際児童年」として宣言した年であり、改めて子どもの権利を考える機運が高まっていたのである。

障がい者のバプテスマに関しては、1971 年に開催された信仰職制全体委員会²⁴¹、WCC 第 5 回総会（1975 年）²⁴²において議論されているが、知的障がい者は特に議論されてはいない。しかし両会議では、障がい者を人から奉仕される弱者としてではなく、教会内で主体的に活動する一員として認識し、教会内での差別の撤廃を宣言している。

『リマ文書』は以上の経緯を経て、1982 年に南米ペルーの首都リマで開催された信仰職

²³⁸ Cf. *Louisville Consultation on Baptism*, Geneva: World Council of Churches, 1980. 同協議会には、ローマ・カトリック教会、メソジスト教会、改革派教会、信仰告白者のバプテスマのみを執行する教会としてバプテスト教会とともにメノナイト、ディサイブル教会の神学者が参加した (Cf. *ibid.*, pp. 3-6).

²³⁹ Cf. *ibid.*, pp. 101-102.

²⁴⁰ Cf. *ibid.*, p. 106.

²⁴¹ Cf. *Faith and Order Louvain 1971*, pp. 192-193.

²⁴² Cf. David M. Paton ed., *Breaking Barriers Nairobi 1975*, pp. 61-62.

制全体委員会において成立した²⁴³。

第2節 『リマ文書』「バプテスマ」(1982年)

(1) 『リマ文書』におけるバプテスマ理解

表2 『リマ文書』「バプテスマ」/『アクラ文書』「バプテスマ」 構成比較表

『リマ文書』「バプテスマ」(1982)		『アクラ文書』「バプテスマ」(1974)	
項	項	項	項
1 バプテスマの制定	1	1 バプテスマの制定	1
2 バプテスマの意味	2	2 バプテスマの意味	2 A キリストの死と復活への参与
3 A キリストの死と復活への参与	3	3	B 霊の賜物とキリストの体の肢となること
4 B 悔改め、赦しおよびきよめ	4	4	C バプテスマと信仰
5 C 聖霊の賜物	5	3 バプテスマの含む意味	5 A 一致のきずな
6 D キリストのからだへの入会	6	6	B 聖餐にあずかること
7 E 神の国のしるし	7	7	C キリストへの参与と証し
3 バプテスマと信仰	8	4 バプテスマの執行—教職者、形式、典礼式	8
	9		9
	10		10
4 バプテスマのならわし	A 信仰告白者のバプテスマと幼児のバプテスマ		11
	11	一つなる信仰の中にあるバプテスマによる入会に対する違った態度	A 幼児(小児)のバプテスマと信仰告白者のバプテスマ
	12		12
	13		13
	B バプテスマ—塗油—堅信		14
	14		B 霊の賜物と堅信式または塗油式
	C バプテスマの相互承認に向かって		15
	15		16 (a)
	16		(b)
5 バプテスマの執行	17		17 (a)
	18		(b)
	19		18
	20		19
	21	6 提案	20 (i)
	22		21 (ii)
	23		22 (iii)
	23		23 (iv)
	23		24 (v)

本項では『リマ文書』をLと表記する。

²⁴³ リマ信仰職制全体委員会における協議に関しては、Michael Kinnamon ed., *Towards Visible Unity. Commission on Faith and Order, Lima 1982. Volume I: Minutes and Addresses*, Geneva: World Council of Churches, 1982, pp. 80-87 を参照。

以下、章ごとに順を追って「バプテスマ」を分析していく²⁴⁴。

1章「バプテスマの制定」(L1項)では、バプテスマがイエスの生涯における出来事に根差し、神と民との間の契約関係に入る意義が述べられている。バプテスマが神からの賜物であり、父と子と聖霊の名による執行など、バプテスマの基本的な意味が示されている。

2章「バプテスマの意味」(L2-L7項)が、A2-A4項の3項目の合意の上に、『リマ文書』で5項目が挙げられているが、その内容は『アクラ文書』よりはるかに詳細で、緻密な叙述である。『リマ文書』では、『アクラ文書』では触れられなかった、バプテスマの意味を新約聖書で述べられているイメージを列挙しながら、バプテスマは一つであることが示されている(L2項)。1. キリストの死と復活への参与(ロマ6:3-5、コロ2:12)。2. 罪の洗いと清め(Iコリ6:11)。3. 新生(ヨハ3:5)。4. キリストによって導かれる「光の子」としての生活(エフェ5:14)。5. 古い衣をぬぎすててキリストによる新しい衣を着ること(ガラ3:27)。6. 聖霊による刷新(テト3:5)。7. 洪水からの救い(Iペト3:20-21)。7. 奴隷の縄目からの脱出(Iコリ10:1-2)。8. 性差別、人種差別あるいは社会的階層による差別などの障壁がのりこえられる新しい人間性への解放(ガラ3:27-28、Iコリ12:13)、の8点である。

バプテスマの意味の1点目は、「キリストの死と復活への参与—バプテスマのキリスト論的意味」(L3項)である。A2項では、イエスのバプテスマはヨルダン川で始まり、受難中も続くとされているが、『リマ文書』では、イエスのバプテスマはイエスを苦難のしもべの道へ導くと叙述され、わたしたちのバプテスマが弟子への参与であることが理解できる²⁴⁵。バプテスマによって受洗者はキリストと共に死にキリストの力で新しい命を得る(ロマ6:3-11)が、最終的な復活を将来に託す。それは「罪のために死んでいたわたしたちをキリストと共に生かし、—あなたがたの救われたのは恵みによるのです—キリスト・イエスによって共に復活させ、共に天の王座に着かせてくださいました」(エフェ2:5-6)という希望に基づく。この新しい命は、キリストの霊の働きによって復活したキリストがわたしたちに共有させるキリスト自身の命であり²⁴⁶、このことはバプテスマのキリスト論的な意味を表している。

バプテスマの意味の2点目は、「悔改め、赦しおよびきよめ—バプテスマの倫理的意味」(L4項)で、A3項では、「罪の赦しのために」執行されるバプテスマとのみ書かれているが、『リマ文書』では1項すべてを用いて叙述される。イエスのバプテスマはヨハネのバプテスマに由来し、新約聖書においてキリストの死と復活に参加するバプテスマによって、

²⁴⁴ 以下、『リマ文書』の内容分析に関しては、Gunter Wagner, *Baptism from Accra to Lima*, in op. cit., pp. 12-32、および神田健次『現代のバプテスマ論の一考察—BEMを中心として』を批判的に対話しつつ参照。

²⁴⁵ Cf. Gunter Wagner, *Baptism from Accra to Lima*, pp. 15-16.

²⁴⁶ フランシスコ会聖書研究所訳注『聖書 原文校訂による口語訳 パウロ書簡 第一巻 ローマ人への手紙・ガラテヤ人への手紙』, フランシスコ会聖書研究所, 1973, 86-87頁を参照。参照箇所は『ローマ人への手紙』6章注(1)である。

「心は清められて、良心のとがめはなくなり、体は清い水で洗われ」(ヘブ 10:22)、「聖なる者とされ、義とされています」(I コリ 6:11)。このようにバプテスマには許し、清め、聖化の意味合いがあると同時に、受洗者には「バプテスマの体験の一部として」倫理的な生き方に導かれるという倫理的な意味合いがある。

3点目のバプテスマの意味は、「聖霊の賜物—バプテスマの聖霊論的意味」(L5項)である。これの並行箇所(A3項)に述べられている聖霊降臨の霊は、「洗礼において与えるものであるとともに、与えられるものである」という文は削除され²⁴⁷、L5項では、「聖霊はバプテスマ以前にも、バプテスマそのものにおいても、またバプテスマを受けて後も」、聖霊の賜物がいつ与えられるかの記述を避けてはいるが、聖霊は「その人びとのいのちに働きかけられる」が強調されている。神は受洗者に聖霊を注ぎ、「うけつぐべき遺産の手付けとしての初穂を彼らの心に植えつけ、これを封印のしるしとされる」と述べられ、聖霊は救いを保証すると論述されている。

4点目のバプテスマの意味は、「キリストのからだへの入会—バプテスマの教会論的意味」(L6項)で、A3項とA5項をつなぎ合わせたものである。バプテスマを特徴付けるのは、「キリストの弟子たることの共通のしるしあるいはその保証の封印」である。キリスト教のバプテスマはキリストにつながるバプテスマであるがゆえに、一つであると主張され、バプテスマは一致をもたらす基本的なきずなであることが力説されている。この一つの共通のバプテスマが、「キリストとの一致、キリスト者相互の一致、また時と所をこえて普遍的である教会の一致」に結び付けるとして、教会の一致に重要な意味があることが強調される。加えてバプテスマの一致が、「ひとつなる聖なる公同の使徒的教会のなかで現実となるとき、それが、癒しと和解をもたらす神の愛の真にキリスト教的な証しとなるであろう」と、バプテスマの一致と宣教のあかしの相関性についても言及されている²⁴⁸。本項のキーワードは、“one baptism”, “common baptism”, “baptismal unity”であり、バプテスマの一致が教会の一致に重要であることが強調されている。A3項の“it is a sign and seal of our discipleship”に、“baptism is a sign and seal of our common discipleship”と“common”が加えられ、「幼児のバプテスマ」も含まれることが示されている²⁴⁹。注L6では、「性差別、人種差別、社会層による差別」があるという現実から、諸教会にバプテスマの根本的な意味を再考し、教会共同体の態度を考え直すことが求められている。この点については前述したように『アキラ文書』応答で指摘されたことが反映しているのである。

5点目のバプテスマの意味は、「神の国のしるし—バプテスマの終末論的意味」(L7項)である。『アキラ文書』応答の中でバプテスマの終末論的局面的必要性も指摘され、ここで終末論的な意味がバプテスマに加えられている。バプテスマは、現在の世界の中に与えられ

²⁴⁷ ワーグナーは、問題のある文と断言している (Cf. Gunter Wagner, *Baptism from Accra to Lima*, pp. 16-17)。

²⁴⁸ 神田健次『現代のバプテスマ論の一考察—BEMを中心として』, 84頁を参照。

²⁴⁹ Cf. Gunter Wagner, *Baptism from Accra to Lima*, p. 17.

た「新しいいのちの現実の端緒」、「みたまの共同体への参与」、「神の国、きたるべき世界のいのちのしるし」、として理解されている。

3章「バプテスマと信仰」(L8-L10項)の3項はA4項とA7項に相当している。

バプテスマと信仰の意味の一つ目は、バプテスマは神の賜物であると同時に人間の応答であることが示され、L12項で扱われる幼児のバプテスマの伏線が敷かれている(L8項)。救いを受けるためには信仰が必要であるが、問題は、この信仰は誰の信仰かは明らかにされていないことである²⁵⁰。L8項の最初はA7項が使われているが、A7項では人間の応答という積極的な働きは求められていないという点に相違がある。

二つ目の意味は、バプテスマはそれを受ける瞬間の体験で終わるのではなく、キリスト者は生涯を通じて聖霊によってキリストを目指して成長する中で、「たえることのない戦い」と「たえることのない恵みの体験」が連続する生涯を送る、と理解されている。このようにキリスト者は、神の新しい創造と神が現れるのを待ち望むことが要請され、キリスト者としての生きるべき道が示される(L9項)。L9項はA4項が使われている。

三つ目の意味は、キリスト者はバプテスマと新しい創造によって喜びに満たされ²⁵¹、その結果、バプテスマは個人の救済ではなく、「キリストの福音を共にあかしする共同の責任」を負うという、きわめて公的な出来事である(L10項)。L10項はA7項に述べられた、キリスト者の「向上によって、バプテスマを受けた信仰者は、救済された人類という新しい種族を世界にはっきりと示すべきである」を、『リマ文書』では穏やかに、「キリストの死にあわせられるという意味におけるバプテスマが、ただ個人的な聖化への召しであるだけではなく、それによってキリスト者が、この世の生活のあらゆる領域において神のみ旨を実現するための戦いにおし出されるという倫理的な意味をもっている」と言い換え、バプテスマの倫理的な意味合いも与えている。

4章「バプテスマのならわし」(L11-L16項)では、A信仰告白者のバプテスマと幼児のバプテスマ(L11-L13項)、Bバプテスマ—塗油—堅信(L14項)、Cバプテスマの相互承認に向かって(L15-L16項)の3部に分かれ、バプテスマをめぐる争点となっている問題が取り扱われている。信仰告白者のバプテスマと幼児のバプテスマの問題は、第2回信仰職制世界会議以降懸案になっている事項であり、上述したルイスヴィル協議会で行われた5項目の確認事項がL11-L12項に反映されている。

A信仰告白者のバプテスマと幼児のバプテスマ(L11-L13項)における意味の1点目は、バプテスマは新約聖書に基づく個人の自覚的な信仰告白によって執行されるものであるが、歴史的な経過の中で幼児バプテスマが取り入れられたことが説明されている(L11項)。ここは、『アクラ文書』から新しく加えられた項である。

2点目の意味は、信仰告白者のバプテスマも幼児のバプテスマもバプテスマが教会生活と

²⁵⁰ Cf. *ibid.*, p. 19.

²⁵¹ Cf. *ibid.*

信仰の中で育成されるという一貫した視点から、バプテスマが教会共同体の生活を基盤として成長することが強調されている (L 12 項)。L 12 項は、A 12-A 14 項が大幅に修正されている²⁵²。注 L 12 では、「神がキリストにおいてそのバプテスマの主導権をとっておられること、またそれと共にそのバプテスマが、この神の主導権を信じる人びとの共同体の信仰的な応答を具現するものであること」という二つの事柄が認められるときには、その相違はさほどきびしいものではなくなるであろう」と互いに認め合うことができるという考え方が示されている。加えて、教会への入会方法の相違が、「むしろ両教会がどちらをとっても、同じ結果をもたらすことの方を選択しているにすぎない」ことを認めてよいのではないかと、バプテスマの相互承認を求めている。

3 点目の意味は、バプテスマは繰り返すことができない (L 13 項)。しかし注 L 13 では、自分の教会以外の sacrament の正当性に疑念を持つ教会が、他教会の転入者に対して再度バプテスマを受けることを求める例が提示されている。これに対して、諸教会が互いに十分理解し合い、受け入れることで、他教会の sacrament と職制の正当性を認めるようになるという解決策が提示されている。本項は A 22 項とほぼ同じである。

B バプテスマ—塗油—堅信 (L 14 項) では、バプテスマの争点の 1 つである「バプテスマ—塗油—堅信」の問題が取り上げられている。A 15-A 18 項とほとんど変更されていない。キリスト教のバプテスマは水と聖霊の働きによることは教派間で一致しているが、聖霊の賜物のしるしが何かについては理解に相違がある。相違点は、水によるバプテスマ、塗油、塗油と按手という所作、または水と塗油と按手が欠かせないという立場などがある。注 L 14a) では、塗油によってキリスト者は、油注がれたキリストから「ペンテコステの際とおなじ聖霊の賜物を受ける」という考えを持つ教会が紹介されている。注 L 14b) で幼児陪餐の問題が述べられ、幼児にバプテスマを授けるが、その子どもたちが別個に設定されたもう一つの儀礼を経なければ陪餐を認めない教会に幼児陪餐の再考を求めている。注 L 14c) にはバプテスマの約束の想起と更新の必要性が述べられている。

C バプテスマの相互承認に向かって (L 15-L 16 項) において、幼児のバプテスマを執行する教会と信仰告白者のみに執行する教会が、自分たちのバプテスマの執行を見直すとともに、相手の教会の執行を認め合う姿勢が提案されている。

5 章「バプテスマの執行」(L 17-L 23 項) に関して 7 項目が示されている。

1 項目は、バプテスマは父と子と聖霊の名によって水で執行されることが確認されている (L 17 項)。これは第 1 回信仰職制世界会議で同意され、以後引き継がれている。2 項目は、浸礼によるバプテスマの執行である (L 18 項) が、A 21 項のように強く主張されていない。注 L 18 では、水を用いることの意義が述べられている。3 項目は、按手というしるし、塗油という所作、十字を切る所作が、礼拝を豊かにすると述べられている (L 19 項)。4 項目

²⁵² Cf. *ibid.*, p. 20.

は、A10項で列挙されたバプテスマの諸要素が、『リマ文書』ではバプテスマの中に入れられるべき要素として提示され、諸教会が使用できるように提示された(L20項)。5項目、L21項はA11項を説明し直したもので、L3項、L4項、L7項がまとめられている。注L21では、大多数がキリスト者でない国で洗礼名を名乗ることへの不利益、幼児バプテスマが社会的な慣習の中で、機械的で無制限に執行されることへの警告、水を用いないバプテスマを執行している教会の例が挙げられ、バプテスマが行われる社会的、文化的背景への考慮が求められている。これはルイスヴィル協議会において話し合われたコンテクスチュアリティ(コンテクストに関連してバプテスマを理解する試み)に由来している²⁵³。6項目は、バプテスマの執行者についてであるが(L22項)、A8項後半部が変更されている。最後のL23項では、A20項と同じくバプテスマは公の礼拝の中で、大祝日の礼拝において執行されることが勧められているが、バプテスマという sacrament の執行に適切な日の例として、クリスマスが削られ、イースター、ペンテコステ、主の公現(エピファニー)が提案されている。

『リマ文書』「バプテスマ」の意義は、第1に、新約聖書が豊富に引用され、バプテスマが聖書に由来するものであることが示されている。

第2は、バプテスマ理解において、「キリストの死と復活への参与」(L3項)、「悔改め、赦しおよびきよめ」(L4項)、「聖霊の賜物」(L5項)、「キリストのからだへの入会」(L6項)、「神の国のしるし」(L7項)が同意された。

第3に、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる論争は、信仰職制委員会で十分に討議されて、『リマ文書』の合意に至っている。加えて、この論争の核心が、バプテスマは「神の賜物」か、それとも「信仰に基づく自覚的応答」か、という理解の相違であることを明確にしたことは重要である。

第4に、バプテスマ—塗油—堅信については、「聖霊の賜物のしるしを何に見いだすべきか」という問題に関する理解に関連しているので、教会に実践の再考を促したことである。

第5は、『アクラ文書』では言及されていなかったバプテスマの終末論的な意味が強調されている。バプテスマを受けた人は、毎日の生活の中でキリストをあかししつつ生活することによって、キリストを待ち望みながら生きることができるのである。

『リマ文書』「バプテスマ」には、また問題点も見いだされる。第1は、バプテスマとユークリスト、バプテスマと職務の関係が言及されていない。誰がユークリストの代わりに招かれるのか、誰がバプテスマを執行するのか、聖餐式の司式は誰か、の言及がない。第2は、バプテスマは繰り返せないことが同意されているので、再洗礼として執行される条件は何かである。第3として、信徒の働きに関して触れられていない²⁵⁴。第4は、障がい者のバ

²⁵³ Cf. *Louisville Consultation on Baptism*, pp. 106-107.

²⁵⁴ WCC 第2回総会(1954)の分科会において信徒と召命に関して話し合われている。

(Cf. W. A. Visser 't Hooft ed., *The Evanston Report-The Second Assembly of the World Council of Churches 1954*, London: SCM Press Ltd, 1955, pp. 160-173.)

プテスマに関して取り扱われていない。日本基督教団²⁵⁵と米国合同メソジスト教会²⁵⁶がこの問題を取り上げている。

『リマ文書』「バプテスマ」は上記のような意義と問題点が見られるが、バプテスマをめぐる基本事項が合意されたことで、以後、2 教会間対話においてバプテスマの相互承認を目指す討議が行われることになる。

(2) 応答と受容²⁵⁷

信仰職制委員会は、諸教会に『リマ文書』に関して 4 点の公式の応答を要請し²⁵⁸、諸教会から寄せられた応答は 186 教会に及んだ²⁵⁹。本項では、最初にローマ・カトリック教会の公式応答²⁶⁰の分析を通してローマ・カトリック教会のエキュメニカルな姿勢を明確にする。次に諸教会から寄せられた応答に対する信仰職制委員会での討議内容を検討し、バプテスマをめぐる問題点を探る。

① ローマ・カトリック教会の応答

ローマ・カトリック教会からの『リマ文書』への期待が大きいことは、教皇庁キリスト教一致推進事務局（現在は教皇庁キリスト教一致推進評議会）が、世界中のカトリック司教協議会、大学神学部、神学校に応答を求めた時、全大陸から 26 の司教協議会が同推進事務局に提出し、加えて、大学神学部や神学校、個々の司教区、またカトリックのエキュメニカル団体や神学者が個人的に提出したことからも推測できる。推進事務局は、それらの報告書进行分析し、教皇庁教理省とともに最終稿を作成し、教理省長官を通じて教皇の裁可を得て²⁶¹、

²⁵⁵ Cf. Max Thurian ed., *Churches Respond to BEM: Official Responses to the "Baptism, Eucharist and Ministry" Text, Volume II*, Geneva: World Council of Churches, 1986, p. 289. 『キリスト新聞』, 1986 年 4 月 26 日付を参照。

²⁵⁶ Cf. Max Thurian ed., *Churches Respond to BEM: Official Responses to the "Baptism, Eucharist and Ministry" Text, Volume II*, p. 187.

²⁵⁷ 本論文で使用する応答と受容の定義は、WCC 第 6 回総会（1983）において明確にされたものである。「公的な応答」は、各教会による『リマ文書』に対する 4 つの問いに対する研究と対話の過程であり、教会内の個人やグループによる応答、ある意味で教会による理解であり、教会を代表してなされたものである。この「公的な応答」は、『リマ文書』に対する教会の最終的な決定として理解されるものではなく、受容の長い過程の中での重要な段階である。「受容過程」は、各教会が自分自身の伝統に関して理解するものである。それは教会が『リマ文書』の中に、『リマ文書』を通して使徒信条を認識し、信仰が約束する新しい生活を掴もうとするものである。Cf. David Gill ed., *Gathered for Life-Official Report, VI Assembly World Council of Churches, Vancouver, Canada 24 July-10 August 1983*, Geneva: World Council of Churches, 1983, pp. 46-47 (§ 14).

²⁵⁸ 『リマ文書』, 25-26 頁を参照。

²⁵⁹ Cf. *Baptism, Eucharist & Ministry 1982-1990-Report on the Process and Responses*, p. 3.

²⁶⁰ *Roman Catholic Church Response*, pp. 1-40.

²⁶¹ Cf. John A. Radano, *The Catholic Church and BEM, 1980-1989, Mid-Stream*, Vol. 30(2), 1991, pp. 146-150. 当時、ラダノは教皇庁キリスト教一致推進事務局の西方教会部門の代表であり、推進事務局と信

1987年にローマ・カトリック教会の公式応答としてジュネーブの信仰職制委員会事務局に送付した。

ローマ・カトリック教会において、『リマ文書』は、『エキュメニズムに関する教令』との関連において理解され、神学的議論に焦点を合わせて他教会との相違を克服できる道を模索しつつ、検討されたと言える。応答する際に、第1は、キリスト教の目に見える一致を目指す作業過程の中で自分たちの教会を見つめる。第2は、第二バチカン公会議の教え²⁶²に忠実であろうと務めながら、『リマ文書』に取り組む。第3は、カトリックの教義に照らしながらできるだけ多くの点で『リマ文書』を支持しようとするが、問題があると思ったところでは批判をする、という視点から論じられた²⁶³。

『リマ文書』「バプテスマ」に関して、ローマ・カトリック教会は、1点目に、バプテスマが「キリスト者相互の一致、また時と所をこえて普遍的である教会の一致」（「バプテスマ」6項）へと導くという箇所において、「人が分裂したキリスト教会という特定の教会共同体の中で受洗するという事実の持つ意味に適切な注意を向けていない」²⁶⁴と批判する。しかし『リマ文書』は、バプテスマが諸教会を分裂に導くものではなく、互いにより深いきずなを構築していることを強調し、分裂を克服しバプテスマの交わりを目に見える形で表そうとしている²⁶⁵と、評価している。

2点目は、救済に関して、『リマ文書』においてバプテスマが人類の救済のために必要であるという点に触れられているが、バプテスマを受けていない人の救済については言及がないと指摘する。従って原罪の教義がバプテスマの意味と効果との関係で議論されることを希望している²⁶⁶。

3点目は、バプテスマは「キリストの弟子たることの共通のしるしあるいはその保障の封印となる」（「バプテスマ」6項）と述べられているが、しるしの意味が何か明らかにされていない²⁶⁷。

4点目として、幼児バプテスマと信仰告白者のバプテスマに関する問題は、「慣行のレベル」(the level of practice)²⁶⁸であり、幼児バプテスマが正当である理由は教会が恒常的に執行しているからであると主張する²⁶⁹。

仰職制委員会との連絡を受け持っていた。信仰職制委員会への提出の手順は、ローマ・カトリック教会の応答が公式であることを示している。

²⁶² 特に『エキュメニズムに関する教令』22項「主の晩餐、他の諸秘跡、礼拝、教会の役務に関する教理を対話の題材としなければならない」。

²⁶³ Cf. Johannes Cardinal Willebrands, *The Catholic Church and the Ecumenical Movement*, *Mid-Stream*, Vol. 27(1), 1988, p. 32.

²⁶⁴ *Roman Catholic Church Response*, p. 11. “The document does not here give adequate attention, however, to the implications of the fact that a person is baptized within a particular ecclesial fellowship in a divided Christianity”.

²⁶⁵ Cf. *ibid.*

²⁶⁶ Cf. *ibid.*, p. 12.

²⁶⁷ Cf. *ibid.*

²⁶⁸ *Ibid.*, p. 13.

²⁶⁹ Cf. *ibid.*

5 点目として、「バプテスマー塗油ー堅信」（「バプテスマ」14 項）の議論において、聖霊の賜物はキリスト教入信における教会の信仰の正当な表明であり、堅信が執行され始めたことは、「教会の信仰の規範的な発展」（a normative development in the faith of the church）²⁷⁰であると強調する。

『リマ文書』はバプテスマ・ユーカーリスト・職務の領域でより一層の研究が必要なものもあるけれども、集約を喜ぶと同時に一致について見守っていくと、ローマ・カトリック教会は述べている²⁷¹。ローマ・カトリック教会の「応答の真意」（the spirit of the response）²⁷²は、第 1 に、カトリック教会に所属する人にとって、『リマ文書』の研究は豊かな経験となっている。第 2 に、集約されたことを喜び、一致を目指してさらなる成長を期待する。第 3 に、『リマ文書』はエキュメニカル運動における重要な成果であり、貢献である。第 4 に、ローマ・カトリック教会は、信仰職制委員会が目に見える一致を求める貴重な仕事を続けられるよう声援を送る。第 5 に、ローマ・カトリック教会は、他教会と共にキリストが望まれた教会一致という重要な任務にこれからも果たしていく、という点に表現されている²⁷³。

②『リマ文書』以降の信仰職制委員会における討議

信仰職制委員会は、諸教会からの応答を分析し、信仰職制委員会独自の考察を加えて、1990 年に『洗礼・聖餐・職務 1982-1990：経過と応答報告』を発表した。『リマ文書』が発表された 1982 年以降 1990 年までの間、信仰職制委員会における作業は主として『リマ文書』応答に対する討議に費やされた。会議での討議内容から、主要な 2 点を挙げる。

第 1 に、1986 年にベニスで『リマ文書』に関する協議会が開催され、同協議会においてバプテスマをめぐる争点は以下の 6 点であることが明確になった。1. 幼児と信仰告白者のバプテスマ、2. バプテスマの sacrament としての特徴、3. 神の恩寵の優位性、4. バプテスマにおける「契約」の概念、5. バプテスマにおける原罪、6. バプテスマと堅信の 6 点である²⁷⁴。

第 2 は、1989 年に開催されたブダペスト信仰職制全体委員会で発表された『バプテスマ・ユーカーリスト・職務：一致への継続する呼びかけ：信仰職制委員会による諸教会に向けた声明』²⁷⁵で、諸教会からの応答に対する信仰職制委員会による応答と言えるものである。同声明の注目できる点は、諸教会が『リマ文書』への応答を通して、次の 3 点、1. 自分たちの

²⁷⁰ Ibid., p. 15.

²⁷¹ Cf. *ibid.*, p. 39.

²⁷² Johannes Cardinal Willebrands, *The Catholic Church and the Ecumenical Movement*, p. 32.

²⁷³ Cf. *ibid.*, pp. 32-33.

Cf. *Roman Catholic Church Response*, pp. 39-40.

²⁷⁴ Cf. *Minutes of the Meeting of the Standing Commission, August 1987, Madrid, Spain*, pp. 33-34.

²⁷⁵ Cf. Baptism, Eucharist and Ministry: The Continuing Call to Unity: A Statement by the Faith and Order Commission Addressed to the Church, in Thomas F. Best ed., *Faith and Order 1985-1989. The Commission Meeting at Budapest 1989*, Geneva: World Council of Churches, 1990, pp. 25-28.

伝統や執行と批判的に対話し、他教会の信条や礼拝、執行に関する理解が深まり、教会間で新しい関係を持つことができた、2. これによって、応答の過程がそれ自身、一致への運動の目に見えるしるしであった、3. バプテスマ、ユークリスト、職務に関して、集約が確認され、新たなエキュメニカルな状況に入ったことが明確にされたことである。

『リマ文書』応答に関する作業を終えた信仰職制委員会は、バプテスマの基本的事項の合意を目指す討議から、『リマ文書』「バプテスマ」において触れられたバプテスマの相互承認を目指す研究に移る。

バプテスマに関する基本的事項は、第 1 回信仰職制世界会議以降バプテスマをめぐって討議が重ねられ、『アクラ文書』「バプテスマ」の成立から『リマ文書』「バプテスマ」の合意によって理解されている。しかし各教派が『リマ文書』すべてに関して合意したわけではなく、各教派の意見は神学的課題として 2 (多) 教会間対話にゆだねられた²⁷⁶。諸教派にとって、『リマ文書』に対する応答は自分たちの教義を主張する機会になり、他教派への対話を求める呼びかけにもなったのである。1989 年に発表されたノルウェー教会—ノルウェーバプテスト連盟間対話報告書²⁷⁷では、『リマ文書』「バプテスマ」を使用し、項ごとに話し合うという形式を取って討議が進められている点が特徴になっている。『リマ文書』以後、特に国、地域レベルでバプテスマの相互承認をめぐる教会間対話が増加する。

最後に『リマ文書』の意義として次の 5 点を示したい。

1 点目は、聖公会、正教会、プロテスタント諸教会、ローマ・カトリック教会など、世界の主要な教会、教派が議論に参加している。

2 点目は、歴史的に神学的対立や論争があった諸教会からの神学者が集まって、相違点をめぐって話し合い、集約点を見いだした。

3 点目は、エキュメニカル運動の一連の研究における初めての成果である。

4 点目は、『リマ文書』に関して諸教会に対し、権限のある機関による公式の応答が求められた。これにより各教会は自分たちの教義や教会生活を見直す機会となった。

5 点目は、キリスト教 2000 年の歴史上最も広範囲に議論された文書である。『リマ文書』は 1982 年に刊行されて以来 25 年記念版 (2007 年) で 39 刷にもなる、世界中で多くの人に読まれている文書であるとともに、エキュメニカルな対話において現在でも参照される重要な文書になっている。

²⁷⁶ 『リマ文書』「バプテスマ」15 項を参照。

²⁷⁷ *One Lord-One Faith-One Church: A Longing for One Baptism. The report from the bilateral conversations between The Church of Norway and The Baptist Union of Norway 1984-1989.*

Available 2018 年 10 月現在。

https://kirken.no/globalassets/kirken.no/church-of-norway/dokumenter/baptist_lutheran_1989.pdf

【 要約的考察 】

第 1 章で、第 1 回信仰職制世界会議から第 4 回信仰職制世界会議までの信仰職制運動のバプテスマをめぐる議論の経過とバプテスマ理解を、第二バチカン公会議によってエキュメニカル運動に参入したローマ・カトリック教会のバプテスマ理解の変遷も付加して論じた。

本章では、それまでのバプテスマ理解の達成をまとめた『アクラ文書』、『アクラ文書』を全面的に改訂した『リマ文書』におけるバプテスマ理解を考察した。

第 1 節で、『アクラ文書』「バプテスマ」に関して特筆すべき事項 3 点を挙げる。第 1 に、その成立過程において、『バプテスマ・堅信・ユーカーリスト』（1971 年版）と『バプテスマに関するエキュメニカルな合意』がまとめられたことである。『バプテスマ・堅信・ユーカーリスト』（1971 年版）では、特にバプテスマの相互承認の条件に焦点が当てられ、バプテスマの目に見える一致を目指す活動の道が開かれた。『バプテスマに関するエキュメニカルな合意』は、『アクラ文書』「バプテスマ」の草稿であるが、同文書によってそれまでの WCC 総会と信仰職制世界会議におけるバプテスマに関する同意事項が明確になった。

第 2 の特筆すべき事項は、バプテスマとユーカーリストの交わりの一致に関する問題である。それまでの WCC 総会、信仰職制世界会議で言及され、克服されなければならない事項と指摘されてきたが、『アクラ文書』において、ユーカーリストの交わりは「バプテスマによって、それぞれ別の場所にあって一人の主に仕える一つの民であることを真剣に認めることである」（「バプテスマ」6 項）と、初めてバプテスマとユーカーリストの一致に関して目に見える手段が提示されたのである。しかし『リマ文書』ではこの問題は省略されている。

第 3 の特筆すべき事項は、バプテスマの目に見える一致を目指すという視野に立って成立した『アクラ文書』に対して信仰職制委員会から諸教会に応答が要請されたことである。信仰職制委員会には 140 通に近い応答が届き、ローマ・カトリック教会内でも世界中のカトリック神学者から 31 通もの応答が寄せられ、それらのうち日本から上智大学の二人の司祭、フィステルとネメシェギの応答が含まれていることが明らかになった。両神父が『アクラ文書』への強い関心を見せたことは、日本の教会の中でもっと広く知られてよい。特に神学的に深く追求し、内容的にも卓越したネメシェギの見解は評価されるべきである。

第 2 節 (1) で、『リマ文書』「バプテスマ」においてバプテスマがいかに理解されたかを分析し、(2) では、『リマ文書』に対する応答としてローマ・カトリック教会による評価を取り上げ、続いて『リマ文書』以降の信仰職制委員会において、諸教会から寄せられた『リマ文書』への応答に対する討議内容を検討した。『リマ文書』に関して次の 3 点に焦点を当てて記したい。

第 1 は、『アクラ文書』改訂過程におけるバプテスマをめぐる討議である。『アクラ文書』

の応答に関して協議したクレ・ベラール会議において、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる問題が取り上げられた。この問題を協議するために開催されたルイスヴィル協議会においてバプテスト派とローマ・カトリック神学者が徹底的に討議して、ある程度、相互に理解を示し、同協議会開催によって『リマ文書』「バプテスマ」は成立に向けて大きく前進したのである。協議会がローマ・カトリック教会とバプテスト教会間の「橋渡しのしるし」(signs of bridge-building)²⁷⁸と表現される所以である。

第2は、『アクラ文書』「バプテスマ」との比較において、『リマ文書』「バプテスマ」は著しく優れている。『リマ文書』では新約聖書のイメージが十二分に取り入れられ、バプテスマは一つであることが示されている。『アクラ文書』には、バプテスマの意味は3点が挙げられていたが、『リマ文書』では、「悔改め、赦しおよびきよめ」と「神の国のしるし」の2点が付加されて、合計5点である。このように『リマ文書』ではキリスト論的意味、倫理的意味、聖霊論的意味、教会論的意味、終末論的意味が、キリスト者の生き方を問いかける現代的な視点で示されて、現在もバプテスマをめぐる議論に重要な文書になっている。

第3は、『リマ文書』の合意によって諸教会は『リマ文書』に従ってバプテスマを執行し、2教会間対話を行う責任を負うという、言わば「ある種のエキュメニカルな圧力」(a certain ecumenical pressure)²⁷⁹が課せられたのである。

²⁷⁸ *Louisville Consultation on Baptism*, p. 101.

²⁷⁹ Lewis S. Mudge, *Convergence on Baptism*, in Max Thurian ed., *Ecumenical Perspectives on Baptism, Eucharist and Ministry*, p. 44.

第3章『リマ文書』以降～『一つのバプテスマ：相互承認を目指して』（2011年） —バプテスマ理解をめぐる議論—

『リマ文書』以後、『一つのバプテスマ：相互承認を目指して』までのバプテスマをめぐる議論の軌跡を4区分にし、第5回信仰職制世界会議（1993年）からバプテスマのエキューメニカルな意味合いを議論したファヴェルジュ協議会（1997年）までを（1）に、ファヴェルジュ協議会以降『一つのバプテスマ』の原稿を協議したクアラルンプール信仰職制全体委員会（2004年）までを（2）に、バプテスマの相互承認をめぐる問題を教会論的・エキューメニカルな意味合いから研究したWCC—ローマ・カトリック教会合同作業委員会文書（2004年）に関してを（3）とし、（4）を信仰職制委員会共同研究『一つのバプテスマ』とする。各時期において、バプテスマの相互承認を目指した議論の焦点に注目し、考察していくことにする。

第1節 第5回信仰職制世界会議（1993年）～ファヴェルジュ協議会（1997年）

（1）第5回信仰職制世界会議

—新しい視座からのコイノニア（交わり）

1993年、ローマ・カトリック教会にとって初めての信仰職制世界会議への公式参加となる第5回信仰職制世界会議がサンチャゴ・デ・コンポステーラで、第4回世界会議以来30年ぶりに開催された。第5回世界会議は前回の世界会議と比較して、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカ、カリブ海や太平洋地域の教会、加えて女性と若者が多く参加し、以前の世界会議よりも様々な教会から様々な人が参加した集いになった²⁸⁰。第5回世界会議のテーマは「信仰・命・あかしにおける交わりを目指して」で、その中心にある概念はコイノニアである。本論文で述べるコイノニアの意味は1991年にキャンベラで開催されたWCC第7回総会で採択され、第5回世界会議で採録された、声明『コイノニアとしての教会の一致：賜物と神の召し出し』（『キャンベラ一致声明』）²⁸¹の中に示されている。バプテスマの問題を含む信仰職制委員会の研究が大きな転期を迎える契機となったのは、『キャンベラ一致声明』で宣言されたコイノニアの新しい概念である。以後信仰職制委員会の活動の鍵になるのでその概要を下記に記す。

²⁸⁰ Cf. Thomas F. Best and Günther Gassmann eds., *On the Way to Fuller Koinonia*, p. 225.

²⁸¹ 'The Unity of the Church as Koinonia: Gift and Calling' (*The Canberra Unity Statement*) in Michael Kinnamon ed., *Signs of the Spirit-Official Report Seventh Assembly, Canberra, Australia, 7-20 February 1991*, Geneva: WCC Publications, 1991, pp. 172-174, and also in Thomas F. Best and Günther Gassmann eds., *On the Way to Fuller Koinonia*, pp. 269-270.

＜『キャンベラ一致声明』に示されるコイノニア＞

声明において示されているコイノニアとは、バプテスマとユーカーリストの交わりがある秘跡的な生活、誰もが相互に認め合う友好的な共同生活、福音のあかしと共同の宣教という3つの局面を持つ交わりの共同体のことである²⁸²。このコイノニアが実現されるのは、すべての教会が相互に唯一の、聖なる、普遍的、使徒的教会として完全に認め合うことができるときであると定義されている²⁸³。多様性は神学的伝統に根差しているのも、多種多様な文化的、民族特有の、また歴史的なコンテクストは交わりには非常に重要なものであるが、共同体において、多様性は聖霊の賜物として調和がとれたものでなければならぬと、多様性における一致が強調されるが、同時にそれらの多様性には限界があることも指摘されている²⁸⁴。しかしすべての教会が完全に目に見える一致を目指して譲歩し刷新する時は、「エキュメニカル運動における、この時」(at this moment in the ecumenical movement)²⁸⁵であり、この一致に到達するために諸教会に7つの課題が提示された。その課題とは、『リマ文書』に基づくバプテスマ、ユーカーリスト、職務の3点の相互承認、4点目の課題は、使徒信条の承認、5点目は、福音の共通のあかし、6点目は、教会の sacrament による交わりを通して正義、平和、被造物の保全への参加、7点目の課題は、地域教会において交わりの程度を表すことである²⁸⁶。正義、平和、被造物の保全への言及は、1990年にソウルで開催された「正義、平和、被造物の保全世界会議」(World Convocation on Justice, Peace and the Integrity of Creation, 略称 JPIC)が視野にある。

コイノニアという用語はギリシャ語から由来し²⁸⁷、参加、交わり、共有などの意味で使用されていて、信仰職制においても新しい考え方ではない。実際、WCC 第3回総会(1961年)で示されている一致の概念は、『キャンベラ一致声明』で定義されたコイノニアとほとんど相違はない²⁸⁸。その意味が変化していったのは第4回世界会議以降の世界情勢の大きな変化による²⁸⁹。すなわち教会は、南半球と北半球、西欧と東欧との間の経済的、社会的な格差の拡大により、資源の不公平な分配、環境問題、人権侵害や貧困に直面した。エキュメニカル運動においても、第二バチカン公会議によるローマ・カトリック教会のエキュメニカル運動への参入によって、『エキュメニズムに関する教令』などから諸教会間の対話を通してキリスト者の一致の促進を図ることに関心が移った。その上、南半球の教会、福音派、カリスマ/ペンテコステ派などからの参加が増加して、エキュメニカル運動の中で教会間の見

²⁸² Cf. *The Canberra Unity Statement* (2.1.).

²⁸³ Cf. *ibid.*

²⁸⁴ Cf. *ibid.* (2.2.).

²⁸⁵ *Ibid.* (3.2.).

²⁸⁶ Cf. *ibid.*

²⁸⁷ コイノニアの語彙に関する研究は、John Reumann, *Koinonia in Scripture: Survey of Biblical Texts*, in Thomas F. Best and Günther Gassmann eds., *On the Way to Fuller Koinonia*, pp. 37-69 を参照。

²⁸⁸ Cf. W. A. Visser 't Hooft ed., *The New Delhi Report*, p. 116, pp. 119-120.

²⁸⁹ Cf. Thomas F. Best and Günther Gassmann eds., *On the Way to Fuller Koinonia*, pp. 265-268.

解の相違がさらに大きくなった。第 5 回世界会議はこのような世界情勢とエキュメニカル運動を取り巻く状況の変化に対応しなくならなくなった。従って多くのコンテクストと表現の多様な形態という多様性が真の完全な一致の実現に不可欠であること、父と子と聖霊が完全に一致していることを多様性の根拠として²⁹⁰、従来用いられたコイノニアの語に新しい意味、すなわち包括的な意味を持たせ、『リマ文書』以降の信仰職制委員会の行き詰まりを打開した。

① 第 5 回信仰職制世界会議におけるバプテスマ討議

第 5 回世界会議では、第 I 分科会「コイノニアの理解とその意味」、第 II 分科会「神の栄光に向けて一つの信仰を告白する」、第 III 分科会「キリストにおける共通の命を共有する」、第 IV 分科会「刷新された世界への共通のあかしに召されて」、の 4 つの分科会で構成されている。バプテスマに関しては主として第 III 分科会「キリストにおける共通の命を共有する」²⁹¹で討議された。信仰職制常任委員会は世界会議のために討議資料を作成し、事前に委員に配布した。分科会報告書と討議資料『信仰、命、あかしにおけるコイノニアを目指して』²⁹²の「III. キリストにおける共通の命を共有する」²⁹³は一緒に討議され、相互に補って完全なものになっている²⁹⁴。

バプテスマに関連する事項は討議資料では 79 項のうちわずか 4 項であるが、これまでの議論から、教会間のバプテスマとユークリスタの理解の相違がバプテスマの相互承認の際の問題点であると確認された。

分科会報告書においても全 31 項目のうちバプテスマは 5 項のみの言及であるが、討議の特徴として、第 1 に、今まで欠如していた救済の先取りにおけるサクラメントに関して光が当てられた点が重要である。バプテスマによって、キリスト者はキリストの交わりに入り、聖霊を受けることで神が約束された生活をあらかじめ送るというバプテスマの意味を現代的に解釈した。社会正義のための戦いに携わることが、キリスト自身と顔を合わせる、すなわち救いにあずかっている²⁹⁵という解釈である。

第 2 の特徴は、第 5 回世界会議のテーマであるコイノニアの観点から、バプテスマは、人々が平等に自由に参加でき、伝統や能力も認められる包括的な共同体（コイノニア）としての教会の礎と理解された²⁹⁶。この包括的な概念は、WCC 第 6 回総会（1983 年）におい

²⁹⁰ Cf. *ibid.*, p. 280.

²⁹¹ Cf. *ibid.*, pp. 244-252.

²⁹² Cf. *ibid.*, pp. 263-295.

²⁹³ Cf. *ibid.*, pp. 282-287.

²⁹⁴ Cf. *ibid.*, p. 263.

²⁹⁵ Cf. *ibid.*, p. 247 (§ 13).

²⁹⁶ Cf. *ibid.*, p. 248 (§ 15).

てユーカリストの観点から示されているが²⁹⁷、第 5 回世界会議ではコイノニアの観点からバプテスマに関して言及されたのである。

第 3 の特徴は、他教会から移籍するキリスト者に対する再洗礼の執行の減少が報告され、『リマ文書』「バプテスマ」の勧告が功を奏していることが明らかにされたとともに、バプテスマの相互承認の推進のため、新しい研究分野として信仰と生活の要素に関連してバプテスマの教会論が挙げられたことである²⁹⁸。一方、討議資料では、バプテスマの相互承認を阻んでいる問題に関して、秘跡的な本質の異なった理解、信仰とバプテスマの関係、聖霊の働き、教会員の資格についての相違が挙げられた²⁹⁹。

② コイノニアとバプテスマの関係

コイノニアとバプテスマの関係で取り上げたいのは、第 1 に、バプテスマにはコイノニアに迎えらるる門扉としての役割がある。人はバプテスマを通して父と子と聖霊の交わり（コイノニア）に招き入れられるので、バプテスマはすべての基礎となっている（ロマ 6 : 4）。バプテスマを受けていない人は他の sacrament を有効に受けることができないので³⁰⁰、バプテスマは基本的、不可欠なものであり、バプテスマの包括性は幼児のバプテスマ、知的障がい者のバプテスマに門戸を開く根拠になる重要な概念である。

第 2 は、上述したようにバプテスマとコイノニアはそれぞれ包括的であり、その点が両者の共通点である³⁰¹。バプテスマを通して入るコイノニアも、様々な人々から成る包括的な共同体であって、そこでは、人々が共に社会的、経済的な不平等を乗り越え、互いに固く結ばれている³⁰²。ゆえに受洗者は、神、キリスト、聖霊の交わりによって、互いに結ばれている人間の交わりであるコイノニアにとどまることができる。

第 3 は、バプテスマはコイノニアにおける共通の命への参与である（ロマ 6 : 3-5、コロ 2 : 12）。バプテスマは「それを受ける瞬時の体験で終わるものではなく、生涯にわたるキリストへの成長」³⁰³に関係しているので、キリストにある共通の命は、霊的、物質的な資源を互いに正しく分け合うたびに豊かにされるのである³⁰⁴。

²⁹⁷ 一致は聖餐的ヴィジョンで表され、そのヴィジョンとは、キリスト者の礼拝と生活と証言の全体的現実を包含し、多様性の完全な豊かさにおいてキリスト教の一致に新しい光を投げかけようとするものである（Cf. David Gill ed., *Gathered for Life*, p. 45）。

²⁹⁸ Cf. Thomas F. Best and Günther Gassmann eds., *On the Way to Fuller Koinonia*, p. 247 (§ 12).

²⁹⁹ Cf. *ibid.*, p. 283 (§ 67).

³⁰⁰ 日本カトリック司教協議会教会行政法制委員会訳『カトリック新教会法典—羅和对訳』、有斐閣、1992、842 条 1 項を参照。原典発表は 1983 年。

³⁰¹ 神田はユーカリストの観点からコイノニアの包括性を論じた。『現代の聖餐論—エキュメニカル運動の軌跡から—』、271—274 頁を参照。

³⁰² Cf. Thomas F. Best and Günther Gassmann eds., *On the Way to Fuller Koinonia*, p. 248 (§ 15).

³⁰³ 『リマ文書』「バプテスマ」9 項。

³⁰⁴ Cf. Thomas F. Best and Günther Gassmann eds., *On the Way to Fuller Koinonia*, p. 286 (§ 77).

第 4 として、バプテスマの相互承認が挙げられる。バプテスマの相互承認は目に見える一致を目指して教会が探究すべきことである³⁰⁵。なぜならバプテスマの相互承認は、イエス・キリスト自身が定め、人間がどんなに不誠実であっても壊れることのない交わりを表しているからであり (R-RC Ref II 1990、152 項)、相互承認によって教会はすでにコイノニアを分かち合っているのである。

第 5 は、コイノニアにおけるバプテスマが持つ倫理性である。バプテスマには、『古いアダム』はキリストと共に十字架につけられ、罪の力はうちくだされる³⁰⁶という受洗者を変革させる倫理的意味合いがある。受洗と同時にキリスト者はコイノニアの一員として福音をあかしする責務を持つ。またバプテスマには両親が子どもにキリスト教教育を受ける責務も伴う。以上のように、キリスト者はバプテスマを通してコイノニアにおいて命の交わりである父と子と聖霊の愛の交わりの中で成長しながら、倫理面であかしする一員になる。

第 5 回世界会議以降、コイノニア理解の展開は、2006 年に開催された WCC 第 9 回ポルト・アレグレ総会で、コイノニアに和解といやしの意味が加えられ、差別を克服し、分裂の痛みをいやし、一致を求めようと働いている「和解した、また和解しつつある共同体」(a *reconciled and reconciling community*)³⁰⁷と捉えられた。WCC 第 10 回釜山総会(2013 年)では、分裂の克服の意味を含めて、教会の一致、人間共同体の一致、全被造物の調和の実現 (the unity of the church, the unity of the human community and the unity of the whole creation)³⁰⁸であると解釈された。WCC は、各総会開催場所における問題を視野に置き、コイノニアの理解を深化させている。

『リマ文書』においてバプテスマ・ユウカリスト・職務に関する基本的合意に達した信仰職制委員会は、第 5 回世界会議を境に以後、その活動の中心に包括性という新たな意味を持ったコイノニアを軸に展開し、主として教会論、エキュメニカル解釈学などの観点から研究が行われるようになった³⁰⁹。バプテスマに関してもコイノニアの包括性の視点で、『リマ文書』「バプテスマ」で挙げられた論点を中心に討議が進められる。

³⁰⁵ Cf. *One Baptism*, p. 5 (§ 15).

³⁰⁶ 『リマ文書』「バプテスマ」3 項。

³⁰⁷ “Called to Be the One Church-An Invitation to the Churches to Renew their Commitment to the Search for Unity and to Deepen their Dialogue”, in Luis N. Rivera-Pagán ed., *God, in your grace...Official Report of the Ninth Assembly of the World Council of Churches*, Geneva: WCC Publications, 2007, p. 258 (§ 10). イタリック体は原文の通りである。

³⁰⁸ Erlinda N. Senturias and Theodore A. Gill, Jr. eds., *Encountering the God of Life*, p. 40.

³⁰⁹ 1995 年に開催された「コイノニアとしての教会」に関する小協議会では、『キャンベラ声明』を使用して教会に関する研究の枠組みを考案している (Cf. *The Church as Koinonia-An Ecumenical Study, in Minutes of the Meeting of the Faith and Order Board, 7-14 January 1996, Bangkok, Thailand*, Geneva: World Council of Churches, 1996, pp. 106-118). 同委員会にはエキュメニカル解釈学に関する研究も報告されている (Cf. *ibid.*, pp. 23-30).

(2) ファヴェルジュ協議会 (1997年)

ファヴェルジュ協議会（「キリスト者になること—共通のバプテスマのエキュメニカルな意味合い」協議会）³¹⁰は、1997年、第5回信仰職制世界会議以降初めて開催されたバプテスマの相互承認に関する協議会である³¹¹。『リマ文書』ではバプテスマをめぐって相当の同意と集約が見られたが、幼児バプテスマが相互承認を阻む重大な要因として残っている。またバプテスマ執行と堅信との関係も問題になっていた。1994年に信仰職制委員会は、祈り、人生の生き方、信仰と関連した礼拝の役割と一致との関係を協議する目的で³¹²、ディッチンガム協議会（「礼拝におけるコイノニアを目指して」協議会）³¹³を開催した。同協議会では、礼拝のインカルチュレーションが取り上げられ、礼拝は固有の文化形態の中で教会の一致と普遍性を映し出し、インカルチュレーションは、礼拝における文化的類似という意味を持つことで地域教会の交わりが深まることが確認された³¹⁴。さらに『リマ文書』がリマ信仰職制全体委員会で合意したとき、同全体委員会のために準備された「リマ式文」を含むエキュメニカルな礼拝と教会一致の関係についても協議された³¹⁵。ディッチンガム協議会は新たな研究を開始することになった重要な会議であると言える。

聖餐式文を詳細に研究したのが、その翌年1995年にスイスのボセイにあるエキュメニカル研究所で開催された『リマ式文』ワークショップ³¹⁶である。そこで聖餐式文の不可欠な要素が提案され³¹⁷、さらに聖餐式のインカルチュレーションの可能性が検討されて³¹⁸、このワークショップは信仰職制委員会における礼拝研究に大きく貢献したと言われる³¹⁹。

ディッチンガム協議会のインパクトは大きく、1996年に開催された信仰職制全体委員会の「礼拝部門」でも、礼拝と教会の一致の関係というコンテキストでバプテスマ研究の必要性が強く求められ³²⁰、1997年、バプテスマに関してファヴェルジュ協議会が開催されたのである。

ファヴェルジュ協議会における論点は、1. 教理教育、水による洗い、生涯にわたる信仰

³¹⁰ Consultation on “Becoming a Christian: The Ecumenical Implications of Our Common Baptism”. 報告書は Thomas F. Best & Dagmar Heller eds., *Becoming a Christian. The Ecumenical Implications of Our Common Baptism*, Geneva: WCC Publications, 1999. 以後 *Becoming a Christian* と略記する。

³¹¹ ファヴェルジュ協議会に関しては、神田健次「現代の諸教会におけるバプテスマ—エキュメニカルな視点から」『礼拝と音楽』116号、2003、16-20頁を批判的に対話しつつ参照。

³¹² Cf. *Minutes of the Meeting of the Faith and Order Standing Commission, 4-11 January 1994, Cret-Berard, Switzerland*, Geneva: World Council of Churches, 1994, p. 70.

³¹³ Consultation on “Towards Koinonia in Worship”. 報告書は Thomas F. Best and Dagmar Heller eds., *So We Believe, So We Pray—Towards Koinonia in Worship*, Geneva: WCC Publications, 1995.

³¹⁴ Cf. *ibid.*, p. 13 (§ 36).

³¹⁵ Cf. *ibid.*, pp. 22-24.

³¹⁶ Thomas F. Best and Dagmar Heller eds., *Eucharistic Worship in Ecumenical Contexts. The Lima Liturgy—And Beyond*, Geneva: WCC Publications, 1998.

³¹⁷ Cf. *ibid.*, p. 35.

³¹⁸ Cf. *ibid.*, pp. 136-137.

³¹⁹ Cf. *Becoming a Christian*, p. 2.

³²⁰ Cf. Alan Falconer ed., *Faith and Order in Moshi—The 1996 Commission Meeting*, Geneva: WCC Publications, 1998, pp. 141-142, pp. 153-156.

の成長過程を含む、広い意味でのバプテスマの基礎構造（オールド）、2. バプテスマを多様性から考察した、バプテスマのインカルチュレーション、3. バプテスマと倫理との相互関係、の3点である³²¹。本項の最後に二人のカトリック神学者による研究発表から、バプテスマのインカルチュレーションに関して考えたい。

① ファヴェルジュ協議会における論点

1) バプテスマの基礎構造

バプテスマの相互承認を話し合う際に問題となるのはバプテスマの相互承認の基準である³²²。ファヴェルジュ協議会でまず議論されたのがバプテスマの基礎構造（オールド）である。バプテスマの基礎構造とは、「キリスト教の礼拝の最も主要な要素の順序化と目録化において把握されうる基礎構造」³²³である。キリスト教礼拝の基礎構造は、礼拝の最も主要な要素（聖書朗読、説教、とりなし、ユーカリスト、献金、世への宣教）を含んだ一覧表のようなもので、それらの要素を組み合わせたり再解釈したりできるよう並列に並べられ、ことばと sacrament に起源を持ち、ことばとユーカリスト、教理教育の形成とバプテスマで形成される³²⁴。バプテスマの基礎構造には、信仰における形成、バプテスマ、共同体への参加が含まれ、これらはバプテスマの相互承認を促進する基準を示すので、バプテスマの儀式的な中心的な出来事の中にまとめられる³²⁵。信仰における形成、水によるバプテスマ、共同体における生活という、バプテスマ執行の際の概略的な様式はすでに新約聖書に見られるが³²⁶、使用されている間にそれぞれの文化に適応して、異なった方法で表現され、新約聖書に表現されているものとは変化している。堅信は、バプテスマ執行後何年も経てから執行され、バプテスマに関係がないかのようであるし、バプテスマも、現在では他教会で執行されているバプテスマを承認できないほどに変わっている³²⁷。ファヴェルジュ協議会は諸教会に、バプテスマの基礎構造の回復、上述の聖書箇所述べているヴィジョンの回復によってバプテスマの相互承認ができるように促し³²⁸、そのために洗礼志願期、バプテスマの儀式、共

³²¹ Cf. *Becoming a Christian*, p. 75 (§ 4).

³²² Cf. *ibid.*, p. 76 (§ 10).

³²³ *Ibid.*, p. 78 (§ 17). “the undergirding structure which is to be perceived in the ordering and scheduling of the most primary elements of Christian worship”.

³²⁴ Cf. *ibid.*

³²⁵ Cf. *ibid.*, pp. 79-80 (§ 22).

³²⁶ Cf. *ibid.*, pp. 78-79 (§ 20). 『使徒言行録』第2章42項には、キリスト教礼拝の原型と見られる、「教え」、「交わり」、「パンを裂く」、「祈り」の4つの要素が述べられ、第2章45項では、財産の共有と必要に応じての分配が記されている。『ペトロの手紙一』では、キリストの死と復活と新しい命（1：3-21）、清めと新たな誕生（1：22-23）、霊的栄養の摂取（2：2-3）、キリスト者の共同体生活への参与（2：4-10）、キリスト者の取るべき態度（2：11-4：11）が説かれている。

³²⁷ Cf. *ibid.*, p. 80 (§ 23).

³²⁸ Cf. *ibid.*, pp. 80-81 (§ 24).

同体の生活の参加について検討するよう求めたのである³²⁹。

バプテスマの基礎構造によって、水の儀式が人生のどの時期でも執行できることが明らかにされたので、幼児のバプテスマ、堅信など諸教会のバプテスマの承認を考える際に影響を与えたと考えられている³³⁰。

2) バプテスマのインカルチュレーション

バプテスマのインカルチュレーションは、『リマ文書』「バプテスマ」の課題である文化的コンテクストをめぐる問題に関係している。

キリスト教信仰は、「言は肉となって、わたしたちの間に宿られた」（ヨハ1:14）というキリストの受肉に根差している。これは福音の普遍的真理が地域の言葉や文化形態においてどの場所でも経験され、表現されるという事実を表している³³¹。インカルチュレーションに関してディッチングム協議会では礼拝の観点から討議されているが³³²、ファヴェルジュ協議会では、インカルチュレーションとは、「特定のコンテクストの中にいる人々が、神の愛の神秘をより明確に理解し、経験できるような儀式の意味を表現するために、文化的手段を使用することである」³³³と定義された。しかしインカルチュレーションはキリスト教のメッセージを潜在的に不明瞭にするので、注意深く検証していく必要がある³³⁴。バプテスマの基礎構造はそれぞれの文化に適応して、異なった方法で表現され、志願者の名前の読み上げ、水の聖別の祈り、塗油のような儀式、またバプテスマの衣服、ろうそくの手渡しなどのバプテスマ後のしるしやシンボルが加えられてきた³³⁵。このようにインカルチュレーションは、地域の文化に根付いていく中で、必然的にその地域固有のものを取り入れていくので、バプテスマの基本的な意味を示す文化的要素、および意味を不明確にしている要素を識別するための基準³³⁶が必要になってくる。

バプテスマのインカルチュレーションには、バプテスマの本質的な意味に関連する特定の文化におけるジェスチャー、しるし、シンボルが伴うが、執行によってバプテスマの基礎構造から逸脱しない限りインカルチュレーションに基づいた執行として認められる³³⁷と理解された。ファヴェルジュ協議会では、バプテスマの儀式のインカルチュレーションと認め

³²⁹ Cf. *ibid.*, pp. 81-82 (§ 25).

³³⁰ Cf. Dagmar Heller, *Toward One Baptism-The Discussions on Mutual Recognition of Baptism in an International Perspective*, *The Ecumenical Review*, Vol. 67(3), 2015, p. 441.

³³¹ Cf. *Becoming a Christian*, p. 83 (§ 28).

³³² Cf. *So We Believe, So We Pray*, pp. 12-13 (§ 36).

³³³ *Becoming a Christian*, p. 83 (§ 28). “Inculturation, therefore, is the use of cultural means in order to express the meaning of worship in a way that helps people within a specific context to come to a clearer understanding and experience of the mystery of God’s love”.

³³⁴ Cf. *ibid.*, p. 83 (§ 30).

³³⁵ Cf. *ibid.*, p. 85 (§ 34).

³³⁶ Cf. *ibid.*, p. 86 (§ 37).

³³⁷ Cf. *ibid.*, p. 86 (§ 39).

られる基準として以下の事項が提案された³³⁸。

1. 初代教会からの伝統的なバプテスマの儀式の尊重。
2. バプテスマの執行は日曜日か、伝統的なキリスト教の祝祭日に。
3. 文化的に適切な場所と環境の中でのバプテスマの執行。
4. バプテスマの祝祭を表現する衣の使用。
5. 教役者、両親、会衆の役割に対する配慮。
6. 受洗者をキリスト教会の交わりに導くための祈りや讃美歌。
7. 人々が理解できる式文の使用。
8. ジェスチャー、しるし、シンボルはその地域の文化の表現である。

水の儀式はインカルチュレーションによって異なった方法でなされてもよいが、加えられたものはどんなものでも意味を持っているので、その執行には新たな分裂が起こらないように教会間での相互理解と説明責任が必要とされる³³⁹。

3) バプテスマの倫理性

バプテスマと倫理の関係についてはすでに『リマ文書』「バプテスマ」(第4項、第10項)で述べられているが、ファヴェルジュ協議会では、バプテスマは個人的、社会的生活の倫理的な意味合いがあるだけでなく、キリスト教のバプテスマとそれに伴う儀式的な行為の本質がキリスト教倫理の規範であると、新たな意味が示された。その儀式的な本質とは、キリストへの生涯にわたる過程としてのバプテスマは共同体の中での生活に倫理的に根差し、それに向けられているという点、そして死んで再びよみがえるという儀式的な行為に焦点があるバプテスマは、自己を与える奉仕の生涯に向けさせる倫理に必然的に導かれる³⁴⁰という点である。

次にバプテスマの倫理は受肉の神秘に関係している。バプテスマによって人はキリストの死と復活にあずかり、キリストの永遠に続く命へ謙虚に目を向けるという点で、バプテスマは人の倫理的ヴィジョンを変える³⁴¹。しかしバプテスマの倫理は、神の民の交わりの中に、また交わりを通して生まれた聖霊の成果であるがゆえに、教会の倫理であるとともに個人の倫理である³⁴²。その関係からバプテスマの倫理はキリスト教的生活の聖霊論的な性質³⁴³があり、バプテスマの聖性に言及される。この場合の聖性は、古典的な「祭儀上の聖さ」(“purity rite”)³⁴⁴ではなく、世が神と和解するようにと、社会から疎外された人々や人に奉

³³⁸ Cf. *ibid.*, pp. 86-88 (§ 41).

³³⁹ Cf. *ibid.*, p. 86 (§ 40).

³⁴⁰ Cf. *ibid.*, pp. 88-89 (§ 44).

³⁴¹ Cf. *ibid.*, p. 91 (§ 53).

³⁴² Cf. *ibid.*, p. 91 (§ 54).

³⁴³ Cf. *ibid.*, p. 92 (§ 55).

³⁴⁴ *Ibid.*, p. 93 (§ 60).

仕する人々ともにいて、「城門の外で苦しみを受けられた」(who suffered “outside the city gate”)³⁴⁵ (ヘブ 13 : 12-14) キリストの驚嘆すべき聖性という意味である。それゆえバプテスマはわたしたちにキリストの聖性と完全性を求めるのである。

さらにバプテスマの倫理には変容させる力があり、バプテスマによって、キリスト者は生涯にわたってキリストと同じ姿に変えられていく道を歩み始める³⁴⁶。教会も神秘と預言のしるしであり、全創造物の贖いのために神の計画をあかしする倫理の道具である³⁴⁷。

たびたびバプテスマの約束を裏切る例として北アイルランド、旧ユーゴスラヴィア、ルアンダにおいて、キリスト者が同じキリスト者に暴力を振るう行為が挙げられている。それゆえ次のように強い口調で語られるのである。

従って互いにバプテスマの倫理と愛の関係を話すとき、わたしたちはバプテスマに完全に忠実であるというふりをすることができない。御子の犠牲と聖霊の賜物を通して、人々の間に平和を求める御父の呼びかけは、わたしたちが栄光の内にキリストが再来されるのを待つ間、震えながら留意しなければならない審判となる³⁴⁸。

バプテスマの倫理性に関しては、ファヴェルジュ協議会開催の前年、1996年に発表された『高価な服従』において、バプテスマを受けた人の倫理的共同体は、この世で正義のために闘う一致の姿として表れ、人々に感知できうると考えられている³⁴⁹。ファヴェルジュ協議会はこの言及に呼応し、キリスト者としての在り方を厳しく問いかけたのである。

②カトリック神学者の研究

1) A. J. チュプンコーインカルチュレーションの基準

A. J. チュプンコ³⁵⁰は、形態(shape)と統合(integration)の二語を用いてインカルチュレーションが成立する仕組みを表した。形態とは儀式の外見のことで、洗礼式は、執行の手順、祈りのテキストや朗読、浸礼、按手、塗油というような執行に関する事項、水、油、衣、ろうそくなど物的な要素から構成されている。洗礼式文において、形態として使われている伝

³⁴⁵ Ibid.

³⁴⁶ Cf. *ibid.*, p. 94 (§ 62).

³⁴⁷ Cf. *ibid.*

³⁴⁸ *Ibid.*, p. 94 (§ 63). “So when we speak of baptismal ethics and the relationship of love with one another, we cannot pretend that we are fully faithful to our baptism. The father’s call to peace among humankind through the sacrifice of his Son and the gift of the Holy Spirit becomes a judgment that we must heed, trembling as we await Christ’s coming in glory”.

³⁴⁹ Cf. *Costly Obedience* (1996), p. 71 (§ 67).

³⁵⁰ Anscar J. Chupungco, *Criteria for the Inculturation of Baptism*, in *Becoming a Christian*, pp. 54-64.

統的な名前はバプテスマの基礎構造である³⁵¹。これらの要素を一つに統合したものはインカルチュレーションの中心であり、新しい環境に調和しつつ順応して、同化と言われる。統合には儀式に新しい要素が加えられるか、ダイナミックに同化して儀式の活動的な要素を再び表現するかの2つの方法がある³⁵²。

インカルチュレーションと多様性の関係について、教会間にはバプテスマに関する主要事項（罪の許しのためのバプテスマの執行や、父と子と聖霊の名において水でバプテスマを執行する）が承認されているので、バプテスマを具体的に地域の文化に適応した形に表現する方法において多様性は禁止されないし、インカルチュレーションが一致という枠の中で作用する限りにおいて、多様性は教会の分裂を招くようなことはない。チュプンコは主張する³⁵³。以上の考察から、チュプンコは、バプテスマのインカルチュレーションの基準を次のように示した³⁵⁴。ファヴェルジュ協議会で決定された内容の基礎になるものと考えられるので、ここに挙げる。

1. バプテスマの形態の核心には絶対的に従い保存する。特に水による洗いと父と子と聖霊への祈りに関しては文化的に適応したバプテスマの形態の必須条件である。

2. 現在執行されている儀式の形態は、教会が司牧的、文化的必要性から、またバプテスマの形態を豊かにするために、その発展に精魂を傾けた結果である。従ってこれは基本的な儀式の基準の一つであり、さらに儀式の中に取り入れられた要素をたとえ自分たちの教会で採用していなくても尊重すべきである。

3. 儀式の要素にはキリスト教共同体の出席、教役者、両親（幼児のバプテスマの場合）、そして代父母の役割を含んでいる。他の2つの要素は時と場所に関することである。

4. バプテスマの式文は教会内で伝統的に存在しているか、世界の他の地域の教会で尊ばれ、今なお保存されているかである。

5. バプテスマのシンボルとしての水の意味を表すことができる文化かどうかである。

6. 一つの民族から伝えられた儀式、式文、シンボルの内容やメッセージが、他の民族の文化的形態に再び表現されうるか、である。

チュプンコは、インカルチュレーションと多様性をめぐる議論に神学的な基盤を提供して協議会におけるインカルチュレーションの基準作成に貢献した。

2) F. K. ルンバラー洗礼式におけるインカルチュレーションの例

F. K. ルンバラ³⁵⁵は、ザイール、特に南東部で執行されているローマ・カトリック教会の

³⁵¹ Cf. *ibid.*, p. 55.

³⁵² Cf. *ibid.*, p. 56.

³⁵³ Cf. *ibid.*, p. 58.

³⁵⁴ Cf. *ibid.*, pp. 58-63.

³⁵⁵ F. Kabasele Lumbala, *Black Africa and Baptismal Rites*, in *Becoming a Christian*, pp. 36-40.

洗礼式を例に挙げてアフリカの教会がインカルチュレーションの最中にあることを示した³⁵⁶。洗礼志願者は、信仰宣言と悪の拒否の後にマットの上に横たわり、バナナの葉でおおわれて、キリストの死と復活をまねる。改悛の歌か嘆きの歌が歌われている間、司祭は、志願者のもとに進んでその人の右腕を持ち上げて、力強い声で立ち上がるように呼びかける³⁵⁷。志願者が起き上がると、「主の右の手は高く上がり / 主の右の手は御力を示す。死ぬことなく、生き長らえて / 主の御業を語り伝えよう」(詩 118 : 16-17) が歌われる。父と子と聖霊による水の注ぎの後、香りが新受洗者の周りに漂う。洗礼名の授与については、代父が受洗者の系図を披露した後洗礼名を発表する。その後代父は受洗者の職業に関係ある道具を掴んで受洗者の周りを踊りながら、司祭に差し出し、司祭はその道具を祝福する。塗油が行われた後、ローマ・カトリック教会で行われている衣とろうそくの授与の代わりに、新受洗者に白い粉(カオリン)を腕、ほほ、そして足に塗る。洗礼式における文化的要素は名前に関わるもので、名前はその人を表すものであるがゆえに、その人の系図をたどり洗礼名で終わる長い儀式となる³⁵⁸。

ザイルの事例は、地域の文化的な状況における所作やシンボルがバプテスマの本質的な意味とバプテスマの基礎構造に逸脱しない限り、バプテスマのインカルチュレーションはキリスト教の福音化に不可欠であることを示している。ルンバラはインカルチュレーションの必要性を次のように強調する³⁵⁹。地域のしるしが使用されるのは福音を伝えるためである。キリストのメッセージは地域のしるしが使用されると、異なった方法で伝達されることになり、地域のしるしやシンボルとともに、その地域の色合いを持つものになる。しかしキリストのメッセージは、その国の文化の複雑で微妙な表現に言い換えられてこそ伝わるがゆえに、インカルチュレーションこそキリストのメッセージに忠実であろうとする表現方法である。

アフリカの教会の洗礼式では、人々は自分たちのことばで語り、福音やキリストのメッセージに照らして自分たちの生き方を読み取ろうとしているというルンバラの主張は³⁶⁰、バプテスマのインカルチュレーションの重要性と意義を表現している。同時にルンバラの報告は、インカルチュレーションが今まさに起こっている状況を具体的に伝える資料として貴重である。

ローマ・カトリック教会では、1974年に「現代世界における福音宣教」のテーマで開催された第3回世界代表司教会議(シノドス)において、アフリカ司教団がアフリカ人みずからで宗教のインカルチュレーションを担うという声を挙げた³⁶¹。『成人のキリスト教入信式』

³⁵⁶ Cf. *ibid.*, pp. 37-38. 本項では、内容的には成人の洗礼式とほとんど変わりはないので幼児バプテスマの洗礼式については省略した。

³⁵⁷ Cf. *ibid.*, p. 37.

³⁵⁸ Cf. *ibid.*, p. 38.

³⁵⁹ Cf. *ibid.*, p. 40.

³⁶⁰ Cf. *ibid.*, p. 36.

³⁶¹ アフリカ司教団『『適応の神学』から『受肉の神学』へ』, 宣教司牧司教委員会編集・監修『現代の教会

のラテン語規範版は全世界の教会の状態を想定して作られているので、その地域の状況に
適応させるが³⁶²、ザイールの洗礼式はアフリカ司教団の意向に添った例と考えられる。

第2節 ファヴェルジュ協議会以降～ クアラルンプール信仰職制全体委員会（2004年）

ファヴェルジュ協議会以降、信仰職制委員会はバプテスマの相互承認を可能にする適切な基準の作成に焦点を定め³⁶³、研究計画を練るために1998年にグランシャン企画委員会（「教会一致の探求に関連して（バプテスマに特に言及した）礼拝に関する信仰職制研究」企画委員会）を開催した。同企画委員会は今後の信仰職制委員会の研究として、1. バプテスマの相互承認、2. バプテスマの儀式（各教会の執行の理解を目指して）、3. 信仰におけるバプテスマと形成（キリストにつながる生涯にわたる成長を目指して）、4. バプテスマとキリスト教倫理（ファヴェルジュ協議会での討議の継続）を提案した³⁶⁴。グランシャン企画委員会の提案を受けて、バプテスマの相互承認をめぐる種々の問題を討議するために、2000年にプラハで「バプテスマの秘跡的な局面」協議会³⁶⁵（プラハ協議会）が開催され、続いて2001年にはファヴェルジュで「一つのバプテスマ：キリスト教入信の相互承認を目指して」協議会³⁶⁶（第2ファヴェルジュ協議会）が開催された。第2ファヴェルジュ協議会報告書はクアラルンプール信仰職制全体委員会で内容が討議され、2011年、『一つのバプテスマ：相互承認を目指して—研究文書』として発表された。クアラルンプール信仰職制全体委員会ではカトリック神学者が発題し、聖書の語句を引用しながらバプテスマの相互承認の必要性を訴えている。

と明日への福音宣教—一九七四年シノドス関係文書集—』，カトリック中央協議会，1976，55-58頁を参照。

³⁶² 日本カトリック典礼委員会編集『カトリック儀式書—成人のキリスト教入信式』，カトリック中央協議会，2008，2頁を参照。初版は1976年。ラテン語規範版は1972年発表。

³⁶³ Cf. *Minutes of the Meeting of the Faith and Order Board, 8-15 January 1997, Abbaye de Fontgombault, France*, Geneva: World Council of Churches, 1997, p. 36.

³⁶⁴ Faith and Order Work on Worship (with special reference to Baptism) in Relation to the Unity of the Church, Planning Meeting, Communauté de Grandchamp, July, 1998, in *Minutes of the Meeting of the Faith and Order Board, 15-24 June 1999, Toronto, Canada*, Geneva: World Council of Churches, 1999, pp. 100-107.

³⁶⁵ The Sacramental Dimension of Baptism, in *Minutes of the Meeting of the Faith and Order Standing Commission, 30 September-7 October 2000, Matanzas, Cuba*, Geneva: World Council of Churches, 2000, pp. 88-108. 本論文ではプラハ協議会と表記する。

³⁶⁶ One Baptism: Towards Mutual Recognition of Christian Initiation, in *Minutes of the Meeting of the Faith and Order Standing Commission, 9-16 January 2002, Gazzada, Italy*, Geneva: World Council of Churches, 2002, pp. 46-62. 本論文では第2ファヴェルジュ協議会と表記する。

(1) プラハ協議会 (2000 年) ～第 2 ファヴェルジュ協議会 (2001 年)

プラハ協議会ではバプテスマの秘跡的な局面を示すために、サクラメント、オーディナンス、しるし、シンボル、イメージなどのサクラメントに関連する事項の解釈が以下のように示された。サクラメントは、「目に見えない恩寵の目に見えるかたち」であり、キリストを通して、聖霊の力で神の約束が、個人と教会共同体が恩恵を受ける非常に秘跡的な出来事において実現している。オーディナンスは、イエスの命令に従って執行され、信仰者の生活にすでに実現し、効果がある。「シンボル」は、それが象徴する実在に実際に参加するものを指定するために使われると理解された。「しるし」は、それ自身を超えて存在するものを単に示す。シンボルは、肯定的でも、否定的でも豊かな多様性を持った意味を内に秘めている。これらの相違は、秘跡的な出来事として信仰の相互依存を考える際の異なった出発点を示しているとして理解されたのである³⁶⁷。

プラハ協議会の意義として挙げられる 1 点目は、相互承認の意味合いは、相手の教会の中に使徒性³⁶⁸を見分ける過程であり、その教会の理解や執行に権威があるか、また理解や執行の正当性を議論する過程ではないという点³⁶⁹である。このようにバプテスマの相互承認と使徒性の関連が取り上げられ、これまでには見られなかった観点から議論されている。さらに相互承認に、信仰における形成、水によるバプテスマ、共同体の生活における参加を見定めるといふ、上述したバプテスマの基礎構造の 3 つからなる様式の意味合いがあることも確認されている³⁷⁰。意義の 2 点目は、バプテスマの相互承認とユーカリストの交わりに関して、相互承認はユーカリストの交わりを承認するまでに至っていないが、その理由はバプテスマの承認に不備があるのではなく、教会間における完全な交わりの欠如によるものと分析されたことである³⁷¹。3 点目の意義として、共同体の信仰（「わたしたちは信じる」）と共同体における信仰者の信仰（「わたしは信じる」）が結局同じになることが示されて³⁷²、幼児バプテスマの執行に関する論争の集約が図られたことである。

第 2 ファヴェルジュ協議会報告書はプラハ協議会報告書とは異なって、主題の順序が変更されている。内容も加筆され、用語も明確にされて、相互承認を目指すバプテスマの議論内容により深まりが見られる。以下、プラハ協議会と比較しつつ、第 2 ファヴェルジュ協議会の特色を述べる。1 点目は、サクラメントとオーディナンスの相違が明確に示されたこと

³⁶⁷ Cf. *The Sacramental Dimension of Baptism*, pp. 92-93 (§§ 14-20).

³⁶⁸ 本論文で意味する「使徒性」とは、「使徒的信仰をあかしすること、福音を告げ知らせ、それを時にかなった仕方与时きあかすこと、バプテスマと聖餐をとりおこなうこと、職制の任務を代々に伝達してゆくこと、祈り、愛のわざ、よろこびと苦しみをともにする交わりをなすこと、病人や貧しい人びとに仕えること、主が各自にあたえられる賜物をたがいに共有すること」（『リマ文書』「職務」34 項）、など使徒たちの教会が持っていた特色を指す。

³⁶⁹ Cf. *The Sacramental Dimension of Baptism*, p. 105 (§ 76).

³⁷⁰ Cf. *ibid.*

³⁷¹ Cf. *ibid.*, p. 108 (§ 91).

³⁷² Cf. *ibid.*, p. 98 (§ 42).

である。第 2 ファヴェルジュ協議会では sacrament の語源が取り上げられ、‘mystery’ (mysterion) には、キリストにおける神の救済の目的を解明し、将来、新しい創造の sacrament への期待を持たせる意味があることが示され³⁷³、sacrament の深い意味が明らかにされた。オーディナンスは、バプテスマや主の晩餐が信仰者と共同体の生活においてすでに信仰によって効果的な現実のしるしと捉えられていることが明確にされた³⁷⁴。2 点目は、プラハ協議会でも教会の信仰と信仰者の信仰、神の招きと信仰における人間の応答に関して言及されているが、第 2 ファヴェルジュ協議会では、さらにキリスト教入信過程において神の招きの優先性を認め、神が招き、信仰において応答ができるようにしたこと、これがバプテスマとして実を結ぶことが加えられ³⁷⁵、信仰における人間の応答も神の恩寵であることが強調されている。3 点目は、バプテスマと信仰との関係において、信仰はいかにして識別されるかを研究するために教会論の研究、これに加えて異なったキリスト教会出身者の結婚に対する司牧ケアの充実を提案している³⁷⁶。この司牧ケアはグローバル化している現代社会においては不可欠である。以上のように第 2 ファヴェルジュ協議会はプラハ協議会よりも神学的にバプテスマの相互承認をより深く探求した文書になっている。

第 2 ファヴェルジュ協議会以降、バプテスマの相互承認をめぐる討議は 2004 年に開催されたクアラルンプール信仰職制全体委員会において行われる。

(2) クアラルンプール信仰職制全体委員会 (2004 年)

カトリック神学者の貢献

マレーシアはマレー系、インド系、中国系、そして多数の少数民族で構成される多民族国家であり、イスラーム社会の中で異なった宗教を持つ人々が調和を保って生活している。マレーシアの首都クアラルンプールが、2001 年 9 月 11 日の同時多発テロの記憶がまだ消えていない 2004 年に信仰職制全体委員会の開催地に選ばれた意味がここにある。「神の栄光のためにキリストがあなたがたを受け入れてくださったように、あなたがたも互いに相手を受け入れなさい」(ロマ 15 : 7) という全体委員会のテーマで、互いに迎え入れ、分裂を超えて、教会の目に見える一致の実現のために活動するという共通の責務について話し合われた³⁷⁷。

全体委員会ではバプテスマがテーマの一つとして取り上げられ、カトリック神学者でドミニコ会司祭でもあるホルヘ・スカンピニが全体委員会のテーマに沿って『「わたしたちは

³⁷³ Cf. *One Baptism: Towards Mutual Recognition of Christian Initiation*, p. 53 (§ 27).

³⁷⁴ Cf. *ibid.*, p. 53 (§ 28).

³⁷⁵ Cf. *ibid.*, p. 58 (§ 51).

³⁷⁶ Cf. *ibid.*, pp. 61-62 (§ 69).

³⁷⁷ Cf. Thomas F. Best ed., *Faith and Order at the Crossroads. Kuala Lumpur 2004. The Plenary Commission Meeting*, Geneva: WCC Publications, Geneva: World Council of Churches, 2005, p. 1.

一つのバプテスマを承認する…」:「キリストがわたしたちを受け入れてくださったように互いに受け入れなさい」という課題に対する教会の信仰の声明から』³⁷⁸というタイトルで発題している。スカンピニが何を提起し、バプテスマを相互に受け入れるにはキリスト者はいかにあるべきかを考えたい。

スカンピニは、教会が他教会のバプテスマを承認する際に生じている 6 つの課題を提起し、キリスト者としていかに応答すべきかを洞察している。

第 1 の提起は、「わたしたちはバプテスマにおいて互いに受け入れられるか。現状に関するいくつかの所見」(Do we accept one another in one baptism? Some remarks on the present situation)³⁷⁹である。問題とされているのは、同じ伝統を持つ教会間でバプテスマを交わりの基礎と認識した時代から、伝統、社会環境、政治体制が異なった背景を持つ教会によるエキュメニカル運動の開始とともに、バプテスマが教派間で同じ意味を持たなくなっている現在の状況である。このような中で、スカンピニは、バプテスマに関してどの範囲まで話し合うことができるか、教会論との関係を見無視して交わりのきずなどとしてバプテスマを考えることができるか、教会生活の中で現実に執行されているバプテスマがそれぞれの伝統において占めている場を考慮しないで語るることができるかという、3 つの課題を挙げる³⁸⁰。これらの課題は、教会論の分野に関係する事柄ではあるが、過小評価される問題ではなく、信仰と sacrament、信仰と教会との関係をいかに理解するかであるがゆえに、教会論の研究を通して、「キリストがわたしたちを受け入れたように互いに受け入れる」(“accept one another as Christ has accepted us”) ³⁸¹ことができる方法を見いだすことができるという。

第 2 の提起は、「わたしたちは罪の許しのための一つのバプテスマを認める: 異なった時代に信仰の理由を述べる」(“We acknowledge one baptism for the forgiveness of sin”: giving a reason for our faith at different times)³⁸²に関する洞察である。スカンピニが意味する「罪の許しのためのバプテスマ」は、バプテスマによってすべてのキリスト者が恩寵という同じ賜物を受けたことであり、キリスト者はこれを認めているので、互いに受け入れなければならないと強調する。教派間で理解されているバプテスマを相互に受け入れることができる基本的な条件³⁸³の 1 は、バプテスマは神の賜物であり、神のすべての賜物と同様に取り消せないという点である。2 は、父と子と聖霊の交わりへの信仰というコンテクストにおいて、キリスト者は罪の許しとなる一つのバプテスマを認めることである。以上に関連して 3 は、バプテスマは受洗者を共同体の完全な生活に招き入れるので、キリスト者がキ

³⁷⁸ Jorge A. Scampini, “We Acknowledge One Baptism...”: From the Church’s Statement of Faith to the Challenge to “Accept One Another Just as Christ Accepted Us”, in *ibid.*, pp. 111-122.

³⁷⁹ Cf. *ibid.*, pp. 112-113.

³⁸⁰ Cf. *ibid.*, p. 113.

³⁸¹ *Ibid.*

³⁸² Cf. *ibid.*, pp. 113-116.

³⁸³ Cf. *ibid.*, pp. 114-116.

リストに受け入れられるのは、彼ら自身の共同体の中であるという教会論的な意味を理解することである。しかしスカンピニは次の2つの問題点を提示する³⁸⁴。第1に、バプテスマの相互承認がユークリストの交わりに導かないとき、繰り返せないバプテスマの教会論的な重要性は何かであり、第2は、分裂したキリスト者として繰り返せないバプテスマの重要性は何かである。この2点はバプテスマの相互承認をめぐる繰り返される問題であるが、スカンピニはこの問題に対して第3の提起を提示した。

第3の提起、「一つの霊によって、わたしたちは皆一つの体となるために洗礼を受けた」(“For we were all baptized by one Spirit into one body”[1 Cor. 12:13])³⁸⁵である。バプテスマにおいて、神は恩寵を与え、分裂した信仰者を義化し続けているので、キリスト者はすでに互いに交わっているが、まだ完全な交わりではなく³⁸⁶、世には教会は一つとは見えない。ゆえにスカンピニは、単一、唯一の教会が見えるように、バプテスマと教会の一致の密接な関係を明らかにし、キリスト者が一致を願い、準備することを要求するのである³⁸⁷。

第4の提起は、「すべての信仰者を結び付ける神への信仰の受け入れを表す受諾」(A “yes” to God that unites all believers)³⁸⁸である。受洗者が神への信仰を宣言するのは特定のキリスト教共同体においてである。バプテスマを通してキリスト者は、神の恩寵と信仰の応答によって、一つの教会の一員になる。しかし現実には受洗者は、正教会、聖公会、ルーテル教会、改革派教会、メソジスト教会などで救われるのではなくて、正教会、聖公会、ルーテル教会、改革派教会、メソジスト教会などを通して救われている³⁸⁹。スカンピニはこの現実を問題視するのである。

第5の提起、「しかし:神に直接向けられ、分裂によって歴史的に汚された受諾」(However: a “yes” directed towards God and marked historically by division)³⁹⁰では、バプテスマを通してキリスト者になるが、同時にローマ・カトリック教会、正教会、聖公会などに所属するキリスト者となる。これが、バプテスマが教会の分裂を永続させている現実の姿である。スカンピニはこの矛盾を直視し、バプテスマの一致を呼びかけるのである。

以上の考察から第6として、スカンピニは、「バプテスマの相互承認なくしてはバプテスマの義務に忠実であることが可能だろうか」(Is it possible to be faithful to the obligations of baptism without mutual recognition of baptism?)³⁹¹という問題を提起する。エキュメニカルな課題は、バプテスマの受諾に基づいて、祈りを通して心の扉を広く開け、互いに受け

³⁸⁴ Cf. *ibid.*, p. 116.

³⁸⁵ Cf. *ibid.*, pp. 117-118.

³⁸⁶ 『エキュメニズムに関する教令』22条:「洗礼それ自体は、厳密に言えばただ単に初めであり、開始である。事実、洗礼全体はキリストのうちにあるいのちの充満を獲得することを目的としている。したがって洗礼は、完全な信仰宣言、キリスト自身が望んだとおりの救いの体制への完全な加入、そして聖体の交わりへの完全な参入へと秩序づけられているのである」。

³⁸⁷ Cf. Jorge A. Scampini, in “We Acknowledge One Baptism...”, p. 117.

³⁸⁸ Cf. *ibid.*, p. 118.

³⁸⁹ Cf. *ibid.*

³⁹⁰ Cf. *ibid.*, p. 119.

³⁹¹ Cf. *ibid.*, pp. 119-120.

入れることであり、そうすることで一致への探求はすべてのキリスト者に共通するものになる³⁹²。スカンピニは、神に信仰を受け入れると表明したキリスト者は、相手を受け入れるというバプテスマの相互承認に対しても、キリスト者の一致を願った神の意志を遂行する責務があると結論付けた。スカンピニの注目できる点は、「相互に受け入れる」という課題を神学的な観点からのみならず、キリストの教えに従い、一致への熱意をもって互いに心を開くという霊的エキュメニズムの視点からも論じたことである。

第3節 WCC—ローマ・カトリック教会合同作業委員会

『共通のバプテスマの教会論的・エキュメニカルな意味合い—JWG 研究』(2004年)

(*Ecclesiological and Ecumenical Implications of a Common Baptism: A JWG Study*)

バプテスマの問題を初めて教会論的視点から考察して『一つのバプテスマ』成立過程において少なからぬ役割を担ったのは、信仰職制委員会において相互承認を目指す研究と並行して行われた WCC—ローマ・カトリック教会合同作業委員会によるバプテスマの教会論的・エキュメニカルな意味合いに関する研究(報告書『共通のバプテスマの教会論的・エキュメニカルな意味合い—JWG 研究』)である。同研究は、『リマ文書』以降バプテスマに関する初めてのまとまった研究であり、ローマ・カトリック教会が直接関与しているのでその意見が反映していると考えられ、バプテスマに関するローマ・カトリック教会の一つの貢献とも言える。(1)で、バプテスマの教会論的・エキュメニカルな意味合いを検討し³⁹³、続いて(2)で、『JWG 研究』の評価を試みたい。

(1) 内容的分析

構成には、バプテスマの教会論的意味合いが5項目に分類されている。①「バプテスマに関する増加しつつあるエキュメニカルな集約」でバプテスマに関する共通の観点、 sacrament と オーディナンスの相違に関してその歴史的経緯と両者の認識の違いが論じられる。②「バプテスマと信仰生活への入信」において、キリスト教の入信式、バプテスマと信仰、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる問題が議論される。③「バプテスマと教会への入会」、④「バプテスマとキリストにおける継続した成長」ではキリスト者としての成長とバプテスマに伴う倫理的側面、⑤「バプテスマの相互承認」においてバプテスマの相互承認の際の問題点がそれぞれ論じられ、最後に、⑥「バプテスマのエキュメニカルな意

³⁹² Cf. *ibid.*, p. 120.

³⁹³ 同報告書に関しては、Dagmar Heller, *Baptized into Christ*, pp. 154-158, pp. 204-208 を参照。

味合い」が列挙される。本項もこの構成順に従って内容を分析していく。

『JWG 研究』には、「キリスト者たちは『だれでも兄弟であること』が、固いエキュメニカルな確信となった…（中略）ともに同じ唯一の洗礼を受けた」³⁹⁴、バプテスマの承認は「教会論のかなめ」³⁹⁵であるという信念が基礎にある。

① バプテスマに関する増加しつつあるエキュメニカルな集約

ここまで、諸教会におけるバプテスマの共通認識は、バプテスマの位置とその意味、バプテスマの入信過程におけるバプテスマの基礎構造の 3 項目であり、論点の一つとされてきた sacrament とオーディナンスの理解に関しても進展がある³⁹⁶。Sacrament とオーディナンスの理解に関しては、『JWG 研究』で今までの議論がまとめられ、次のような理解が示された。Sacrament は象徴的な行為で、Sacrament にある言葉と行為で成立し、キリストの死と復活において一度限り現実となった神の実存を明らかにしている³⁹⁷。オーディナンスは、教会の礼拝と礼拝式文の中のある行為が聖書におけるキリストの命令に従って行われていることを強調し、バプテスマや主の晩餐がすでに実現し、信仰者と共同体の生活において信仰によって効果的である実在のしるしとしてみなされている。従って sacrament とオーディナンスの考え方は異なった出発点から来ているもので、両者ともキリストにつながる命の神秘に導くという理解が示された³⁹⁸。

以上から「バプテスマに関する増加しつつあるエキュメニカルな集約」におけるバプテスマの教会論的意味合いを次の 4 点にまとめることができる³⁹⁹。第 1 に、バプテスマは長く分裂していた教会が互いに新しい関係に入ることができる要素の一つである。第 2 は、バプテスマがキリストの体である教会につながると同意する人、また教会は一つであると同意する教会は、一つの、同じ共同体に所属している。バプテスマはキリストの教会への入り口であるがゆえに、受洗者すべてはキリストに結ばれ、互いに完全な交わりでなければならない。従って教会共同体は分裂状態であってはならない。バプテスマはキリスト者に一致を目指して働くよう促しているからである。第 3 は、教会が分裂しているため、たとえバプテスマに関して共通に理解されても、教会の本質も様々に理解され、完全な共同体を達成することが困難な状況にある。そのためキリスト教会の本質の共通理解を目指す研究が緊急になされねばならない。第 4 は、バプテスマは教会の本質の基本であるがゆえに、完全な交わりの関係を持つための必須条件の一つである。

³⁹⁴ ヨハネ・パウロ二世・東門陽二郎訳『回勅 キリスト者の一致』、カトリック中央協議会、1996、53-54 頁(42 項)。原典発表は 1995 年。

³⁹⁵ 同上、54 頁。

³⁹⁶ Cf. *JWG Study*, p. 47 (§ 12).

³⁹⁷ Cf. *ibid.*, p. 50 (§ 22).

³⁹⁸ Cf. *ibid.*, p. 50 (§ 24).

³⁹⁹ Cf. *ibid.*, p. 52 (§§ 30-33).

② バプテスマと信仰生活への入信

バプテスマは決定的瞬間であり、同時にキリスト教入信の全過程の中心である。堅信と初聖体の執行の相違は教会間での論争の一つであるが、バプテスマがユーカリストを受ける前提条件である⁴⁰⁰。キリスト教入信の儀式に関して『JWG 研究』で問題になっているのは再洗礼である。バプテスマにおいて、受洗者はキリストと共に死にキリストと共に復活し、キリストとの今回限りの出会いを通して、まことの生き方に触れる。この意味でバプテスマは、キリストと最終的に一体になるまで、生涯にわたるバプテスマとして理解されるがゆえに、再洗礼は認められないのである⁴⁰¹。この提示によって、バプテスマは生涯で一度限りの水の儀式であり、繰り返されない神学的基盤が明確にされ、バプテスマの承認をめぐる問題の一つを解決に導く重要な言及になっている。

バプテスマと信仰の関係について、第2 フェヴェルジュ協議会報告書（48 項）を踏襲して、バプテスマは、教会の信仰の中でキリスト者の信仰に関連付けられ、その人の信仰の成長に貢献していると論じられた⁴⁰²。論の骨子は『一つのバプテスマ』（66-78 項）に取り入れられ、個人の信仰と教会の信仰は同一であるという考え方が提示されている。『JWG 研究』は、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる問題に関して、キリスト教入信が完全であることを条件に、信仰告白者のバプテスマのみを執行する教会に対しては、個人の信仰の確認を含むこと、幼児のバプテスマを執行する教会には、堅信という形態が執行されなくてもバプテスマを認めると提案して⁴⁰³、両方の教会の論争の打開を試みている。

従って「② バプテスマと信仰生活への入信」の教会論的意味合いに関して、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる論争の根底にあるのは、個人の信仰はバプテスマを受ける条件であるか、それとも受洗者に求められるかという相違である。しかもこの2つの立場にある教会の重要な相違点が教会の担う役割に関係しており、論争の原因は、教会の本質と目的という問題と救済の摂理に関する役割の相違から来ていると指摘された⁴⁰⁴。

③ バプテスマと教会への入会

バプテスマは受洗者をキリストの体に組み入れると同時にキリストの証人として世に送り出す。それには全世界に教会を派遣するという意味がある。バプテスマは特定の教会共同体で行われるがゆえに、バプテスマとバプテスマに基づいた生活は地域教会において行われるが、バプテスマは受洗者を地域教会の一員にするだけでなく、キリストの普遍的な交わ

⁴⁰⁰ Cf. *ibid.*, p. 53 (§ 39).

⁴⁰¹ Cf. *ibid.*, p. 54 (§ 40).

⁴⁰² Cf. *ibid.*, p. 54 (§ 43).

⁴⁰³ Cf. *ibid.*, p. 57 (§ 54).

⁴⁰⁴ Cf. *ibid.*, p. 58 (§ 57).

りに結び入れるという意味合いをも持っている⁴⁰⁵。教会によっては、他教会とのユーカーリストの交わりが認められていないし、バプテスマの有効性も認められていない。教会への入会に関連して堅信は、プラハ協議会（報告書 36-38 項）に続いて第 2 ファヴェルジュ協議会（報告書 26 項）で十分話し合われていて、『JWG 研究』では教会間でさらに討議することが提案されるのみである⁴⁰⁶。

以上の問題は教会論の観点から考察すべき問題である。従って「③ バプテスマと教会への入会」の教会論的意味合いには、第 1 に、バプテスマがキリストの体である教会への入会であるという共通の信仰によって、教会間に完全な交わりがあるか否かに関係なく、キリスト者が教会につながるという点において、受洗者はバプテスマを通して他教会に何らかの交わりを持つという意味がある。第 2 は、キリスト者の間には共通の信仰があるが、バプテスマや入会の sacrament など様々な神学的観点から執行されている。教会がそれらを相互に理解するために sacrament、特に教会と sacrament の関係をめぐるエキュメニカルな研究が求められる。第 3 として、堅信に関する相違が教会の不一致と関係があるかについて、見解が相違する教会同士で討議する⁴⁰⁷。従来のように意見の一致を見いだそうとする観点ではなく、教会の不一致という別の観点からの討議は、意見が対立する教会間が相互に理解する方法として重要である。

④ バプテスマとキリストにおける継続した成長

バプテスマの倫理的な意味合いは、1. 倫理的な要求でもある、回心、許し、悔い改めである、2. キリスト者の聖性であり、キリスト者は日々、キリストから精神の変革を求められている、3. 召し出しや悔い改めはバプテスマによる魂の浄化と命に関連している⁴⁰⁸。このようにキリスト者は人生を歩む中で倫理的に形成されていく。『JWG 研究』では、バプテスマとキリスト者の日々の生活が不可分の関係にあることが示され、特徴の一つにもなっている。キリストにおける成長とは、キリスト者がバプテスマを一致のきずなとして認識し、共に宣教とあかしに従事することである⁴⁰⁹。

以上から「④ バプテスマとキリストにおける継続した成長」の教会論的な意味合いは、第 1 に、キリスト者は教会の宣教の共通理解を目指して働き、福音を共通にあかしし、これらを妨げている信仰やモラルの理解に関する相違を解決するように努める。第 2 として、キリスト者は教会の宣教に貢献する。第 3 は、それぞれのキリスト共同体には、たえざる祈りと道徳的訓練、そして個人の成長がなければならない⁴¹⁰。

⁴⁰⁵ Cf. *ibid.*, pp. 58-59 (§§ 58-59).

⁴⁰⁶ Cf. *ibid.*, p. 60 (§ 66).

⁴⁰⁷ Cf. *ibid.*, pp. 60-61 (§§ 67-69).

⁴⁰⁸ Cf. *ibid.*, p. 62 (§ 75).

⁴⁰⁹ Cf. *ibid.*, pp. 61-62 (§ 74).

⁴¹⁰ Cf. *ibid.*, pp. 63-64 (§§ 82-84).

⑤ バプテスマの相互承認

バプテスマの相互承認を求め続けるのは、分裂したキリスト者間の一致のきずなを深めるためであり、それは聖書の語句（エフェ 4：4-6）に基づく⁴¹¹。『JWG 研究』では、バプテスマの相互承認自体がコイノニアの承認の一つと捉えられている⁴¹²。従って教会の使徒性の完全な承認を目指す一歩として、バプテスマの基礎構造の承認が儀式の使徒性の承認とともに挙げられ、使徒性がバプテスマの相互承認に関して解決されなければならない問題として取り上げられた⁴¹³。使徒性をめぐる問題としてユーカリストの交わりが例に示され、教会間の見解の相違が明確にされたが、相違の幅は狭まっていない。しかしバプテスマとユーカリストの交わりをめぐり異なる観点から考慮して、キリスト者がバプテスマにおいて分かちあう共通のきずなを具体的に表すために、互いに教会の主な行事に招待する、絶えず一致のために祈り合い、関係を深める機会を作ることが提案されている⁴¹⁴。

従って「⑤ バプテスマの相互承認の教会論的意味合い」は、バプテスマの相互承認を準備し相互に承認したとき、そのことは、さらに相互に使徒性を承認するための基礎を提供し、使徒の遺産、唯一の、聖なる、普遍的、使徒的教会を完全に相互に理解することを目指すように教会を促す⁴¹⁵。

⑥ バプテスマのエキュメニカルな意味合い

バプテスマは実践的、司牧的な面においていかなるエキュメニカルな意味合いを持っているのであろうか。第 1 は、エキュメニカルな関係を深めるための実践である。地域教会は、所属するキリスト者にバプテスマをめぐり他教会との対話の進捗状況と集約がバプテスマをめぐり長年の話し合いの成果であることを周知させる⁴¹⁶。第 2 に、再洗礼と受け取られかねない行為を避ける⁴¹⁷。第 3 は、地域においてバプテスマをめぐり対話をカトリック教会の権威者と WCC 加盟教会の権威者との間で開催し、教会間で行われているバプテスマをめぐり研究や同意が地域教会の生活に反映するようにする⁴¹⁸。文化的な課題であるインカルチュレーションに関しては、バプテスマの意味とシンボルを高める方法でバプテスマの儀式を執行する⁴¹⁹。第 4 として、バプテスマの伝統的な三位の名の形式（父と子と

⁴¹¹ Cf. *ibid.*, p. 64 (§ 85).

⁴¹² Cf. *ibid.*, p. 64 (§ 88).

⁴¹³ Cf. *ibid.*, p. 65 (§ 91).

⁴¹⁴ Cf. *ibid.*, p. 67 (§ 96).

⁴¹⁵ Cf. *ibid.*, p. 68 (§ 98).

⁴¹⁶ Cf. *ibid.*, p. 68 (§ 100).

⁴¹⁷ Cf. *ibid.*, p. 68 (§ 101).

⁴¹⁸ Cf. *ibid.*, p. 69 (§ 103).

⁴¹⁹ Cf. *ibid.*, p. 70 (§ 108).

聖霊)を他の語に置き換えることで、教会の一致を脅かすことをしない⁴²⁰。第 5 として、『リマ文書』「バプテスマ」21 項注(c)をさらに具体的に挙げて、(a)水を使ってはいるが、伝統的な父と子と聖霊の名による形式を使用しないで、『イエスの名において』バプテスマを授ける教会、(b)伝統的な父と子と聖霊の名でバプテスマを授けているが、水を使わない教会、(c)キリスト共同体として登録している教会でバプテスマの儀式なしでバプテスマとして有効である教会との対話を行う⁴²¹。

(2) 評価

『JWG 研究』ではこれまでのバプテスマの相互承認をめぐる議論とは異なって、教会間の基本的なバプテスマの共通理解と教会論に焦点を絞って討議され、上述した 5 点の教会論的意味合いを導き出している。同報告書では『リマ文書』が十二分に活用され⁴²²、『一つ
のバプテスマ』の橋渡しをしている。以下の 3 点を評価できる。

第 1 に、教会の一人一人のメンバーを、彼らを生み、育て、キリスト者としての訓練を行う信仰の共同体と切り離して考えるべきではないという意味で、バプテスマは「教会形成の基礎」⁴²³とされている。バプテスマの相互承認は、交わりの新しい関係に入ることを意味するとともに、関係する教会が個人のバプテスマをいかに理解しているかが示されている。

第 2 は、バプテスマの倫理的な意味合いが教会一致を導くことが強調されている。バプテスマの倫理的な意味に関してはファヴェルジュ協議会で協議されて以来、プラハ協議会でも第 2 ファヴェルジュ協議会でも取り上げられていない。『JWG 研究』とファヴェルジュ協議会との相違は、ファヴェルジュ協議会ではバプテスマの基礎構造は倫理的形成の過程として、受肉の神秘との関連で語られたが、『JWG 研究』では、エキュメニカルな関係においては、キリスト者は許しと回心の霊との関係に気付くことであり、他者に対する罪を告白し、悔い改めの霊の賜物に心を開くことであることが示された。これによって教会間の記憶のいやしの必要性を痛感し、和解に門戸を開いていくと論じられている⁴²⁴。

第 3 は、バプテスマの相互承認とユークリスタの交わりの関係が議論されたことである⁴²⁵。カトリック神学者の中には、ローマ・カトリック教会が他教会とユークリスタの交わりができないので、多くのキリスト者や教役者が心を痛め、ローマ・カトリック教会内においても司牧的観点から問題になっており、現在の最も傷の深いエキュメニカルな問題に対処

⁴²⁰ Cf. *ibid.*, p. 70 (§ 109).

⁴²¹ Cf. *ibid.*, p. 70 (§ 110).

⁴²² 113 項中、ほぼ 16%にあたる 18 項において『リマ文書』の引用がある。

⁴²³ ヨハネ・パウロ二世回勅『キリスト者の一致』, 54 頁(42 項).

⁴²⁴ Cf. *JWG Study*, p. 61 (§ 73).

⁴²⁵ Cf. *ibid.*, pp. 66-67 (§§ 92-96).

する必要性を訴えている人もいる⁴²⁶。この問題に関して今後ローマ・カトリック教会の対応に注目したい。

バプテスマと許しの関係について、『JWG 研究』(71 項)では『リマ文書』「バプテスマ」(4 項)の内容に触れられているが、今日、教会間での論争は、バプテスマは救済を前もって表すのか、それともバプテスマの結果として起こるのか、また救済の手段か⁴²⁷で、この問題は信仰職制委員会では討議されていない。救済は原罪と深く関係しているので、『JWG 研究』でも議論を避ける意味からも原罪の問題をあえて取り上げなかったように思われる。

『JWG 研究』の鍵となる語は、ローマ・カトリック教会のエキュメニカル運動の中心的な語句、「一致のきずな」⁴²⁸である。この語を中心に議論が展開する。バプテスマはキリスト者の一致のきずなだけでなく、教会の本質の一つの表現であり象徴である。受洗者は、同じ信仰、宣教、職務、奉仕の制度的なきずなで生きる⁴²⁹。バプテスマの相互承認はキリスト者を一致のきずなで結ぶことが強く主張されているのである。『JWG 研究』には、『リマ文書』以後、活発に行われたバプテスマに関する 2 教会間対話、例えば、正教会ーローマ・カトリック教会間対話(1987 年)⁴³⁰、教皇ヨハネ・パウロ二世と聖公会のランシーカンタベリー大主教との共同宣言(1989 年)⁴³¹、ルーテル世界連盟ーローマ・カトリック教会『義認の教理に関する共同宣言』⁴³²(1999 年)などが影響を与えたと考えられる。特にこれらの共同宣言は教会間対話の重要性を示している。

最近、バプテスマをキリスト者の一致の基礎とみなさない教派の著しい成長がある。バプテスマの認識が根本的に相違する教会共同体の成長は新しいエキュメニカルな課題になると懸念されている⁴³³。

第 4 節 信仰職制委員会『一つのバプテスマ：相互承認を目指して』(2011 年) (*One Baptism: Towards Mutual Recognition-A Study Text*)

『一つのバプテスマ：相互承認を目指して』は、『リマ文書』以降、およそ 30 年にわたる

⁴²⁶ Cf. Walter Kasper, Ecclesiological and Ecumenical Implications of Baptism, *The Ecumenical Review*, Vol. 52(4), 2000, pp. 537-538.

⁴²⁷ Cf. *ibid.*, p. 529.

⁴²⁸ 『エキュメニズムに関する教令』22 条.

⁴²⁹ Cf. *JWG Study*, p. 59 (§ 60).

⁴³⁰ *Faith, Sacraments and the Unity of the Church* (1987). 後述する。

⁴³¹ Common Declaration: Pope John Paul II and Robert A. K. Runcie, Archbishop of Canterbury, Vatican, 2 October 1989, in Jeffrey Gros, FSC, Harding Meyer, William G. Rusch eds., *Growth in Agreement II-Reports and Agreed Statements of Ecumenical Conversations on a World Level, 1982-1998*, Geneva: WCC Publications, 2000, pp. 326-327. 以後 *Growth in Agreement II* と略記する。

⁴³² ローマ・カトリック教会/ルーテル世界連盟・ルーテル/ローマ・カトリック共同委員会訳『義認の教理に関する共同宣言』, 教文館, 2004. ルーテル/ローマ・カトリック共同委員会による公式訳である理由から、後述する『争いから交わりへ』とともに英語版を参考にしつつ翻訳本を使用する。

⁴³³ Cf. *JWG Study*, p. 70 (§ 109).

バプテスマに関する研究の成果である。『一つのバプテスマ』は、『リマ文書』のように最終的に WCC 総会で承認された合意文書ではなく、あくまで信仰職制委員会の共同研究であり、必然的に文書の重みは異なっている。しかし同文書は、『リマ文書』「バプテスマ」の争点（以後「バプテスマ」注と表記する）、「バプテスマ」発表後議論されてきたバプテスマをめぐる論争の解決策を提示し、バプテスマの相互承認の道を開いた重要な文書である。

本節では、『一つのバプテスマ』⁴³⁴において、バプテスマの相互承認を阻んでいる問題を「バプテスマ」注との関連を含め、目次に従って、(1) キリストにつながる新しい命のシンボルであり形式としてのバプテスマ、(2) バプテスマと教会、(3) バプテスマと信仰の3つの観点から、合計7つの争点に絞って考察を試みる。

『一つのバプテスマ』は以下の構成である。1章「序論」では、バプテスマと承認の概念、2章「バプテスマ：キリストにつながる新しい命のシンボルであり形式」では、 sacrament とオーディナンスの用語、およびバプテスマ儀式に関して、3章「バプテスマと教会」では、バプテスマとユウカリスト、教会員であることとバプテスマの関係、4章「バプテスマと信仰」では、神の主導権と個人並びに共同体の信仰との関係がそれぞれ論じられている。5章「相互承認を目指しての旅へのさらなる歩み：教会への問い」で、バプテスマの完全な相互承認を目指すために必要な8項目の提示、6章「結論」として各教会にバプテスマをめぐるエキュメニカルな討議の提案、ユウカリストの交わりによる完全な目に見える一致の要請、である。

『一つのバプテスマ』では、「キリスト教入信」とは、福音を聞き、信仰を告白し、信仰の形成を継続し、バプテスマによって、受洗者をキリスト教共同体に参加させ、ユウカリストの交わりの中でキリスト者同士とキリストとの一致を強める過程を指す⁴³⁵。「バプテスマ」はこの過程の中心となる出来事であり、そのなかでキリストのからだに合体される。バプテスマには信仰告白を含み、父と子と聖霊の名において水で授けられる⁴³⁶。以上の定義を基に信仰の形成とバプテスマの意味は次のように示されている。信仰の形成は、教会の信仰についての説教、教え、洗礼前と後のキリスト者の生活での倫理的、精神的な面を含む生涯にわたる長い過程の中で行われる⁴³⁷。バプテスマに関しては、キリスト教入信の全過程の中心的、象徴的な行為であり、地域教会が新しい教会員を集める行為である⁴³⁸。受洗後のキリスト教共同体の生活への参与は、教会と世界に奉仕することである⁴³⁹。このようにキリスト教入信とバプテスマを区別することで、バプテスマがいかにか「生涯にわたるキリストへの成長にかかわる」（『リマ文書』「バプテスマ」9項）か、明確にされた。

⁴³⁴ 同文書に関しては、Dagmar Heller, *Baptized into Christ*, pp. 208-214 を参照。

⁴³⁵ Cf. *One Baptism*, p. 2 (§ 3 a).

⁴³⁶ Cf. *ibid.*, p. 2 (§ 3 b).

⁴³⁷ Cf. *ibid.*, p. 9 (§ 43).

⁴³⁸ Cf. *ibid.*, p. 10 (§ 44).

⁴³⁹ Cf. *ibid.*, p. 10 (§ 48).

(1) キリストにつながる新しい命のシンボルであり形式としてのバプテスマ

第1の争点は、 sacramentと ordinanceをめぐるものである。バプテスマ、ユーカーリスト、その他の儀式が「 sacrament」、あるいは「 ordinance」と呼ばれるかは教会間で見解の相違がある。この二語は、特に幼児にバプテスマを授ける教会と信仰告白する人にもバプテスマを授ける教会間で、互いのバプテスマを受け入れられない際の用語である⁴⁴⁰。両語の理解をめぐって、プラハ協議会（同協議会報告書 14-15 項）で議論された内容が、第2 ファヴェルジュ協議会（同協議会報告書 27-30 項）で大幅に修正され、さらに『JWG 研究』（21-24 項）で議論された。『一つのバプテスマ』はこれらの議論を取り入れつつ、両語の解釈の集約を目指した。

sacramentと ordinanceはそれぞれ次のように説明される。 sacramentは学問的な伝統の中で発展し、霊的恩寵の外に見えるしるしという意味を持っている。 sacramentと理解している教会は、神の救いのわざがキリストを通して、聖霊の力において、象徴的な行為の中で伝達されると捉え、バプテスマは、志願者がキリスト教共同体に招き入れられたとき、神の救済の業がその志願者の生活を変えようという行為であると認識している⁴⁴¹。バプテスマを ordinanceと理解している教会は、聖書の教えと神のイニシアティブを強調し、受洗者はキリストに出会い、継続して関係を保っているもので、すでに信仰者であり、バプテスマの中に、その人のために救いの力が表現されていると考えている⁴⁴²。論点は、神が新しい存在をもたらすために使うという意味で「道具的なもの」か、それともすでに存在している「表現的なもの」か、である。しかしこの違いは強調の置き方にあり、 sacramentは道具としての面を、 ordinanceは表現的な面を強調している。このように sacramentと ordinanceには相違があると考えられがちであるが、バプテスマは神が救済を成し遂げる手段であり、同時に新しい人になったという神の祝福の見えるしるしである。従って両語は相互に排他的ではなく、バプテスマの意味を理解するために不可欠なものともみなされる⁴⁴³。この提案によって、幼児にバプテスマを執行する教会と信仰告白者のバプテスマのみを執行する教会の関係を深めたと言われる⁴⁴⁴。 sacramentと表現する教会と ordinanceと表現する教会の間でさらに議論を重ねることが必要である。 sacramentと ordinanceに関して、信仰職制委員会の合意文書『教会—共通のヴィジョンを目指して』（2012 年）の中でも言及されているが、『一つのバプテスマ』の考え方を踏襲している⁴⁴⁵。

⁴⁴⁰ Cf. Walter Kasper, *Ecclesiological and Ecumenical Implications of Baptism*, p. 527.

⁴⁴¹ Cf. *One Baptism*, pp. 7-8 (§ 28, § 30).

⁴⁴² Cf. *ibid.*, pp. 7-8 (§§ 29-30).

⁴⁴³ Cf. *ibid.*, p. 8 (§ 31).

⁴⁴⁴ Cf. Dagmar Heller, *Baptized into Christ*, p. 213.

⁴⁴⁵ Cf. *The Church: Towards a Common Vision*, Geneva: WCC Publications, 2013, pp. 25-26 (§ 44).

(西原廉太監訳・橋本祐樹訳『教会』, WCC 世界教会協議会 世界宣教伝道委員会・信仰職制委員会編・西原廉太監訳・村瀬義文・橋本祐樹訳『「いのちに向かって共に」 / 「教会」 現代世界エキュメニカル運動における二大重要文書』, キリスト新聞社, 2017, 135-137 頁を参照.)

第2の争点は、「バプテスマ」(注18)で言及された、バプテスマの儀式におけるシンボルやシンボリックな行為に関するものである。争点は、バプテスマで使用される水を「しるし」(sign)と理解するか、「効果的なしるし」(effective sign)あるいは「シンボル」(symbol)と理解するかである。水を「しるし」と理解する人たちは、水にはキリストにおける洗いと新しい命を示す意味があると理解し、水を「効果的なしるし」または「シンボル」と理解している人たちは、水自身の中に信仰によって聖霊の力で、キリストのうちに新しい命をもたらすと理解している。信仰職制委員会では、いずれの意味合いであっても、水の使用を通して神の恩寵によって与えられた新しい命に信仰者が入るという意味であるという考え方が示された⁴⁴⁶。シンボルとして、油、バプテスマの衣服、ろうそく、などの使用は、「神がお造りになったものはすべて良いものであり、感謝して受けるならば、何一つ捨てるものはない」(I テモ4:4)ので、神の救おうとする力を表す要素と評価される⁴⁴⁷という解釈から考え出された解決策である。

第3の争点は、バプテスマと塗油および堅信の関係(「バプテスマ」注14)である。論点は、聖霊の賜物のしるしをいずれに見いだすか、すなわち水によるバプテスマの儀式そのもの、それとは別に塗油の儀式、或いは塗油と按手という儀式か、である。この論争については、聖霊の授与に関する儀式での表現の多様性から考察され、聖霊はバプテスマという行為のコンテキストにおいて注がれると解釈された⁴⁴⁸。堅信の理解における相違は、ある教会では、堅信はバプテスマの秘跡的な面での完成であり、どの年齢にでも執行されるが、別の教会では堅信は独立したものとみなされ、キリスト教信仰をあかしする公の告白と考えられているが、バプテスマを完結するものとは理解されていない、という点にある。この論争の收拾案は、相違を多様な執行によるものと捉えて、堅信がどの時点で執行されても、キリストへの生涯にわたる成長過程の中で定められているということを記憶にとどめる⁴⁴⁹。この堅信をめぐる問題に関しても神学的に深く議論されず、現在 sacrament として執行されていることに重点を置き、執行の多様性の観点から論争を収束しようとしたもので、堅信の問題は解決されたとは言えない。

(2) バプテスマと教会

バプテスマと教会に関する最大の問題は、分裂した教会において特定の教会共同体においてバプテスマが授けられているという点であり、バプテスマは受洗者に他の多くのキリ

⁴⁴⁶ Cf. *One Baptism*, p. 8 (§ 36).

⁴⁴⁷ Cf. *ibid.*, pp. 8-9 (§ 38).

⁴⁴⁸ Cf. *ibid.*, p. 10 (§ 46).

⁴⁴⁹ Cf. *ibid.*, p. 11 (§ 55).

スト者との違いを経験させるという逆説的な結果を招いている⁴⁵⁰。

第4の争点として、バプテスマとユーカーリストの関係について3種の理解と執行があるという点である⁴⁵¹。1種類目は、他教会の使徒性を認め、バプテスマの相互承認とユーカーリストの交わりがある。2種類目は、他教会の使徒性を完全には認めないが、使徒性が職制の理解と執行において認められるならばユーカーリストは可能である。3種類目は、バプテスマの相互承認がなくても、ユーカーリストの交わりができる可能性がある。その例として、幼児のバプテスマを認めていない教会が、キリストがすべての受洗したキリスト者を喜んで食卓に招いたことを認識するならば、他教会で幼児のときに受洗した人と食卓の交わりができるという考え方を提示し、諸教会にできる限りユーカーリストの交わりを求めている。

第5の争点は、キリスト教会への完全な入信を構成するのは何かである。歴史的な発展から、バプテスマと教会の成員との関係は複雑になっている⁴⁵²。教会間に神学と執行の多様性を認めつつも、バプテスマ・ユーカーリスト・教会入会の関係も、ユーカーリストに招き入れられる前に教会の一員であることは、この関係性が理解されていないからではないかと遠慮がちに疑問を投げかけるにとどまっている⁴⁵³。これは様々な伝統を持った教会が討議に加わっている信仰職制委員会の限界であり、諸教会の意見の集約を担う委員会の宿命であろう。そのような複雑な諸教会間の中で、教会の成員になることはキリストの体につながることであり、バプテスマを通してキリストの命の神秘に招き入れられるという解釈が示された。現在では、教会は父と子と聖霊の交わりの中にいる信仰者の集まりというよりは、単に人間の制度であると受け取られる場合が多いという現状に対処したものと言える⁴⁵⁴。

(3) バプテスマと信仰

第6の争点は、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる問題(「バプテスマ」注12)で、個人の信仰と共同体の信仰の関係、および神の招きと人間の応答の関係という2つの問題に分けられる。

第1の問題点は、個人の信仰と共同体の信仰の関係をめぐる論争である。これには次のような考え方が示された。1に、すべての教会にはバプテスマに信仰が伴っているという共通理解がある。その信仰は共同体で宣言される福音への信仰者の信仰である。2に、信仰者の信仰は聖霊を通して成長し、深まる。3に、その信仰は代々の教会によって告白され、伝えられてきた信仰と呼応し、信仰者が自分のものとして告白する信仰は、使徒たちの信仰と

⁴⁵⁰ Cf. *ibid.*, p. 11 (§ 58). Cf. *Roman Catholic Church Response*, p. 11.

⁴⁵¹ Cf. *One Baptism*, p. 12 (§ 61).

⁴⁵² Cf. *ibid.*, p. 12 (§ 63).

⁴⁵³ Cf. *ibid.*, p. 12-13 (§ 64).

⁴⁵⁴ Cf. *ibid.*, p. 13 (§ 65).

一つになる。ゆえにキリスト教共同体の「わたしたちは信じる」と個人的な関わりである「わたしは信じる」とは一つである⁴⁵⁵。換言すれば、教会で受け入れられ伝えられてきた信仰は、バプテスマにおいて信仰者が告白する信仰である。人が地域教会においてバプテスマを授けられるとき、その人は同時に時空を超えてキリストの体に結ばれ、キリストの体である教会に迎えられる⁴⁵⁶。以上の解釈によって、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマのいずれであっても、信仰者の告白と教会の告白は同一であるので、バプテスマの際の信仰告白は個人の信仰のみか、それとも共同体の信仰も認められるか、という論争自体が成立しないのである。

第 2 の問題点は、信仰における神の招きと人間の応答の関係をめぐるものである。諸教会はキリスト教の入信過程において神のイニシアティブの優先性を認めている。神は招き、人間に信仰の応答ができるように導き、これが実を結んでバプテスマの執行に至る⁴⁵⁷。『一つのバプテスマ』は、バプテスマを希望する人はすべてのことに対してキリストを信頼し、教会と共に歩み始めようとしているが、この段階では信仰はまだ不完全な状態であり、教会は神の召し出しがあるかを見分けようとしている⁴⁵⁸と分析する。従って幼児バプテスマに関して、1 に、教会はバプテスマを通して幼児を神の愛に生きる教会共同体に迎え入れる。2 に、教会は生涯を通して信仰の成熟を目指して幼児を育てることを約束し、教会共同体は子どもたちが神の国に属することを喜び、子どもたちと共に信仰を深める。3 に、子どもたちは聖霊の恩寵によって、共同体の交わりの中で、交わりを通して、キリスト者として共同体に参加していることを体験する⁴⁵⁹と主張し、諸教会に対して信仰を言い表せない幼児のバプテスマの執行を求めたのである。

第 7 の争点は、再洗礼（「バプテスマ」注 13）である。『リマ文書』では再洗礼はどのような状況の下で執行されるのかは明らかにされていない。『一つのバプテスマ』では、教会が再洗礼の問題に直面する状況は主に 3 つあり、いずれの場合も再洗礼は認められないことが確認された⁴⁶⁰。第 1 の状況は、他教会で幼児のときに受洗した人の再洗礼を要求する。第 2 の状況では、教会は成人で別の教会で受洗した人に再洗礼を求める。第 3 の状況は、幼児の時に受洗し、現在の教会にとどまりたい人が、覚えていないバプテスマを経験するために再洗礼を願い出る。第 1 と第 2 の再洗礼に関しては、信仰の形成、バプテスマ、キリスト教入信、そしてキリストにつながる信仰者の生涯にわたる成長という入信過程を経ている理由で、教会は再洗礼をしない。第 3 の場合には、バプテスマの一回限りで、繰り返すこ

⁴⁵⁵ Cf. *ibid.*, p. 13 (§ 68).

⁴⁵⁶ Cf. *ibid.*, p. 13 (§ 70).

⁴⁵⁷ Cf. *ibid.*, p. 13 (§ 71).

⁴⁵⁸ Cf. *ibid.*, p. 14 (§ 73).

成人の信仰も不完全な状態から始まるという考え方は、バプテスマ世界連盟—ローマ・カトリック教会第 2 期対話においても合意されている (B-RC *Word* 2010, 98 項)。この考え方から、幼児も共同体に招き入れられるという案が導き出せたという (Cf. Dagmar Heller, *Toward One Baptism*, p. 443)。

⁴⁵⁹ Cf. *ibid.*, p. 14 (§ 76).

⁴⁶⁰ Cf. *ibid.*, p. 18 (§§ 93-95).

とのできない性質を認識し、教会の一致のために再洗礼の要求に同意してはならない、である。再洗礼はバプテスマの正当性とも関係があり、今後の諸教会の討議と研究が求められる⁴⁶¹。

以上 7 つの争点と信仰職制委員会が提示した解決策を検討してきたが、これらの争点以外にもバプテスマの理解および執行の相違が残っている。『一つのバプテスマ』にはバプテスマが執行される社会的、文化的背景（「バプテスマ」注 21c）に関しては具体的な解決策が提示されていない。その理由は、『リマ文書』成立時と比較して教会を取り巻く状況ははるかに多様化し、新たな問題が出てきたからである。最後の章において、諸教会にそれらの問題が質問の形式で列挙されている。ここで特にバプテスマの多様性と画一性という問題⁴⁶²を挙げておきたい。

これから記述する教会とは、WCC の加盟教会であって、明らかにキリスト教会であると WCC が認めている教会である。このように詳細に説明されていることに、事態の重要性和解決の困難さがある。問題点の第 1 に、伝統的な三位の名の形式を使用しないで「イエスの名において」バプテスマを執行している教会⁴⁶³。第 2 は、『リマ文書』「バプテスマ」（注 21c）で言及されている水を使わないでバプテスマを執行している教会⁴⁶⁴。第 3 は、キリスト教共同体への入会はバプテスマの儀式なしで有効である⁴⁶⁵。第 4 は、「父と子と聖霊の名」による執行ではなく、「イエスの名において」がバプテスマの初期の形態であると解釈して使用している教会⁴⁶⁶。第 5 は、ジェンダーに配慮して、「父と子と聖霊」に代わる用語として“Creator, Redeemer, and Sanctifier”のような語を使う教会があり、この語が使用された結果、それまでに行われていたバプテスマの相互承認が解消される懸念がある⁴⁶⁷。以上列挙した教会の執行は、バプテスマの多様性による執行と認められるか。この問題に関しては、各教会は自分たちの教会の執行と対比しながら研究するように要請された。

『一つのバプテスマ』では、バプテスマの争点が以上のような観点から解決が方向付けられたと言えるが、全体としての意義は次の点にある。

第 1 の意義は、争点についてそれまでとは異なる観点から考察して、解釈方法を変えることで、いずれの立場であっても、教義の変更の必要なく、受け入れられることを示した。特に、バプテスマと信仰の関係、神の招きと人間の応答に関する事項では成功している。これは、相違点に対して意見を調整し、互いに歩み寄ろうとする姿勢であった『リマ文書』と『リマ文書』以前の方法とはまったく異なっている。

⁴⁶¹ 筆者が参加した WCC 第 10 回釜山総会におけるワークショップ One Baptism(WS268)で、どのような場合に執行されるバプテスマが再洗礼に相当するか討議されたが、見解の一致には至らなかった（2013 年 11 月 4 日）。

⁴⁶² Cf. *One Baptism*, pp. 19-20 (§§ 103-108).

⁴⁶³ Cf. *ibid.*, p. 20 (§ 104).

⁴⁶⁴ Cf. *ibid.*

⁴⁶⁵ Cf. *ibid.*, p. 20 (§ 105).

⁴⁶⁶ Cf. *ibid.*, p. 20 (§ 106).

⁴⁶⁷ Cf. *ibid.*, p. 20 (§ 107).

第 2 の意義は、バプテスマの際の信仰告白において行われる受洗者自身の信仰告白は、長年教会によって形成されてきた信仰を基礎としているがゆえに、共同体の信仰と同一である。従って受洗者本人だけでなく、受洗者に代わって共同体の信仰告白も認められることから、『リマ文書』では言及されなかった、知的障がい者のバプテスマ⁴⁶⁸にも道を開いたことである。この考察の背景には、身体的、精神的にどのような状態であっても、神のかたちにおいて創造されることに無限の価値があるという、信仰職制委員会の神学的人間学の研究⁴⁶⁹が貢献している。

第 3 の意義は、『一つのバプテスマ』は、『リマ文書』以降の信仰職制委員会における様々な研究の成果によるものである⁴⁷⁰。さらに、国や地域レベルでの教会間のバプテスマの相互承認、例示すると、米国マサチューセッツ州における、正教会、カトリック教会、聖公会、プロテスタント・改革派の流れをくむ教会(Protestant and Reformed traditions)による『バプテスマ: エキュメニカルなコンテクストにおけるバプテスマの執行』⁴⁷¹ (2000 年) や、後述するヨーロッパプロテスタント教会共同体とヨーロッパバプテスト連盟間対話『キリスト教的生活の開始と教会の本質』(2004 年) も『一つのバプテスマ』に反映している⁴⁷²。

【 要約的考察 】

これまで第 1 回信仰職制世界会議以降から『リマ文書』成立までの諸教会間のバプテスマ理解の進展を考察してきた。この期間はバプテスマをめぐる議論を集約した時期である。『リマ文書』成立以降、信仰職制委員会はバプテスマの相互承認を目指して新たな局面に入る。第 3 章では、『リマ文書』から『一つのバプテスマ』までのおよそ 30 年にわたるバプテスマをめぐる討議の経緯を信仰職制委員会、並びにローマ・カトリック教会が直接関与した WCC-ローマ・カトリック教会合同作業委員会の研究から明らかにした。

⁴⁶⁸ 知的障がい者のバプテスマに関しては、神田健次「知的障害者と聖礼典—エキュメニカルな視野から」『礼拝と音楽』94号, 1997, 22-26頁を参照。

⁴⁶⁹ Cf. *Christian Perspectives on Theological Anthropology-A Faith and Order Study Document*, Geneva: World Council of Churches, 2005, p. 24 (§ 45).

⁴⁷⁰ 例えば、*The Nature and Mission of the Church: A Stage on the Way to a Common Statement*, Geneva: World Council of Churches, 2005; *Confessing the One Faith: An Ecumenical Explication of the Apostolic Faith as it is Confessed in the Nicene-Constantinopolitan Creed (381)*, Geneva: WCC Publications, 1991 など。

⁴⁷¹ Baptism: Baptismal Practice in an Ecumenical Context, in Thomas F. Best ed., *Baptism Today-Understanding, Practice, Ecumenical Implications*, Minnesota: A Pueblo Book, 2008, pp. 236-243. 受洗者は幼児、子ども、成人である。幼児バプテスマの際には証人と代父母が受洗の意志と信仰共同体に参加することを証言し、理解できる年齢になると教理教育に対する証人と代父母の責任は軽くなっていく (Cf. *ibid.*, pp. 238-239)。

⁴⁷² Cf. *One Baptism*, p. 3 (§ 6 n12, n 13).

第 5 回信仰職制世界会議では、従来のコイノニアの概念にすべての人々を包括するという意味が与えられ、多様性における一致が強調された。キリストの命はコイノニアの中にあると理解され、この包括性の概念により、幼児、さらに自分で信仰告白が困難な知的障がい者のバプテスマを受け入れる一つの根拠となった。これにより幼児バプテスマをめぐる問題の解決に向けて伏線が敷かれたのである。

バプテスマの相互承認を話し合う際にその基準が問題になる。ファヴェルジュ協議会では、その基準としてバプテスマの基礎構造とインカルチュレーションを選んだ。バプテスマの基礎構造とは、それぞれの教会で執行されている一連のキリスト教入信であり、そこには水の儀式、儀式に加えて構成要素を含むより広い入信の儀式、そしてバプテスマの生涯にわたる人間形成というバプテスマの 3 つの局面が含まれている。バプテスマのインカルチュレーションは、バプテスマが地域の文化に根付いていくための文化手段であると規定されたが、バプテスマの儀式から逸脱しないという条件が付けられた。ファヴェルジュ協議会の意義は、バプテスマの基礎構造の要素やインカルチュレーションの基準を定め、その範囲の中であれば多様性として認められると提案し、幼児バプテスマをめぐる論争の解決への道を整えたことにある。

ファヴェルジュ協議会以降、バプテスマをめぐる議論は、プラハ協議会と第 2 ファヴェルジュ協議会、およびクアラルンプール信仰職制全体委員会において行われた。第 2 ファヴェルジュ協議会ではプラハ協議会をもとに内容が詳細に検討された。同協議会報告書はクアラルンプール全体委員会で審議され、2011 年に『一つのバプテスマ』として成立した。同全体委員会におけるカトリック神学者の発言は、相手を受け入れる行為であるバプテスマの相互承認に至るには、教会間の神学的な集約のみならず、互いに祈りを通して心を開くことが必要であると説き、霊的エキュメニズムの重要性を示した。

『JWG 研究』では、バプテスマはキリストの体である教会につながることであり、完全に交わるための必須条件として理解されている。幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる論争も教会の担う役割と関係し、 sacrament 理解の相違、堅信の相違も、教会の不一致との関連が指摘された。これらの相違を克服するために、諸教会は、唯一の、聖なる、普遍的、使徒的教会に関する教会の神学的根拠を示すことが必要であるが、エキュメニカルな進歩は各教会において刷新があるかどうか鍵になる。教会間でバプテスマをめぐる討議に成果が見られ、それが地域におけるカトリック司教団と WCC 加盟教会の代表者間によってバプテスマの同意に反映されるときに、バプテスマのエキュメニカルな意味がある。

『一つのバプテスマ』では、バプテスマをめぐる論争の争点は次の 7 点に分類できる。1. sacrament とオーディナンス、2. しるしとシンボル、3. バプテスマと塗油、堅信の関係、4. バプテスマとユウカリストの関係、5. バプテスマと教会入会、6. 個人の信仰と共同体の信仰の関係、および信仰における神の招きと人間の応答の関係、7. 再洗礼である。各争点

の解決策として使用された方法は、論点の解釈を変えるという方法、つまり解釈学の手法が使用されたのである。『一つのバプテスマ』の起草者は、争点になっている事項が、教会の中で歴史的にいかん解釈されて、伝達され、受け入れられていったかを明らかにし、争点の事項は根本的には対立するものではないことを提示した。すなわち解釈方法を変えることで争点の解決を図ったのである。これは、エキュメニカル解釈学の手法であると言える。

しかしバプテスマをめぐる新たな問題が生じている。WCCの加盟教会であるが、バプテスマの執行の際に伝統的な三位の形式である「父と子と聖霊」の語句を使用しない教会、水を使用せずにバプテスマを執行する教会、キリスト教共同体への入会はバプテスマの儀式なしで有効である教会などがあり、これらの教会をめぐる将来新たな分裂が生じることが危惧される。このような状況があるものの、『一つのバプテスマ』によって、バプテスマの相互承認に含まれる、共同体の信仰、 sacrament、教会の交わり（キリスト教生活）が共通に理解され、理論的にはほとんどすべての教会がバプテスマの相互承認を実行できる環境が整ったのである。

第4章 教会間対話におけるバプテスマ理解および相互承認

本章ではバプテスマをめぐる教会間対話報告書の分析から、信仰職制委員会において合意されたバプテスマの共通理解が、対話の中でいかに受け入れられ、いかなる結果を導き出しているかを明らかにしたい。

第1節 ローマ・カトリック教会—国際レベルでの対話

本節ではローマ・カトリック教会と他教会間対話を検討する。主として『リマ文書』合意後の対話を中心に論述するが、バプテスマをテーマにした 2 教会間対話はほとんど行われておらず、『リマ文書』以前の対話も参考にする。

ローマ・カトリック教会が対話する相手の教会は大きく次の 3 群に分類できる。(1) 正教会および東方正教会で、これらの教会は原則として他教会で執行されたバプテスマを有効とは認めていない。これによって再洗礼の問題が生じている。(2) 主として宗教改革を起源とするプロテスタント諸教会は、基本的に幼児のバプテスマを執行している。(3) バプテスト教会とは幼児のバプテスマをめぐる問題だけではなく、バプテスマの最も基本的な事項であるサクラメント理解においても相違がある。

教皇庁キリスト教一致推進評議会は現在 14 教会と対話している⁴⁷³。それら 14 教会のうち、(1) 正教会、(2) 主として宗教改革を起源とする教会から、①改革派教会世界連盟、②聖公会、③世界メソジスト連盟、④ルーテル世界連盟の 4 教会⁴⁷⁴、(3) 信仰告白者のバ

⁴⁷³ 正教会(The Orthodox Church)、オリエンタルオーソドクシー(The Oriental Orthodox Churches)、マランカラシリア正教会(The Orthodox Syrian Church of Malankara)、アッシリア東方教会(The Assyrian Church of the East)、古カトリック教会(Old Catholic Bishops' Conference Union of Utrecht)、聖公会(The Anglican Communion)、ルーテル世界連盟(The Lutheran World Federation)、改革派教会世界連盟(The World Communion of Reformed Churches)、世界メソジスト連盟(The World Methodist Council)、バプテスト世界連盟(The Baptist World Alliance)、キリスト教会(ディサイプル)(The Christian Church, Disciples of Christ)、メノナイト世界協議会(The Mennonite World Conference)、ペンテコステ派(Some Pentecostal Groups)、世界福音派連合(The World Evangelical Alliance)である。教皇庁キリスト教一致推進評議会公式ウェブサイトにはマランカラシリア正教会が二度記載されていると思われるので、全部で 14 教会とした。

Available 2018 年 10 月現在。

http://www.vatican.va/roman_curia/pontifical_councils/chrstuni/documents/rc_pc_chrstuni_pro_20051996_chrstuni_pro_en.html

マランカラシリア正教会、アッシリア東方教会、古カトリック教会を除く 11 教会とローマ・カトリック教会間対話に関しては、John A. Radano ed., *Celebrating a Century of Ecumenism-Exploring the Achievements of International Dialogue*, Geneva: World Council of Churches Publications, 2012 を参照。

⁴⁷⁴ ローマ・カトリック教会とこれら 4 教会とのバプテスマをめぐる対話に関する概説は、Cardinal Walter Kasper, *Harvesting the Fruits*, pp. 164-168 を参照。

プテスマのみを執行する教会からバプテスト世界連盟とのバプテスマをめぐる 2 教会間対話を検討する。メソジスト教会は、直接ローマ・カトリック教会から分離した教会ではないがゆえに、分裂による歴史的、感情的な問題を引きずっていない⁴⁷⁵。しかし 18 世紀に聖公会から分離した教会であるので、ローマ・カトリック教会とメソジスト教会間にある多くの相違点は宗教改革の時代にさかのぼる⁴⁷⁶。このような理由で、本論文で世界メソジスト連盟－ローマ・カトリック教会間対話も取り上げる。

(1) 正教会－ローマ・カトリック教会

『信仰・諸 sacrament・教会の一致』(1987 年)

(Faith, Sacraments and the Unity of the Church)

現代のローマ・カトリック教会と正教会の関係は、第二バチカン公会議の閉幕前日(1965 年 12 月 7 日)に、当時の教皇パウロ六世と総主教アテナゴラス一世が共同宣言において、1054 年に発表された相互破門を破棄したことから始まる⁴⁷⁷。1979 年には、教皇ヨハネ・パウロ二世と総主教ディミトリオス一世の共同宣言により、ローマ・カトリック教会と正教会との共同委員会が発足して、神学対話が公式に開始し⁴⁷⁸、1982 年に第 1 期対話報告書が発表された。両教会間対話においてバプテスマが取り上げられたのは、第 2 期対話『信仰・諸 sacrament・教会の一致』(O-RC II 1987)である。同対話は、信仰における一致は sacrament、特にユーカーリストにおける一致を前提にしているので(O-RC II 1987、2 項)、ユーカーリストの相互承認を目指して行われている。両教会間では sacrament の定義は行われていないが、バプテスマが sacrament であることは理解されている。信仰が sacrament に先立ち、sacrament の交わりによって深まり(O-RC II 1987、3 項)、バプテスマとそれ以後の生活の前提であり(O-RC II 1987、12 項)、信仰によって神の恩寵と人間の自由な応答の両方が互いに活動し、この交わりの中心が教会である(O-RC II 1987、5-6 項)と、信仰をめぐる両教会間で相違は見られない。

対話ではバプテスマの相互承認をめぐる協議はされていない。バプテスマをめぐる確認事項は以下の点である。バプテスマは父と子と聖霊の名で、水と聖霊によって執行される(O-RC II 1987、37 項)。ここではバプテスマが水だけでなく聖霊によっても執行されるこ

⁴⁷⁵ Cf. M-RC *Synthesis* 2010、2 項。

⁴⁷⁶ Cf. Cardinal Walter Kasper, *Harvesting the Fruits*, p. 3.

⁴⁷⁷ Cf. The Common Declaration of Pope Paul VI and Patriarch Athenagoras, in Thomas F. Stransky, C.S.P. and John B. Sheerin C.S.P. eds., *Doing the Truth in Charity-Statements of Pope Paul VI, Popes John Paul I, John Paul II, and the Secretariat for Promoting Christian Unity 1964-1980*, New York: Paulist Press, 1982, pp. 178-179.

⁴⁷⁸ Cf. Common Declaration of Pope John Paul II and the Ecumenical Patriarch Dimitrios I, in *ibid.*, pp. 212-213.

とが特徴である。バプテスマはキリストの死と復活への参加であり、恩寵による新しい誕生である（O-RC II 1987、12 項、37 項）。バプテスマと堅信によって聖霊を塗油される（O-RC I 1982、I-4b）。バプテスマによってキリストの一員になる（O-RC I 1982、III-1）。

両教会が合意したバプテスマの教義の不可欠な事項は次の 7 点である（O-RC II 1987、49 項）。1. バプテスマは救済のために必要。2. バプテスマの効果として特にキリストにおける新しい命と原罪からの解放。3. バプテスマによる教会への参与。4. 三位の神とバプテスマの関係。5. バプテスマとキリストの死と復活との関連。6. バプテスマにおける聖霊の役割。7. 水によるバプテスマの執行。

上記の合意事項の中で、『リマ文書』「バプテスマ」で言及されていない、「救済のためのバプテスマの必要性」、バプテスマの効果として「原罪からの解放」が含まれており、対話は、『リマ文書』から進展したものとして注目できる。合意された分野はすべて教義上のものであるが、バプテスマに関する相違点はバプテスマの執行に関する事項である。1 点目は、バプテスマの執行形式で、ローマ・カトリック教会は浸礼を認めているものの、通常滴礼によって執行していること、2 点目の相違は、特に重要な事項で、ローマ・カトリック教会において助祭によるバプテスマの執行が認められていることである（O-RC II 1987、50 項）⁴⁷⁹。ローマ・カトリック教会はトリエント公会議の『カテキズム（ローマ・カテキズム）』で、助祭は「司教あるいは司祭の合意をえてはじめて洗礼を授けることができる」⁴⁸⁰という規定を踏襲して、第二バチカン公会議においても、助祭は「管轄権を有する権威者からの指示のもとに、荘厳に洗礼式を執り行う」⁴⁸¹ことが認められている。3 点目の相違は、幼児の入信における順序の違いである（O-RC II 1987、51 項）。正教会は幼児の場合も成人の入信の儀式（バプテスマー堅信ーユーカリスト）の順序通りに執行されるが、ローマ・カトリック教会では、バプテスマーユーカリストー堅信の順序で執行され、受洗した幼児はある年齢になるまでユーカリストが認められない。ローマ・カトリック教会にとってこの相違を正教会とどのようにすり合わせていくかが問われている。

堅信に関しては、堅信がキリスト教入信においてバプテスマを完成させ、ユーカリストが他の二つを完全にするというすべての儀式を含むことが確認されている（O-RC II 1987、37 項）。正教会ーローマ・カトリック教会間でバプテスマをめぐる協議はこの第 2 期対話以降行われていない。

正教会における再洗礼に関して本対話では協議事項になっていないが、正教会には 1755 年に開催されたコンスタンチノーブル司教会議の決定（キリル五世の教令）、すなわち、ラ

⁴⁷⁹ 「両教会間では相違が存在する」“differences concerning baptism exist between the two churches: (1) the fact that the Catholic church, while recognizing the primordial importance of baptism by immersion, ordinarily practices baptism by infusion; (2) the fact that in the Catholic church a deacon can be the ordinary minister of baptism” (*Growth in Agreement II*, p. 667).

⁴⁸⁰ 岩村清太訳編『秘跡についてートリエント公会議教理提要によるー』、中央出版社、1966、23 項（36-37 頁）。

⁴⁸¹ 『教会憲章』29 条、『カトリック新教会法典ー羅和对訳』861 条第 1 項を参照。

テン教会から正教会への改宗者には再洗礼を執行するという規定により、現在も正教会はローマ・カトリック教会からの改宗者に再洗礼を執行する⁴⁸²。この再洗礼に関しては、正教会ーローマ・カトリック教会第4期対話（1993年）で、キリストによって教会にゆだねられた使徒信条、 sacrament、特にユークリスタは、キリストによって教会にゆだねられているがゆえに、これらを執行する祭司性や司教の使徒継承を独占すべきではない（O-RC IV 1993、13項）と考えられ、カトリックからの改宗者の再洗礼を廃止することが求められている。

ローマ・カトリック教会以外に正教会がバプテスマをテーマとして行っている2教会間対話は、古カトリック教会（1985年）⁴⁸³およびルーテル教会（2004年）⁴⁸⁴である（2014年現在）。古カトリック教会間およびルーテル教会間対話においてもバプテスマの基本事項は合意されているが、バプテスマの教義の不可欠な事項に関しては記述されていない。バプテスマの執行者に関して、通常叙任された教役者によって執行されるが、信徒や助祭による執行は緊急時のみの執行も合意されている⁴⁸⁵。ここがローマ・カトリック教会間対話との相違である。

正教会ーローマ・カトリック教会間対話では、『リマ文書』「バプテスマ」の項目は合意されているが、相違の最重要部分であるバプテスマの執行方法、および執行者をめぐっては相違が確認されただけで、討議されていない。しかし話されていないことが重要であるのかもしれない⁴⁸⁶。特に対話（O-RC II 1987）が急に中止された背景には、「言葉にはならない問題」（unspoken issues）⁴⁸⁷があったという。正教会との対話の難しさを想像させる。

（2）主として宗教改革を起源とする教会

⁴⁸² Cf. George Dragas, *The Manner of Reception of Roman Catholic Converts into the Orthodox Church with Special Reference to the Decisions of the Synods of 1484 (Constantinople), 1755 (Constantinople), and 1667 (Moscow)*, p. 10.

Available 2018年10月現在. http://jbburnett.com/resources/dragas_baptism.pdf

⁴⁸³ The Sacramental Teaching (Baptism), in *Growth in Agreement II*, pp. 255-256.

⁴⁸⁴ The Mystery of the Church: Baptism and Chrismation as Sacraments of Initiation into the Church, in Jeffrey Gros, FSC, Thomas F. Best, Lorelei F. Fuchs, SA eds., *Growth in Agreement III-International Dialogue Texts and Agreed Statements 1998-2005*, Geneva: WCC Publications, 2007, pp. 29-32. 以後 *Growth in Agreement III* と略記する。

⁴⁸⁵ 正教会ー古カトリック教会間対話では、“Baptism is administered by the bishop or a presbyter (priest) and only in emergency cases by deacons or laity”. 続いて“the above text on ‘Baptism’ represents the teaching of the Orthodox and old Catholic churches” (*Growth in Agreement II*, p. 256) 「バプテスマテキスタは、正教会と古カトリック教会の教えを示している」と言明されている。イタリック体は英文の通りである。

正教会ールーテル教会間対話では、“Lutherans and Orthodox also agree that in cases of emergency baptism may be administered by lay persons” (*Growth in Agreement III*, p. 30)と、「緊急時には信徒による執行」に同意している。

⁴⁸⁶ Cf. André Birmelé, *Baptism and Unity in Ecumenical Dialogues*, p. 126.

⁴⁸⁷ Emanuel Lanne, O.S.B., *Catholic-Orthodox Dialogue: in Search of a New Direction, One in Christ*, Vol. 21(1), 1985, p. 29.

① 改革派教会世界連盟－ローマ・カトリック教会

『教会の共通理解を目指して』(1990年)

(Towards a Common Understanding of the Church)

ローマ・カトリック教会と改革派教会世界連盟は1970年に対話を開始し、1977年に第1期報告書を発表して以来、1990年に第2期報告書、2005年に第3期報告書、2015年には第4期報告書を発表している。改革派教会世界連盟は現在232の加盟教会を持つ組織で、改革派だけでなく、長老派、会衆派を含んでいる⁴⁸⁸。本項では、第2期報告書『教会の共通理解を目指して』を中心に、両教会が合意したバプテスマをめぐる事項を列挙しつつ論述する。

両教会はバプテスマとユーカリストが sacrament であることに合意している (R-RC *Ref II* 1990、140項)。改革派にとって sacrament は、ことばの説教とバプテスマとユーカリストの執行によって真の「目に見える教会」となる (R-RC *Ref II* 1990、19項) とあるように「ことばの創造」として表現される。ローマ・カトリックは「恩寵の sacrament」 (R-RC *Ref II* 1990、102-111項) を主張し、両教会間には教会の概念に関して相違がある。本対話を通して、両者は、互いに補足し合うものとしてまた同じことを同じ硬貨の表と裏から表現していると理解されうるとした (R-RC *Ref II* 1990、113項)。また、sacrament の定義、種類、数は同意されていない。

バプテスマに関する確認事項の1点目は、イエス・キリストを主であり、救い主であると告白し、三位の神を信仰し、父と子と聖霊の名によるバプテスマを執行している (R-RC *Ref II* 1990、4項) と両教会間には共通の信仰とバプテスマがある。2点目は、バプテスマによってキリストを信じるすべての人が三位の神によって洗い清められ、しるしが与えられるだけでなく、「霊的な家に造り上げられ、聖なる祭司となる」(I ペト 2:5) (R-RC *Ref II* 1990、134項)。3点目は、信仰がバプテスマを導き、ユーカリストによって養われる (R-RC *Ref II* 1990、131項)。以上は『リマ文書』「バプテスマ」の確認である。4点目は、分裂によって不完全な交わりである他教会や他のキリスト者との関係が、バプテスマの恵みで現実に存在している (R-RC *Ref II* 1990、52項) と、『エキュメニズムに関する教令』(22条) が例証され、教派に関係なくキリスト者として交わりがあることが確認されている。

両教会は、地域の状況において共通の問題に焦点を合わせることができるという理由から地域教会でのバプテスマの相互承認を勧める (R-RC *Ref I* 1977、3項; R-RC *Ref II* 1990、152項)。その際の条件は「父と子と聖霊の名で水による執行」で、この条件が満たされれば再洗礼は行われぬ (R-RC *Ref II* 1990、152項)。バプテスマの相互承認はイエス・キリストが制定し、人間のいかなる失敗や怠慢でも損なわれることのない豊かな交わりの表現

⁴⁸⁸ 改革派教会世界連盟公式ウェブサイトを参照。Available 2018年10月現在。 <http://wrcr.ch/members>

である (R-RC *Ref II* 1990、152 項) とバプテスマの秘跡的な面から理解されている。

両教会間における第 1 期のバプテスマをめぐる対話では、わたしたちが聖霊によってキリストに結ばれ、バプテスマによってキリストに組み入れられ、キリストの慈愛を絶えず新たに受け取る (R-RC *Ref I* 1977、79 項) というごく基本的事項の確認にとどまっている。これと比較して第 2 期の本対話報告書では、両教会の神学的観点からもバプテスマに関する事項が確認され、バプテスマ相互承認に関する要件も示されていて、バプテスマをめぐる議論は第 1 期よりも展開している。第 4 期では、ルーテル世界連盟—ローマ・カトリック教会『義認の教理に関する共同宣言』(1999 年) に刺激され、義認と聖化との関連でバプテスマが語られる。バプテスマに関しては、同共同宣言 (25 項と 28 項) が用いられて、義化、聖化、バプテスマの執行、および義化された人にとっていかなる意味があるかを考察する必要性が示唆されている (R-RC *Ref IV* 2015、40 項)。

宗教改革時に改革派とローマ・カトリック教会間ではバプテスマは論争の中心ではなかったもので、バプテスマをめぐる改革派教会世界連盟—ローマ・カトリック教会間対話ではバプテスマは議論の焦点になっていない。

② 聖公会—ローマ・カトリック教会

『一致と宣教における共なる成長』(2006 年)

(*Growing Together in Unity and Mission*)

ローマ・カトリック教会は聖公会⁴⁸⁹と 1968 年から対話を始め、第 1 次国際神学委員会 (1970—1980 年)、第 2 次国際神学委員会 (1983—2005 年)、2001 年からは一致と宣教国際委員会を設置して継続して対話を行っている。2006 年には両教会間の対話開始以来 40 年間の対話を概観した『一致と宣教における共なる成長』(A-RC *GTUM* 2006)⁴⁹⁰が発表された。聖公会—ローマ・カトリック教会間対話の特徴は、議論の焦点がユーカリスト、職制の意味と機能、教会における権威の本質と執行の問題 (A-RC *FR Introduction* 1981、2 項) であり、特に職制の相互承認を目指して対話が進められている (A-RC *FR Introduction* 1981、9 項)。職制が両教会間で大きな問題であるのは、1896 年に発表されたローマ教皇レオ十三世使徒的書簡『聖公会の職制』において聖公会の叙任が無効と宣言され⁴⁹¹、しかも同書簡はローマ・カトリック教会によって取り消されていないので現在も有効と認められるからである。以上の事情によりバプテスマに関しては両教会間対話のテーマとして取り上

⁴⁸⁹ 文書では the Anglican Communion であるが、本論文では聖公会と表記する。

⁴⁹⁰ 西原廉太「聖公会—ローマ・カトリック教会・一致と宣教国際委員会(IARCCUM)合意文書『一致と宣教における共なる成長』が提示する課題と可能性」、『聖公会の職制論—エキュメニカル対話の視点から—』, 155-198 頁を参照。

⁴⁹¹ Cf. Apostolic Letter *Apostolicae Curae* (Anglican Orders), in *The Great Encyclical Letters of Pope Leo XIII*, New York: Benziger Brothers, 1903, p. 405.

げられてはいないが、対話の初期からバプテスマの相互承認が当然のこととして扱われている。従って対話においてバプテスマをめぐる言及は少なく、それも前回までの対話の繰り返しや確認が多い。

『一致と宣教における共なる成長』(A-RC *GTUM*2006、33-38 項)においてバプテスマは次のように合意されている。1. 聖公会とローマ・カトリック教会に所属する人は父と子と聖霊の名で、水によって執行された一つのバプテスマを受けている。バプテスマはキリストの制定による入信の sacrament である。2. 聖書に記され、初代教会の伝統と執行の中で形成されたバプテスマの意味を受け入れる。すなわちバプテスマによって、信仰を通してキリスト者はキリストの生と死、復活においてキリストに結ばれる。キリストと共に葬られ、新しい命へと挙げられる。バプテスマによって原罪を含む罪が許される。3. バプテスマを通して教会に入会し、世に福音を伝える宣教の責務を持つ。

両教会間のバプテスマの承認は、「双方が執行するバプテスマを承認する。それゆえバプテスマを両教会間の一致の基本的なきずなとしてみなす」⁴⁹² (A-RC *GTUM*2006、38 項)と、宣言されている。この文面において、バプテスマは一致のきずなであるがゆえにバプテスマを承認するのではなく、むしろ両教会間の一致の基本的なきずなは他にある、という意味が含まれているとも解釈でき、両教会間の微妙な関係が間接的に示されている。バプテスマの相互承認の宣言は過去の対話報告書において記載がなく、同報告書において初めて示されたことになる。バプテスマの相互承認にはユウカリストによる交わりは含まれてはいない。ユウカリストには教義上の相違があるものの、一致の障壁にならないようにと希望されている (A-RC *Eucharist* 1971、12 項)。

他の対話報告書に確認されたバプテスマ理解は次の点である。「聖霊を通してキリストにつながる洗礼によって始められ、ユウカリストを通して養い深められ、同一信仰の告白と愛の奉仕の共同生活とによって表現される」(A-RC *Eucharist* 1971、2 項)、さらに両教会間の分裂によって神学的な相違点があるにもかかわらず、「われわれは唯一の真の神に対する同じ信仰を宣言しているし、同じ聖霊を受けており、同じ洗礼を受けたし、同じキリストを宣教している」(A-RC *FR Introduction* 1981、1 項)。続く対話では、「洗礼によって、キリストの死と復活にあずかってキリストと一体となり、聖霊の力によって一つの体の肢体とされ、共に神の命に参与する」(A-RC *Salvation* 1986、1 項) が加えられ、聖霊の賜物を通して罪から解放され、復活させられる (A-RC *Salvation* 1986、12 項) とより詳しく表現された。これらは『リマ文書』「バプテスマ」で合意された基本的事項と一致し、特に『リマ文書』成立後では『リマ文書』が対話の基本にあると言える。「交わりの基礎は、一つの洗

⁴⁹² “The Anglican Communion and the Catholic Church recognise the baptism each confers. Anglicans and Catholics therefore regard our common baptism as the basic bond of unity between us” (Thomas F. Best, Lorelei F. Fuchs, SA, John Gibaut, Jeffrey Gros, FSC, Despina Prassas eds., *Growth in Agreement IV Book 1-International Dialogue Texts and Agreed Statements, 2004-2014*, Geneva: World Council of Churches Publications, 2017, p. 127. 以後 *Growth in Agreement IV (1)* と略記する。)

礼」(A-RC *Church* 1990、45 項) であることも確認されている。

『リマ文書』の争点の一つである堅信も、キリスト教入信過程に含まれ、あかしと宣教の権限が聖霊によって与えられ、分別のつく年齢になった子どもにユーカリストの交わりを認めるという点にも共通理解がある (A-RC *GTUM* 2006、37 項)。

バプテスマは「義認とキリストとの合体をもたらず繰り返しえない sacrament」(A-RC *Salvation* 1986、16 項) と理解され、叙任が秘跡的な儀式、すなわち神の恩寵が教会に注がれる聖霊によって与えられる目に見えるしるし (A-RC *Ministry Elucidation* 1979、3 項) であることも合意されている。

③ 世界メソジスト連盟—ローマ・カトリック教会

『教会に関する声明を目指して』(1986 年) (*Towards a Statement on the Church*) ~
『救い主キリストとの出会い：教会と諸 sacrament』(2011 年)
(*Encountering Christ the Saviour: Church and Sacraments*)

世界メソジスト連盟—ローマ・カトリック教会の対話は、第二バチカン公会議閉幕の 2 年後、1967 年に開始され、2016 年までに 10 期にわたって行われている。第 2 期対話 (1976 年) までは、ユーカリスト、職務、権威のテーマで協議が行われ、直接バプテスマに関係する事項は話し合われていない。第 4 期対話 (1986 年) では、特に sacrament に関して協議が行われている。両教会は、2010 年には『総括—聖性を目指して共に：メソジスト教会—ローマ・カトリック教会間対話の 40 年』(M-RC *Synthesis* 2010) を発表し、過去の協議内容を評価しつつ、さらに両教会間の問題を検討している。両教会は「完全な教会の交わり、すなわち信仰、宣教、秘跡的な生活における完全な交わり」(M-RC *Synthesis* 2010、3 項)⁴⁹³を最終目標としている。本項では、1986 年から 2011 年までの両教会間対話におけるバプテスマをめぐる展開を考察する。

まず、両教会は、sacrament は教会がバプテスマとユーカリストを受けける神の制度であり、行いとことばによって構成され、目に見えない恩寵の目に見えるしるしであると認識し、さらに教会は、バプテスマやユーカリスト以外の儀式をキリストにおける神の贖罪の神聖な行為やしるしとして制定する権威があることを確認している (M-RC *Nairobi* 1986、13 項)。sacrament は神が信仰を通して恩寵として与える効果的なしるしであるがゆえに、単なる機械的な方法として考えられてはならない (M-RC *Nairobi* 1986、15 項)、とサクラ

⁴⁹³ “full ecclesial communion - ‘full communion in faith, mission and sacramental life’” (*Growth in Agreement IV (I)*, p. 326).

M-RC *Denver* 1971、101 項では “genuine communion between our Churches *in sacris*” (Harding Meyer and Lukas Visser eds., *Growth in Agreement I-Reports and Agreed Statements of Ecumenical Conversations on a World Level, 1972-1982*, Geneva: World Council of Churches, 2007, p. 331. 以後 *Growth in Agreement I* と略記する。) と叙述されているだけで、*sacris* の意味は述べられていない。イタリック体は英文の通りである。

メントをめぐる論点が示されている。 sacramentの解釈に関する相違点は、ローマ・カトリック教会は救い主によって制定された福音の sacramentとして教会の聖なる行為とみなす (M-RC *Rio* 1996、104 項)。メソジスト教会は、バプテスマとユーカーリストのみがキリスト教会に共通した sacramentとしている (M-RC *Rio* 1996、118 項)。しかし 5 年後に発表された報告書では、メソジスト教会は、新しいコンテキストの中で恩寵の新しい手段を見だし、バプテスマやユーカーリストのような sacramentではないが、叙任、いやしの祈り、罪の許しの宣言、結婚、堅信を恩寵の今までより広いカテゴリーの中で、秘跡的な性質を持った特別な地位にあると述べ、メソジスト教会の考え方に変化がある (M-RC *Brighton* 2001、59-60 項)。

世界メソジスト連盟—ローマ・カトリック教会間ではバプテスマを相互に承認している。父と子と聖霊の名によって執行されたバプテスマは一致のきずなであり、両教会間にすでにある深い交わりの目に見える基盤であり、相互のより深い一致、キリストの命の参加と宣教へと促す (M-RC *Seoul* 2006、78 項) ことが確認されている。ユーカーリストの交わりは含まれていない。

バプテスマをめぐる 1 点目の合意点は、バプテスマは水によって、「父と子と聖霊の名によって」執行される (M-RC *Rio* 1996、101 項)。執行形態は浸礼でも滴礼でも正式な執行である (M-RC *Durban* 2011、30 項)。バプテスマは一致の秘跡的なきずなであり、深い交わりの目に見える基礎である (M-RC *Seoul* 2006、78 項)。バプテスマは取り消すことができず、繰り返せない (M-RC *Rio* 1996、101 項) と明言している。

2 点目の合意点は、メソジストはカトリックのバプテスマを唯一の、聖なる、普遍的、使徒的教会への入会の構成要素として承認し、カトリックがメソジストに移るときバプテスマを執行しないし、条件付きバプテスマも執行しない (M-RC *Seoul* 2006、109 項)。両教会がバプテスマの相互承認を行うのは、『エキュメニズムに関する教令』に従い、加えて『リマ文書』においてバプテスマの相互承認の奨励によるものである⁴⁹⁴ (M-RC *Durban* 2011、29 項)。

3 点目の合意点は、バプテスマとは受洗者の命がキリストと共に始まり、キリストの死と復活に参加する神の行為である (M-RC *Rio* 1996、101 項)。バプテスマは受洗者を神の家族の一員とし (M-RC *Singapore* 1991、64 項)、受洗者は神の聖性を他の信仰者と共に経験する (M-RC *Singapore* 1991、65 項)。受洗者は原罪が消され、諸々の罪が許され、義化されて、新しい人間となって、すべての信仰者と共に聖霊の交わりに入り、希望と愛のうちに完全性を求めるように召される (M-RC *Rio* 1996、101 項)。

4 点目の合意点として、バプテスマ、堅信、叙任は神の恩寵が特別な方法で受洗者に伝達されているがゆえに繰り返せない (M-RC *Brighton* 2001、61 項)。しかしカトリックとメ

⁴⁹⁴ 『エキュメニズムに関する教令』22 条、および『リマ文書』「バプテスマ」15 項を参照。

ソジストとの間では恩寵の手段がいかにして「保証される」か、また「信頼されうるか」が議論の焦点になっている。メソジストは、特別な手段は「神の恩寵の信頼できる経路」(a trustworthy channel of God of grace)であると主張し、カトリックは、「サクラメントは保証される質」(guaranteed quality of a sacrament)であると主張している (M-RC *Brighton* 2001、61 項)。

5 点目の合意点は、幼児バプテスマを正式な執行形式であると認める。その条件は、キリスト者の子どもであること、バプテスマにおいて自分たちがした、またはしてもらった誓いを新たにするように配慮するというものである (M-RC *Singapore* 1991、63 項 ; M-RC *Durban* 2011、30 項)。

世界メソジスト連盟とローマ・カトリック教会に共通する問題は、現在教会内ではバプテスマが文化的な「通過儀礼」(“rite of passage”)として捉えられていることである。この現状は信仰と絶えざる回心の中でバプテスマが執行される(されなければならない)という本来の意義との間に意味の違いがあり、現代的な意義でのバプテスマが問われている (M-RC *Durban* 2011、60 項)。

最後にバプテスマをめぐる相違点を 2011 年に発表された『救い主キリストとの出会い：教会と諸サクラメント』(M-RC *Durban* 2011) から検討する。

相違の 1 点目は、バプテスマと信仰に関するもので、信仰と教会の関係をめぐる解釈である。カトリックは、バプテスマによってキリストにおける信仰と新しい命を受けるのは教会を通してであると主張する⁴⁹⁵。メソジストでは、受洗者は自分たちの信仰は教会の説教によって深められたと信じている (M-RC *Durban* 2011、37 項)。カトリックはバプテスマをキリスト教生活の根本であり基礎であるとみなすが、メソジストは信仰の重要性を強調する (M-RC *Durban* 2011、40 項)。

相違の 2 点目は、バプテスマの効果である。カトリックはバプテスマの 2 つの主な効果として、「罪の清めと聖霊による新たな誕生」⁴⁹⁶がある。カトリックでは罪は原罪と個人の罪(自罪)を含むと理解する。メソジストは、カトリックのように神学的な理解をせず、バプテスマはわたしたちを神から離すすべてのものをいやし、聖霊の力によって、キリストにおける新しい命をわたしたちに与える神の無条件の恩寵のサクラメントと理解している (M-RC *Durban* 2011、47 項)。協議の結果、バプテスマと再生に関しては、バプテスマの効果に関する用語だけでなく、バプテスマの効果に関する強調の相違によるものとされた (M-RC *Durban* 2011、61 項)。

これら 2 点の相違は前述した『一つのバプテスマ』では言及されていない。M-RC *Durban* 2011 の発表前年に、『一つのバプテスマ』が信仰職制常任委員会で承認されている⁴⁹⁷ので、

⁴⁹⁵ 日本カトリック司教協議会教理委員会訳・監修『カトリック教会のカテキズム』、カトリック中央協議会、2002、168 条を参照。ラテン語規範版は 1997 年発表。

⁴⁹⁶ 同上、1262 条。

⁴⁹⁷ Cf. *Minutes of the Standing Commission on Faith and Order-Meeting at the Mother See of Holy*

『一つのバプテスマ』で言及されていないことを意識して協議したとも推測できる。

④ ルーテル世界連盟－ローマ・カトリック教会

『一致に向き合う』(1984年) (*Facing Unity*) ～

『義認の教理に関する共同宣言』(1999年)・『争いから交わりへ』(2013年)

(*Joint Declaration on the Doctrine of Justification*)・(*From Conflict to Communion*)

ローマ・カトリック教会はルーテル世界連盟と1967年に対話を開始して以来、1972年に第1回報告書を発表し、1999年に『義認の教理に関する共同宣言』を含めて、2013年に『争いから交わりへ—2017年に宗教改革を共同で記念するルーテル教会とカトリック教会』(『争いから交わりへ』)までに合計11の文書を発表している。そのほか、米国でもルーテル教会とカトリック教会間対話が行われ⁴⁹⁸、国際レベルにおけるルーテル世界連盟－ローマ・カトリック教会間対話と米国における両教会間対話は相互に関連を持ち、両教会間の交わりの進展に貢献している。

バプテスマは宗教改革で両教会間における論争にならなかったため、バプテスマに関して集中的に協議されたことはないが、 sacrament、バプテスマをめぐって『リマ文書』成立後時間を経ずに行われた『一致に向き合う』(L-RC *Unity* 1984)までに基本的事項は確認されている。ルーテル世界連盟とローマ・カトリック教会は世界レベルではバプテスマの相互承認を行わないで、地域教会に任せている。多くの地域教会では、使徒信条、バプテスマとユウカリストの交わりがあり、相互に教役者を承認し、一つであることをあかししていると認識による(L-RC *Unity* 1984、29項)。

まず『一致に向き合う』までのバプテスマ理解を整理しつつ、その後の対話における展開を検討する。

sacramentに関しては、キリストによる救済が聖霊を通して福音の宣言と sacramentにおいて与えられ、効果があるように各 sacramentのために割り当てられたことに同意している(L-RC *Christ* 1980、15項)。ルーテル世界連盟との対話の中でローマ・カトリック教会は、キリストが個々の sacramentの中に恩寵を与え、一致をもたらすものであり、受領者だけでなく、教会が sacramentに関連し、教会は一致の sacramentであり、また神との親密な交わり、全人類一致のしるしであり道具であると理解している(L-RC *Ways* 1980、18項)。両教会間の相違点は sacramentの数とその解釈法である。ローマ・カトリック教会は、 sacramentは7つで、そのうちバプテスマとユウカリストを主なる sacramentとみなしている(L-RC *Ways* 1980、18項)。ルーテル教会では、 sacramentはバ

Etchmiadzin, Armenia, 21-25 June 2010, Geneva: World Council of Churches, 2011, p. 6, pp. 11-12.

⁴⁹⁸ Cf. Lutheran-Roman Catholic Dialogues, in Joseph A. Burgess and Brother Jeffrey Gros, FSC eds., *Building Unity-Ecumenical Dialogues with Roman Catholic Participation in the United States*, New York: Paulist Press, 1989, pp. 83-290.

バプテスマとユウカリストであるが、神はこの 2 つだけを選び、恩寵を独占的に与えているのではなく、残り 5 つ、告白、牧会ケア（病者の塗油）、叙任、堅信、キリスト者同士の結婚は、完全な意味で sacrament とみなされないが、人間に約束され、与えられた恩寵と理解されている（L-RC *Ways* 1980、19 項）。『一致に向き合う』では、一致が共通の秘跡的な生活に根差さねばならないことは両教会間で同意されている（L-RC *Unity* 1984、47 項）。

バプテスマはイエスの宣教のわざ、イエスの死と甦りに根差し、バプテスマを通して十字架につけられよみがえられたキリストと一体になる。それは神とその民の間に結ばれた新しい契約の関係に入ることであるという『リマ文書』「バプテスマ」1 項がそのまま用いられ、『リマ文書』への賛同が表明されている（L-RC *Unity* 1984、75 項）。バプテスマには罪の許しがあることも同意され（L-RC *Apostolicity* 2006、147 項）、現在、バプテスマに関する基本的事項は同意されている。

バプテスマはユウカリストの交わりを協議する際にはただ一つの必要条件ではないが、重要な出発点と位置付けられている（L-RC *Malta* 1972、70 項）。この視点は、バプテスマの相互承認とユウカリストの交わりに関して判断事項になる重要な概念である。一致の源として認識されたバプテスマ（L-RC *Ways* 1980、16 項）が、2 教会間対話が進展するに従って、一致に必要な基本的要素として、バプテスマの承認、ユウカリストの交わり、教会の職務の承認、共同のあかしと奉仕を含む真の教会の交わり（L-RC *Unity* 1984、33 項）と、バプテスマの上に一致の条件が整えられていく。

堅信に関しては、ルーテル世界連盟－ローマ・カトリック教会間対話でほとんど考察されることがなかった。その理由として、ローマ・カトリック教会は堅信を教会への入信の不可欠な部分として考え、ルーテル教会も堅信は共同体の祈りを通して執行される祝福の行為であり、堅信において恩寵が約束され、堅固にするために与えられていると理解し（L-RC *Unity* 1984、81 項）、両教会は堅信には聖霊の賜物の約束が中心にあると考えているのである。以上のように両教会の対話では、バプテスマはユウカリストの一致、聖霊の一致において、また受洗者の祭司職に関連して取り上げられている。

ルーテル世界連盟との対話において特徴的なバプテスマをめぐる言及は、『教会憲章』で宣言されたバプテスマを通してすべてのキリスト者は神の祭司的民を構成するという概念である（L-RC *Ministry* 1981、13 項）。神の祭司的民の中で、キリストは自分の体を作るためにキリスト者に使徒、預言者、伝道者、牧者、教師などの多様な職務を与え（エフェ 4：11 以下）、キリスト者は民全体の中で、唯一の、聖なる、普遍的、使徒的教会である神の民のために奉仕する（L-RC *Ministry* 1981、14 項）。従ってキリスト者の職務は、福音への預言的なあかしを行い、共に礼拝し、隣人に奉仕することで、そのためにキリスト者は世に派遣される（L-RC *Ministry* 1981、13 項）。『教会と義認』では、新約の「神の民」としての教会はキリストの名においてバプテスマを受け聖霊を与えられた人々の交わりである（*Church and Justification* 1993、64 項）と、教会の一致の観点からもバプテスマが挙げ

られる。三位の神のコイノニアにおいて基礎付けられた教会は、福音、バプテスマ、ユーカリストの宣言において示され現実化されている（*Church and Justification* 1993、66 項）と、第 5 回信仰職制世界会議で提示されたコイノニアにおけるバプテスマの地位も確認されている。以上のように、宗教改革時に論争であった受洗者の祭司性に関して、第二バチカン公会議における信徒使徒職の認識によりこの問題は解消され、祭司職に関する共通理解のもとに対話が進められたことが両教会間の対話の特色となっている。

上記のバプテスマ理解を基礎にしてバプテスマは『義認の教理に関する共同宣言』において次のように捉えられる。

それは（義認 [引用者]）一つの体へと組み入れられることとしての洗礼において聖霊を受けることの中で起こる（ローマ八・1-2、9-10、I コリント一・12-13）（*JDDJ* 1999、11 項）。

われわれは共にこう告白する。罪人はキリストにおける神の救いの行為を信じる信仰によって義とされる。この救いは、洗礼において聖霊によってキリスト教的のち全体の基礎として与えられる（*JDDJ* 1999、25 項）。

われわれは共にこう告白する。洗礼において聖霊は人をキリストに結びつけ、義とし、その人を真に新しくする（*JDDJ* 1999、28 項）。

共同宣言では、義認はバプテスマにおける聖霊を受ける中で起こり、バプテスマは人を義とし新しくする、と明白に述べられている。ルーテル教会は、キリスト者を罪びととして義化された人（「義人にして同時に罪人」）（*JDDJ* 1999、29 項）として認識し、ローマ・カトリック教会は「洗礼を通して義とされる」（*JDDJ* 1999、27 項）と理解している。

2017 年には両教会は共同で宗教改革を記念した。これに先立って、一致に関するルーテル＝ローマ・カトリック委員会は 2013 年に『争いから交わりへ』を発表した。同書では、バプテスマが一致と共同の記念の基礎として次のように捉えられている。1. バプテスマによって人はキリストの体である教会の一員となる。2. バプテスマを受けキリストを信じている人は皆兄弟である⁴⁹⁹。3. 一つの体と多くの部分は互いに影響を与え、受けている（I コリ 12 : 26）（*From Conflict to Communion* 2013、219-222 項）。これら 3 点の確認の上、重要な点、「どちらのキリスト者も、キリストの一つの体に属していると信じているので、ルーテル教会は、自分の教会が宗教改革に起源があったとか、五〇〇年前に初めて存在するようになったなどと強調することはしない。むしろ、ルーテル教会はペンテコステの出来事と使徒たちの宣教に起源があると彼らは信じている」（*From Conflict to Communion* 2013、222 項）と、宗教改革で分離した教会の起源が聖書にあることが宣言された。これによって

⁴⁹⁹ 『エキュメニズムに関する教令』3 条を参照。

宗教改革を起源とする教会とローマ・カトリック教会との教会基盤が同一であることが確認され、『義認の教理に関する共同宣言』に続いて教会一致への道が大きく開かれた。

およそ 60 年にわたる 2 教会間対話の成果であり、双方の教会による許しと和解が根底にある。

(3) 信仰告白者のバプテスマのみを執行する教会

バプテスト世界連盟－ローマ・カトリック教会

『教会生活における神のことば』(2010 年)(*The Word of God in the Life of the Church*)

バプテスト世界連盟は 1905 年に設立され、現在、121 の国と地域において 231 教会が連盟に加盟し⁵⁰⁰、そのうちの 27 教会が WCC に加盟してエキュメニカル運動に参加している⁵⁰¹。ローマ・カトリック教会とバプテスト世界連盟との対話は、第二バチカン公会議以後様々なレベルで行われてきたが、国際的なレベルでは、現在までに 2 期の対話が行われた。1988 年に第 1 期対話報告書 (B-RC *Summons* 1988) が発表され、第 2 期対話報告書は 2010 年に発表された (B-RC *Word* 2010)。バプテスマに関しては、第 1 期対話報告書の最後に継続的な研究に必要な分野の一つとして、信仰、バプテスマ、キリスト者のあかしの関係が挙げられ (B-RC *Summons* 1988、49－51 項)、信仰の応答がバプテスマに先立つと主張されているに過ぎない (B-RC *Summons* 1988、49 項)。信仰と sacrament またはオーディナンスの本質に関して、信仰は神の賜物の唯一の個人的応答か、共同体の信仰は幼児の個人的信仰の代理を務めることができるか、など、幼児バプテスマをめぐる争点が提起されるにとどまっている (B-RC *Summons* 1988、51 項)。バプテスマをめぐる第 2 期対話に取り上げられているので、本項では第 2 期対話報告書を中心に、バプテスマをめぐる合意点と相違点に関して、論点を指摘しつつ考察していく。

本対話においてバプテスマに関して確認された事項は次の点が挙げられる。

1 点目は、バプテスマとユーカーリストが教会生活の中心である (B-RC *Word* 2010、83 項)。両教会間には sacrament に関する見解の不一致があるが、バプテスマとユーカーリストが教会の中で特別な位置にあると意見の一致が見られる。この事項は『リマ文書』で合意されているが、ローマ・カトリック教会とバプテスト世界連盟は第 2 期対話 (B-RC *Word* 2010) において確認したのである。

2 点目は、バプテスマはキリストの制定によるもので、バプテスマを通して父と子と聖霊の交わりに導かれ、キリストの命、死、復活にあずかる (B-RC *Word* 2010、93 項)。

⁵⁰⁰ バプテスト世界連盟公式ウェブサイト参照。Available 2018 年 10 月現在。

<https://www.bwanet.org/about-us2/stats>

⁵⁰¹ WCC 公式ウェブサイト参照。Available 2018 年 10 月現在。

<http://www.oikoumene.org/en/church-families/baptist-churches>

3 点目は、バプテスマは父と子と聖霊の名によって水で執行され、一度限りである (B-RC Word 2010、107 項)。議論の焦点は執行形態として滴礼も認められるかである。2 教会間では浸礼がバプテスマの意味を表す最適な方法であると合意されているものの、バプテストはカトリックが執行している滴礼に対して反対しておらず (B-RC Word 2010、108 項)、バプテストの譲歩が見られる。

4 点目に、信仰がバプテスマには必要である (B-RC Word 2010、97 項)。信仰に関して次の 5 点で合意している (B-RC Word 2010、98 項)。1. 信仰は神の恩寵によって聖霊の働きによるものであり、バプテスマはこの信仰の sacrament または ordinance である。2. バプテスマの執行は神における信仰の確信であり、バプテスマは父と子と聖霊の名に入るためのものである。3. バプテスマは共同体の信仰を含み、共同体のメンバーは互いに信仰を深めるために助け合う。4. バプテスマに至らせる信仰は成熟したものではなく、成長し発展していかなければならない。5. バプテスマの執行は信じる共同体の信仰によって支えられている。これらの事項は、『一つのバプテスマ』で詳細に検討され、幼児バプテスマの執行がバプテスト側に受け入れられる要因の一つとなった、重要な合意事項である。

両教会間における相違点を 5 点挙げる。第 1 は、論争の中心である、sacrament と ordinance をめぐる問題である。この問題には 2 点あり、1 点目は、sacrament または ordinance に関する理解の相違である。両教会は、神の行為による見えない恩寵の見えるしるしであり、または神の祝福の見えるしるしであることに合意している (B-RC Word 2010、73 項) が、その解釈に関しては以下のような相違がある。カトリックは、sacrament が恩寵を与えるしるしを通してキリストが働くという観点から、sacrament は「人間であるわたしたちの力でもとらえられる感覚的なしるし (ことばと行い) であり、キリストの働きと聖霊の力とによって、しるしが表す恵みを効果的に与えるもの」⁵⁰² (B-RC Word 2010、74 項) と主張する。バプテストは、ordinance という語を使用して、キリストの死、埋葬、復活を表すために、キリストによって制定され、教会にゆだねられたという事実⁵⁰²に重きを置き、キリストが、ordinance が意味する恩寵を与える⁵⁰²と解釈している (B-RC Word 2010、75 項)。すなわち両教会の解釈の相違は、「恩寵がしるしを通してキリストが働く」のか、「キリストが恩寵を与える」のかにある。sacrament と ordinance をめぐる論争の 2 点目は、バプテスマとユーカーリスト以外の礼拝の行為が sacrament または ordinance として厳密に同一視できるかである (B-RC Word 2010、84 項)。カトリックは sacrament を 7 つとし、バプテストは、バプテスマとユーカーリストのみを認めている。sacrament と ordinance をめぐる問題は、『一つのバプテスマ』において解決策が示されている。

両教会間における相違の第 2 は、幼児バプテスマをめぐる論争の一つである、バプテス

⁵⁰² 『カトリック教会のカテキズム』1084 条。

マの際に受洗者の信仰の個人的な役割を求めるか、両親や共同体の信仰告白を認めるかである。

相違点の第3は、エクス・オペレ・オペラートをめぐるものである。 sacramentは「行為が正しく行われるということ自体で（エクス・オペレ・オペラート）」効果を生む、というカトリックの主張（B-RC *Word* 2010、85-90項）から、争点は、「sacrament自身の中に、sacrament自身を通して恩寵が授与される」のか、「神が望まれる時と場所においてsacramentまたはオーディナンスを通して働く神の自由を強調する」かである（B-RC *Word* 2010、88項）。両教会は自分たちの教義を説明し、理解を得るように努めているが、両教会の主張は平行線のままである。

相違点の第4は、バプテスマの賜物をめぐるものである。両教会間ではバプテスマは罪の許しと新たな誕生であることは共通に理解されているが（B-RC *Word* 2010、113項）、バプテスマの賜物に関して理解の相違がある。カトリックにとってバプテスマは「効果的なしるし」であり、聖化する恵みを与える。従ってバプテスマの賜物は罪の許し、人間の内面の聖化と一新を含む（B-RC *Word* 2010、114項）。バプテストの間では、バプテスマの効果がおよぶ範囲に関して様々な見解がある。ある人はバプテスマをすでに受け取った救済のしるしと理解し、ある人は救済を回心のある特別な瞬間と制限せず、救済の賜物はバプテスマの前、途中、後に与えられると理解している（B-RC *Word* 2010、115項）。

相違点の第5として、両教会はバプテスマには救いの恩寵があることに合意しているが、恩寵に関する理解に相違が見られる。カトリックはバプテスマを救いの恩寵を効果的にもたらすと捉え、バプテストはバプテスマをすでに受け取っている救済の恩寵のしるしであるとみなしている（B-RC *Word* 2010、95項）。恩寵の賜物がいつ与えられるかについて、カトリックは受洗者の年齢に関係なくバプテスマにおいて与えられると主張し、バプテストはバプテスマの際に、回心の瞬間にすでに与えられている聖霊を心の中により豊かに与えられると理解している（B-RC *Word* 2010、96項）。

堅信に関しては、バプテストはカトリックが説明する教義に反論していない（B-RC *Word* 2010、105項）。

以上バプテスト世界連盟-ローマ・カトリック教会間におけるバプテスマをめぐる論争のほとんどが『一つのバプテスマ』で検討されている。本対話が終了したのは2010年で、『一つのバプテスマ』と相互に影響し合った可能性はあると言える。

本対話の注目点は、『リマ文書』以後のバプテスマをめぐる議論の主要な事項が詳細に話し合われ、相互に理解し合ったことである。バプテスマの執行は、共同体の信仰によって支えられているという合意は顕著な例であろう。対話の意義は、バプテストが、バプテスマは孤立した出来事ではなく、キリスト教入信の全過程の一部であるということに原則として合意し、その結果、バプテスマ-堅信-ユウカリストという入信過程が次の対話のテーマになったこと（B-RC *Word* 2010、207項）からも明らかである。

本対話におけるバプテスマをめぐる協議は、信仰職制委員会でのバプテスマをめぐる議論の中で捉えられる。合意事項は「バプテスマ」の事項を確認したもので、『リマ文書』の影響は大きい。『リマ文書』合意以降、いろいろな教派間における世界レベルや国、地域レベルでのバプテスマの協議やバプテスマの相互承認が、本対話の成立に影響を及ぼしている。特に 1999 年の『義認の教理に関する共同宣言』と、1995 年に発表されたヨハネ・パウロ二世回勅『キリスト者の一致』は、本対話に活力をもたらした (B-RC *Word* 2010、5 項)。後述するヨーロッパプロテスタント教会共同体とヨーロッパバプテスト連盟間の対話『キリスト教的生活の開始と教会の本質』(2004 年) からも、バプテスマに関する考え方に影響を受けていると考えられる。

最後に本対話に対して次の 3 点を問題点として指摘しておきたい。第 1 の問題点は、本対話の参加者に関して、ローマ・カトリック教会では教皇庁キリスト教一致推進評議会から、バプテスト世界連盟では教義・教会間協力委員会(Doctrine and Interchurch Cooperation Commission)からの代表者である。参加者を指名した権威筋は、本対話報告書が広く読まれるようにと発表を許可してはいるものの⁵⁰³、ローマ・カトリック教会もバプテスト世界連盟も本報告書を権威ある宣言として位置付けていない。ここが本報告書『教会生活における神のことば』の限界であり、合意内容もこの点を考慮に入れる必要がある。

第 2 の問題点は、バプテストの中にも見解の相違があり、バプテスト教会内部の相違によって、ローマ・カトリック教会はバプテスト教会との協議内容の焦点が絞り難い上に、合意点も見だし難いのである。

第 3 の問題点は、バプテスト世界連盟に世界中のすべてのバプテスト教会が参加しているわけではなく、それゆえ、2 教会間対話で話し合われた事柄がバプテスト教会すべてに受け入れられるとは限らない。その上、バプテスト派内でのバプテスマに関する考え方の相違に加えて、各地域での歴史的背景や伝統の違いがあり、他教会のバプテスマを受け入れるまでには厳しい道のりが待っていると云わざるをえない。

第 2 節 ロイエンベルク教会共同体におけるバプテスマ理解

1973 年、ヨーロッパの宗教改革諸教会は、『ロイエンベルク協約』を発表した。『協約』の背景には、『アーノルズハイン・テーゼ』(1957 年)⁵⁰⁴の合意がある。『アーノルズハイン・テーゼ』は、ドイツ福音主義教会のルーテル派と改革派がルターとツヴィングリの間の

⁵⁰³ Cf. The Status of this Report, in http://www.vatican.va/roman_curia/pontifical_councils/chrstuni/Bapstist%20alliance/rc_pc_chrstuni_doc_20101213_report-2006-2010_en.html Available 2018 年 10 月現在.

⁵⁰⁴ 神田健次「付録『アーノルズハイン・テーゼ』について」, 日本基督教団宣教研究所編『聖餐』, 日本基督教団出版局, 1987, 177-182 頁を参照.

論争にさかのぼる聖餐論をめぐる分裂の收拾を図るために、ユーカリストに関して合意を目指したものである⁵⁰⁵。『協約』は『アーノルズハイン・テーゼ』が契機となって成立した。『協約』に合意した教会は、ヨーロッパにおけるルーテル教会並びに改革派教会以外に、これらの教派から分離した合同教会、宗教改革以前からのワルドー教会およびボヘミア兄弟団であり、これらの教会間で、「ロイエンベルク教会共同体」(Leuenberg Church Fellowship)が設立された⁵⁰⁶。以後活動を続けるが、2003年にヨーロッパプロテスタント教会共同体(Community of Protestant Churches in Europe, 略称 CPCE)を結成し、現在、ヨーロッパと南アメリカにある94のルーテル教会、メソジスト教会、改革派教会、合同教会が加盟している。本節では、2003年以前のはロイエンベルク教会共同体、2003年以後についてはCPCEと略記する。『ロイエンベルク協約』は2018年10月現在、98教会によって承認されている⁵⁰⁷。

本節(1)では、まず1973年に締結された『ロイエンベルク協約』におけるバプテスマ理解を検討したあと、1994年に発表された『バプテスマの教義と執行』において『リマ文書』「バプテスマ」と比較しつつ、バプテスマ理解がいかに深化したかを検討する。(2)で、ヨーロッパバプテスト連盟(European Baptist Federation, 略称 EBF)⁵⁰⁸間対話の報告書『キリスト教的生活の開始と教会の本質』(2004年)を考察する。同対話では、対話委員会によるものであるが、バプテスト教会間との数少ないバプテスマの相互承認が宣言された。ヨーロッパプロテスタント教会共同体がヨーロッパバプテスト教会といかに向き合い、バプテスマの相互承認に到達したかを論じたい。

(1) 『ロイエンベルク協約』(1973年)～『バプテスマの教義と執行』(1994年) (*Leuenberg Agreement*)～(*On the Doctrine and Practice of Baptism*)

① 『ロイエンベルク協約』(1973年)に見られるバプテスマに関する共通理解

『協約』には義認、福音宣教、バプテスマとユーカリストに関する合意が含まれている。『協約』を分析すると以下のようなになる。福音の基本的なあかしは、新・旧約聖書における使徒と預言者の証言である。教会の使命は、説教におけることば、個人的な語り掛けとともに

⁵⁰⁵ 神田健次「エキュメニカルな聖餐論の研究史」『神學研究』(関西学院大学神学研究会)第46号,1999,46頁を参照。

⁵⁰⁶ Cf. *Leuenberg Agreement*, pp. 17-18.

⁵⁰⁷ CPCE 公式ウェブサイト参照。

Available 2018年10月現在. <http://www.leuenberg.net/member-churches>

⁵⁰⁸ バプテスト世界連盟を構成するヨーロッパ地域における連合体で、ポルトガルからロシアにまたがる52か国、61のバプテスト教会が所属している。EBF 公式ウェブサイト参照。Available 2018年10月現在. <http://www.ebf.org/about-ebf>

にバプテスマとユーカーリストを通して福音を伝える⁵⁰⁹。バプテスマに関しては、分量としては少ないが、バプテスマの執行方法とバプテスマの意味が合意されている⁵¹⁰。バプテスマは父と子と聖霊の名により水によって執行される。バプテスマにおいてイエス・キリストによって受け入れられ、救いの交わりに招かれる。受洗者はキリストの共同体、信仰の新しい生活、毎日の回心、弟子たる身分に招かれる、というバプテスマに関する最も基本的な事項である。ヨーロッパの宗教改革以前から存在する教会、および宗教改革に起源がある教会間での協約であるから、幼児バプテスマ、堅信などは取り上げられていない。しかし『協約』は、『アクラ文書』の成立以前に合意され、その先駆性が注目される。

『協約』の意義は、福音の共通理解を基礎にして、異なった伝統を持つ教会がことばと sacrament において相互に交わり、あかしと奉仕に協力することに合意し⁵¹¹、諸教会は一致しているがその伝統を考慮する⁵¹²という多様性の中の一致が一致のモデルとして示されたことである。多様性は教会一致を目指す上で重要な課題で、信仰職制委員会で協議されているが、教会間の研究も欠かせない。もう一つの意義は、『協約』により、叙任の相互承認と相互聖餐が可能となり⁵¹³、教会を隔てる壁は取り除かれたのである。

神学的課題として、聖書、信条、教会理解における解釈学上の諸問題、国家の法と福音の関係、バプテスマの実践、奉仕職と叙任、二王国論とキリストの主権、教会と社会の関係が残っている⁵¹⁴が、教会一致を目指す活動の中で『ロイエンベルク協約』の締結の意義がある。

② 『バプテスマの教義と執行』（1994年）

ロイエンベルク教会共同体は、上記『協約』におけるバプテスマの合意を受けて、1994年に『バプテスマの教義と執行』を発表した。同文書は、『リマ文書』以後、ロイエンベルク共同体において合意されたバプテスマに関する文書であり、『リマ文書』「バプテスマ」の確認と争点に対する応答とも言える重要な文書である。バプテスマに関する事項は全体として『リマ文書』で合意されたバプテスマの基本的事項を補足する形で確認されている。その他『リマ文書』の補足箇所として次の5点が挙げられる。

第1は、バプテスマは罪の許しであり、命の再生であるが、報告書では『リマ文書』への

⁵⁰⁹ Cf. *Leuvenberg Agreement*, p. 39 (§ 13).

⁵¹⁰ Cf. *ibid.*, p. 39 (§ 14).

⁵¹¹ Cf. *ibid.*, p. 42 (§ 29).

⁵¹² Cf. *ibid.*, p. 42 (§ 30).

⁵¹³ Cf. *ibid.*, p. 42 (§ 33).

『ロイエンベルク協約』の締結に至る歴史的経緯と職務に関する研究に関しては、西原廉太『聖公会の職制論—エキュメニカル対話の視点から—』、340-343頁を参照。

⁵¹⁴ Cf. *ibid.*, p. 43 (§ 39).

応答で原罪に関する言及があったことから、原罪という語は用いられず「罪における神のいない状態と罪の墮落」⁵¹⁵と記述されている。

第 2 は、再洗礼に関して、バプテスマにおいて取り消せない神の救済のわざに入れられるがゆえに、バプテスマは繰り返せないという理由で⁵¹⁶、再洗礼は否定され、さらに教会から脱会してもバプテスマは有効であることが確認されている。

第 3 は、バプテスマと信仰の関係について、バプテスマの際に表明される信仰は神の賜物であると同時に人間の応答であることが同意されている⁵¹⁷。この概念は幼児のバプテスマと成人（信仰告白者）のバプテスマをめぐる論争を解決する重要な考え方の 1 つである。

第 4 として、教会の役割は祈りと教理教育を通して受洗者に寄り添うこと⁵¹⁸が確認されている。

第 5 は、バプテスマと教会との関係で、受洗者はバプテスマによって信仰者の共同体に組み入れられ、普遍的、使徒的教会に入るが、具体的には一つの教会の一員になるという考え方⁵¹⁹が加えられている。

上記以外の合意事項は、1 点目として、バプテスマと倫理の関係である。バプテスマは単に個人的な聖化に関与するだけでなく、キリスト者が、教派とは関係なく、共通に世に責任を持つよう召されているという倫理的意味がある⁵²⁰。『リマ文書』では、悔い改め、許しおよびきよめとしてのバプテスマには倫理的意味合いがあると述べられ、同時に聖霊の導きによる新しい倫理的な方向付けが示唆されているが、『バプテスマの教義と執行』では、さらにバプテスマを受けた人の倫理的使命として世界の平和と正義に尽くすことが求められている。

2 点目は、バプテスマとユーカリストとの関係に関して⁵²¹、バプテスマによってユーカリストに受け入れられるが、ユーカリストの参加には sacrament の基本的な教育が必須条件である。受洗した子どもたちのユーカリストの参加は、子どもたちがユーカリストで何が起こるかを理解することが条件である。

3 点目は、バプテスマと使徒職、バプテスマと民の祭司職の関係について⁵²²、バプテスマによってキリスト者は信仰をあかしし、世に福音のメッセージを伝えるという教会の宣教の仕事に参加する。すべての受洗者は教会の宣教に責任があるが、受洗者のうち、叙任された人は、説教と sacrament の職務を通して受洗者に奉仕と宣教に向かわせる任務がある。

4 点目として、聖書の翻訳作業と原典の意味の理解に関して注意を喚起した⁵²³。

⁵¹⁵ *On the Doctrine and Practice of Baptism*, p. 34 (I-1). “godless bondage and fallenness in sins”.

⁵¹⁶ Cf. *ibid.*, p. 34 (I-2).

⁵¹⁷ Cf. *ibid.*, pp. 34-35 (I-3).

⁵¹⁸ Cf. *ibid.*, p. 35 (I-3).

⁵¹⁹ Cf. *ibid.*, pp. 37-38 (III-1).

⁵²⁰ Cf. *ibid.*, pp. 35-36 (I-4).

⁵²¹ Cf. *ibid.*, p. 39 (III-4).

⁵²² Cf. *ibid.*, pp. 38-39 (III-2, 3).

⁵²³ Cf. *ibid.*, pp. 39-40 (IV-1).

5点目は、幼児バプテスマと成人のバプテスマに関する確認である⁵²⁴。幼児バプテスマはロイエンベルク教会共同体において通常の執行である。共同体に共通している神学的理解は次の点である。幼児バプテスマと成人のバプテスマは同等の価値があり、恩寵と信仰との関係では、幼児バプテスマには恩寵が先立ち、成人の信仰には信仰が強調される。恩寵は人間の応答に先立つ。幼児バプテスマには自分たちの子どもに神の契約を受けさせて、子どもをキリストの庇護のもとに置きたいという教会と両親の願いがある。ここで注目すべきことは、子どもに奉献と祝福を行うという考えに関して、バプテスマと同じような行為とみなして執行するならば、子どもの奉献と祝福は許されない⁵²⁵と、幼児バプテスマの代わりに子どもの祝福を執行している教会に反対を表明している。

『バプテスマの教義と執行』の特色は、幼児バプテスマの執行が一般的である地域においても幼児バプテスマはもはや当然の執行ではないという現在の状況を明らかにし、宣教的観点から成人のバプテスマを積極的に行うために、新たな宣教方針を考える必要性を訴えたことである⁵²⁶。バルトが批判したキリスト教世界(Corpus Christianum)に組み込まれた幼児バプテスマ⁵²⁷を執行してきたキリスト教会が、もはや伝統の中に安住できず、成人のバプテスマを見直そう(見直さざるをえない)という状況にあることが明確に示されたのである。

(2) ヨーロッパプロテスタント教会共同体—ヨーロッパバプテスト連盟

『キリスト教的生活の開始と教会の本質』(2004年)

(The Beginning of the Christian Life and the Nature of the Church)

ヨーロッパプロテスタント教会共同体とヨーロッパバプテスト連盟は、2004年に両共同体間対話の結果を『キリスト教生活の開始と教会の本質』として発表した。同報告書にはバプテスマをめぐる討議内容とバプテスマの相互承認に関して記されている。以下の項目が相互承認の基礎となっている⁵²⁸。1. バプテスマにおいて神の愛と人間の信仰の応答が交わる。2. バプテスマは、受洗者、バプテスマを授ける共同体、およびすべてのキリスト者を結ぶ。3. バプテスマは、一致のきずなとしてイエス・キリストを示し、この一致はキリスト者の支えである。

バプテスマの相互承認の条件は、水による滴礼か、浸礼における象徴的な行為とともに、

⁵²⁴ Cf. *ibid.*, pp. 36-37 (II).

⁵²⁵ Cf. *ibid.*, p. 42 (IV-7).

⁵²⁶ Cf. *ibid.*, p. 37 (II).

⁵²⁷ K. バルト著・宍戸達訳『教会の洗礼論』, 新教出版社, 2008を参照。原典発表は1943年。

⁵²⁸ Cf. *The Beginning of the Christian Life and the Nature of the Church*, pp. 17-18.

少なくとも父と子と聖霊の名による執行である⁵²⁹。バプテスマに関する合意事項は次の点である⁵³⁰。第1に、バプテスマは入信のしるしである。入信が完全なものになるのは人が神に信仰を受け入れることを表明し、世の奉仕を委託され、初めて主の晩餐を共にする時である。第2は、受洗者は神の恩寵を通して義化され、新しく生まれ変わる。第3は、バプテスマにおいて神は恩寵によって罪びとである人間を一回限り許し、受洗者は神の恩寵に自分自身をゆだねるがゆえに、バプテスマは繰り返すことができない。第4は、バプテスマはすべてのキリスト者をイエス・キリストの教会に結び付ける一致のきずなである。第5は、受洗者はバプテスマを授ける教派か、その教派が所属している教会において一員になる。これらは『リマ文書』に沿って、確認されている。

バプテスマの執行をめぐる相違は幼児のバプテスマである⁵³¹。EBFは自分で信仰告白をすることを求め、CPCEは幼児のバプテスマは両親を代表とする教会共同体の信仰告白を認めて執行していると主張する。同時にCPCEは、信仰者のバプテスマが本来の執行であるとEBFの主張を受け入れるが、キリスト者の両親の子どものバプテスマは福音の趣旨から考えて執行は認められようと主張している。両共同体間の論争は、多くのバプテスマが他教会で執行された幼児バプテスマを有効なバプテスマとして受け入れず、幼児期に受洗した人に執行するバプテスマを再洗礼とみなさない点にある。換言すれば、どのような状況において執行されるバプテスマが再洗礼かという点である。

本対話で注目すべき点は、バプテスマの中には、幼児バプテスマの受洗者が後年、信仰を宣言したとき、バプテスマの有効性を認めると考えている人がいるということ、そして幼児バプテスマの受洗者が生活の中で神が与えた霊、体、希望、信仰に気付いたとき、多くのバプテスマは、彼らがキリストの体につながっていることを認め、幼児バプテスマを承認しないが、幼児に受洗したキリスト者を承認する用意があるということである⁵³²。これはEBFが幼児バプテスマの有効性を暗に認めたと言えるだろう。このようにEBFの姿勢が変化した原因として、『リマ文書』の合意、加えて上述したノルウェー教会—ノルウェーバプテスマ連盟間対話が影響していると考えられる。

両共同体によるバプテスマの相互承認に関して、対話の代表者は共同体から拘束力のある同意書を作成するようにとの委託を受けていない⁵³³。しかし対話は専門家によって行われ、バプテスマをめぐる問題が十分に話し合われて、相違点があるものの、バプテスマの相互承認に至ったことに対話の意義がある。

⁵²⁹ Cf. *ibid.*, p. 23 (II-11).

⁵³⁰ Cf. *ibid.*, pp. 18-23 (II-1~11).

⁵³¹ Cf. *ibid.*, pp. 26-29 (IV).

⁵³² Cf. *ibid.*, p. 22 (II-9).

⁵³³ Cf. *ibid.*, p. 9.

【 要約的考察 】

第 1 節では、国際レベルでのローマ・カトリック教会と 6 教会間対話からバプテスマの相互承認をめぐる討議内容を検討した。

正教会ーローマ・カトリック教会間対話においてバプテスマに関する合意事項の特徴は、『リマ文書』に沿って合意され、それらに加えて、「救済のためのバプテスマの必要性」とバプテスマの効果として「原罪からの解放」が含まれている。両教会間の相違点はバプテスマの執行者と執行形式であり、これらは教会法と深く関連しているため、両教会の溝を埋めることは非常に難しい。正教会によるローマ・カトリック教会に所属する人に対して執行する再洗礼も問題になっている。

改革派教会世界連盟ーローマ・カトリック教会間では、相互承認は基本的に地域レベルで行われている。両教会間のバプテスマをめぐる同意事項は、『リマ文書』に沿うものである。両教会間では sacrament を含む教会の概念に相違がある。

聖公会ーローマ・カトリック教会間対話で解決すべき事柄は、職制をめぐるものである。バプテスマをめぐることは、『リマ文書』が確認され、正教会ーローマ・カトリック教会間対話と同様に、「原罪と罪の許し」が言明されている。両教会間ではバプテスマの相互承認が行われている。

世界メソジスト連盟ーローマ・カトリック教会間対話で注目すべき点は、教会はバプテスマやユーカーリスト以外の儀式を制定する権威があると、教会の自由な裁量を確認したことである。この視点からの考察は sacrament をめぐる論争に対する解決法の一つとなる。2011 年対話報告書(M-RC Durban 2011)では、『リマ文書』「バプテスマ」の引用が本文 197 項のうちわずか 2 項のみであることから、『リマ文書』成立からおよそ 30 年を経て、バプテスマ理解は『リマ文書』を凌駕するようになってきている。

ルーテル世界連盟ーローマ・カトリック教会間対話の特徴は、第二バチカン公会議によって打ち出された祭司的民の概念が対話の基礎にある。両教会間において、バプテスマはユーカーリストの交わりを協議する際にはただ一つの必要条件ではないが、重要な出発点と認識されている。

バプテスト世界連盟ーローマ・カトリック教会間では、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる問題とともに、sacrament とオーディナンス理解に相違がある。バプテスマに関しては『リマ文書』「バプテスマ」の基本事項のみ確認されているが、特にバプテスト教会側に sacrament 理解を受け入れようとする柔軟な姿勢も見られる。『一つのバプテスマ』の提案もあり、両教会間の対話の進展によって両語をめぐる論争が解決に向かうことが期待される。

第 2 節では、ロイエンベルク教会共同体のバプテスマ理解を考察した。ヨーロッパのル

ーテル教会並びに改革派教会のみならず、これらの教会から分離した教会、宗教改革以前からの教会が『ロイエンベルク協約』に合意し、その後、これらの教会がロイエンベルク教会共同体を設立して、現在ではヨーロッパプロテスタント教会共同体として 90 以上の諸教会を有する共同体である。『協約』におけるバプテスマの執行の合意内容はバプテスマに関する基本的事項であるが、『アクラ文書』成立以前のものとしては斬新な内容である。

『バプテスマの教義と執行』は、共同体内での『リマ文書』の確認、『リマ文書』の補足、『リマ文書』の受容という意味で重要な文書である。

ヨーロッパプロテスタント教会共同体－ヨーロッパバプテスト連盟間による『キリスト教的生活の開始と教会の本質』には、福音に従って執行されたすべてのバプテスマの承認が宣言されている。承認の条件は水による滴礼か、浸礼によって、少なくとも父と子と聖霊の名による執行である。バプテスマに関する事項は、『リマ文書』に沿って確認されている。幼児のバプテスマをめぐる問題は残っているが、委員会レベルによって相互承認が行われたことは対話の成果である。

第5章 相互承認をめぐる課題およびエキュメニカルな意味

ここまで信仰職制世界会議・信仰職制委員会におけるバプテスマをめぐる議論の経過を考察してきた。その際、ローマ・カトリック教会が1968年以降、信仰職制委員会に加盟している関係で、第二バチカン公会議を通して大きな変化を遂げたローマ・カトリック教会のバプテスマ解釈にも着目しつつ、諸委員会のバプテスマ理解が教会間対話にいかなる進展をもたらしたかを論じた。本章では、これまで論じてきたバプテスマをめぐる問題とエキュメニカルな意味を教会一致との関連で検討する。

第1節 バプテスマの相互承認をめぐる問題

(1) バプテスマ相互承認のレベル

第4章で扱ったローマ・カトリック教会と6教会間対話は、教会が他教会の中に何らかの教会のしるしを見いだしてバプテスマを承認したことを示している。バプテスマの相互承認には、共同体の信仰、 sacrament、特にユーカリストの交わり、教会の交わり（教会の共同の意思決定、共同の宣教、奉仕、キリスト教生活）、職務も含まれる。バプテスマの相互承認の際に合意された事項は、教会間の交わりの深さを示している。本論文では、その深さをレベル(dgree)で表し、各レベルを相互承認の事項から次のように定義する⁵³⁴。

1. 相互承認には共通の信条の告白があり、意思決定、宣教、奉仕を含むキリスト教生活、職務を含む教会間の信仰と生活を完全に共同で行う。従ってバプテスマだけでなく、ユーカリスト、職務も同時に相互に承認している。教会間の関係から、この承認は相互にイエス・キリストの教会の承認も含む。
2. 相互承認は行われるが、他教会のキリスト者のユーカリストの交わりは制限される。
3. 相互承認は非常に難しい。別の教会に入会を求める一つの教会の出身の人にバプテスマを授ける教会である。
4. キリスト者として個人的に互いに認める人たちである。

以下、6教会間のバプテスマの相互承認がいかなるレベルに該当するか、合意内容を検討し、相互承認の問題点を明らかにする。

1のレベルに該当する相互承認の例は本論文で考察した教会間対話にはない。このレベルに該当する代表的な教会間の相互承認は、1992年に英国・アイルランドの諸聖公会—北欧・

⁵³⁴ Cf. *One Baptism*, pp. 3-4 (§§ 11-12).

バルト諸国の諸ルーテル教会によって発表された『ポルヴォー共同声明』⁵³⁵で、同声明における共同宣言では次の事項が承認されている⁵³⁶。相互の教会がイエス・キリストの唯一の、聖なる、普遍的、使徒的教会である、神のことばが正しく説教され、バプテスマとユーカリストが正当に執行されている、共通の使徒信条、叙任された職務がある、職制が人格的、同僚的、共同体的主教職の三つの考え方に基づいて実践され、主教職が維持されている⁵³⁷。ゆえに同宣言では、バプテスマ、ユーカリスト、職務、使徒信条がすべて承認され、完全な交わりにあり、正真正銘のイエス・キリストの教会として相互に承認されているのである。

2のレベルに該当する教会間の相互承認は、改革派教会世界連盟、聖公会、世界メソジスト連盟、ルーテル世界連盟の各教会とローマ・カトリック教会間の相互承認である。これらの教会間では、国際レベル、国、地域レベルという場所的な相違はあるが、バプテスマを相互承認している。バプテスマに関する合意内容は、『リマ文書』「バプテスマ」に沿った事項であり、それ以外の事項、例えば、教会の共同の宣教、奉仕、キリスト教生活も含まれている承認もある。バプテスマの条件は、「父と子と聖霊の名で水による執行」で、この条件が満たされれば再洗礼は行われない。他教会が持っている信仰、生活、教会の制度の全体または個々の要素の正当性に疑問を持っているので、ユーカリストの交わりはない。プロテスタント諸教会、特に宗教改革を起源とした教会間ではユーカリストの交わりはあるので、米国ルーテル派神学者は、ユーカリストの交わりを認めないローマ・カトリック教会を例に挙げて、ルーテル教会が執行したバプテスマの正当性を受け入れているのに、ユーカリストの交わりに招いていないことは理解しがたいと批判している⁵³⁸。ローマ・カトリック教会は他教会のキリスト者のユーカリスト（聖体拝領）を認めてはいないが、ある状況のもとで、ある条件を満たすのであれば他教会のキリスト者にユーカリストの交わりを認めており、病者の塗油のサクラメントにあずかることを認め、勧めてもいる⁵³⁹。従って対話の進展によっては将来、ユーカリストの交わりの可能性がある。

⁵³⁵ *The Porvoo Common Statement*.

Available 2018年11月現在。

http://www.porvoocommunion.org/porvoo_communion/statement/the-statement-in-english/

(聖公会・ルーテル共同委員会編『共同の宣教に召されて—聖公会・ルーテル教会の対話とヴィジョン』, 教文館, 2008, 67-122頁を参照。)

『ポルヴォー共同声明』に関しては、西原廉太『聖公会の職制論—エキュメニカル対話の視点から—』, 206—207頁を参照。

⁵³⁶ 『ポルヴォー共同声明』に参加した教会は、the Church of Denmark, the Church of England, the Estonian Evangelical-Lutheran Church, the Evangelical-Lutheran Church of Finland, the Evangelical-Lutheran Church of Iceland, the Church of Ireland, the Evangelical-Lutheran Church of Latvia, the Evangelical-Lutheran Church of Lithuania, the Church of Norway, the Scottish Episcopal Church, the Church of Sweden, the Church in Wales の12教会である。

⁵³⁷ Cf. *The Porvoo Statement*, § 58.

⁵³⁸ Cf. Jeffrey A. Truscott, *The Rite of Holy Baptism in the “Lutheran Book of Worship”*, in *Baptism Today*, p. 51.

⁵³⁹ 教皇庁キリスト教一致推進評議会・東門陽二郎訳『エキュメニズム新指針—その原則と規定の適用』, カトリック中央協議会, 1994, 129項。原典発表は1993年。同指針では、具体的な状況、条件に関しては示されていない。

3のレベルにほぼ該当するのは、バプテスト世界連盟とローマ・カトリック教会との関係である。両教会間にはバプテスマに関する基本的事項は承認されているが、バプテスマの受洗者をめぐって相違がある。幼児バプテスマを正当なバプテスマと認めない教会による再洗礼は、エキュメニカルな関係において最も深刻な問題の一つと言われる⁵⁴⁰。両教会間対話は今まで2度しか行われていないが、第2期対話では、 sacramentとオーディナンス、バプテスマをめぐる問題に対して両教会間の理解は深まっている。加えてバプテスト教会は sacramentに関して理解を示し始め、両教会間のエキュメニカルな対話を通して今後、さらに歩み寄る可能性がある。

正教会とローマ・カトリック教会間ではバプテスマの相互承認は行われていない。両教会間で合意された事項は、『リマ文書』の基本的事項に加えて他の要素も含まれているが、両教会間にはバプテスマの執行者の正当性に関する認識に相違があり、正教会は他教会からの移籍を希望するキリスト者にバプテスマを執行する。執行方法（浸礼、滴礼）の相違も両教会間の壁になっている。しかし両教会は「相互に姉妹教会として承認している」（O-RC IV 1993、14 項）⁵⁴¹。従ってバプテスマをめぐる正教会とローマ・カトリック教会間対話は、3のレベルに分類できるだろう。

4のレベルは、個人同士の相互承認の意味合いが強く、教会間の相互承認という範疇に入らない。バプテスマがエキュメニカルな対話で話し合われてきた理由は、バプテスマ自身が重要なだけでなく、教会の一致という、より広い問題に密接に関係している⁵⁴²からである。

上記の2レベルの教会間対話に共通して欠如している事項は、ユウカリストの交わり、教会間の意思決定、職制を含む教会間の信仰と生活の完全な共同の実行である。3レベルには、2レベルと比較すれば、他教会のバプテスマの有効性の承認が欠けている。すなわち他教会ですでに（例えば幼児期に）バプテスマを受けていても、教会の一員として希望する人にバプテスマを要求する。

以上からバプテスマの相互承認のレベルを主として決定するのはユウカリストであり、幼児バプテスマによる再洗礼が相互承認を阻んでいる要因であると考えられる。

(2) バプテスマの実践をめぐる諸問題

今まで見てきたように、信仰職制委員会においても教会間対話でもバプテスマをめぐる理解や解釈の相違をいかに乗り越えていくかが模索されてきた。その結果、現在では教義面ではほぼ同意されるに至ったが、実践面ではまだ解決されていない問題がある。本項ではそ

⁵⁴⁰ Cf. Paul Fiddes, *The Baptism of Believers*, in *Baptism Today*, p. 78.

⁵⁴¹ “the Catholic churches and the Orthodox churches recognize each other as sister churches” (*Growth in Agreement II*, p. 681).

⁵⁴² Cf. *One Lord, One Baptism*, p. 45.

の中から (1) で明らかになったようにバプテスマの相互承認を阻む要因としてバプテスマとユーカリスト・職務の関係、および幼児のバプテスマの問題を、『一つのバプテスマ』で論じられた解決策とは異なった視点からいかに克服できるかを考えたい。

① バプテスマとユーカリスト・職務の関係

バプテスマを語るとき、執行者と受洗者の資格、ユーカリストの受領者をめぐって問題が起こる。キリスト教会が他教会のバプテスマを承認している以上、その教会に所属するキリスト者のユーカリストを受け入れるためにバプテスマをいかに理解し、解釈できるかという点に議論の中心を据えて論を進めていく。

『教会—共通のヴィジョンを目指して』では、ユーカリストは以下のように確認されている。

主の晩餐は、主の食卓に集められたキリスト者たちがキリストのからだと血とを受け取る祝典である。それは福音の告知であり、創造と贖罪と聖化において成し遂げられたあらゆるものための父なる神への頌栄 (*doxologia*) である。また、それは、キリスト・イエスの死と復活、十字架の上でただ一度成し遂げられた事柄の想起 (*anamnesis*) である。そして、それは、パンとぶどう酒の諸要素とこれに参加する者たち自身の両方を変化させる聖霊を求め祈り (*epiclesis*) である。執り成しは、教会と世界の困窮に向けて為される。信徒たちの交わりは、彼らを駆り立てて、出かけさせ、かの王国を今なお新たに開くキリストの宣教を分かち合わせることによって、来るべき王国の先取りとして、また予兆として新たに深められる。聖パウロは主の晩餐と他ならぬ教会の生との間の結びつきに焦点を当てている (I コリ 10・16-17、11・17-33 を参照) ⁵⁴³。

以上の記述から諸教会が同意しているユーカリストには、司式する人の資格に関しても、また聖餐論争にも触れられていない。ユーカリストにおいて、キリスト者たちは「『取って、食べなさい』という招きに従って、交わりながらキリスト自身の神秘を祝う」⁵⁴⁴。信仰者のキリストへの完全な参与に必要な要素として、信仰の形成、バプテスマとキリスト教入信、さらにキリストへの生涯にわたる成長の3点のみが同意されている⁵⁴⁵。キリスト教入信は、福音を聞き、信仰を告白して、バプテスマ、受洗者のキリスト教共同体への参加、ユーカリスト、キリスト者とキリストとの一致を深める過程を指している⁵⁴⁶。バプテスマは入信が執

⁵⁴³ 西原廉太監訳・橋本祐樹訳『教会』, 134 頁. *The Church: Towards a Common Vision*, pp. 24-25 (§ 42). 傍点は英文にはなく、英語イタリック体に関しても訳文通りに引用している。

⁵⁴⁴ F. X. デュルウェル著・小平正寿訳『エウカリステア—過越の秘跡』, サンパウロ, 1996, 153 頁。

⁵⁴⁵ Cf. *One Baptism*, p. 9 (§ 42).

⁵⁴⁶ Cf. *ibid.*, p. 2 (§ 3 a).

行される儀式であり、「受洗者は入信の完成として、その日初めて感謝の典礼に完全な資格をもって行動的に参加する」⁵⁴⁷がゆえに、バプテスマは必然的にユカリストに招かれることを目に見える形で示している。従ってバプテスマを相互に承認した教会は当然、相互に教会員をユカリストに招くことになる。これらを勘案すれば、キリスト者がある教会のユカリストに招かれる条件⁵⁴⁸は、第 1 に、自分が所属している教会がユカリストを受けようとする教会のバプテスマを承認している。第 2 に、ユカリストが単なる食べ物ではなく、聖なる物であると認識している。第 3 に、ユカリストを受けようことを望んでいる。これら 3 点のほか、何らかの事情で自分の所属する教会の教役者からユカリストを受けられない場合⁵⁴⁹である。上記の条件は教義面からではなく神学的な解釈によるもので、教会法上の規定と神学上の解釈は区別される必要がある⁵⁵⁰。

職制の形態、使徒的伝承など教会の職務をめぐる議論に関しては、『リマ文書』「職務」で集約が試みられているが、バプテスマとの関連から述べれば、「バプテスマを授けるのは誰か」という執行者の正当性が争点になる。平時において問題となっているのは、他教会が叙任した教役者のバプテスマ執行の有効性が認められないという教会の姿勢である。この場合もバプテスマ執行の権威を与えられた教役者が、礼拝の中で水と三位の形式を用いて執行することを条件にして、所属する教会によってバプテスマが正当であると認められる限り、互いにバプテスマを承認してよいのではないだろうか⁵⁵¹。

⁵⁴⁷ 『カトリック儀式書—成人のキリスト教入信式』, 27 頁。

⁵⁴⁸ これらの条件は、Kenan B. Osborne, *The Christian Sacraments of Initiation*, pp. 229-230 を批判的に対話しつつ参照。

オズボーンは、今日のエキュメニカルな議論から、バプテスマとユカリストの関係、特にローマ・カトリック教会による他教会のキリスト者のユカリストへの受け入れに関して、議論を展開している (Cf. *ibid.*, pp. 229-231)。

⁵⁴⁹ 『エキュメニズム新指針』 122-131 項を参照。

⁵⁵⁰ Cf. Kenan B. Osborne, *The Christian Sacraments of Initiation*, p. 231.

教理上の問題と神学的解釈の区別に関して、聖公会—ローマ・カトリック教会間対話においても、「教理上の様々の教えに賛同しまた会得する方法と、またそれらの教えを神学的に理解し解釈する正当な方法を、共同でさらに調べるべきである」(A-RC *Malta* 1968, 5 項) と提案されている。

⁵⁵¹ ここで提案したバプテスマの執行者の条件は、米国カトリック司教協議会—改革派(北米キリスト教改革派教会、米国長老派教会、米国改革派教会、キリスト合同教会)間で 2007 年に発表された報告書を参考にしている。Cf. *These Living Waters: Common Agreement on Mutual Recognition of Baptism—A Report of the Catholic Reformed Dialogue in United States 2003-2007*, p. 59.

Available 2018 年 11 月現在。

<http://www.usccb.org/beliefs-and-teachings/ecumenical-and-interreligious/ecumenical/reformed/upload/These-Living-Waters.pdf>

この報告書を基に、2010 年にバプテスマの相互承認が締結された。

Common Agreement on Mutual Recognition of Baptism—Roman Catholic-Reformed Church Dialogue, Round VII.

Available 2018 年 11 月現在。

<http://www.usccb.org/beliefs-and-teachings/ecumenical-and-interreligious/ecumenical/reformed/upload/OFFICIAL-Common-Agreement-on-Mutual-Recognition-of-Baptism-Roman-Catholic-Reformed-Church-Dialogue-2011.pdf>

② 幼児のバプテスマ

幼児バプテスマを執行する教会と信仰告白者のバプテスマのみを執行する教会間には、幼児バプテスマの正当性をめぐって論争があり、バプテスマの相互承認を阻む原因になっている。以下表 3 において、幼児バプテスマを執行する根拠と信仰告白者のバプテスマのみを執行する根拠を、『ルイスヴィル協議会報告書』⁵⁵²、『バプテスト世界連盟－ローマ・カトリック教会間対話報告書』、『カトリック教会のカテキズム』から挙げ、両者の主張を比較しつつ、この問題を考察する。表 3 で使用した文献は脚注に記す⁵⁵³。

表 3 幼児バプテスマ・信仰告白者のバプテスマのみの執行の根拠

	幼児のバプテスマを執行する根拠	信仰告白者のバプテスマのみを執行する根拠
1.神学的典拠	新約聖書と伝統 新約聖書、および天に上られた主によって約束された聖霊の導きのもと教会の生きた伝統に基づいている (①Eagan, p. 48)。	新約聖書 新約聖書の記述に基づく (③Beasley-Murray, pp. 63-65)。
2.教会への入会	バプテスマによってキリストの教会に入る。どの地域であれ、ローマ・カトリック教会において受洗した人は誰でも、カトリック教会の一員である (⑤B-RC <i>Word</i> 2010、111 項)。	バプテスマによって、他の教会員との契約の関係において、奉仕を委託された一員となる。従って受洗者は特定の地域教会の一員に正式に迎えられる (⑤B-RC <i>Word</i> 2010、112 項)。

⁵⁵² 『ルイスヴィル協議会報告書』を参考にした理由は、上述したようにルイスヴィル協議会 (1979 年) が、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる問題を協議し、『リマ文書』「バプテスマ」成立に大きく貢献したことによる。

⁵⁵³ ①Eagan: Joseph F. Eagan, S.J., *The Authority and Justification for Infant Baptism*, in *Louisville Consultation on Baptism*, pp. 47-61.

②Thorwald Lorenzen: Thorwald Lorenzen, *Baptist and Ecumenicity with Special Reference to Baptism*, in *ibid.*, pp. 21-45.

③Beasley-Murray: G. B. Beasley-Murray, *The Authority and Justification for Believers' Baptism*, in *ibid.*, pp. 63-70.

④バプテスト世界連盟－ローマ・カトリック教会間対話:

B-RC *Summons* 1988=*Summons to Witness to Christ in Today's World* (1988).

⑤バプテスト世界連盟－ローマ・カトリック教会間対話:

B-RC *Word* 2010=*The Word of God in the Life of the Church* (2010).

⑥『カテキズム』: 『カトリック教会のカテキズム』.

	幼児のバプテスマを執行する根拠	信仰告白者のバプテスマのみを執行する根拠
3.救済論的観点	<p>幼児バプテスマの執行は、救済の摂理における神の主導権と神の賜物に対する無条件の応答である (① Eagan, p. 53)。</p>	<p>バプテスマはすでに受け取っている救済の恩恵のしるしであり、神がすでに与えられた救済の賜物に応答して、神が与えられた信仰の実践への機会である。信仰のこの行為が、また神の恩寵あふれる祝福を受ける瞬間であり、神の命にさらに深く交わる機会である (⑤B-RC <i>Word</i> 2010, 95 項)。</p>
4. 秘跡的原理	<p> sacrament 人間であるわたしたちの力でもとらえられる感覚的なしるし (ことばと行い) であり、キリストの働きと聖霊の力とによって、しるしが表す恵みを効果的に与える (⑥『カテキズム』1084 条)。</p>	<p>オーディナンス キリストの死、埋葬、復活を記すために、キリストによって制定され、教会にゆだねられたという点を重視する。主の食卓でのキリストの想起と信仰者にすでに起こった再生へのバプテスマのあかしである (⑤B-RC <i>Word</i> 2010, 75 項)。</p>
5.神の招きと人間の応答の関係	<p>神が幼児を信仰に導き、その子を敬虔なキリスト者の両親に送ることによって始めたわざを完成させるといふ教会の確信である (①Eagan, p. 53)。</p>	<p>信仰の自発的性質であり、また神との関係において個人の責任であり尊厳である (②Thorwald Lorenzen, p. 22)。</p>
6.バプテスマと信仰	<p>バプテスマの sacrament によって、人はキリストに組み入れられ、神の命を与えられ生まれ変わる。それはいつも信仰の結果として起こる (④B-RC <i>Summons</i> 1988, 18 項)。</p>	<p>受洗者の信仰の個人的告白を含む。すでに使徒を信じている人々、すなわち世に神の宣教を担う責任を取ることができる年齢にある人へのみバプテスマを授ける (⑤B-RC <i>Word</i> 2010, 99 項)。</p>

	幼児のバプテスマを執行する根拠	信仰告白者のバプテスマのみを執行する根拠
7.個人と共同体の信仰との関係	両親と代父母、地域教会が子どもを育てることを目指してキリスト者の責任を真剣に引き受ける時、幼児バプテスマはキリスト教共同体の本質をあかししている (①Eagan, p. 55)。	教会の本質は信仰告白者が集まった共同体である。キリストの支配に自らをゆだねた人たちだけが、完全な共同体の一員として迎え入れられる (②Thorwald Lorenzen, pp. 22-23)。
8.バプテスマの執行形態	浸礼 (滴礼) (⑥『カテキズム』1239条)。	浸礼は信仰者がキリストと共に死によみがえる最善のシンボリックな再現であり、キリストの要求であり、信仰者の存在の刷新の再現である (②Thorwald Lorenzen, p. 22)。

表 3 からローマ・カトリック教会とバプテスト派の教義の相違は明白であるが、問題点は、バプテスマをめぐる議論が歴史的、司牧的、秘跡的、救済論的な観点などから、また幼児バプテスマの必要性、合法性、適正の面から論じられ、幼児が神学的な省察の主体として論じられていないのである⁵⁵⁴。幼児バプテスマが子どもの観点から語られた文書として注目できるのは、『ルイスヴィル協議会報告書』である。同報告書では、この世に生まれたすべての子どもたちは神の救済意志の中にいるという認識から、幼児バプテスマもこの神の意志の中でキリスト教共同体を通してキリストと一致することが共通に理解されている。加えて幼児バプテスマは、子どもを信仰において継続して教育が授けられる共同体に受け入れる意味もあることを示している⁵⁵⁵。従って幼児バプテスマの目的は、共同体の信仰によってバプテスマを受けた幼児が、「共同体の中で生涯にわたり—基本的にこの人生を通して—キリストと一致する」⁵⁵⁶ことである。人は信仰によって教会内でのキリストの証人と「おびただしい証人の群れ (ヘブ 12 : 1)」と結びついて⁵⁵⁷、心の変化を経験していくのである。幼児バプテスマの執行に対する批判は、無制限の執行と受洗後の幼児への教理教育の欠如である⁵⁵⁸。

⁵⁵⁴ Cf. Mark Searle, *Infant Baptism Reconsidered*, in Maxwell E. Johnson ed., *Living Water, Sealing Spirit-Readings on Christian Initiation*, Minnesota: The Liturgical Press, 1995, p. 386. サールは、過去にも現在においても、幼児バプテスマの議論がバプテスマ単独で、また幼児に関してもほとんどされていないのは、伝統的な幼児バプテスマの研究方法が不適切であるからと主張している。

⁵⁵⁵ Cf. *Louisville Consultation on Baptism*, p. 106.

⁵⁵⁶ J. H. マッケンナ著・佐々木直子訳「幼児洗礼の神学的考察」『神学ダイジェスト』(上智大学神学会) 88号, 2000, 76頁. 傍点は訳文通りである。

⁵⁵⁷ Cf. O-RC II 1987, 10項 (*Growth in Agreement II*, p. 662).

⁵⁵⁸ Cf. *Louisville Consultation on Baptism*, p. 106.

キリスト教を伝統としている国、地域において問題となっている事項とキリスト教を伝統としていない国、地域が抱える問題とは根本的に異なる。幼児バプテスマをめぐるバルトの批判も、キリスト教を伝統としている国や地域における議論として成立する。しかし全教派のキリスト者が総人口の1%にも満たない日本の教会にいるキリスト者⁵⁵⁹が、自分たちの子どもをキリスト教的価値観の持つ子に育てていくためには教会共同体の協力が不可欠であろう。教会全体が両親を支えながら、子どもの信仰の成長を見守り、共同で育てていく幼児バプテスマの執行は評価されてよい。

以上の考察から、幼児のバプテスマに関して、1. 幼児バプテスマは幼児をキリスト教共同体に招き入れるという理解⁵⁶⁰、2. 幼児バプテスマを執行するには、バプテスマを受ける幼児が自分で信仰告白ができるようになるまで、両親と教会共同体が責任を持ってその子の教理教育を行うという条件が満たされれば認められるとする。

バプテスマの承認は、教会の制度と生活に影響を与えるがゆえに、幼児バプテスマをめぐる問題を神学的な観点からのみ解決しようとせず、目的が教会の真の一致であり、単に目に見える一致ではないことを認識し⁵⁶¹、幼児バプテスマに関する考察を行う必要がある。

第2節 相互承認のエキュメニカルな意味

これまで論じてきた諸教会間においてバプテスマの相互承認をめぐる議論にいかなる意味を見いだせるか。本節では(1)多様性の認識、(2)教会一致の関係、の観点から考察していく。

(1) 多様性の認識

バプテスマの相互承認をめぐる議論のエキュメニカルな意味として挙げたいのは、バプテスマの儀式における様々な言語、形式、祈り、聖歌、祭服などの相違を排他的に拒否せずに多様性として受け入れたことである。多様性(diversity)は教義の要素と、倫理的、歴史的、文化的という非神学的なテーマの間の不一致であると考えられるが⁵⁶²、この不一致がいかに一致をもたらす多様性として認識されていたかを、WCC および 2 教会間対話から検証

⁵⁵⁹ キリスト者が日本の総人口に占める比率は2018年ではおよそ0.78%である(キリスト教年鑑編集委員会編『キリスト教年鑑2018年版(通巻第61巻)』,キリスト新聞社,2018,41頁を参照)。

⁵⁶⁰ Cf. Kenan B. Osborne, *The Christian Sacraments of Initiation*, p. 59.

⁵⁶¹ Cf. Vasilios Karayiannis, A Reflection on the Study Document, in Thomas F. Best ed., *Faith and Order at the Crossroads. Kuala Lumpur 2004*, p. 141.

⁵⁶² Cf. Yves Congar, tr. by John Bowden, *Diversity and Communion*, London: SCM Press Ltd., 1984, p. 136. フランス語原典発表は1982年。

したい。

一致と多様性の関係が指摘されたのは、1927年に開催された第1回信仰職制世界会議においてであった。教会の一致とは異なった教会が便宜上合体することではなく、霊的な一致、キリストにおける一致、サクラメントの一致、職務の一致であり、この一致の中に多様性は実現できると考えられ⁵⁶³、教会がいかに一致していくのか予測はできないとしても、多様性について考える余地を残しておくことが大切であることが強調された⁵⁶⁴。以降の信仰職制委員会では、バプテスマをめぐる教会間対話において、教会が他教会の相違をいかに受け入れ、集約するかが課題となっている。WCC 創立総会（1948年）において、多様性は一致と対立する概念ではなく、相違における一致として捉えられた⁵⁶⁵。WCC 第3回総会（1961年）では、一致は組織、儀式、表現の単なる均一性(uniformity)⁵⁶⁶ではないと具体的に表され、第4回信仰職制世界会議（1963年）では、教会は「多くの異なった背景と異なった歴史を持っている」⁵⁶⁷と、多様性が多種多様な文化的、人間学的、歴史的コンテクストの中で理解された。この時期の2教会間対話では、「教理上の寛容には限度がなければならないのは、われわれの認めるところではあるが、しかし、多様性そのものには、破壊するためではなく創造するために用いられる限りにおいて、価値がある」(A-RC Malta 1968、5項)と過度の多様性は否定され、多様性に一定の条件が付けられている。

多様性と一致の関係で特色ある表現は「和解された多様性の一致」で、この概念は、『ロイエンベルグ協約』（1973年）に見られる。同協約ではこの語句は使用されていないが、諸教会による信仰告白の遵守と諸教会の伝統への尊敬が考慮され、「和解された多様性の中の一致」のモデルがある⁵⁶⁸。

ルーテル世界連盟－ローマ・カトリック教会間対話において、一致は「和解された多様性の一致」(Unity in Reconciled Diversity) (L-RC Unity 1984、31-34項)と表現され、『諸教会の遺産の多種多様性は道理にかなったもの』であり、『教会全般における命の豊かさ』の一部を形成する⁵⁶⁹ (L-RC Unity 1984、32項)と考えられている。すなわち、他教会の伝統の遺産との出会いの中で自分たちの伝統や諸伝統は、排他性と不和をもたらす分裂の性質を失い、多種多様という表現でキリスト教信仰の告白形態の永続的な価値を認める (L-RC Unity 1984、32-33項)。このように諸教会は、多様性が一致を阻んでいるのではなく、むしろ、多様性の中にキリスト教伝統の価値があることを理解していったのである。

⁵⁶³ Cf. H. N. Bate ed., *Faith and Order. Proceedings of the World Conference*, p. 331.

⁵⁶⁴ Cf. *ibid.*, p. 341.

⁵⁶⁵ Cf. W. A. Visser 't Hooft ed., *The First Assembly of the World Council of Churches Held at Amsterdam August 22th to September 4th, 1948 (The Official Report)*, London: SCM Press Ltd, 1949, pp. 54-55.

⁵⁶⁶ W. A. Visser 't Hooft ed., *The New Delhi Report*, p. 117.

⁵⁶⁷ P. C. Rodger and L. Vischer eds., *The Fourth World Conference on Faith and Order*, p. 50 (§ 38). "many different backgrounds and many different histories".

⁵⁶⁸ Cf. *Leuenberg Agreement*, p. 42 (§ 30).

⁵⁶⁹ "the variety of denominational heritages [is] legitimate" and forms part of "the richness of life in the church universal", in *Growth in Agreement II*, p. 450.

多様性の捉え方は、1990年の対話（A-RC Church 1990, 43項）では次のように展開している。

すべての地方教会が神の望んでいる通りの一つの交わりに集められるためには、教会的な交わりのすべての本質的な構成要素が各教会において存在し、相互に認められる必要がある。そうすれば、これらの教会間に見える交わりが完全となり、またそれらの教会の奉仕者たちも互いに交わっていることになる。このためには、画一的な教会法制度に従う必要はない。教会法制上の多様性は、すべての教会間の一つの交わりを豊かにするものであって、許容されうる多様性の一面である⁵⁷⁰。

諸教会は歴史的、文化的、社会的、また政治的背景から、それぞれ独自の伝統を形成し、それらの伝統が教会間の相違となる。教会法は独自の伝統に合わせて制定されているがゆえに、各教会の教会法の相違が多様性として広げられる。教会はキリストの体であるから、諸教会をキリストの肢と捉えるならば、誰も諸教会を教会法という規格に合わせて統一する権利はない⁵⁷¹。同対話報告書が発表された翌年に承認された、『キャンベラー一致声明』では、コイノニアという語に包括性の意味合いが加えられて、多様性が画一性を凌駕する広がりを持つ意味で捉えられ、コイノニアを導くバプテスマと多様性の関係が論じられる。以上のように多様性が理解されていき、ファヴェルジュ協議会（1997年）では、バプテスマをめぐる相違がインカルチュレーションとして示され、『一つのバプテスマ』では、多様性の認識が広がる中で、バプテスマの相互承認をめぐる論争の解決策が提示されたのである。

(2) 相互承認と教会一致の関係

本項では、教会のバプテスマの相互承認を目指す諸努力が教会一致にいかなる意味を持っているかを検討する。

他の伝統を持つ教会との対話の重要性は、「分裂していた相手と和解し、現在の相手方を正しく理解することに役立つのみならず、自らの伝統またアイデンティティを再認識、再発見する好機でもある」⁵⁷²と言われる。その例として挙げられるのは、第1に1999年にルーテル世界連盟－ローマ・カトリック教会間で発表された『義認の教理に関する共同宣言』で

⁵⁷⁰ 聖公会－ローマ・カトリック教会日本委員会訳・編『聖公会－ローマ・カトリック教会国際委員会 交わりとしての教会』, 日本聖公会エキュメニズム委員会・カトリック中央協議会エキュメニズム委員会, 1993, 27頁(43項)。両教会間対話文書の訳文に関しては、資料(1)ローマ・カトリック教会－他教会間対話報告書一覧の聖公会－ローマ・カトリック教会間対話の脚注を参照。

⁵⁷¹ H. キュンク著・石脇慶総・角田信三郎訳『教会論 下』, 新教出版社, 1977, 21-22頁を参照。

⁵⁷² 江藤直純「エキュメニズムの大きな里程標『ルーテル教会・ローマカトリック教会 義認の教理に関する共同宣言』その歴史的意義と課題」『ルター研究』(ルーテル学院大学), 第7巻, 2001, 163頁。

ある。同宣言の意義の一つは、16世紀以来神学的問題とされてきた義認の教理に関して両教会間で集約され、実質的に合意されたことにあり、もう一つの意義は、委員会レベルによる合意文書ではなく、両教会間での公式の署名という手続きを経た公式文書であるということにある。他のプロテスタント諸教会も積極的に評価して、2006年には世界メソジスト連盟が同宣言を自派にも適用することを決定し、世界メソジスト連盟、ローマ・カトリック教会、ルーテル世界連盟が公式に調印している⁵⁷³。同宣言は、上述したバプテスト世界連盟ーローマ・カトリック教会間対話の討議にも相互の理解と歩み寄りという成果をもたらした(B-RC Word 2010、5項)。義認理解はルターおよびカトリック教会双方において断罪され、プロテスタントとカトリック間を分裂させる作用を及ぼし、「プロテスタント宗教改革にとって信仰により義とされることが神学の出発点であること」⁵⁷⁴は広く認められている。しかし同宣言において、両教会は義認についての共通の理解を表明し、トリエント公会議および『ルーテル教会信条集』で発せられた断罪が双方の教会に当てはまらないと宣言し(JDDJ 1999、41項)、残る相違点が「もはや教理上の断罪のための機会とはならない」(JDDJ 1999、5項)と述べている。続いて、「本『宣言』は、今日までに出された対話報告書や諸文書と並んで、もう一つ新しく独立したことを述べようとするものではなく、ましてやそれらに取って代わろうとするものでもない。むしろ、付録の資料が示すように、それらの文書およびその議論に依拠するものである」(JDDJ 1999、6項)と過去の議論を判断基準に、同宣言が成立したことを強調している。本論文の資料の教会間対話報告書一覧に示されているように、ルーテル世界連盟ーローマ・カトリック教会は対話を積み重ねている。同宣言は両教会の一致に向けた一歩であり、地道に継続してきた対話の重要性を意味する代表例である。

第2の例として挙げられる北米正教会ーカトリック神学協議会による対話の展開も、対話がエキュメニカルな一致へと導いた一つの例と言える。北米正教会ーカトリック神学協議会は、1999年には両教会によるバプテスマの相互承認(『バプテスマおよび「秘跡的オイコノミア」：同意声明』⁵⁷⁵)を発表した。この相互承認の意義は、正教会神学者がキリル五世の教令を正教会の伝統的な教えとは認められないという姿勢を示してカトリック教会のバプテスマの有効性を認め、相互承認の締結に導いたことにある。相互承認にはバプテスマの執行者およびユウカリストの交わりに関しては触れられていない。両教会は、それまでに

⁵⁷³ *The World Methodist Council Statement of Association with the Joint Declaration on the Doctrine of Justification (accompanied by the Official Common Affirmation Signed by Representatives of the Catholic Church, the Lutheran World Federation and the World Methodist Council)*, 2006.

Available 2018年10月現在. http://www.vatican.va/roman_curia/pontifical_councils/chrstuni/meth-council-docs/rc_pc_chrstuni_doc_20060723_text-association_en.html

⁵⁷⁴ D. ボッシュ著・東京ミッション研究所訳『宣教のパラダイム転換(上) 聖書の時代から宗教改革まで』, 新教出版社, 1999, 403頁. 傍点は訳文通りである。

⁵⁷⁵ *Baptism and 'Sacramental Economy': An Agreed Statement.*

Available 2018年11月現在. <http://www.usccb.org/beliefs-and-teachings/ecumenical-and-interreligious/ecumenical/orthodox/baptism-and-sacramental-economy.cfm>

『ユーカリスト』(1969年)、『教会』(1974年)、『職務』(1976年)に関する共同声明、『教会における合議制と首位性に関する合意声明』(1989年)を発表して⁵⁷⁶、バプテスマの相互承認ができる環境をそろえていったのである。さらに2003年には『フィリオクエ：教会分裂の問題か?：同意声明』⁵⁷⁷を発表し、聖霊の発出をめぐる異なった理解によって教会分裂を起こすことはないという共通理解のもとに⁵⁷⁸、1000年以上にわたる論争の終結を宣言し、暗にコンスタンチノーブル総主教区とローマ教皇庁に対してニケア・コンスタンチノーブル信条の原初の形態(フィリオクエを省略した文言)を受け入れるように求めた。信条は、正教会が西方教会から分離した原因の一つであり、世界の教会で使用されている関係から、両教会でこれが承認されれば教会一致に一步近づくと言える。

以上のようにバプテスマの承認をめぐる対話は一致を求める教会間対話の基礎として位置付けられている。諸教会にはバプテスマによってキリストの体である教会につながっているという確信がある。

【 要約的考察 】

ここまで第1回信仰職制世界会議から『一つのバプテスマ』まで、2教会間対話を含めバプテスマがいかに理解され、合意されてきたかに注目した。それでは、バプテスマ理解はいかなるエキュメニカルな課題を持ち、教会一致といかなる関連を持っているのであろうか。

最初にバプテスマの相互承認において、ユーカリストの交わりの有無がその承認のレベルを決定することを明らかにした。本論文で論じた教会間対話で合意されたバプテスマの相互承認にはユーカリストの交わりが欠如している。教会が他教会のバプテスマを承認している以上、その教会に所属するキリスト者のユーカリストを受け入れるためには、教義か

⁵⁷⁶ *An Agreed Statement on the Holy Eucharist*. Available 2018年11月現在.

<http://www.usccb.org/beliefs-and-teachings/ecumenical-and-interreligious/ecumenical/orthodox/holy-eucharist.cfm>

An Agreed Statement on the Church, in Joseph A. Burgess and Jeffrey Gros, FSC, eds., *Building Unity*, pp. 330-331.

The Pastoral Office: A Joint Statement. Available 2018年11月現在.

<http://www.usccb.org/beliefs-and-teachings/ecumenical-and-interreligious/ecumenical/orthodox/pastoral-office.cfm>

An Agreed Statement on Conciliarity and Primacy in the Church. Available 2018年11月現在.

<http://www.usccb.org/beliefs-and-teachings/ecumenical-and-interreligious/ecumenical/orthodox/conciliarity-and-primacy.cfm>

⁵⁷⁷ *The Filioque: A Church Dividing Issue?: An Agreed Statement*. Available 2018年11月現在.

<http://www.usccb.org/beliefs-and-teachings/ecumenical-and-interreligious/ecumenical/orthodox/filioque-church-dividing-issue-english.cfm>

⁵⁷⁸ Cf. IV. Recommendations, in *ibid.*

らではなく神学的な解釈から考えることが解決の方策の一つである。執行者に関しても、適切な手続きによって許可されたバプテスマの執行者であれば、その人が執行するバプテスマは有効であることが認められてよい。

バプテスマの相互承認を阻むもう一つの要因は、幼児バプテスマである。幼児バプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる論争が、主として教義、執行面から語られ、子どもの視点から論じられていないことが問題で、子どもの神学の確立を目指した研究が求められる。幼児バプテスマの目的は、バプテスマを受けた幼児が両親や共同体の信仰の中で成長し、信仰を深め、生涯をかけてキリストに一致するよう育成されることにある。ゆえに幼児バプテスマは無制限に執行されてはならない。幼児バプテスマの執行に関しても教義上の教えと神学的解釈を区別して対処する必要がある。

教会がバプテスマを共通に理解するためには、他教会の相違をいかに受け入れるかが課題である。多様性の理解の深化は、教会間のバプテスマの相互理解を進展させる動機になっている。

バプテスマの相互承認をめぐる対話は、他のテーマで行われた教会間対話と相互に影響する。バプテスマはすべてのテーマの始まりであるがゆえに、教会間対話の展開はバプテスマをめぐる討議の結果に関係する。このことは『義認の教理に関する共同宣言』においても認められている（*JDDJ*1999、11項、25項、28項）。同宣言は、他のプロテスタント諸教会にも影響を与え、エキュメニカルな対話に効果を及ぼしている。米国カトリック教会と北米正教会間では 1999 年にそれまでの教会間対話を基礎にしてバプテスマが相互承認され、その後、聖霊の発出をめぐる議論の一致が図られて、神学的論争の解決の一つに道筋がつけられた。このようにバプテスマは教会間対話において一致の基としての位置を占めている。

< 結 論 >

今まで、エキュメニカル運動におけるバプテスマの相互承認をめぐる議論を、ローマ・カトリック教会と信仰職制委員会に分け、それぞれの討議内容からバプテスマをめぐる論点と合意点を分析した。その際バプテスマの相互承認を目指す議論の行方を追いながら、エキュメニカルな世界に相互承認はいかなる意味を持っているかを考察してきた。本論文の結論としてバプテスマの相互承認の合意過程、および相互承認の意味を次のようにまとめることができる。

第1章第1節で、第1回信仰職制世界会議（1927年）と第2回世界会議（1937年）において、バプテスマに関して確認されたことは次の事項である。バプテスマは父と子と聖霊の名による水で執行され、罪が許され、聖霊を通してキリストの体に結ばれる。バプテスマは神の救済の意志の表現であり、キリストの弟子としてのしるしであり保証の封印である。 sacramentに関する相違は数と有効性であるが、バプテスマとユークリストが sacramentの中心的地位にあることが確認された。第1回世界会議では、教会間のバプテスマの相違に関心が向けられ、また sacrament理解に相違があった。第2回世界会議では、幼児のバプテスマが問題視され始め、 sacramentと職務との関係が討議された。

第3回信仰職制世界会議（1952年）では、バプテスマをめぐる幼児のバプテスマ以外に、執行方法として浸礼以外の方法が討議され、バプテスマに関連して相互聖餐が初めて取り上げられた。その関係でバプテスマとユークリストの関係が注目されるようになった。第3回世界会議と第4回信仰職制世界会議（1963年）の期間を埋める文書は、『一人の主、一つのバプテスマ』（1960年）である。同書の重要点は、バプテスマがキリストの死と復活という終末論的観点から論じられたということ、また幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる問題も信仰とバプテスマの慣行から語られたことである。第4回世界会議では、バプテスマの儀式の各部分に必要な要素として、救済における神の主導権、罪の許しの宣言、聖霊を求める祈り、悪霊の拒否、信仰告白、受洗者はキリストの体に入るという6項目が確認された。第3回世界会議で提案されたバプテスマとユークリストの関係は、1967年に開催された信仰職制全体委員会で初めて討議された。

第2節では、第二バチカン公会議においてトリエント公会議以来500年間継続してきた教義としてのバプテスマをめぐる解釈の変化を明らかにした。まず第二バチカン公会議における新しいバプテスマ理解は信徒使徒職である。重要な点は、すべてのキリスト者はバプテスマを受けキリストにおいて結ばれて平等であり、自分たちの持っているカリスマを用いて多様な使徒職に従事することである。これによってローマ・カトリック教会は聖職者中心の教会から信徒も協働する教会に転換した。信徒使徒職はルターが主張した万人祭司説に相応する。さらに公会議は、バプテスマに関して、「キリストを信じ、正当に洗礼を受け

た人々は、カトリック教会と、たとえ完全ではなくても、ある程度交わっている」(『エキュメニズムに関する教令』3条)と述べ、『教会憲章』(8条)に続いて他教会との対話の道を開いたのである。

次にバプテスマ理解に関連して、「教会と救い」の関係に対する変化である。「教会の外に救いはない」という原則に、救いの条件は教会への所属に教皇への服従が付加されていく。しかし「新大陸」の再発見により、救いがカトリック教会に所属しない人にも及ぶという解釈から、無意識であっても望んでいる人、続いて「自分ではどうにもならない場合」の救いの可能性が認められていく。特に1949年の『ボストン大司教にあてた聖務聖省の書簡』はこの原則の解釈の幅を広げ、「不可抗的無知」、「バプテスマへの無意識の願望」という解釈を示した。第二バチカン公会議は、「本人の側に落ち度がない」という語句を使用して、包括的な視点を表している。ローマ・カトリック教会は、教義の解釈を変化させる柔軟さを持っていたからこそ、第二バチカン公会議で他教会、他宗教を受け入れることができたのである。

第2章では、第1節で、1974年に成立した『アクラ文書』「バプテスマ」、第2節で、1982年に合意された『リマ文書』「バプテスマ」において示された諸教会間のバプテスマ理解を論じた。第4回信仰職制世界会議以降におけるバプテスマに関する研究は、それまでのバプテスマをめぐる問題点が整理された『バプテスマ・堅信・ユーカーリスト』(1968年版)であり、同文書によってバプテスマをめぐる議論は展開した。1968年年版が改訂された『バプテスマ・堅信・ユーカーリスト』(1971年版)では、バプテスマの相互承認の条件は少なくとも、バプテスマは志願者、または幼児のバプテスマの場合はその子のために教会において、キリストを主として告白し、水で父と子と聖霊によって執行されることが初めて諸教会に提示され、バプテスマをめぐる議論の集約として評価できる。

『アクラ文書』「バプテスマ」では、バプテスマの意味として、「キリストの死と復活への参与」、「霊の賜物とキリストのからだの肢となること」、「バプテスマと信仰」の3つの事項が確認された。『アクラ文書』の争点は、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマをめぐる問題および堅信である。

続いて『アクラ文書』に対して応答したカトリック神学者たちの存在を明らかにし、彼らの「バプテスマ」に関する応答内容を検討した。応答を寄せたカトリック神学者の大半は『アクラ文書』の成立を歓迎し、好意的な見解であった。応答者の一人、上智大学のカトリック司祭ネメシエギが、キリストによって制定された原理と教会によってなされた決定を区別すべきであると主張したことは、教会間におけるバプテスマをめぐる問題の解決に示唆を与えるものである。ネメシエギも含めて『アクラ文書』に応答したカトリック神学者の存在はもっと明らかにされるべきである。

『リマ文書』「バプテスマ」に提示されたバプテスマの意味は、『アクラ文書』に示された3つの事項に加えて、「悔改め、赦しおよびきよめ」と「神の国のしるし」である。『リマ文

書』の争点は、バプテスマにおける一致と教会のあかしの関係、幼児のバプテスマと信仰告白者のバプテスマの問題、再洗礼、バプテスマと塗油および堅信の関係、水の象徴的な意味、バプテスマが執行される社会的、文化的背景の6項目である。これらの課題とともに、バプテスマと sacrament の理解、信仰とバプテスマの関係、聖霊のわざと教会員の資格の問題が1990年代以降に議論される。

第3章は、コイノニアの概念によってバプテスマをめぐる研究が大きな転換期を迎えることになった第5回信仰職制世界会議（1993年）から始めた。

第1節(1)では、第5回世界会議において定義されたコイノニアの概念を明らかにし、バプテスマとコイノニアの関係について論じた。バプテスマはコイノニアの門扉として、その包括性によってすべての人々をコイノニアに招き、そこにとどまらせる。交わりであるコイノニアは、共通の命につながるバプテスマの相互承認によって一致していることが目に見えていなければならない。第5回世界会議以降コイノニアを中心にバプテスマの相互承認を目指す研究が進展していく。

(2)では、ファヴェルジュ協議会（1997年）におけるバプテスマの基礎構造とインカルチュレーションに関して論じた。バプテスマの基礎構造に不可欠な要素は信仰の形成、水による洗い、共同体への参加である。教会間の相違は、個々の教会の歴史や伝統の中で生まれた多様性によるものであり、その多様性は、国や地域の持つ伝統、歴史、地理的条件などによって培われたインカルチュレーションと呼ばれる中に見られる。インカルチュレーションは原理や原則だけでは運用できないものであり、文化的背景に対する知識や理解が必要である。

第2節では、プラハ協議会（2000年）からクアラルンプール信仰職制全体委員会（2004年）までのバプテスマをめぐる討議内容の展開を明らかにした。プラハ協議会では sacrament、オーディナンス、しるし、シンボル、イメージなどの sacrament に関連する事項が議論され、第2ファヴェルジュ協議会（2001年）では、プラハ協議会での討議を基にして、キリスト教入信の一致の視点からバプテスマの相互承認の問題が議論された。クアラルンプール信仰職制全体委員会では、バプテスマの相互承認には神学的に重要な意味があるだけでなく、共同で祈るという霊的な意味もあることが明らかにされた。

第3節で、WCC-ローマ・カトリック教会合同作業委員会による『共通のバプテスマの教会論的・エキュメニカルな意味合い』（2004年）で示されたバプテスマの教会論的意味は、教会の本質と目的を理解し、使徒信条を共に言い表し、最終的に使徒性の完全な承認にある。ここではバプテスマの相互承認が教会論のかなめとして示されている。一方、バプテスマには、特に地域教会において教会間でバプテスマをめぐる対話を行うことに加え、教会員相互の交流、再洗礼の実践に対する慎重な配慮というエキュメニカルな意味合いがある。

第4節では、『一つのバプテスマ』（2011年）の内容を分析し、バプテスマをめぐる7点の論点とその解決策を明らかにした。第1争点、 sacrament とオーディナンスは、互いに

排他的なものではなく、バプテスマの意味を理解する根本である。第 2 争点、バプテスマにおいて使用される水をしるしと理解するかシンボルと理解するかに関して、水を使用することで、信仰者は神の恩寵の福音によって得られた新しい命に入る。第 3 争点、バプテスマと塗油、堅信の関係に関して、特に堅信の相違は多様な執行によるもので、その執行はキリストへの生涯にわたる成長の中で考えられるべきことである。第 4 争点、バプテスマとユーカーリストの関係をめぐって、バプテスマの相互承認が行われてもユーカーリストの交わりが制限されることが問題になっている。第 5 争点、バプテスマと教会入会の関係は、教会の一員とはキリストの体につながることであり、バプテスマを通して、キリストの命の神秘に招き入れられる。第 6 争点、バプテスマにおける個人の信仰と共同体の信仰の関係は、最終的に個人と共同体の信仰は同じになる。もう一つの争点である、信仰における神の招きと人間の応答の関係は、神のイニシヤティブの優先性は認められるが、聖書の記述に基づき、執行の多様性は容認される。第 7 の争点、再洗礼に関しては、バプテスマは繰り返せないことを認識すべきである、とした。

これらの論争の解決策の中で、第 3 の争点である堅信の解決に対して、『アクラ文書』応答でネメシエギが提示した教会の自由裁量の観点から論じられてもよかったのではないだろうか。教会の裁量を認めようとする動きは 2 教会間対話 (M-RC *Nairobi* 1986、13 項) においても見られる。

各論点に対する解決法は、バプテスマをめぐる論争が様々な教会においていかに解釈されて、伝達され、受け入れられていったかを明確にして、諸教会に相互の信仰の伝統を理解させるもので、エキュメニカル解釈学の手法が用いられている。

現在、バプテスマをめぐる論争は解決に向かっているが、バプテスマを新しい解釈で執行する教会がある。それらの教会の執行形式は、将来、教会を分裂させる原因になるのではないかと懸念される。

第 4 章第 1 節では、ローマ・カトリック教会と、正教会、改革派教会世界連盟、聖公会、世界メソジスト連盟、ルーテル世界連盟、バプテスト世界連盟の合計 6 教会との国際レベルでの教会間対話におけるバプテスマ理解と相互承認の状況を明らかにした。ローマ・カトリック教会がバプテスマの相互承認を行っている教会は、聖公会と世界メソジスト連盟の 2 教会で、国、地域での相互承認を推奨している教会は、改革派教会世界連盟とルーテル世界連盟である。6 教会間では、『リマ文書』『バプテスマ』で合意された事項は承認されている。正教会ーローマ・カトリック教会間でのバプテスマの相違点は、バプテスマの執行方法とバプテスマの執行者に関する事項である。改革派教会世界連盟、聖公会、世界メソジスト連盟、ルーテル世界連盟の 4 教会間とは相違点はあるが、教会間の関係を揺るがすほどではなく、将来さらにバプテスマ理解が深化し、教会間対話の進展によっては、問題が解決される可能性がある。バプテスト世界連盟ーローマ・カトリック教会間では、幼児のバプテスマ、サクラメントとオーディナンスをめぐる相違がある。

第2節(1)では、ロイエンベルク教会共同体のバプテスマ理解を明らかにした。『ロイエンベルク協約』(1973年)におけるバプテスマの合意事項は3点で、バプテスマは父と子と聖霊の名により水によって執行される、バプテスマにおいてイエス・キリストによって受け入れられ、救いの交わりに招かれる、受洗者はキリストの共同体、信仰の新しい生活、毎日の回心、弟子の身分に招かれる、である。『アクラ文書』成立以前にこれらの条件が提示できた背景には、『アーノルズハイン・テーゼ』(1957年)の影響があったと考えられる。『ロイエンベルク協約』の意義は、教会一致のモデルが多様性の中的一致として示され、叙任の相互承認と相互聖餐が可能になったことにある。

『バプテスマの教義と執行』(1994年)において、バプテスマをめぐる行われた討議は、『リマ文書』における合意事項に加えて、特に幼児のバプテスマと成人のバプテスマに関する事項である。同報告書から幼児のバプテスマの執行はもはや教会の現状とは合致せず、成人のバプテスマを宣教の中心に置かねばならない教会の実情が明らかになった。

(2)では、ヨーロッパプロテスタント教会共同体－ヨーロッパバプテスト連盟間対話(2004年)におけるバプテスマ理解を考察した。バプテスマをめぐる両共同体間には様々な見解の相違があるものの、バプテスマの相互承認が宣言された。ヨーロッパプロテスタント教会共同体の規模の大きさを考えると、この相互承認が他のキリスト教共同体、特にバプテスト派に所属する教会に与える影響は大きい。

以上の第1章から第4章まで考察したバプテスマ理解と相互承認というテーマをもとに、最後の第5章では、バプテスマの相互承認をめぐる課題と今まで考察してきた相互承認をめぐる議論が教会一致を目指すエキュメニカル運動においていかなる意味を持っているかを論じた。

第1節では、バプテスマの相互承認のレベルを決定する第1の要素は、ユーカリストの交わりの有無であることが明らかになった。改革派教会世界連盟、聖公会、世界メソジスト連盟、ルーテル世界連盟の各教会とローマ・カトリック教会間では、相互承認にはユーカリストの交わりがなく、ゆえに相互承認は完全とは言えないが、バプテスマの基本事項が合意されて、バプテスマの執行に関して取り決めもあり、教会間の交流もある。対話の展開によっては、将来、相互聖餐の可能性のあるレベルである。正教会－ローマ・カトリック教会間では、バプテスマの執行者と幼児のバプテスマにおける入信の順序の相違という相違があるが、米国におけるカトリック教会－正教会間対話の動向から、将来的には関係の改善を大いに期待できる。バプテスト世界連盟－ローマ・カトリック教会間では、バプテスマ理解が深まっている状況から、今後、教会間対話の進展が予想される。

以上の考察から、バプテスマを阻む主な原因はユーカリストの交わりと幼児バプテスマであることは明白である。

バプテスマとユーカリスト・職務の関係、幼児バプテスマをめぐる問題は、バプテスマの相互承認を阻むだけでなく、キリスト者の信仰生活にも影響する。幼児バプテスマ、ユーカ

リストをめぐる問題の解決には、教義と神学的解釈の区別が必要で、特に受領者の観点からの考察が不可欠である。

第 2 節では、これまでのバプテスマをめぐる議論がエキュメニカル運動にいかなる意味があるかを、まず多様性から論じた。諸教会は、多様性が分裂をもたらすものとは考えず、むしろ多種多様の中に各教会が持つ伝統の価値に重要性を見だし、相違を受け入れることができたのである。バプテスマをめぐる教会間対話と教会一致の展開について、エキュメニカルな対話による成果としてルーテル世界連盟－ローマ・カトリック教会『義認の教理に関する共同宣言』（1999 年）が最適な例である。義認に関して両教会によって理解が異なっているにもかかわらず、共同宣言を発表できた背景には長年にわたる両教会間対話の実績がある。また北米正教会－カトリック神学協議会間対話の蓄積から、バプテスマの承認をめぐる対話が一致を求める教会間対話の基礎であることを明確にした。

それでは、今まで論じてきた諸教会間のバプテスマ理解、バプテスマの相互承認をめぐる対話は、キリスト者にいかなる意味を持っているのだろうか。

第 1 に、バプテスマをめぐる対話は他のテーマで討議された対話と関連し合い、最終的に過去数百年以上にもわたって続いた教会間の争いを和解に導き、争いで傷ついた教会同士にやすき機会を与えている。聖書で「洗（バプテスマ）礼は一つ」（エフェ 4:5）と述べられ、またわたしたちはニケア・コンスタンチノーブル信条において「唯一の洗礼を認める」と宣言している。「バプテスマは一つ」と言うとき、過去 2000 年間継続してきたバプテスマは、授ける個人や教派による別個の儀式ではなく、「バプテスマによってキリスト者たちは、キリストとの一致、キリスト者相互の一致、また時と所をこえて普遍的である教会の一致へとみちびかれる」（『リマ文書』「バプテスマ」6 項）のである。教会のエキュメニカルな使命の核心は、「バプテスマにおける一致を回復する」（同書 6 項注）ことにある。一致を願って、信仰職制委員会においても、教会間対話でも協議が続けられてきたのである。従ってバプテスマを始めとする様々な合意は一致への熱意の成果であって、決して妥協の産物ではない。特にバプテスマをめぐる教会間対話の状況は、世界レベルであれ、国、地域レベルであれ、直接関係するキリスト者にもっと周知されるような方策が考えられるとよい。

第 2 に、これまでバプテスマ理解、バプテスマをめぐる対話に関して論じてきたが、それにもかかわらず、バプテスマをめぐる議論は、なおもキリスト者に「バプテスマとは何なのか」という問いを発している。バプテスマは秘跡神学、キリスト論、教会論など様々な分野のテーマの中で扱われるという意味で、神学の通路になっている。ゆえにバプテスマは、教会間における主な議論の焦点とはなり難いのであるが、信仰職制運動においてバプテスマに関して 80 年以上もの長きにわたって議論されている。その間、バプテスマを含むエキュメニカルな議論は、自分たちの教会の伝統とは何かを自らに問いかけ、自分たちが持っている認識を見直す機会を与えてもきた。この事実も、バプテスマをめぐる議論もバプテスマの相互承認も、どこか見知らぬ地で行われた、自分に関係がない事柄ではないことを示してい

る。これらすべては、「自分の受けたバプテスマ」に関係し、教会生活、最終的にキリスト者としての生き方にも影響している。キリスト者は、「バプテスマとは何なのか」という問いに無関心ではいられないのである。

第 3 に、キリスト者にとってバプテスマの相互承認の成果を実感するのはユーカーリストの交わりにおいてである。しかし教会が相互に承認しても、相手の教会の教義および実践方式の相違によって、ユーカーリストの交わりが制限されており、現状では、双方の教会に在籍するキリスト者たちがほとんど考慮に入れられていないのが問題である。

本論文の総括的考察として次の 3 点を挙げる。

第 1 点は、第 1 回信仰職制世界会議以降現在までの信仰職制運動は、『リマ文書』を境に、前期と後期の 2 期に区分される⁵⁷⁹。『リマ文書』成立によりバプテスマをめぐる問題が一段落し、第 5 回信仰職制世界会議で提示されたコイノニアによって、信仰職制委員会の活動もコイノニアを軸に転換した。加えてそれまで研究されてきた解釈学が新たにエキュメニカル解釈学として提案され、世界会議以後確立していき、バプテスマをめぐる討議もエキュメニカル解釈学の手法が使用されるようになった。第 5 回世界会議は、『リマ文書』以降のバプテスマ研究の方向を決定付けたのである。

第 2 点は、エキュメニカル解釈学の手法は、本論で触れたように『一つのバプテスマ』で使用されているが、それよりも以前に開催されたファヴェルジュ協議会において、すでにこの手法が試みられている。同協議会では、教会間のバプテスマを承認できなくなるほどに変化した原因が、文化適応による異なった表現方法およびコンテクストにおける文化的要素の付加にあるという観点から、諸教会に自分たちの伝統を他教会の関係において考えさせ、他教会のバプテスマの儀式を認知させた。

『一つのバプテスマ』で使用された解釈方法は、『リマ文書』の解釈方法とは異なる。『リマ文書』は、相互に理解するために共通点を見つけ出していく方法を取った。一方、『一つのバプテスマ』は、各争点に関して、諸教会に自分たちの伝統と他教会の関係の中で考えさせようとしている。特に sacrament と ordinance をめぐる議論、教会の信仰と個人の信仰をめぐる議論に関する解釈方法は、他教会の伝統がいかにかに解釈されて、伝達され、受容されていったかに焦点を当て、自分たちの伝統とを比較させながら解決しようとした方策であり、エキュメニカル解釈学の手法が見事に取り入れられている。

第 3 点は、『エキュメニズムに関する教令』、特に 3 条と 22 条が教会間におけるバプテスマをめぐる対話で引用されている。バプテスマ世界連盟—ローマ・カトリック教会間対話の中で、両教会は、他教会の特質を認識でき、「『不完全であるがある程度の交わり』があるこ

⁵⁷⁹ 西原も『リマ文書』以降、同氏の研究対象となったのは 2 教会間対話であることを示し、「一九二七年第一回信仰職制世界会議（ローザンヌ）以降のエキュメニカル職制論の歴史が、一九八〇年代を境に、新たに『教会間対話』を基本としたバイラテラルな時代に入った」（西原廉太『聖公会の職制論—エキュメニカル対話の視点から—』, 404 頁）と『リマ文書』成立による変化を述べている。

とをうれしく思っている」⁵⁸⁰ (B-RC *Word* 2010、212 項) と、3 条を引用して『エキュメニズムに関する教令』の重みを表現している。22 条は、改革派教会世界連盟－ローマ・カトリック教会間対話 (R-RC *Ref II* 1990、52 項)、メソジスト連盟－ローマ・カトリック教会間対話 (M-RC *Durban* 2011、29 項) で引用され、『JWG 研究』(5 項) では、バプテスマは「一致の秘跡的きずなを造る」が強調されている。上記の例からもバプテスマをめぐる議論の根底にあるのは『エキュメニズムに関する教令』の理念であり、同教令はエキュメニカルな対話の基準としての位置を占めていると認められる。

最後に、本研究の意義について次のように述べたい。1 点目は、信仰職制運動の開始からバプテスマ理解の展開を扱った日本語による初めての単独研究である。2 点目として、詳細な資料を使用しているため、本研究は、今後エキュメニカルなバプテスマに関心がある人や研究したい人には大いに参考になるだろう。また本研究により日本のキリスト者たちも、バプテスマをめぐる問題や教会間対話に関してさらに知り、自分の教会だけでなく他教会への理解をより深め、他教会との交わりが一層強まることが予想できる。3 点目は、今までほとんど知られていなかったカトリック神学者たちによるエキュメニカル運動への貢献に光を当てて論じたことである。

相互承認は完全な和解と交わりを目指して、互いに相手を受け入れるという課題を克服していく旅に例えられる。1927 年にバプテスマの一致を目指して出発したエキュメニカルな旅は、世代を重ねながら、『一つのバプテスマ』が成立した今、峠を越えつつある。今後、バプテスマの相互承認は増加することが予想される。しかし『一つのバプテスマ』は成立してまだ 7 年しか経過していないため、同書の全般的な評価は今の時点では困難である。同書の諸教会に対する影響力はいかほどか、また新たに生じている問題がいかに展開するかなどが、本論文の課題として残っている。もう一つの課題は、ローマ・カトリック教会を含む諸教会がバプテスマをめぐる問題の解決に向けて話し合い、教会一致のために奮闘している姿を、日本のキリスト者に伝えていくという作業である。

⁵⁸⁰ “We enjoy a ‘certain, though imperfect communion”.

【参考文献】

<一次文献>

【欧文】

【ローマ・カトリック教会】

H. Denzinger, *Enchiridion symbolorum definitionum et declarationum de rebus fidei et morum-Compendium of Creeds, Definitions, and Declarations on Matters of Faith and Morals-Latin-English*, edited by Peter Hünermann, Forty-Third Edition, San Francisco: Ignatius Press, 2012.

(H・デンツィンガー編・A・シェーンメッツァー増補改訂・A・ジンマーマン監修・浜寛五郎訳『カトリック教会文書資料集: 信経および信仰と道德に関する定義集』, エンデルレ書店/ヘンデル代理店, 1974.)

Apostolic Letter Apostolicae Curae (Anglican Orders) (1896), in *The Great Encyclical Letters of Pope Leo XIII*, New York: Benziger Brothers, 1903, pp. 392-406.

Question Concerning Conferences (as is alleged) to Promote the Unity of all Christian People (1927), in G. K. A. Bell ed., *Documents on Christian Unity-A Selection from the First and Second Series 1920-30*, London: Oxford University Press, 1955, pp. 187-188.

Encyclical Letter (Mortalium Animos) on Fostering True Religious Union (1928), in G. K. A. Bell ed., *Documents on Christian Unity-A Selection from the First and Second Series 1920-30*, London: Oxford University Press, 1955, pp. 188-200.

Cum compertum (1948), in G. K. A. Bell ed., *Documents on Christian Unity Fourth Series 1948-57*, London: Oxford University Press, 1958, pp. 16-17.

Ecclesia Catholica (1949), in G. K. A. Bell ed., *Documents on Christian Unity Fourth Series 1948-57*, London: Oxford University Press, 1958, pp. 22-27.

John XXIII, *Ad Petri Cathedram* (1959).

Available 2018年10月現在.

http://w2.vatican.va/content/john-xxiii/en/encyclicals/documents/hf_j-xxiii_enc_29061959_ad-petri.html

The Common Declaration of Pope Paul VI and Patriarch Athenagoras (1965), in Thomas F. Stransky, C.S.P. and John B. Sheerin C.S.P. eds., *Doing the Truth in Charity-Statements of Pope Paul VI, Popes John Paul I, John Paul II, and the Secretariat for Promoting Christian Unity 1964-1980*, New York: Paulist Press, 1982, pp. 178-179.

Common Declaration of Pope John Paul II and the Ecumenical Patriarch Dimitrios I (1979), in Thomas F. Stransky and John B. Sheerin eds., *Doing the Truth in Charity-Statements of Pope Paul VI, Popes John Paul I, John Paul II, and the Secretariat for Promoting Christian Unity 1964-1980*, New York: Paulist Press, 1982, pp. 212-213.

Common Declaration: Pope John Paul II and Robert A. K. Runcie, Archbishop of Canterbury, Vatican, 2 October 1989, in Jeffrey Gros, FSC, Harding Meyer, William G. Rusch eds., *Growth in Agreement II-Reports and Agreed Statements of Ecumenical Conversations on a World Level, 1982-1988*, Geneva: WCC Publications, 2000, pp. 326-327.

Thomas F. Stransky and John B. Sheerin eds., *Doing the Truth in Charity-Statements of Pope Paul VI, Popes John Paul I, John Paul II, and the Secretariat for Promoting Christian Unity 1964-1980*, New York: Paulist Press, 1982.

Co-Workers in the Vineyard of the Lord-a Resource for Guiding the Development of Lay Ecclesial Ministry, Washington D.C.: United States Conference of Catholic Bishops, 2005.

Information Service, Vatican City: Pontifical Council for Promoting Christian Unity.

【信仰職制關係】

Joint Commission Appointed to Arrange for a World Conference on Faith and Order. An Official Statement by the Joint Commission of the Protestant Episcopal Church in the United States of America. No. date or number on this leaflet.

Joint Commission Appointed to Arrange for a World Conference on Faith and Order. Report of the Committee on Plan and Scope adopted April 20, 1911.

The World Conference for the Consideration of Questions Touching Faith and Order-Report of the Deputation to Europe and the East, 1919.

World Conference on Faith and Order. Report of the Preliminary Meeting at Geneva, Switzerland, August 12-20, 1920-A Pilgrimage Toward Unity, 1920 (Reprints from the Collection of the University of Michigan Library).

H. N. Bate ed., *Faith and Order. Proceedings of the World Conference, Lausanne, August 3-21, 1927*, London: Student Christian Movement, 1927.

Leonard Hodgson, H. N. Bate, and Ralph W. Brown eds., *Convictions-A Selection from*

- the Responses of the Churches to the Report of the World Conference on Faith and Order, Held at Lausanne in 1927*, New York: The Macmillan Co., 1934.
- Report of Commission III "The Ministry and Sacraments"*, World Conference on Faith and Order No. 81, 1937.
- Leonard Hodgson ed., *The Second World Conference on Faith and Order Held at Edinburgh, August 3-18, 1937*, New York: The Macmillan Company, 1938.
- Pehr Edwall, Eric Hayman, and William D. Maxwell eds., *Ways of Worship: The Report of a Theological Commission of Faith and Order*, New York: Harper & Brothers, 1951.
- Oliver S. Tomkins ed., *The Third World Conference on Faith and Order Held at Lund, August 15th to 28th 1952*, London: SCM Press Ltd, 1953.
- Paul S. Minear ed., *The Nature of the Unity We Seek: Official Report of The North American Conference on Faith and Order, September 3-10, 1957, Oberlin, Ohio*, St. Louis: the Bethany Press, 1958.
- One Lord, One Baptism-Report on The Divine Trinity and the Unity of the Church and Report on The Meaning of Baptism by the Theological Commission on Christ and the Church*, London: SCM Press Ltd, 1960.
- P. C. Rodger and L. Vischer eds., *The Fourth World Conference on Faith and Order. The Report from Montreal 1963*, London: SCM Press Ltd, 1964.
- New Directions in Faith and Order, Bristol 1967. Reports-Minutes-Documents*, Geneva: World Council of Churches, 1968.
- Minutes of the Meeting of the Commission and Working Committee, 1968, Uppsala and Sigtuna*, Geneva: World Council of Churches, 1968.
- Baptism, Confirmation and the Eucharist, *Study Encounter*, Vol. IV, No.4, 1968, pp. 194-198.
- Faith and Order Louvain 1971-Study Reports and Documents*, Geneva: World Council of Churches, 1971.
- Baptism, Confirmation and Eucharist, in *Faith and Order Louvain 1971-Study Reports and Documents*, Geneva: World Council of Churches, 1971, pp. 35-49.
- Ecumenical Agreement on Baptism, in *Faith and Order Louvain 1971-Study Reports and Documents*, Geneva: World Council of Churches, 1971, pp. 49-53.
- Accra 1974. Meeting of the Commission on Faith and Order, July/August 1974, Ghana*, Geneva: World Council of Churches, 1974.
- One Baptism, One Eucharist and a Mutually Recognized Ministry: Three Agreed Statements*, Geneva: World Council of Churches, 1975.
- (『バプテスマ・聖餐・教会の職務の一致——つなるバプテスマ・一つなる聖餐・たがい

に承認された教会の職務—三つの合意文書（アクラ文書）』，日本キリスト教協議会信仰と職制委員会・日本カトリック教会エキュメニズム委員会編訳『洗礼・聖餐・職務—教会の見える一致をめざして』，日本キリスト教団出版局，1985，115-201頁。）

Towards an Ecumenical Consensus on Baptism, the Eucharist and the Ministry—A Response to the Churches, Geneva: World Council of Churches, 1977.

Louisville Consultation on Baptism, Geneva: World Council of Churches, 1980.

Baptism, Eucharist and Ministry, Geneva: World Council of Churches, 1982.

（『バプテスマ・聖餐・職務』（『リマ文書』），日本キリスト教協議会信仰と職制委員会・日本カトリック教会エキュメニズム委員会編訳『洗礼・聖餐・職務—教会の見える一致をめざして』，日本キリスト教団出版局，1985，13-114頁。）

Michael Kinnamon ed., *Towards Visible Unity. Commission on Faith and Order, Lima 1982. Volume I: Minutes and Addresses*, Geneva: World Council of Churches, 1982.

Max Thurian ed., *Ecumenical Perspectives on Baptism, Eucharist and Ministry*, Geneva: World Council of Churches, 1983.

Max Thurian ed., *Churches Respond to BEM: Official Responses to the “Baptism, Eucharist and Ministry” Text, Volume I-VI*, Geneva: World Council of Churches, 1986-1988.

Minutes of the Meeting of the Standing Commission, August 1987, Madrid, Spain, Geneva: World Council of Churches, 1987.

Thomas F. Best ed., *Faith and Order 1985-1989. The Commission Meeting at Budapest 1989*, Geneva: World Council of Churches, 1990.

Baptism, Eucharist & Ministry 1982-1990—Report on the Process and Responses, Geneva: WCC Publications, 1990.

Thomas F. Best and Günther Gassmann eds., *On the Way to Fuller Koinonia—Official Report of the Fifth World Conference on Faith and Order*, Geneva: WCC Publications, 1994.

Minutes of the Meeting of the Faith and Order Standing Commission, 4-11 January 1994, Cret-Berard, Switzerland, Geneva: World Council of Churches, 1994.

Thomas F. Best and Dagmar Heller eds., *So We Believe, So We Pray—Towards Koinonia in Worship*, Geneva: WCC Publications, 1995.

Minutes of the Meeting of the Faith and Order Board, 7-14 January 1996, Bangkok, Thailand, Geneva: World Council of Churches, 1996.

Alan Falconer ed., *Faith and Order in Moshi—The 1996 Commission Meeting*, Geneva: WCC Publications, 1998.

Minutes of the Meeting of the Faith and Order Board, 8-15 January 1997, Abbaye de

- Fontgombault, France*, Geneva: World Council of Churches, 1997.
- Thomas F. Best and Dagmar Heller eds., *Eucharistic Worship in Ecumenical Contexts. The Lima Liturgy-And Beyond*, Geneva: WCC Publications, 1998.
- A Treasure in Earthen Vessels-An Instrument for an Ecumenical Reflection on Hermeneutics*, Geneva: World Council of Churches, 1998.
- Faith and Order Work on Worship (with special reference to Baptism) in Relation to the Unity of the Church, Planning Meeting, Communauté de Grandchamp, July, 1998, in *Minutes of the Meeting of the Faith and Order Board, 15-24 June 1999, Toronto, Canada*, Geneva: World Council of Churches, 1999, pp. 100-107.
- Thomas F. Best & Dagmar Heller eds., *Becoming a Christian. The Ecumenical Implications of Our Common Baptism*, Geneva: WCC Publications, 1999.
- The Sacramental Dimension of Baptism, in *Minutes of the Meeting of the Faith and Order Standing Commission, 30 September-7 October 2000, Matanzas, Cuba*, Geneva: World Council of Churches, 2000, pp. 88-108.
- One Baptism: Towards Mutual Recognition of Christian Initiation in *Minutes of the Meeting of the Faith and Order Standing Commission, 9-16 January 2002, Gazzada, Italy*, Geneva: World Council of Churches, 2002, pp. 46-62.
- Thomas F. Best ed., *Faith and Order at the Crossroads. Kuala Lumpur 2004. The Plenary Commission Meeting*, Geneva: WCC Publications, Geneva: World Council of Churches, 2005.
- Christian Perspectives on Theological Anthropology-A Faith and Order Study Document*, Geneva: World Council of Churches, 2005.
- Minutes of the Standing Commission on Faith and Order-Meeting at the Mother See of Holy Etchmiadzin, Armenia, 21-25 June 2010*, Geneva: World Council of Churches, 2011.
- One Baptism: Towards Mutual Recognition-A Study Text*, Geneva: World Council of Churches, 2011.
- The Church: Towards a Common Vision*, Geneva: WCC Publications, 2013.
- (西原廉太監訳・橋本祐樹訳『教会』, WCC 世界教会協議会 世界宣教伝道委員会・信仰職制委員会編・西原廉太監訳・村瀬義文・橋本祐樹訳『「いのちに向かって共に」/「教会」 現代世界エキュメニカル運動における二大重要文書』, キリスト新聞社, 2017, 77-197 頁.)
- WCC 本部アーカイブ: 整理番号 23_5_112 *Preparatory Document for Crêt-Bérard, Churches on the Way to Consensus-A Survey of the Replies to the Agreed*

Statements "One Baptism, One Eucharist and a Mutually Recognized Ministry",
FO/77:3 April 1977 (Revised June 1977).

WCC 本部アーカイブ: 整理番号 23_5_117 *Responses to 1974 Accra Paper "Baptism,
Eucharist and Mutually Recognized Ministry" A-Z.*

【世界宣教会議】

*World Missionary Conference, 1910. Report of Commission VIII-Co-Operation and the
Promotion of Unity*, Edinburgh: Oliphant, Anderson & Ferrier and New York:
Fleming H. Revell Company, 1910.

【WCC 関係】

W. A. Visser 't Hooft ed., *The First Assembly of the World Council of Churches Held at
Amsterdam August 22th to September 4th, 1948 (The Official Report)*, London: SCM
Press Ltd, 1949.

W. A. Visser 't Hooft ed., *The Evanston Report-The Second Assembly of the World Council
of Churches 1954*, London: SCM Press Ltd, 1955.

W. A. Visser 't Hooft ed., *The New Delhi Report. The Third Assembly of the World Council
of Churches 1961*, New York: Association Press, 1962.

Norman Goodall ed., *The Uppsala Report 1968. Official Report of the Fourth Assembly
of the World Council of Churches, Uppsala July 4-20, 1968*, Geneva: World Council
of Churches, 1968.

David M. Paton ed., *Breaking Barriers Nairobi 1975-The Official Report of the Fifth
Assembly of the World Council of Churches, Nairobi, 23 November-10 December,
1975*, published in collaboration with the World Council of Churches by SPCK,
London, WM. B. Eerdmans, Grand Rapids, 1976.

David Gill ed., *Gathered for Life-Official Report VI, Assembly World Council of Churches,
Vancouver, Canada 24 July-10 August 1983*, Geneva: World Council of Churches,
1983.

Michael Kinnamon ed., *Signs of the Spirit-Official Report Seventh Assembly, Canberra,
Australia, 7-20 February 1991*, Geneva: WCC Publications, 1991.

Costly Obedience (1996), in Thomas F. Best and Martin Robra eds., *Ecclesiology and
Ethics-Ecumenical Ethical Engagement, Moral Formation and the Nature of the
Church*, Geneva: WCC Publications, 1997, pp. 50-90.

Diane Kessler ed., *Together on the Way-Official Report of the Eighth Assembly of the
World Council of Churches*, Geneva: WCC Publications, 1999.

Luis N. Rivera-Pagán ed., *God, in your grace... Official Report of the Ninth Assembly of the World Council of Churches*, Geneva: WCC Publications, 2007.

Erlinda N. Senturias and Theodore A. Gill, Jr. eds., *Encountering the God of Life-Report of the 10th Assembly of the World Council of Churches*, Geneva: World Council of Churches Publications, 2014.

【WCC－ローマ・カトリック教会合同作業委員会】

Ecclesiological and Ecumenical Implications of a Common Baptism: A JWG Study, in *Joint Working Group between the Roman Catholic Church and the World Council of Churches Eighth Report*, Geneva: WCC Publications, 2005, pp. 45-72.

【教会間対話報告書】

[世界レベル] ⁵⁸¹

Harding Meyer and Lukas Visser eds., *Growth in Agreement I-Reports and Agreed Statements of Ecumenical Conversations on a World Level, 1972-1982*, Geneva: World Council of Churches, 2007.

Jeffrey Gros, FSC, Harding Meyer, William G. Rusch eds., *Growth in Agreement II-Reports and Agreed Statements of Ecumenical Conversations on a World Level, 1982-1998*, Geneva: WCC Publications, 2000.

Jeffrey Gros, FSC, Thomas F. Best, Lorelei F. Fuchs, SA eds., *Growth in Agreement III-International Dialogue Texts and Agreed Statements 1998-2005*, Geneva: WCC Publications, 2007.

Thomas F. Best, Lorelei F. Fuchs, SA, John Gibaut, Jeffrey Gros, FSC, Despina Prassas eds., *Growth in Agreement IV Book I-International Dialogue Texts and Agreed Statements, 2004-2014*, Geneva: World Council of Churches Publications, 2017.

Joint Declaration on the Doctrine of Justification, in Jeffrey Gros, FSC, Harding Meyer, William G. Rusch eds., *Growth in Agreement II-Reports and Agreed Statements of Ecumenical Conversations on a World Level, 1982-1998*, Geneva: WCC Publications, 2000, pp. 566-582.

(ローマ・カトリック教会/ルーテル世界連盟・ルーテル/ローマ・カトリック共同委員会訳『義認の教理に関する共同宣言』, 教文館, 2004.)

⁵⁸¹ ローマ・カトリック教会－他教会間対話(正教会、改革派教会世界連盟、聖公会、世界メソジスト連盟、ルーテル世界連盟、バプテスト世界連盟) 報告書に関しては、資料(1) ローマ・カトリック教会－他教会間対話報告書一覧および脚注を参照。

From Conflict to Communion-Lutheran-Catholic Common Commemoration of the Reformation in 2017, in *Information Service*, Vatican City: Pontifical Council for Promoting Christian Unity, N. 144 (2014/II), pp. 125-158.

(一致に関するルーテル＝ローマ・カトリック委員会・ルーテル/ローマ・カトリック共同委員会訳『争いから交わりへー2017年に宗教改革を共同で記念するルーテル教会とカトリック教会』, 教文館, 2015.)

The World Methodist Council Statement of Association with the Joint Declaration on the Doctrine of Justification (accompanied by the Official Common Affirmation Signed by Representatives of the Catholic Church, the Lutheran World Federation and the World Methodist Council), 2006.

Available 2018年10月現在.

http://www.vatican.va/roman_curia/pontifical_councils/chrstuni/meth-council-docs/rc_pc_chrstuni_doc_20060723_text-association_en.html

The Sacramental Teaching (Baptism), in Jeffrey Gros, FSC, Harding Meyer, William G. Rusch eds., *Growth in Agreement II-Reports and Agreed Statements of Ecumenical Conversations on a World Level, 1982-1998*, Geneva: WCC Publications, 2000, pp. 255-256.

The Mystery of the Church: Baptism and Chrismation as Sacraments of Initiation into the Church, in Jeffrey Gros, FSC, Thomas F. Best, Lorelei F. Fuchs, SA eds., *Growth in Agreement III-International Dialogue Texts and Agreed Statements 1998-2005*, Geneva: WCC Publications, 2007, pp. 29-32.

[国・地域レベル]

Joseph A. Burgess and Brother Jeffrey Gros, FSC eds., *Building Unity-Ecumenical Dialogues with Roman Catholic Participation in the United States*, New York: Paulist Press, 1989.

Lutheran-Roman Catholic Dialogues, in Joseph A. Burgess and Brother Jeffrey Gros, FSC eds., *Building Unity-Ecumenical Dialogues with Roman Catholic Participation in the United States*, New York: Paulist Press, 1989, pp. 83-290.

These Living Waters: Common Agreement on Mutual Recognition of Baptism-A Report of the Catholic Reformed Dialogue in United States 2003-2007.

Available 2018年11月現在.

<http://www.usccb.org/beliefs-and-teachings/ecumenical-and-interreligious/ecumenical/reformed/upload/These-Living-Waters.pdf>

Common Agreement on Mutual Recognition of Baptism – Roman Catholic-Reformed Church Dialogue, Round VII.

Available 2018 年 11 月現在.

<http://www.usccb.org/beliefs-and-teachings/ecumenical-and-interreligious/ecumenical/reformed/upload/OFFICIAL-Common-Agreement-on-Mutual-Recognition-of-Baptism-Roman-Catholic-Reformed-Church-Dialogue-2011.pdf>

An Agreed Statement on the Holy Eucharist.

Available 2018 年 11 月現在.

<http://www.usccb.org/beliefs-and-teachings/ecumenical-and-interreligious/ecumenical/orthodox/holy-eucharist.cfm>

An Agreed Statement on the Church, in Joseph A. Burgess and Jeffrey Brother Gros, FSC eds., *Building Unity-Ecumenical Dialogues with Roman Catholic Participation in the United States*, New York: Paulist Press, pp. 330-331.

The Pastoral Office: A Joint Statement.

Available 2018 年 11 月現在.

<http://www.usccb.org/beliefs-and-teachings/ecumenical-and-interreligious/ecumenical/orthodox/pastoral-office.cfm>

An Agreed Statement on Conciliarity and Primacy in the Church.

Available 2018 年 11 月現在.

<http://www.usccb.org/beliefs-and-teachings/ecumenical-and-interreligious/ecumenical/orthodox/conciliarity-and-primacy.cfm>

Baptism and ‘Sacramental Economy’: An Agreed Statement.

Available 2018 年 11 月現在.

<http://www.usccb.org/beliefs-and-teachings/ecumenical-and-interreligious/ecumenical/orthodox/baptism-and-sacramental-economy.cfm>

The Filioque: A Church Dividing Issue?: An Agreed Statement.

Available 2018 年 11 月現在.

<http://www.usccb.org/beliefs-and-teachings/ecumenical-and-interreligious/ecumenical/orthodox/filioque-church-dividing-issue-english.cfm>

Baptism: Baptismal Practice in an Ecumenical Context, in Thomas F. Best ed., *Baptism Today-Understanding, Practice, Ecumenical Implications*, Minnesota: A Pueblo Book, 2008, pp. 236-243.

Agreement between Reformation Churches in Europe (Leuenberg Agreement).

Trilingual edition with an introduction (bilingual), Frankfurt am Main: Verlag Otto Lembeck, 1993.

On the Doctrine and Practice of Baptism, in *Sacraments, Ministry, Ordination*, Frankfurt am Main: Verlag Otto Lembeck, 1995, pp. 31-45.

The Beginning of the Christian Life and the Nature of the Church-Results of the Dialogue between the CPCE and the EBF, in Wilhelm Hüffmeier and Tony Peck eds., *Dialogue between the Community of Protestant Churches in Europe (CPCE) and the European Baptist Federation (EBF)*, Frankfurt am Main: Verlag Otto Lembeck, 2005, pp. 9-29.

The Porvoo Common Statement.

Available 2018年11月現在.

http://www.porvoocommunion.org/porvoo_communion/statement/the-statement-in-english/

(聖公会・ルーテル共同委員会編『共同の宣教に召されて—聖公会・ルーテル教会の対話とヴィジョン』, 教文館, 2008.)

One Lord-One Faith-One Church: A Longing for One Baptism. The report from the bilateral conversations between The Church of Norway and The Baptist Union of Norway 1984-1989.

Available 2018年10月現在.

https://kirken.no/globalassets/kirken.no/church-of-norway/dokumenter/baptist_lutheran_1989.pdf

【邦文】

【ローマ・カトリック教会】

岩村清太訳編『秘跡について—トリエント公会議教理提要による—』, 中央出版社, 1966.

ピオ十二世・東大教養学部カトリック研究会訳・沢田和夫注解『ミステチ・コルポリス キリストの神秘体』, 中央出版社, 1965. 原典発表は1943年.

ヨハネ・パウロ二世・小田武彦・門脇輝夫訳『使徒的勧告 信徒の召命と使命』, カトリック中央協議会, 2006. 原典発表は1988年.

ヨハネ・パウロ二世・東門陽二郎訳『回勅 キリスト者の一致』, カトリック中央協議会, 1996. 原典発表は1995年.

第2バチカン公会議文書公式訳改訂特別委員会監訳『第二バチカン公会議公文書 改訂公

式訳』, カトリック中央協議会, 2013.

日本カトリック司教協議会教会行政法制委員会訳『カトリック新教会法典—羅和对訳』, 有斐閣, 1992. 原典発表は 1983 年.

日本カトリック司教協議会教理委員会訳・監修『カトリック教会のカテキズム』, カトリック中央協議会, 2002. ラテン語規範版は 1997 年発表.

日本カトリック典礼委員会編集『カトリック儀式書—成人のキリスト教入信式』, カトリック中央協議会, 2008. 初版は 1976 年. ラテン語規範版は 1972 年発表.

教皇庁キリスト教一致推進評議会・東門陽二郎訳『エキュメニズム新指針—その原則と規定の適用』, カトリック中央協議会, 1994. 原典発表は 1993 年.

アフリカ司教団「『適応の神学』から『受肉の神学』へ」, 宣教司牧司教委員会編集・監修『現代の教会と明日への福音宣教—一九七四年シノドス関係文書集—』, カトリック中央協議会, 1976, 55-58 頁.

<二次文献>

【欧文】

- Pablo R. Andiñach, Interpreting Our Faith-The Ecumenical Journey and the Consequence, in Thomas F. Best ed., *Faith and Order at the Crossroads. Kuala Lumpur 2004. The Plenary Commission Meeting*, Geneva: WCC Publications, 2005, pp. 270-278.
- The Archbishop of York, William Temple, in Leonard Hodgson ed., *The Second World Conference on Faith and Order Held at Edinburgh, August 3-18, 1937*, New York: The Macmillan Company, 1938, pp. 15-23.
- Augustinus, Sermo ad Caesariensis ecclesiae plebem, in *Corpus Scriptorum Ecclesiasticorum Latinorum*, Vol. 53, New York, 1910.
- Available 2018 年 11 月現在. <https://archive.org/details/corpscriptecclat53/page/n1>
- G. B. Beasley-Murray, The Authority and Justification for Believers' Baptism, in *Louisville Consultation on Baptism*, Geneva: WCC, 1980, pp. 63-70.
- G. K. A. Bell ed., *Documents on Christian Unity-A Selection from the First and Second Series, 1920-30*, London: Oxford University Press, 1955.
- G. K. A. Bell ed., *Documents on Christian Unity Fourth Series 1948-57*, London: Oxford University Press, 1958.
- Thomas F. Best ed., *Baptism Today-Understanding, Practice, Ecumenical Implications*, Minnesota: Liturgical Press, 2008.
- André Birmelé, Baptism and Unity in Ecumenical Dialogues, in Michael Root and Risto

- Saarinen eds., *Baptism and the Unity of the Church*, Cambridge, U.K.: William B. Eerdmans Publishing Company / Geneva: WCC Publications, 1998, pp. 104-129.
- Anscar J. Chupungco, Criteria for the Inculturation of Baptism, in Thomas F. Best & Dagmar Heller eds., *Becoming a Christian. The Ecumenical Implications of Our Common Baptism*, Geneva: WCC Publications, 1999, pp. 54-64.
- Yves Congar, tr. by John Bowden, *Diversity and Communion*, London: SCM Press Ltd., 1984. フランス語原典発表は1982年.
- Cyprianus, Epistulae, in G. F. Diercks ed., *Sancti Cypriani Episcopi epistularium 3C, Series Latina*, Turnhout: Belgium, Brepols Publishers, 1996.
- Joan Delaney, From Cremona to Edinburgh-Bishop Bonomelli and the World Missionary Conference of 1910, *The Ecumenical Review*, Vol. 52(3), 2000, pp. 418-431.
- George Dragas, *The Manner of Reception of Roman Catholic Converts into the Orthodox Church with Special Reference to the Decisions of the Synods of 1484 (Constantinople), 1755 (Constantinople), and 1667 (Moscow)*.
Available 2018年10月現在.
<http://orthodoxinfo.com/ecumenism/The-Manner-of-Reception-of-Roman-Catholic-Converts-into-the-Orthodox-Church-Fr-George-Dragas.pdf>.
- Joseph F. Eagan, S.J., The Authority and Justification for Infant Baptism, in *Louisville Consultation on Baptism*, Geneva: WCC, 1980, pp. 47-61.
- Harold E. Fey ed., *A History of the Ecumenical Movement Volume 2 1948-1968*, Oregon: Wipf and Stock Publishers, 2009.
- Paul Fiddes, The Baptism of Believers, in Thomas F. Best ed., *Baptism Today- Understanding, Practice, Ecumenical Implications*, Minnesota: Liturgical Press, 2008, pp. 73-80.
- Dagmar Heller, *Baptized into Christ-A Guide to the Ecumenical Discussion on Baptism*, Geneva: World Council of Churches, 2012.
- Dagmar Heller, Toward One Baptism-The Discussions on Mutual Recognition of Baptism in an International Perspective, *The Ecumenical Review*, Vol. 67(3), 2015, pp. 436-449.
- Maxwell E. Johnson ed., *Living Water; Sealing Spirit-Readings on Christian Initiation*, Minnesota: The Liturgical Press, 1995.
- Vasilios Karayiannis, A Reflection on the Study Document, in Thomas F. Best ed., *Faith and Order at the Crossroads. Kuala Lumpur 2004. The Plenary Commission Meeting*, Geneva: WCC Publications, 2005, pp. 139-141.
- Cardinal Walter Kasper, *Harvesting the Fruits-Basic Aspects of Christian Faith in*

- Ecumenical Dialogue*, New York: The Continuum International Publishing Group, 2009.
- Walter Kasper, Ecclesiological and Ecumenical Implications of Baptism, *The Ecumenical Review*, Vol. 52(4), 2000, pp. 526-541.
- Aidan Kavanagh, *The Shape of Baptism: The Rite of Christian Initiation*, Minnesota: The Liturgical Press, 1991 (originally published in 1978).
- Emanuel Lanne, O.S.B., Catholic-Orthodox Dialogue: in Search of a New Direction, *One in Christ*, Vol. 21(1), 1985, pp. 19-30.
- Kenneth Scott Latourette, Ecumenical Bearings of the Missionary Movement and the International Missionary Council, in Ruth Rouse and Stephen Charles Neill eds., *A History of the Ecumenical Movement Volume 1 1517-1948*, Geneva: World Council of Churches, 2004, pp. 353-402. 初版は 1954 年.
- Thorwald Lorenzen, Baptist and Ecumenicity with Special Reference to Baptism, in *Louisville Consultation on Baptism*, Geneva: WCC, 1980, pp. 21-45.
- F. Kabasele Lumbala, Black Africa and Baptismal Rites, in Thomas F. Best & Dagmar Heller eds., *Becoming a Christian. The Ecumenical Implications of Our Common Baptism*, Geneva: WCC Publications, 1999, pp. 36-40.
- Lewis S. Mudge, Convergence on Baptism, in Max Thurian ed., *Ecumenical Perspectives on Baptism, Eucharist and Ministry*, Geneva: World Council of Churches, 1983, pp. 33-45.
- Origenes, Homilia III: 5, in J. -P. Migne, *Patrologiae Cursus Completus. Series Graeca*, Vol. 12, pp. 841-842. Reprint of 1912.
- Kenan B. Osborne, *The Christian Sacraments of Initiation-Baptism, Confirmation, Eucharist*, New York: Paulist Press, 1987.
(ケナン・B・オズボーン著・太田実訳・石脇慶總監修『キリスト教入信の秘跡—洗礼・堅信・エウカリスティア』, 新世社, 2010.)
- John A. Radano, the Catholic Church and BEM, 1980-1989, *Mid-Stream*, Vol. 30(2), 1991, pp. 139-156.
- John A. Radano ed., *Celebrating a Century of Ecumenism-Exploring the Achievements of International Dialogue*, Geneva: World Council of Churches Publications, 2012.
- Konrad Raiser, The Future of the World Council of Churches and the Role of Faith and Order Within the Ecumenical Movement, in Thomas F. Best and Günther Gassmann eds., *On the Way to Fuller Koinonia-Official Report of the Fifth World Conference on Faith and Order*, Geneva: WCC Publications, 1994, pp. 168-174.
- John Reumann, Koinonia in Scripture: Survey of Biblical Texts, in Thomas F. Best and

- Günther Gassmann eds., *On the Way to Fuller Koinonia-Official Report of the Fifth World Conference on Faith and Order*, Geneva: WCC Publications, 1994, pp. 37-69.
- Michael Root and Risto Saarinen eds., *Baptism and the Unity of the Church*, Cambridge, U.K.: William B. Eerdmans Publishing Company / Geneva: WCC Publications, 1998.
- Ruth Rouse and Stephen Charles Neill eds., *A History of the Ecumenical Movement Volume 1 1517-1948*, Geneva: World Council of Churches, 2004. 初版は 1954 年.
- Brett Salkeld, A Catholic Perspective on Salvation, *One in Christ*, Vol. 46(1), 2012, pp. 72-78.
- Jorge A. Scampini, “We Acknowledge One Baptism...”: From the Church’s Statement of Faith to the Challenge to “Accept One Another Just as Christ Accepted Us”, in Thomas F. Best ed., *Faith and Order at the Crossroads. Kuala Lumpur 2004. The Plenary Commission Meeting*, Geneva: WCC Publications, 2005, pp. 111-122.
- Mark Searle, Infant Baptism Reconsidered, in Maxwell E. Johnson ed., *Living Water, Sealing Spirit-Readings on Christian Initiation*, Minnesota: The Liturgical Press, 1995, pp. 365-409.
- Francis A. Sullivan, *Salvation Outside the Church? Tracing the History of the Catholic Response*, Oregon: Wipf and Stock Publishers, 2002.
- Jeffrey A. Truscott, The Rite of Holy Baptism in the “Lutheran Book of Worship”, in Thomas F. Best ed., *Baptism Today-Understanding, Practice, Ecumenical Implications*, Minnesota: Liturgical Press, 2008, pp. 45-54.
- Lukas Vischer, The Ecumenical Movement and the Roman Catholic Church, in Harold E. Fey ed., *A History of the Ecumenical Movement Volume 2 1948-1968*, Oregon: Wipf and Stock Publishers, 2009, pp. 311-352.
- Gunter Wagner, Baptism from Accra to Lima, in Max Thurian ed., *Ecumenical Perspectives on Baptism, Eucharist and Ministry*, Geneva: World Council of Churches, 1983, pp. 12-32.
- Johannes Cardinal Willebrands, The Catholic Church and the Ecumenical Movement, *Mid-Stream*, Vol. 27(1), 1988, pp. 13-34.
- Susan K. Wood, *One Baptism-Ecumenical Dimensions of the Doctrine of Baptism*, Minnesota: Liturgical Press, 2009.
- The Roman Catholic Church and the First Assembly of the World Council of Churches, *The Ecumenical Review*, Vol. 1(2), 1949, pp. 197-201.
- Some Roman Catholic Voices about the First Assembly, *The Ecumenical Review*, Vol. 1(2), 1949, pp. 202-212.

【邦文】

- 加藤武訳『アウグスティヌス著作集 6 キリスト教の教え』, 教文館, 1988.
- 坂口昂吉・金子晴勇訳『アウグスティヌス著作集 8 ドナティスト論駁集』, 教文館, 1984.
- 茂原昭男・野町啓訳『アウグスティヌス著作集 12 神の国(2)』, 教文館, 1982.
- J. S. アリエタ「司祭的神の民、信徒の共通司祭職—『教会憲章』一〇—十一項をめぐって—」『カトリック研究』(上智大学神学会) 21号, 1972, 46-90頁.
- J. S. アリエタ「教会への所属と教会における救い—第二ヴァティカン公会議をめぐって—」『カトリック研究』(上智大学神学会) 55号, 1989, 97-126頁.
- 犬養道子『生ける石・信徒神学』(犬養道子自選集 6), 岩波書店, 1998. 単行本は 1984 年出版.
- 岩島忠彦『「教義」についての一考察』『カトリック研究』(上智大学神学会) 45号, 1984, 65-90頁.
- 岩島忠彦『キリストの教会を問う—現代カトリック教会論—』, サンパウロ, 2004.
- 江藤直純「エキュメニズムの大きな里程標『ルーテル教会・ローマカトリック教会 義認の教理に関する共同宣言』その歴史的意義と課題」『ルター研究』(ルーテル学院大学), 第7巻, 2001, 147-165頁.
- K. B. オズボーン著・太田実訳・石脇慶總監修『秘跡神学総論』, 新世社, 2006. 原典発表は 1988年.
- オリゲネス著・小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』, 創文社, 1990.
- 神田健次「付録『アーノルズハイン・テーゼ』について」, 日本基督教団宣教研究所編『聖餐』, 日本基督教団出版局, 1987, 177-182頁.
- 神田健次「現代のバプテスマ論の一考察—BEMを中心として」『神學研究』(関西学院大学神学研究会) 第41号, 1994, 73-103頁.
- 神田健次『現代の聖餐論—エキュメニカル運動の軌跡から—』, 日本基督教団出版局, 1997.
- 神田健次「知的障害者と聖礼典—エキュメニカルな視野から」『礼拝と音楽』94号, 1997, 22-26頁.
- 神田健次「エキュメニカルな聖餐論の研究史」『神學研究』(関西学院大学神学研究会) 第46号, 1999, 45-63頁.
- 神田健次「現代の諸教会におけるバプテスマ—エキュメニカルな視点から」『礼拝と音楽』116号, 2003, 16-20頁.
- 神田健次「二一世紀最初のエキュメニカルな神学的フォーラム—WCC 信仰職制全体委員会に参加して」『福音と世界』, 2004年11月号, 48-53頁.
- H. キュンク著・石脇慶総・角田信三郎訳『教会論 下』, 新教出版社, 1977. 原典発表は 1967年.
- 倉塚平「ラディカル・リフォーメーション研究史」, 倉塚平・田中真造・出村彰・萩原溢恵・

- 森田安一編訳『宗教改革急進派—ラディカル・リフォーメーションの思想と行動』, ヨルダン社, 1972, 5-61 頁.
- 小林信雄『洗礼—その起源と意義』, 新教出版社, 1956.
- 佐竹明訳『十二使徒の教訓』, 荒井献編『使徒教父文書』, 講談社, 1998, 27-40 頁.
- M. ザトラー著・出村彰訳「神の子らの兄弟の一致 (シュライトハイム信仰告白)」, 倉塚平・田中真造・出村彰・萩原溢恵・森田安一編訳『宗教改革急進派—ラディカル・リフォーメーションの思想と行動』, ヨルダン社, 1972, 167-188 頁.
- E. シュリンク著・宍戸達訳『洗礼論概説』, 新教出版社, 1988. 原典発表は 1969 年.
- R. シュルテ著・百瀬文晃訳「秘跡」(1)『神学ダイジェスト』(上智大学神学会) 62 号, 1987, 107-112 頁.
- 土屋吉正訳『聖ヒッポリュトスの使徒伝承: B. ボットの批判版による初訳』, 1983, 燦葉出版社.
- F. X. デュルウェル著・小平正寿訳『エウカリスティア—過越の秘跡』, サンパウロ, 1996.
- テルトゥリアヌス著・佐藤吉昭訳「洗礼について」, 上智大学中世思想研究所編訳・監修『中世思想原典集成 4 初期ラテン教父』, 平凡社, 1999, 40-76 頁.
- 徳善義和『『ロイエンベルク和協』について』『神学雑誌』(日本ルーテル神学大学) 第 8 号, 1973, 53-60 頁.
- 鳥巢義文「万人の救いと教会—『教会の外に救いはない』という命題の成立及び解釈史—」『南山神学』(南山大学文学部神学科) 第 16 号, 1993, 1-39 頁.
- 西原廉太『聖公会の職制論—エキュメニカル対話の視点から』, 聖公会出版, 2013.
- K. バルト著・宍戸達訳『教会の洗礼論』, 新教出版社, 2008. 原典発表は 1943 年.
- D. ボッシュ著・東京ミッション研究所訳『宣教のパラダイム転換 (上) 聖書の時代から宗教改革まで』, 新教出版社, 1999.
- 増田祐志「洗礼と教会」, 上智大学キリスト教文化研究所編『洗礼と水のシンボリズム—神の国のイニシエーション』, リトン, 2008, 131-162 頁.
- J. H. マッケンナ著・佐々木直子訳「幼児洗礼の神学的考察」『神学ダイジェスト』(上智大学神学会) 88 号, 2000, 68-79 頁.
- 宮川俊行「幼児洗礼と罪の赦し」『紀要』(純心女子短期大学) 第 31 集, 1994, 1-15 頁.
- ユスティノス著・柴田有・三小田敏雄訳『第一弁明、第二弁明、ユダヤ人トリュフォンとの対話(序論)』, 教文館, 1992.
- ルター著・成瀬治訳『キリスト教界の改善について—ドイツ国民のキリスト教貴族に与う』(『世界の名著』18), 中央公論社, 1982, 81-180 頁.
- H. W. ロビンソン著・高野進訳『バプテストの本質』, ヨルダン社, 1985.
- キリスト新聞社『キリスト新聞』, 1986 年 4 月 26 日.

『神学ダイジェスト』（上智大学神学会）117号, 2014.（特集 教会における信徒）

フランシスコ会聖書研究所訳注『聖書 原文校訂による口語訳 パウロ書簡 第一巻 ローマ人への手紙・ガラテヤ人への手紙』, フランシスコ会聖書研究所, 1973.

【事典・年鑑】

上智学院新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典』, オンライン.

新村 出編『広辞苑 第七版』, 岩波書店, 2018, LogoVista 事典.

キリスト教年鑑編集委員会編『キリスト教年鑑 2018年版（通巻第61巻）』, キリスト新聞社, 2018.

【電子資料】

ローマ教皇庁公式ウェブサイト

Available 2018年10月現在. <http://w2.vatican.va/content/vatican/en.html>

世界教会協議会 (WCC) 公式ウェブサイト

Available 2018年10月現在. <https://www.oikoumene.org/en>

教皇庁キリスト教一致推進評議会公式ウェブサイト

Available 2018年10月現在.

http://www.vatican.va/roman_curia/pontifical_councils/chrstuni/index.htm

カトリック中央協議会公式ウェブサイト

Available 2018年10月現在. <https://www.cbcj.catholic.jp/>

米国カトリック司教協議会公式ウェブサイト

Available 2018年10月現在. <http://www.usccb.org/>

改革派教会世界連盟公式ウェブサイト

Available 2018年10月現在. werc.ch/es/iglesias-miembro

ノルウェー教会公式ウェブサイト

Available 2018年10月現在. <https://kirken.no/nb-NO/church-of-norway/>

バプテスト世界連盟公式ウェブサイト

Available 2018年10月現在. <https://www.bwanet.org/>

ポルヴォー共同体公式ウェブサイト

Available 2018年10月現在. <http://www.porvoocommunion.org/>

ヨーロッパバプテスト連盟 (EBF)公式ウェブサイト

Available 2018年10月現在. www.ebf.org/index.php

ヨーロッパプロテスタント教会共同体 (CPCE)公式ウェブサイト

Available 2018年10月現在. <http://www.leuenberg.net/>

資料 (1)

ローマ・カトリック教会—他教会間対話報告書一覧

(1) 正教会—ローマ・カトリック教会間対話

1. O-RC I 1982 = *The Mystery of the Church and of the Eucharist in the Light of the Mystery of the Holy Trinity* (1982)⁵⁸²
2. O-RC II 1987 = *Faith, Sacraments and the Unity of the Church* (1987)⁵⁸³
3. O-RC III 1988 = *The Sacrament of Order in the Sacramental Structure of the Church* (1988)⁵⁸⁴
4. O-RC IV 1993 = *Uniatism: Method of Union of the Past, and the Present Search for Full Communion* (1993)⁵⁸⁵
5. O-RC V 2007 = *Ecclesiological and Canonical Consequences of the Sacramental Nature of the Church: Ecclesial Communion, Conciliarity and Authority* (2007)⁵⁸⁶
6. O-RC VI 2016 = *Synodality and Primacy During the First Millennium: Towards a Common Understanding in Service to the Unity of the Church* (2016)⁵⁸⁷

(2) ① 改革派教会世界連盟—ローマ・カトリック教会間対話

1. R-RC Ref I 1977 = *The Presence of Christ in Church and World* (1977)⁵⁸⁸
2. R-RC Ref II 1990 = *Towards a Common Understanding of the Church* (1990)⁵⁸⁹
3. R-RC Ref III 2005 = *The Church as Community of Common Witness to the Kingdom of God* (2005)⁵⁹⁰
4. R-RC Ref IV 2015 = *Justification and Sacramentality: The Christian Community as an Agent for Justice* (2015)⁵⁹¹

② 聖公会—ローマ・カトリック教会間対話

Anglican-Roman Catholic Preparatory Commission

1. A-RC Malta 1968 = *The Malta Report* (1968)⁵⁹²

ARCIC I (Anglican—Roman Catholic International Commission)

2. A-RC Eucharist 1971 = *Eucharistic Doctrine (Windsor Statement)* (1971)⁵⁹³
3. A-RC Ministry 1973 = *Ministry and Ordination (Canterbury Statement)* (1973)⁵⁹⁴

⁵⁸² *Growth in Agreement II*, pp. 652-659.

⁵⁸³ *Ibid.*, pp. 660-668.

⁵⁸⁴ *Ibid.*, pp. 671-679.

⁵⁸⁵ *Ibid.*, pp. 680-685.

⁵⁸⁶ *Growth in Agreement IV (1)*, pp. 5-12.

⁵⁸⁷ *Information Service*, Vatican City: Pontifical Council for Promoting Christian Unity, N. 148 (2016/II), pp. 70-73.

⁵⁸⁸ *Growth in Agreement I*, pp. 434-463.

⁵⁸⁹ *Growth in Agreement II*, pp. 780-818.

⁵⁹⁰ *Growth in Agreement IV (1)*, pp. 471-532.

⁵⁹¹ *Information Service*, N. 150 (2017/II), pp. 72-93.

⁵⁹² *Growth in Agreement I*, pp. 120-125.

⁵⁹³ *Ibid.*, pp. 68-72.

⁵⁹⁴ *Ibid.*, pp. 78-84.

4. A-RC *Authority I* 1976 = *Authority in the Church I (Venice Statement)* (1976)⁵⁹⁵
5. A-RC *Eucharist Elucidation* 1979 = *Elucidation of Eucharistic Doctrine* (1979)⁵⁹⁶
6. A-RC *Ministry Elucidation* 1979 = *Elucidation of Ministry and Ordination* (1979)⁵⁹⁷
7. A-RC *Authority I Elucidation* 1981 = *Elucidation of Authority in the Church I* (1981)⁵⁹⁸
8. A-RC *Authority II* 1981 = *Authority in the Church II (Windsor Statement)* (1981)⁵⁹⁹
9. A-RC FR *Preface* 1981 = *Preface to The Final Report* (1981)⁶⁰⁰
10. A-RC FR *Introduction* 1981 = *Introduction to The Final Report* (1981)⁶⁰¹
11. A-RC FR *Conclusion* 1981 = *Conclusion to The Final Report* (1981)⁶⁰²
12. A-RC ARCIC *Clarifications* 1993 = *Clarifications of Certain Aspects of the Agreed Statements on Eucharist and Ministry* (1993)⁶⁰³

ARCIC II

13. A-RC *Salvation* 1986 = *Salvation and the Church* (1986)⁶⁰⁴
14. A-RC *Church* 1990 = *Church as Communion* (1990)⁶⁰⁵
15. A-RC *Life in Christ* 1993 = *Life in Christ: Morals, Communion and the Church* (1993)⁶⁰⁶
16. A-RC *Gift* 1998 = *The Gift of Authority (Authority in the Church III)* (1998)⁶⁰⁷
17. A-RC *Mary* 2005 = *Mary: Grace and Hope in Christ* (2005)⁶⁰⁸

IARCCUM (International Anglican – Roman Catholic Commission for Unity and Mission)

18. A-RC *GTUM* 2006 = *Growing Together in Unity and Mission* (2006)⁶⁰⁹

⁵⁹⁵ Ibid., pp. 88-99.

⁵⁹⁶ Ibid., pp. 72-77.

⁵⁹⁷ Ibid., pp. 84-87.

⁵⁹⁸ Ibid., pp. 99-105.

⁵⁹⁹ Ibid., pp. 106-115.

⁶⁰⁰ Ibid., pp. 62-64.

⁶⁰¹ Ibid., pp. 64-67.

⁶⁰² Ibid., pp. 116-118.

報告書 1. A-RC *Malta* 1968 から 11. A-RC FR *Conclusion* 1981 まで一括して 1981 年に *Final Report* として発表された (*Growth in Agreement I*, pp. 61-129)。

聖公会－ローマ・カトリック教会日本委員会訳・編『聖公会－ローマ・カトリック教会国際委員会 最終報告』, 日本聖公会 エキュメニズム委員会・日本カトリック エキュメニズム委員会発行, 1984. (発行所オリエンズ宗教研究所.)

本論文では、聖公会－ローマ・カトリック教会間対話報告書 1. ～11、および 12、13、14、16. が日本聖公会と日本カトリック教会の公式訳である理由から、英語版を参考にしつつ翻訳本を使用する。

⁶⁰³ *Information Service*, N. 87 (1994/IV), pp. 237-242.

聖公会－ローマ・カトリック教会 日本委員会訳・編『聖公会－ローマ・カトリック教会国際委員会 「ユーカーリストと奉仕職に関する合意文書」の特定の問題点の明示』, 日本聖公会エキュメニズム委員会・日本カトリックエキュメニズム委員会, 1997.

⁶⁰⁴ *Growth in Agreement II*, pp. 315-325.

聖公会－ローマ・カトリック教会日本委員会訳・編『聖公会－ローマ・カトリック教会国際委員会 救いと教会』, 日本聖公会エキュメニズム委員会・カトリック中央協議会エキュメニズム委員会, 1990.

⁶⁰⁵ *Growth in Agreement II*, pp. 328-343.

聖公会－ローマ・カトリック教会 日本委員会訳・編『聖公会－ローマ・カトリック教会 国際委員会 交わりとしての教会』, 日本聖公会エキュメニズム委員会・カトリック中央協議会エキュメニズム委員会, 1993.

⁶⁰⁶ *Growth in Agreement II*, pp. 344-370.

⁶⁰⁷ *Growth in Agreement III*, pp. 60-81.

聖公会－ローマ・カトリック教会 日本委員会訳・編『聖公会－ローマ・カトリック教会 国際委員会 権威という賜物』, 日本聖公会エキュメニズム委員会・日本カトリック司教協議会エキュメニズム部門, 2001.

⁶⁰⁸ *Growth in Agreement III*, pp. 82-112.

聖公会－ローマ・カトリック教会国際委員会・聖公会－ローマ・カトリック教会合同委員会訳『マリアーキリストにおける恵みと希望』, 教文館, 2007.

⁶⁰⁹ *Growth in Agreement IV (I)*, pp. 117-148.

③ 世界メソジスト連盟－ローマ・カトリック教会間対話

1. M-RC *Denver* 1971 = *The Denver Report* (1971)⁶¹⁰
2. M-RC *Dublin* 1976 = *The Dublin Report* (1976)⁶¹¹
3. M-RC *Honolulu* 1981 = *Toward an Agreed Statement on the Holy Spirit* (1981)⁶¹²
4. M-RC *Nairobi* 1986 = *Towards a Statement on the Church (Nairobi Report, 1986)*⁶¹³
5. M-RC *Singapore* 1991 = *The Apostolic Tradition* (1991)⁶¹⁴
6. M-RC *Rio* 1996 = *The Word of Life: A Statement on Revelation and Faith* (1996)⁶¹⁵
7. M-RC *Brighton* 2001 = *Speaking The Truth In Love: Teaching Authority Among Catholics and Methodists* (2001)⁶¹⁶
8. M-RC *Seoul* 2006 = *The Grace Given You in Christ* (2006)⁶¹⁷
9. M-RC *Synthesis* 2010 = *Synthesis: Together to Holiness: 40 Years of Methodist and Roman Catholic Dialogue* (2010)⁶¹⁸
10. M-RC *Durban* 2011 = *Encountering Christ the Saviour: Church and Sacraments* (2011)⁶¹⁹
11. M-RC *the Call* 2016 = *The Call to Holiness: From Glory to Glory—Report of the Joint International Commission for Dialogue between the World Methodist Council and the Roman Catholic Church* (2016)⁶²⁰

④ ルーテル世界連盟－ローマ・カトリック教会間対話

1. L-RC *Malta* 1972 = *The Gospel and the Church (“Malta Report”)* (1972)⁶²¹
2. L-RC *Eucharist* 1978 = *The Eucharist* (1978)⁶²²
3. L-RC *Ways* 1980 = *Ways to Community* (1980)⁶²³
4. L-RC *Christ* 1980 = *All Under One Christ* (1980)⁶²⁴
5. L-RC *Ministry* 1981 = *The Ministry in the Church* (1981)⁶²⁵
6. L-RC *Luther* 1983 = *Martin Luther—Witness to Jesus Christ* (1983)⁶²⁶
7. L-RC *Unity* 1984 = *Facing Unity* (1984)⁶²⁷
8. *Church and Justification* 1993⁶²⁸
9. *JDDJ* 1999 = *Joint Declaration on the Doctrine of Justification* (1999)⁶²⁹

⁶¹⁰ *Growth in Agreement I*, pp. 308-339.

⁶¹¹ *Ibid.*, pp. 340-366.

⁶¹² *Ibid.*, pp. 367-387.

⁶¹³ *Growth in Agreement II*, pp. 583-596.

⁶¹⁴ *Ibid.*, pp. 597-617.

⁶¹⁵ *Ibid.*, pp. 618-646.

⁶¹⁶ *Growth in Agreement III*, pp. 138-176.

⁶¹⁷ *Growth in Agreement IV (I)*, pp. 279-323.

⁶¹⁸ *Ibid.*, pp. 325-349.

⁶¹⁹ *Ibid.*, pp. 351-399.

⁶²⁰ *Information Service*, N. 150 (2017/II), pp. 22-63.

⁶²¹ *Growth in Agreement I*, pp. 168-189.

⁶²² *Ibid.*, pp. 190-214.

⁶²³ *Ibid.*, pp. 215-240.

⁶²⁴ *Ibid.*, pp. 241-247.

⁶²⁵ *Ibid.*, pp. 248-275.

⁶²⁶ *Growth in Agreement II*, pp. 438-442.

⁶²⁷ *Ibid.*, pp. 443-484.

⁶²⁸ *Ibid.*, pp. 485-565.

⁶²⁹ *Ibid.*, pp. 566-582.

10. L-RC *Apostolicity* 2006 = *The Apostolicity of the Church* (2006)⁶³⁰
11. *From Conflict to Communion* 2013 = *From Conflict to Communion – Lutheran-Catholic Common Commemoration of the Reformation in 2017* (2013)⁶³¹

(3) バプテスト世界連盟－ローマ・カトリック教会間対話

1. B-RC *Summons* 1988 = *Summons to Witness to Christ in Today's World* (1988)⁶³²
2. B-RC *Word* 2010 = *The Word of God in the Life of the Church* (2010)⁶³³

ローマ・カトリック教会/ルーテル世界連盟・ルーテル/ローマ・カトリック共同委員会訳『義認の教理に関する共同宣言』, 教文館, 2004.

⁶³⁰ *Growth in Agreement IV (1)*, pp. 169-266.

⁶³¹ *Information Service*, N. 144 (2014/II), pp. 125-158.

一致に関するルーテル＝ローマ・カトリック委員会・ルーテル/ローマ・カトリック共同委員会訳『争いから交わりへ—2017年に宗教改革を共同で記念するルーテル教会とカトリック教会』, 教文館, 2015.

⁶³² *Growth in Agreement II*, pp. 373-385.

⁶³³ Available 2018年11月現在.

http://www.vatican.va/roman_curia/pontifical_councils/chrstuni/Bapstist%20alliance/rc_pc_chrstuni_doc_20101213_report-2006-2010_en.html

資料 (2)

第二バチカン公会議 公文書一覧⁶³⁴

	日本語 文書名	原典 略称
憲章	典礼憲章	<i>Sacrosanctum concilium</i>
	教会に関する教義憲章 (教会憲章)	<i>Lumen gentium</i>
	神の啓示に関する教義憲章	<i>Dei verbum</i>
	現代世界における教会に関する司牧憲章 (現代世界憲章)	<i>Gaudium et spes</i>
教令	広報メディアに関する教令	<i>Inter mirifica</i>
	カトリック東方諸教会に関する教令	<i>Orientalium ecclesiarum</i>
	エキュメニズムに関する教令	<i>Unitatis redintegratio</i>
	教会における司教の司牧任務に関する教令	<i>Christus dominus</i>
	修道生活の刷新・適応に関する教令	<i>Perfectae caritatis</i>
	司祭の養成に関する教令	<i>Optatam totius</i>
	信徒使徒職に関する教令	<i>Apostolicam actuositatem</i>
	教会の宣教活動に関する教令	<i>Ad gentes</i>
	司祭の役務と生活に関する教令	<i>Presbyterorum ordinis</i>
宣言	キリスト教的教育に関する宣言	<i>Gravissimum educationis</i>
	キリスト教以外の諸宗教に対する教会の態度についての宣言	<i>Nostra aetate</i>
	信教の自由に関する宣言	<i>Dignitatis humanae</i>

⁶³⁴ 第2バチカン公会議文書公式訳改訂特別委員会監訳『第二バチカン公会議公文書 改訂公式訳』, カトリック中央協議会, 2013 を参考に筆者作成。

資料 (3)

WCC、プロテスタント諸教会、ローマ・カトリック教会 対照年表 (No. 1)

年	WCC 総会・信仰職制委員会	プロテスタント諸教会	ローマ・カトリック教会	ローマ教皇
1896			レオ十三世 使徒的書簡『聖公会の職制』 (<i>Apostolicae Curae</i>)	レオ十三世 (1878-1903)
1903				ピオ十世 (1903-1914)
1910		エディンバラ世界宣教会議	エディンバラ世界宣教会議においてクレモナ司教ボノメリのメッセージが読まれる。	
1914				ベネディクト十五世 (1914-1922)
1920	ジュネーブ準備委員会			
1922				ピオ十一世 (1922-1939)
1927	第 1 回ローザンヌ信仰職制世界会議			
1928			ピオ十一世 回勅『モルタリウム・アニモス』 (<i>Mortalium Animos</i>)	
1934	『諸見解』(<i>Convictions</i>)			
1937	第 2 回エディンバラ信仰職制世界会議			
1939				ピオ十二世 (1939-1958)

資料 (3)

WCC、プロテスタント諸教会、ローマ・カトリック教会 対照年表 (No. 2)

年	WCC 総会・信仰職制委員会	プロテスタント諸教会	ローマ・カトリック教会	ローマ教皇
1943			ピオ十二世 回勅『キリストの神秘体』(<i>Mystici Corporis Christi</i>)	ピオ十二世 (1939-1958)
1948	WCC 第 1 回アムステルダム総会		『警告』 (<i>Cum compertum</i>)	
1949			指針『エキュメニカル運動』(<i>Ecclesia Catholica</i>) 『ボストン大司教にあてた聖務聖省(現在の教理省)の書簡』	
1951	『礼拝の方式: 信仰職制神学委員会報告書』(<i>Ways of Worship: The Report of a Theological Commission of Faith and Order</i>)			
1952	第 3 回ルンド信仰職制世界会議		第 3 回ルンド信仰職制世界会議 オブザーバーとして 4 名が参加。報告書には名前は記載されていない。	
1954	WCC 第 2 回エヴァンストン総会			
1957	オーバーリン北米信仰職制会議報告書	ドイツ福音主義教会のルーテル派-改革派 『アーノルズハイン・テーゼ』	オーバーリン北米信仰職制会議 オブザーバーとして 2 名のカトリック司祭が参加。名前が記載されている。	

資料 (3)

WCC、プロテスタント諸教会、ローマ・カトリック教会 対照年表 (No. 3)

年	WCC 総会・信仰職制委員会	プロテスタント諸教会	ローマ・カトリック教会	ローマ教皇
1958				ヨハネ二十三世 (1958-1963)
1959			ヨハネ二十三世 回勅『第二バチカン公会議開催』(<i>Ad Petri Cathedram</i>)	
1960	『一人の主、一つのバプテスマ』(<i>One Lord, One Baptism</i>)		教皇庁キリスト教一致推進事務局の設置。	
1961	WCC 第3回ニュー・デリー総会			
1962-1965			第二バチカン公会議	
1963	第4回モンテリオール信仰職制世界会議			パウロ六世 (1963-1978)
1965	WCC-ローマ・カトリック教会合同作業委員会設立		教皇パウロ六世-正教会総主教アテナゴラス一世 『共同宣言』 (1054年の相互破門を破棄)	
1967	ブリストル信仰職制全体委員会		『エキュメニズム指針(第1部)』	
1968	WCC 第4回ウブサラ総会 『バプテスマ・堅信・ユーカリスト』(1968年版) (<i>Baptism, Confirmation and the Eucharist</i>)		信仰職制委員会に加盟 ウブサラ総会に、信仰職制委員会のローマ・カトリック教会代表として初めて参加。	
1969			『幼児洗礼式』ラテン語規範版	

資料 (3)

WCC、プロテスタント諸教会、ローマ・カトリック教会 対照年表 (No. 4)

年	WCC 総会・信仰職制委員会	プロテスタント諸教会	ローマ・カトリック教会	ローマ教皇
1970			『エキュメニズム指針 (第2部)』	パウロ六世 (1963-1978)
1971	ルーヴァン信仰職制全体委員会 『バプテスマ・堅信・ユーカーリスト』 (1971年版) (<i>Baptism, Confirmation and Eucharist</i>) 『バプテスマに関するエキュメニカルな合意』 (<i>Ecumenical Agreement on Baptism</i>)			
1972			『成人のキリスト教入信式』ラテン語規範版	
1973		『ロイエンベルグ協約』 (<i>Agreement between Reformation Churches in Europe - Leuenberg Agreement</i>)		
1974	アクラ信仰職制全体委員会 『バプテスマ・聖餐・教会の職務の一致—一つなるバプテスマ・一つなる聖餐・たがいに承認された教会の職務—三つの合意文書 (アクラ文書)』 (<i>One Baptism, One Eucharist and a Mutually Recognized Ministry: Three Agreed Statements</i>)			
1975	WCC 第5回ナイロビ総会			

資料 (3)

WCC、プロテスタント諸教会、ローマ・カトリック教会 対照年表 (No. 5)

年	WCC 総会・信仰職制委員会	プロテスタント諸教会	ローマ・カトリック教会	ローマ教皇
1977	クレ・ベラル会議 『バプテスマ・ユーカリスト・職務に関するエキュメニカルなコンセンサスを目指して—諸教会への応答』(<i>Towards an Ecumenical Consensus on Baptism, the Eucharist and the Ministry—A Response to the Churches</i>)			パウロ六世 (1963-1978)
1978				ヨハネ・パウロ一世 (1978) ヨハネ・パウロ二世 (1978-2005)
1979	ルイスヴィル協議会		教皇ヨハネ・パウロ二世—正教会総主教ディミトリオス一世 『共同宣言』 ローマ・カトリック教会—正教会間共同委員会の発足	
1982	リマ信仰職制全体委員会 『バプテスマ・聖餐・職務(リマ文書)』(<i>Baptism, Eucharist and Ministry</i>)			
1983	WCC 第6回バンクーバー総会		『カトリック新教会法典』	
1986-1988	『リマ文書』に対する諸教会の応答(<i>Churches Respond to BEM: I~VI</i>)			

資料 (3)

WCC、プロテスタント諸教会、ローマ・カトリック教会 対照年表 (No. 6)

年	WCC 総会・信仰職制委員会	プロテスタント諸教会	ローマ・カトリック教会	ローマ教皇
1988			ヨハネ・パウロ二世 使徒的勸告『信徒の召命と使命』	ヨハネ・パウロ二世 (1978-2005)
1989	ブダペスト信仰職制全体委員会 『バプテスマ・ユウカリスト・職務：一致への継続する呼びかけ：信仰職制委員会による諸教会に向けた声明』 (<i>Baptism, Eucharist and Ministry: The Continuing Call to Unity: A Statement by the Faith and Order Commission Addressed to the Church</i>)	ノルウェー教会—ノルウェーバプテスト連盟 『一人の主、一つの信仰、一つの教会：一つのバプテスマを切望する』(<i>One Lord-One Faith-One Church: A Longing for One Baptism</i>)	教皇ヨハネ・パウロ二世—聖公会ランシー—カンタベリー大主教 『共同宣言』	
1990	『洗礼・聖餐・職務 1982—1990：経過と応答報告』 (<i>Baptism, Eucharist & Ministry 1982-1990-Report on the Process and Responses</i>)			
1991	WCC 第 7 回キャンベラ総会 『キャンベラ一致声明』 (<i>The Unity of the Church as Koinonia: Gift and Calling</i>) (<i>The Canberra Unity Statement</i>)			
1992		英国・アイルランドの諸聖公会—北欧・バルト諸国の諸ルーテル教会 『ポルヴォー共同声明』(<i>The Porvoo Common Statement</i>)		
1993	第 5 回サンチャゴ・デ・コンポステーラ信仰職制世界会議		『エキュメニズム新指針—その原則と規定の適用』	

資料 (3)

WCC、プロテスタント諸教会、ローマ・カトリック教会 対照年表 (No. 7)

年	WCC 総会・信仰職制委員会	プロテスタント諸教会	ローマ・カトリック教会	ローマ教皇
1994	クレ・ベラル信仰職制常任委員会 ディッチングム協議会 『祈りの法は信仰の法—礼拝におけるコイノニアを目指して』(So We Believe, So We Pray-Towards Koinonia in Worship)	ロイエンベルク教会 共同体 『バプテスマの教義と執行』(On the Doctrine and Practice of Baptism)		ヨハネ・パウロ二世 (1978-2005)
1995	エキュメニカル研究所 (ボセー) 「『リマ式文』ワークショップ」(Eucharistic Worship in Ecumenical Contexts. The Lima Liturgy-And Beyond)		ヨハネ・パウロ二世 回勅『キリスト者の一致』	
1996	モシ信仰職制全体委員会			
1997	ファヴェルジュ協議会 『キリスト者になること—共通のバプテスマのエキュメニカルな意味合い』 (Becoming a Christian. The Ecumenical Implications of Our Common Baptism)		『カトリック教会のカテキズム』ラテン語規範版	
1998	WCC 第 8 回ハラレ総会 グランシャン企画委員会 『土の器の中にある宝—解釈学に関するエキュメニカルな省察のための一つの手がかり』(A Treasure in Earthen Vessels-An Instrument for an Ecumenical Reflection on Hermeneutics)			

資料 (3)

WCC、プロテスタント諸教会、ローマ・カトリック教会 対照年表 (No. 8)

年	WCC 総会・信仰職制委員会	プロテスタント諸教会	ローマ・カトリック教会	ローマ教皇
1999		ローマ・カトリック教会/ルーテル世界連盟 『義認の教理に関する共同宣言』		ヨハネ・パウロ二世 (1978-2005)
		北米正教会ーカトリック神学協議会 『バプテスマおよび「秘跡的オイコノミア」：同意声明』 (<i>Baptism and 'Sacramental Economy': An Agreed Statement</i>) (バプテスマの相互承認)		
2000	ブラハ協議会 『バプテスマの秘跡的な局面』 (<i>The Sacramental Dimension of Baptism</i>)			
2001	第2 ファヴェルジュ協議会 『一つのバプテスマ：キリスト教入信の相互承認を目指して』 (<i>One Baptism: Towards Mutual Recognition of Christian Initiation</i>)			
2003		北米正教会ーカトリック神学協議会 『フィリオクエ：教会分裂の問題か？：同意声明』 (<i>The Filioque: A Church Dividing Issue?: An Agreed Statement</i>)		
		ヨーロッパプロテスタント教会共同体の結成		
2004	クアランプール信仰職制全体委員会 WCCーローマ・カトリック教会合同作業委員会 『共通のバプテスマの教会論的・エキュメニカルな意味合いーJWG 研究』 (<i>Ecclesiological and Ecumenical Implications of a Common Baptism: A JWG Study</i>)	ヨーロッパプロテスタント教会共同体ーヨーロッパバプテスマ連盟 『キリスト教的生活の開始と教会の本質』 (<i>The Beginning of the Christian Life and the Nature of the Church</i>)		

資料 (3)

WCC、プロテスタント諸教会、ローマ・カトリック教会 対照年表 (No. 9)

年	WCC 総会・信仰職制委員会	プロテスタント諸教会	ローマ・カトリック教会	ローマ教皇
2005	『神学的人間学に関するキリスト教的観点』(<i>Christian Perspectives on Theological Anthropology-A Faith and Order Study Document</i>)		米国カトリック司教協議会 <i>Co-Workers in the Vineyard of the Lord-a Resource for Guiding the Development of Lay Ecclesial Ministry</i>	ベネディクト十六世 (2005-2013)
2006	WCC 第9回ポルト・アレグレ総会			
2007		米国カトリック司教協議会—改革派 『生ける水』(<i>These Living Waters: Common Agreement on Mutual Recognition of Baptism</i>)		
2010		米国カトリック司教協議会—改革派 バプテスマの相互承認		
2011	『一つのバプテスマ：相互承認を目指して—研究文書』 (<i>One Baptism: Towards Mutual Recognition-A Study Text</i>)			
2012	『教会—共通のヴィジョンを目指して』(<i>The Church: Towards a Common Vision</i>)			
2013	WCC 第10回釜山総会	一致に関するルーテル=ローマ・カトリック委員会 『争いから交わりへ—2017年に宗教改革を共同で記念するルーテル教会とカトリック教会』		フランシスコ (2013-)